

社会臨床雑誌

1994年12月25日

第2巻第3号

はじめに..... 日本社会臨床学会編集委員会 (1)

「障害児の親」の存在証明に関する社会学的考察 石川 准 (3)
反撃する知能遺伝主義者たち 真田 孝昭 (11)
新しい分離教育の潮流 三浦 高史 (21)
差別問題への関心 多田 敏行 (27)

〈「映画と本」で考える〉

映画を読む試み(一) 武田 秀夫 (33)
「1991年 アメリカ合州国の夏」を読んで 青木 照武 (40)
「障害児教育のパラダイム転換—統合教育への理論研究」を読みつつ考える(1)
..... 林 延哉 (42)

「人間と農」その4 明峯 哲夫 (52)
社会的装置としての育児日記(2) 横山 浩司 (61)
自己教育力とカウンセリング(IV) 中島 浩籌 (72)
母子関係論の素顔(その2) 小沢 牧子 (79)
日本臨床心理学会改革20年を振り返る(5) 篠原 睦治 (90)

精神医療の現況における厚生省コ・メディカル国家資格化の問題

..... 赤松 晶子、我妻 夕起子、三輪 寿二、寺田 敬志 (104)

〈“ここの場所”から〉

「現実」という言葉と精神医療 今給黎 光子 (113)
教室における関係性への一視点 向井 吉人 (115)
“ゆうゆう”誕生願末記 嶺 昭子 (117)
たかがPTA・されどPTA 味岡 尚子 (120)
“共生”を考える 工藤 定次 (122)

日本社会臨床学会「三重の集會」へのご案内 (表紙ウラ)

日本社会臨床学会第3回総会(京都総会)の概要 (裏表紙ウラ)

投稿のお願い (125)

編集後記 (126)

- 期 日 ■ 1995年 2月 11日(土) / 12日(日)
- 場 所 ■ 三重大学 医学部 臨床第3講義室
- 主 催 ■ 日本社会臨床学会運営委員会・「三重の集会」実行委員会
- 参加費 ■ 2000円 … できるだけ事前に、「参加券」をお求めください。

各地での開催の試みの第一弾として上記の集会を開催します。全国より、大勢の皆さんのご参加をお待ちいたします。

■ 第1日… 2月11日(土)

《開会行事》 …主催者あいさつ 午後1時～
日本社会臨床学会 運営委員長 寺田 敬志 神奈川・「三重の集会」 実行委員長 荒川 哲郎 三重

《シンポジウム》 午後1時20分～

討議テーマ **いま、障害観を問う**
 —「障害」は「個性」と言ってよいか?—

「国際障害者年」で提唱された「障害観」以来十余年。今は「障害は個性」といった言葉だけが、満足な検討もされないまま飛びかっています。あらためて、「障害」をどのようなものと捉えるのかしっかり考え合ひましょう。活発な発言/提言を期待します。

- 問題提議 宮崎 吉博 (三重県同和教育研究協議会・三重)
- 司 会 長野 文昭 (三重県立西日野養護学校・三重)
- シンポジスト
 篠原 睦治 (和光大学・東京) 木之下 孝利 (健全児と障害児の合同保育所づくりをすすめる会・広島)
 吉田 朱美 (障害者自立センターつかいぼう・岐阜) 岩森 真一 (浜島町立浜島小学校・三重)
 米本 俊哉 (三重県立杉の子養護学校・三重)

《交流会》 午後6時～ レストランサングリア (三重県教育文化会館)

- 自由な学会にふさわしい、楽しい交流会にしたいと思います。
- 会費(¥.3000程度)を、別途、ご用意ください。

■ 第2日… 2月12日(日)

《映画と講演で考える》 午前9時～

- 映 画 **さようならCP 徒加カクシヨ** 1972年
- 講 演 **障害、地域、冤罪**
 —ありのままを受け入れることのむずかしさ—
浜田 寿美男 (花園大学) 京

(講師紹介) 日本社会臨床学会会員。1947年生まれ。発達心理学批判とともに、冤罪事件に関わって、供述・自白の問題に取り組む。甲山事件第1審特別弁護人。

《閉会行事》 ~午後0時30分終了予定

■ 参加券・宿泊の申し込みについて

- 【三重の集会事務局担当】 河瀬 光 〒510-03 三重県安芸郡河芸町上野2963 上野小学校内
 昼間 ☎ 0592-45-1137 (夜間自宅 ☎ 0592-65-4617)
- 【日本社会臨床学会 事務局】 林 延哉 〒243-04 浜老名市中央2-5-34-703 ☎ 0462-34-5447
- 【宿泊案内担当】 西谷 嘉修 稲葉養校 ☎ 0592-52-1221 (夜間自宅 ☎ 0592-24-5650)
- 【宿泊申込締切】 95年1月末日 (津グリーン・ホテル シングル¥.6300 ツインもあり)

■ 詳しくは、「社会臨床ニュース」第16号をごらんください。

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

まず、2つの表紙裏(ひとつは、すぐ左のページなのだが)を見てほしい。2つの集会のお誘いが載っている。どちらも2日間の集会。そして、開催場所に注目してほしい。三重と京都。雑誌というのは、その一冊で、居ながらにして、日本縦断、いや世界縦断ができるという特権をもっている。これまで、社臨は、雑誌のこの特権性に頼ってきたのだが、そろそろ関東近辺から動きだし、実際に顔を合わせ、お互いの声を聞き、言葉を交わし合って、新たな出会いをつくっていかう、という時期にさしかかっている。

言うまでもないことだが、そうした直接的・感覚的な出会いと、雑誌という文字(書き言葉)を通しての出会いに、優劣があるわけではない。ただ、語り合うという一回性でありながらしっかりと根がつくような、新たな場所での新たな出会いも、今後できる限り求め続けていきたいと心から願っている。

さて、本号について紹介させて顶きたい。

石川さんは、「障害児をもつ母親」が、社会の要求する適応装置であるアイデンティティという存在証明と拮抗しながら自分の価値を見い出していく方向性を論じている。真田さんの論文は、人種差別などを合理化するために、知能の遺伝性を主張してきた一派のリファレンスを提示し、その流れを批判している。三浦さんは、児童相談所の場合から、普通教育と養護教育の分離・分断から新しい分離・分断の方向が教育の中に進みつつあることを指摘している。多田さんは、差別問題への動機について、差別者・被差別者といった区分けを相対化しつつ、丁寧に論じている。

<「映画と本」で考える>は、映画評が1つ、書評が2つになっている。映画の方は、武田さんが、時代状況に即した映画への新たな関わりを提起しようと、長編の文章を寄せていて、さらに連載にしようとしている。本の方でも、林さんが、やはり連載にしようとしている。また、青木さんが「1994年、アメリカ合州国の夏」について語っている。新しい試みもあって、本号では、この欄を前の方に持ってきたみたが、いかがなものだろうか。

今回で終了する連載が3本ある。明峯さんの「人間と農」、中島さんの「自己教育とコミュニケーション」、そして篠原さんの「日臨心改革20年をふりかえって」である。いずれも楽しみにしておられた読者が多かったと思う。それらは、日臨心以来のテーマを継承しつつ、社臨において新たな展開を狙うもので、まさに、連続と非連続、継承と展開という社臨のスタンスを表現してきたと言えるだろう。また、横山さんも今回でひと区切りである。横山さんは、育児日記を通して、小沢さんは「おかえりなさい言説」を通して、母親・女性の在り方が社会の中で規定されていく流れを伝えている。

そういった意味では、精神医療の現場にいる4人の国家資格化批判の論文も、社臨のなかでは、連続と非連続、継承と展開のテーマである。

だから、本号は、終焉を迎えるものと新たな提起を行うものが入り交じっている。終焉は再出発であり、新たな提起でもある。そして、新たな提起はひとつの終焉に向かって動き始める。そうした継承と展開に彩られた円環が一人のテーマとしてだけでなく、書く人と読む人との円環にもなっていくことが、何よりの願いである。

“この場所から”には、5名の方に登場してもらっている。医療や教育の現場などから、各々のしごと、活動を通しての想いや思索が載っている。さらに、多くの方々から、肩の力を抜いて、日常のなかでの想いを寄せて頂ければ、と切に願っている。

さて、この雑誌も、本号で2年目の発行分を終えることになる。1995年に入って、社臨の活動範囲を拡大させていくところでもあり、本誌としても、今後、さらにいろいろな分野からの思索を掲載したいと思っている。読者のみなさんの御協力を心より、お願いしたい。

最後になりましたが、「明けましておめでとうございます」。

「障害児の親」の存在証明に関する社会学的考察

石川 准 (静岡県立大学)

1 悲嘆の過程からの脱出

一般に親にとって子供の誕生は至福のとき、このうえもない喜びの瞬間である。ところで普通、親の喜びのなかには、子供が「無事」に、「健康」に産まれてきたことへの安堵感が含まれる。家族、親族、友人、看護婦や医師からの祝福の言葉にも同じ意味が含まれている。もちろん、「無事」に、「健康」に産まれるとは、障害なしに「五体満足」に産まれるという意味である。「元気な赤ちゃんですよ！」という看護婦が母親や父親に対して最初に行なう子供の誕生報告は、一見してわかるような奇形等の可視的な障害は発見されないという報告でもある。ところがそうした「願い」や「希望」に反して、子供に先天的な障害のあることが発見されることがある。あるいは後天的に障害を負うことがある。親たちは一様にうちめされる。世界中の不幸を自分たち親子が一身に負ったかのように絶望する。よりによって自分の子供と自分たち家族をそのような不幸が見舞おうとは、まさか自分の子供が「障害児」としてこの世に産まれてこようとは、まさか自分が「障害児の母親」や「障害児の父親」になるとは、いくらかの心配はしていても、そのようなことが現実になるとは思ってもみなかったのである。

親による子供の障害の受容に関して、〈悲嘆の過程〉と呼ばれる理論がある。クラウス (M. Klaus) ら⁽¹⁾は〈悲嘆の過程〉を、1. ショックの段階、2. 否認の段階、3. 悲しみと怒りの段階、4. 適応の段階、5. 再起の段階の5段階に分けている。そして、障害児を持った親たちは、この5段階の過程を経て、子供の障害や自分たちが障害児の親であることを受け入れていくと主張している。

たしかに、慢性的抑鬱や悲しみの断続的ふりかえしはあっても、徹底的な絶望はそう長くは続かず、親たちは気をとりなおし子供の世話を始め、再び仕事に向かうのが普通である。そして、最初の絶望感や無力感からたちなおった親は、子供をあらゆる苦難から全力で守りぬくのが自分の使命だと感じるようになる。そうした使命感を強めることで、動揺や無力感や罪責感を補償しようとする。子供のために何をすればよいのか、何をしてやらなければならないのか、親の関心はその一点に集中していく。仕事を持っていた母親の多くは仕事を辞め育児に専念する。子供の世話は育児や家事を超え、一種宗教的な意味すら帯びる。父親も職業上の成功を断念し、仕事中心の人生設計を見直して子供のために生きようと決意する。

だが〈悲嘆の過程〉という理論ははたして親たちによる障害児の受容過程を正しく捉えているのだろうか。要田洋江が批判しているように⁽²⁾、〈悲嘆の過程〉という考え方は、障害児の親たちは最初は一様に衝撃を受け強い悲しみや怒りを感じるが、やがてそのことに慣れ、悲しみはその慣れとともに鎮まっていく、と述べているにすぎないのではないだろうか。悲しみは鎮静化しても、子供の障害を「不幸」、「発達の遅れ」、「克服すべきもの」、「劣等性」などとする認識枠組や価値観の変容については何も言及されていない。

もし認識枠組や価値観は変わらないのであれば、たとえ〈悲嘆の過程〉の最終過程である再起の段階に一旦到達しても、進学、卒業後の進路の問題、親亡き後の問題など、新卒の深刻な問題が顕在化し切実な問題となるごとに、この〈悲嘆の過程〉は繰り返されることになる。障害児の親たちは〈悲嘆の過程〉という無限ループを永久に回る「不幸」な存在なのだということ

となる。実際、障害児の親たちには継続的なカウンセリングが必要だと指摘するカウンセリングの専門家もいる。

一口に障害児の親あるいは母親といっても、子供の障害の特徴(重度/軽度、身体/知的/精神)によっても異なるが、それより何より、障害のある子供を持ちその子供を育てるという自分の体験をどのように受け止めるかによって決定的に異なる。この論文では、障害のある子供を育てるという体験を通して親たちが自分の価値観、枠組、存在証明の方法⁽³⁾を変更し(健全者の論理)からすこしづつ自分を解放していくことで(悲嘆の過程)の無限ループから脱出していくということを、フィールドワークで得た知見を根拠に論じる。しかしそれは一般論ではない。平均的な過程を記述しようというのでもない。「多様性の祝福」、「共生の思想」の創造へと向かう契機を示すのが目的である。

2 社会は存在証明を要求する

子供に障害が発見されたときから、親たちは「障害児の親」として扱われる。最初親たちは、「障害児の親」という同情や哀れみの対象となる社会的地位を自分のアイデンティティとすることを拒む。レイン(R.D. Laing)は「女性は、子どもがなくては母親になれない。彼女は、自分に母親のアイデンティティを与えるためには、子供を必要とする⁽⁴⁾」と述べたが、それと同じ理由で、障害児の親たちは、「障害児の親」というアイデンティティを拒否しようとして子供の障害を否定する。しかし、「障害児の親」は、それを恥じるにせよ誇りと感じるにせよ、やがてはもっとも中心的なアイデンティティとして引き受けられていく。「障害児の親」を拒否することで存在証明を守ろうとしていたのを止めて「障害児の親」として適切にふるまうことによって再び存在証明を達成しようとするのである。

では「障害児の親」としての適切なふるまいとは何か。それは近代社会が親とりわけ母親に要求する一般

的な役割を増幅・拡大させたものである。すなわち、愛情深い親であること、子供の育児と世話に責任を持つ親であること、子供が社会の迷惑にならないように子供の監視を怠らない親であることなどである。

価値あるアイデンティティを失うとき、否定的なアイデンティティを得てしまったとき、人はアイデンティティ問題に直面する。直面した人は、さまざまな方法を駆使してアイデンティティを管理する。四つの方法があることを指摘する。

存在証明の第一の方法は〈印象操作〉である。人は知られると否定的に評価される負のアイデンティティを隠す。価値あるアイデンティティの持主であるように装うことも人が日々行なっている常套手段である。隠し見せかけること、これが印象操作である。

存在証明の第二の方法は〈補償努力〉である。社会的威信の高い集団への所属を達成するとか能力や資格を身に付けるというように、価値あるアイデンティティを実際に獲得することで、無価値な自分を返上しようとするのがこれである。

存在証明の第三の方法は、〈他者の価値剥奪〉あるいはもっと端的に〈差別〉である。価値の相対性あるいは相互背反性ということを前提にすれば、自分に価値を結び付けるという積極的な方法を探らなくとも、人から価値を奪うという消極的な方法によっても存在証明は実現できる。人—特に存在証明がうまくいかず躍起になっているときの人—があれほど差別的なのは、差別にはこうした機能があるからである。

ゴッフマン(E. Goffman)の描く「アサイラム」においては、医師や看護士や看守などの施設職員は、患者や受刑者などの施設被収容者の自己尊厳を徹底的に奪う。それまで外部世界において被収容者の「常人」としてのアイデンティティを証明してきたアイデンティティ・キット、生活習慣、権利や特権などを組織的に剥奪し、代わりに、ユニフォームやID番号や大量の規則や服従儀礼や辱め行為とともに、「患者」や「囚人」というのっぺらぼうの負のアイデンティティを押し付ける⁽⁵⁾。

存在証明の第四の方法は、〈価値の取り戻し〉であ

る。これまで否定的に評価されてきた自分の社会的アイデンティティの価値を肯定的なものへと反転させることで、自分の価値を取り戻そうとするのがこれである。価値の取り戻しを成功させるには、他者に働きかけて、他者が抱く評価の枠組そのものの修正を実現しなければならない。しかし、所与の評価枠に依存して存在証明を実践している他者が自発的に修正に応じることはまずない。存在証明と存在証明が衝突する場合には、価値の取り戻しは、必然的に価値をめぐる対立や闘争を招く。一方アイデンティティ問題を共有し(あるいは共感し)、存在証明の方法においても価値の取り戻しへの志向を共通に持つ人々は、相互承認のネットワークを組織し、価値の取り戻しを効果的に実現しようとする⁽⁶⁾。

こうして人は存在証明のために、演じ、補い、人をおとしめる。あるいは価値を取り戻そうとする。しかし、これらの方法にはそれぞれなりの難点や限界がある。第一の方法、印象操作には、それに依存すればするほど内心の自己嫌悪が増すという再帰的な増幅作用が作動するという問題が付きまとう。人は、社会的アイデンティティ、ゴッフマンのいう面子(face)を維持しようとして、成りすまし、身元隠しのような印象操作を実践するのだが、印象を操作しなければ存在証明が破綻してしまうという自分の事情、だからこそ現に印象操作を実行しているという事実は、自己欺瞞する術もなく、「わたし」の自尊心を激しく傷つける。隠蔽し偽装しようとしているアイデンティティは、益々自分の「本質」となっていく。

第二の方法、補償努力にも似た難点がある。そもそも、補償努力で実現できることは、たかだか存在証明の差し引き勘定を好転させることでしかない。補償努力によって得られるのは「彼は……にしては……だ」あるいは「彼女は……だが……だ」という評価にすぎない。人は依然として自己の存在証明を脅かす負のアイデンティティを抱えたままである。負のアイデンティティが消し去れない以上、人は補償努力を永久に続けなければならない。

第三の方法、他者の価値剥奪には、積極的な存在証

明ではないという限界がある。この方法によって達成されるのは、自分が負の価値を帯びた存在ではないという消極的かつ相対的な存在証明だけであって、自分の絶対的な価値が証明できるわけではない。それに自分の存在証明のために他者をおとしめていることが「自覚」されれば、「わたし」の存在証明は益々危うくなる。

第四の方法、価値の取り戻しは、つい昨日まで信じこんでいた価値体系を根本から否定して組み立てなおそうとする困難な方法である。自分の価値体系だけではない。他者の価値体系の変更も同時に引き起こさなければ価値の取り戻しは十全には実現しない。しかし、存在証明は相剋的に運動しているから、だれかが存在証明のしかたを劇的に変更したり、価値の反転を大胆に企てると、それまで存在証明を達成していた他者の存在証明が脅かされることになりやすい。したがって価値の取り戻しは、負の社会的サンクションを被りやすい。

ところで、そもそも人が存在証明に躍起になるのは、社会がそれを要求するからである。しかも社会は、漠然と存在証明を要求するのではなく、社会成員の属性ごとに特定の項目に重みを付けながら一たとえば男性成員には能力の証を、女性成員には愛の証を求めるといように一、存在証明の方法、形式、手段などにいたるまで事細かく価値づけし、社会成員の行動を水路づけ、管理し、限定し、秩序を調達している。信仰、愛国心、忠誠心、正義、有能、勇敢、愛情等々、どれもこれもそうである。要するに存在証明は社会システムに織り込まれた一つの重要な権力装置なのである。

だからこそ、もし自分という存在そのもの、アイデンティティ抜きの「本来」の自分に価値を実感することができれば、存在証明は不要になり、人はその分社会的権力から自由になる。これをく存在証明からの自由と呼び、存在証明のための方法(とくに価値の取り戻し以外の方法)と区別する。

3 社会のエージェントとしての親から障害者とともに

に生きる親へ

これまでの障害者運動は、障害者の自立を阻む存在として親を描いてきた。親は子供を差別・排除する社会の現場監督、エージェントとしての役割を担わされているという指摘である。脳性マヒ者の運動体の「青い芝」のリーダーであった横塚晃一が、「泣きながらも、親不幸を詫びながらも、親の偏愛をけつとばさなければならないのが、われわれの宿命である」⁽⁷⁾と述べたのは有名である。

子供は自由を求める、しかし、親の愛情は子供の自由を許さない。愛情を注ぐことと監視することが親の役割だからである。とりわけ障害児の親は子供に関わる一切に対して責任を負わされている。もし、障害を持った子供をその子供の自由にさせて、「何か」がおきた場合には、親は社会から厳しく批判される。それも単なる非難ではなく、親の資格を疑われ、その愛情を疑われる。そうなれば「障害児の親」としての存在証明は大きく破綻する。

もちろん親が子供を自由にさせておけないのは、親の責任が問われているからである以前に、子供のことが不憫でならないからである。障害のある我が子が辛い思いをしないように、幸福でいられるように、せめて自分が元気なうちはできるだけのことをしてやりたい、全力で守ってやりたいと痛切に願っているからである。しかし、「不憫」という親の心情には、障害者を差別・排除する社会の現実を憂慮する気持ちとともに、その社会が産出し続けてやまない障害者を哀れむべき者とみなす見方がすでに織り込まれている。「偏愛」すること、必要以上に手を出すこと、心配することは、いわば「健常者の論理」という鎖で子供を自分もろともに縛りつける行為である。自立性を確保しようとした障害者はこのことに危機感を覚えたのである。

それからもう一つ、母親には障害を持つ子を産んでしまったという罪責感がある。このような罪責感が成立するのは、障害が社会から否定的なものとして価値づけられているからであり、母親に障害児を産んだ責

任が負わせられているからである。そのため母親はなおさら子供との閉鎖的な空間を作らざるをえなくなる。社会は母親に愛情の証を要求する。母親は愛情深い母親であることによって存在証明を達成しようとする。子供が健常児であれば、育児や家事の少々の手抜きや省略が親の愛情深さを脅かすことはまずないが、子供が障害児となると事情は全く異なる。子供に障害を負わせたのは自分だという罪責感が、子供の世話をする行為に、贖罪という意味を付け加える。障害者は、そのような罪責感自分たちを「あってはならない存在」とする通念を再生産するものだと感じ、親の愛情をけつとばそうとする。

横塚はなぜ「泣きながらも、親不幸を詫びながらも」と言ったのだろうか。「恩知らず」という誤解を恐れたのか、自らの主張がラディカルすぎたと思ったのか。そうではあるまい。愛やヒューマンズムを根拠とする行為はいとも簡単に正当性を獲得することができる。愛が介在していたと認められると、たとえ罰せられるべき結果を招いた行為であっても情状酌量される。そのため、そうした行為の自由度（許容される範囲）は途方もなく膨らむ。だから逆に、愛やヒューマンズムの受け手の側が確保できる自由度は、その分だけ極端に狭められる。障害者役割には、もっとも基本的な規範として、愛やヒューマンズムへの服従がしっかりと刻印されている。愛ゆえの行為やヒューマンズムゆえの行為を批判したりはねのけたりすることに強い罪悪感が付きまとうのはそのためである。

愛やヒューマンズムに限らず、すべての社会的信用には共通の形式が宿っている。それを得るまでは行為は限定されるが、いったんそれを得ると、それを担保に自由や権力が発生するという形式である。これは貯蓄と消費になぞらえることもできる。信用を得る行為は貯蓄であり、信用を用いる行為は消費である。もちろんこう書いたからといって、信用を得る行為と信用を消費する行為の間に時差が介在する必要はない。実際、愛ゆえの行為は、愛を証明しようとする「けなげ」な行為と愛を担保に入れた「勝手」な行為とが、弁別不能な形で絡み合っただけで成立しているのが普通である。

全身性障害者たちは、自分たちの親を非難したのではない。拒絶しようとしたのでもない。社会が障害者の親に担わせている役割を徹底的に批判しようとしたのである。とはいえ、そこに描かれた親たちは、いたずらに社会のエージェントとして子供を愛し、監視し、責任を負い続ける人々であった。だが、そうなのだろうか。親たちも子供と関わる体験を通して、自分たちの役割に気づき、自分たちの認識枠組の差別性を知って、それらからの解放をめざすのではないのか。

フィールドワークに基づいていえば⁽⁸⁾、あらゆる自己犠牲を支払って我が子を守っていこうと決心した親の悲壮な使命感は、やがて障害児の親としての体験を積み重ねるとともに、そして子供の障害の受け入れとともに、しだいに通常親が子供に対して抱く程度の穏やかな責任感へと変わっていくことのほうがむしろ普通である。

「私はもうとりあえずやりたいことやっちゃってるっていうか、やっぱり生まれてすぐには受け入れられない時期があって、ダウンでも、しっかり育てたいっていうかね、精一杯、発達をね、させたいって思う時期があって、そういうときは赤ちゃん体操をやってみたりね、障害児の養育みたいな本なんかも買ってね、ガラガラを見せて振らせてみたりとかね、少しでも普通に近付けようっていうね、少しでも普通にね、近付けたらって悪戦苦闘する時期も何年かはあって、それのときは結構きついんですね。親もきついし、子供もなんでこんなことやられるっていう感じでね、子供も泣いたりとかね、と、親子でちょっと、むきになってるっていう時期もね、あって、それで、それをやっても無駄、無駄っていうか、そんなに、一生懸命やったほどの見返りみたいのを期待してやっちゃうもんですからね、そういうのは無理だなんていうのを気がつく時があって、あきらめの境地みたいだね、まあいいや、この子はこの子なりに自然になるように、親もそれについていけばいい、いいかって、そう無理もしないでね。で、毎日練習すればできるようになることとね、認知がそこまでいかないと、絶対できないっていうこととね、あるんですよね。それがわからないも

んですからね、両方とも同じように、がんばらせちゃう時期があるんですけど。その違いがわかってきてね、ボタンかけなんかは毎日やってれば、できるようになるけども、色を教えたりとかっていうことは、もうそこまでいかないとできないとかね。どういうことは、練習でできるけど、どういうことはいまはまだだめだな、っていう見極めがだんだんついてくるようになると、すごく楽になってきて、で、今はちょっとそれでやらせてない部分が多くてね、私今ちょっと手抜きにね、なってしまって、そうとう今は手抜きをしちゃって。で、やっぱりどうしても子供の発達が良くないのが、親が忘れてたんじゃないかっていう意識があるもんですからね、まだそこのところちょっと、私も大きい顔はできないなっていうところがあるんですけども。そういうふうになんか、なってきてちょっと、もういいやこの子なりに発達を、一緒に歩きましょう、っていうのがくるとね、今度は逆に、いいところがすごく見えてくるようになるんですね。いままでは上を見てたもんだからそこまで上げなきゃ上げなきゃっていう気持ちが、先たっちゃうんですけどね、なんか自分が降りてしまうとすごくいいところがいっぱいみえてきて、何ていうか、相対的にも見ないっていうかね、物差しがね、相対的じゃなくなるんですね、絶対的っていうか、言い方がちょっとわかんないんですけどね、人と比べてどうこうとか、自分が目標と比べてどうとか、っていうことを段々考えなくなってくると、その子らしさみたいのがね、こう、みえ、前からもみえてはいるんだろうけども、それ程価値のあることと思えなかったようなことがね、すごく、ああえらいなっていうふうだね、思えるようになってきて⁽⁹⁾」

以前は障害児を持った家族は社会的に孤立することが多かった。親族からすら距離をとられる(排除される)ことも珍しくはなかった。父親が母親に責任を押し付けて家族が解体することさえ驚くには当らなかった。社会からの責任追及や迫害を予想して、親子心中や子殺しを企てる親たちすらいた。しかし、最近では、障害児を持つ家族を取り巻く環境はある程度好転

している。障害児を持つ親たちを経済的、心理的、社会的にサポートする社会福祉制度、医療・リハビリテーション機関、親の会等のネットワークがある程度整ってきている。乳幼児医療やリハビリテーションの専門機関、保健所、保育園などは、障害のある子供たちの「治療」、「機能発達訓練」、育児相談、保育に徐々に対応できるようになってきている。また、各種の「親の会」なども、心理的サポートや情報交換の場となっているほか、授産所やグループホームなどを設立、運営し、障害児・者とその家族に相互扶助機能を提供している。

しかし親たちは、何よりも他ならぬ子供たちの「助け」によって〈悲嘆の過程〉というループから脱出していく。親たちの罪意識や負目や羞恥は、「障害児」というスティグマをよそに屈託なく生きる子供たちと正面から向き合う体験を通して少しずつ消えていく。親が子供を救うのではなく、子供が親を救う作用がそこには働いているのである。

「この子が生まれたときは勿論ショックだし、でごめんねごめんねなんて言い続けたんですけどね。そうですね一ヶ月くらい泣き暮らして居たというか、で世話をしながら、あっ一ヶ月間は入院してたんですよ、この人。で一ヶ月経って家に帰ってきてそのときもまだ私の気持ちが沈んでたときで、ごめんねごめんねなんて、世話をしながら言ってたんですけどね。なんで私はこんなに泣くんだらうってそのとき思ったんですよ。この子が生まれておめでとうって言っていないというふうに、気がついてね。なんかこうそのことが申し訳なかったなって思ったんですよ、この子に対して。せっかく生まれてきてね、普通だったら祝福されるのにね、親に泣かれてしまってね、だから、なんかそれで泣くの止めたんですよ。でそれからすごい気持ちは楽になりましたね。で子供がかわいくなったし⁽¹⁰⁾」

「うちのは穏やかなんですよ、すごく、情緒がすごく安定してましてね、生まれてからいきり立ったとかね、地団太踏んだとか、ふてくされたとか一切ないんですよ。一切、自分の思う通りにならなくてこう、

癪癪おこしたとかね、そういうことも一切一切無くて、怒られて叱られて泣くことはあるんですけどね、そういう穏やかかっていうかね、すごい、すごいんですよ。尊敬、私尊敬してるんですけどね。何ていうか、感情で動かないっていうかね、平常心っていうか、病院で入院しててもね、すごい苦しいはずなんですけどね、もうそれが、苦しいのがいまの自分なんだっていう感じでね、苦しいのをなんとかしようって思わないみたいで、怒られても、ああ怒られたんだっていうふうに、いろんな物事飲みこんじゃってるっていうか、草の木みたいだね、しなやかになびいてるみたいな感じのところがね、すごいなって思うんですよ、最近。もう、ほんとと尊敬してます。それがね、自分でも、ちょっとは向上したかなっていう感じで嬉しくなったりとかしてるんですけどね。私はもうどっちが教育者かわかんないなって最近、ほんとう、私の子供を教育していたつもりだけど、子供から教育されてることの方がね、価値観とかそういうのをね、ほんとどっちが、どっちかわかんないなっていうふうに思います。で、やっぱ、生まれた時はもう百パーセント障害児だけしかなかったのがね、その障害児であるっていうのがだんだんこう小さくなって、ほんとにもういまは個性の一つ、でしかなくなってきてるんですよ⁽¹¹⁾」

「いろんな所にも自由にね、子供連れていきますしね、で人の視線ってなんにも気になんないんですよ。でそれはいま急に気にならなくなったんじゃないかと、この人を連れ回してるうちにね、段々育っていったものだと思うんですけどね。だから子供に助けられちゃって親がついてるっていう感じかもしれせん⁽¹²⁾」

4 新しい文化が創造される現場

価値剥奪、つまり差別のために深刻なアイデンティティ問題を負った人々は、目前のアイデンティティ問題の緩和のために、確かに、印象操作や補償努力あるいは他者の価値剥奪のような、既成の存在証明規範に同調する方法に頼りもするが、アイデンティティ問題

が深刻であればあるほど、あるいは被差別と「向き合う」体験を通して事の本質——印象操作や補償努力や他者の価値剥奪が担う社会的機能——が実感できるようになればなるほど、価値の取り戻しや存在証明からの自由を希求するようになる。そして、さらに、ネットワークやリーダーシップや社会的環境といった集合行為生成のための条件が整えば、彼ら／彼女らは反差別・解放運動、対抗文化の創造、自助グループ運動などを開始・展開するようになる。

印象操作と補償努力と他者の価値剥奪が、存在証明のためにほぼ常に「併用」される技法であるとすれば、価値の取り戻しと存在証明からの自由とは、概念上は異なるものの、現実には、一つ一つの集合行為において、一人一人の志向において、未分化のまま渾然とした形で醸成されることが少なくない。たとえば、障害者解放運動のなかから誕生した、「障害は個性である」あるいは「ありのままの自分を肯定する」という「生きられた思想」は、「障害」とか「障害者」という既成の恣意的なカテゴリ作用を一旦引き受けておいて、負の価値を負わされつつ創られたそのような差異の一つ一つに価値を与え返そうとする価値の取り戻しの実践であるともいえるし、一人一人の生命体に本来的に等しく内属する価値を無条件に承認し合おうとする、存在証明からの自由をめざす活動だともいえる。

アイデンティティ問題に直面する人々にとっては、印象操作や補償努力や他者の価値剥奪は存在証明のための道具的な「手段」である。価値の取り戻しも、同じように存在証明のための「手段」である。存在証明からの自由でさえ、存在証明の挫折を超越する「手段」でありうる。しかしこれら諸行為の社会的機能は大きく二分できる。印象操作と補償努力と他者の価値剥奪とは、既成の支配的な存在証明の体系への従属を意味するという点において一連のものである。それは存在証明の無限ループを循環する。印象操作と補償努力と他者の価値剥奪に没頭すればするほど、人々は自分や他者の自尊心を傷付け、いっそう存在証明へと駆り立てられていく。一方、価値の取り戻しと存在証明

からの自由とは、既成の支配的な存在証明の体系を掘り崩す潜在力を有するという意味において一連のものである。価値の取り戻しは、既成の価値の否定や相対化を伴うかもしれない「新しい」価値を創造し、社会に提案し、その承認を求めることで、存在証明からの自由は、存在証明への圧力そのものを無視・軽視することで、秩序原理として作動する存在証明のシステムと、そのようなシステムに依存して存立する社会のあり方を一挙に揺さぶる。価値を増殖しようとする営みと価値から自由になろうとする営み、あるいはアイデンティティへの自由（アイデンティティの自己管理、自己執行）とアイデンティティからの自由（自尊心なき自愛心、癒し）とは、アイデンティティ問題を解決するための手段という意味をはるかに超えて「生きる様式」へと飛躍する。価値の取り戻しと存在証明からの自由には、既成の存在証明のシステムの「静的再帰性」を脱出して、共生と多様性の祝福へと社会を向かわせる変動の契機——存在証明の「動的再帰性」——がはらまれている。

注

- (1) Marshall H. Klaus and John H. Kennell, *Maternal-Infant Bonding*, C.V. Mosby, 1976 = 竹内徹・柏木哲夫訳『母と子のきずな』医学書院, 1979
- (2) 要田洋江「『とまどい』と『抗議』 — 障害児受容過程にみる親たち」『解放社会学研究1』, 1986, 8-24
- (3) 〈存在証明〉については石川准『アイデンティティ・ゲーム — 存在証明の社会学』新評論, 1992
- (4) Ronald D. Laing, *Self and Others*, Tavistock, 1961 = 志貴春彦・笠原嘉訳『自己と他者』みすず書房, 1975, 94
- (5) Erving Goffman, *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*. Anchor Books, 1961 = 石黒毅訳『アサイラム — 施設被収容者の日常世界』誠信書房, 1984。また、バ

- ザーリアによる精神病院解体の実践について論じた、山田富秋「精神医療批判のエスノメソドロジー」好井裕明(編)「エスノメソドロジーの現実—せめぎあう〈生〉と〈常〉」世界思想社、1992所収も合わせて参照。
- (6) 最首悟は、人の価値はどれだけ生きたか、何をしたかではなく、いかに自分を生かしたかという「命の燃焼度」で決ると述べているが、これは価値の取り戻しの典型である。最首悟「生あるものは皆この海に染まり」新曜社、1984参照。
- (7) 横塚晃一「母よ！殺すな」すずさわ書店、1975
- (8) 私が静岡市で1994年秋から始めた「静岡市手をつなぐ親の会」「肢体不自由児父母の会」「言語障害児を持つ親の会」「ダウン症児の将来を考える会」などに参加する「障害児の親」を対象とした聞き取り調査のことである。
- (9) 同調査のフィールドノートから
- (10) 前掲調査のフィールドノートから
- (11) 前掲調査のフィールドノートから
- (12) 前掲調査のフィールドノートから

反撃する知能遺伝主義者たち

真田 孝昭 (静岡大学)

「似非科学」⁽¹⁾、「不自然科学」⁽²⁾といった名称をあてられた知能の遺伝についての研究は、合衆国においては残忍な強制断種手術および強制避妊手術と結びついていたという歴史をもっており、その一部として行われた家系研究が劣等な遺伝子の長期的効果を論証するために、調査対象者の写真を修整したり虚偽の報告をするなど悪質な歪曲を行ってきたことが近年多くの研究によって明らかにされてきている⁽³⁾。こうした歴史的研究にインパクトをあたえたのはアーサー・ジェンセンであった⁽⁴⁾。ジェンセンを批判したケイミンの研究⁽⁵⁾によって知能の遺伝研究の大御所であったシリル・パートのデータが非常にいかがわしいものであることが暴露されるにいたったことはよく知られているところである。

遺伝説批判のなかでこの領域が「学」として成立しえないことはいくつもの側面から指摘されている。

そもそも、この領域にたずさわる人びと自身が認めているように「知能」の定義がはっきりしていない⁽⁶⁾。定義できないものをどうして「測定」するのか。そしてその遺伝を問題にできるのか。「知能」が定義されていない以上、遺伝にたいする環境の影響の方もはっきりさせることはできない。遺伝説の信奉者たちは、低所得低学歴で文化的に恵まれない地域に住む両親の営み家庭から高学歴高所得で文化的に恵まれた地域に住む両親まで「知能」にとっての環境の優劣は直線的な関係があると仮定しているのだが、下等な生物の一つの特性の反応規格でさえも環境の特性と直線的な関係にはないことが明らかにされている⁽⁷⁾。

また特定の知能検査が「知能」を測定しているものと仮定して、その結果を利用してなされる親族間や養い親と養子の間の点数の相関の研究も遺伝説の論証に

はなっていないことが指摘されている。

二卵性双生児と一卵性双生児あるいは兄弟姉妹との知能検査の点数の相関がしばしば問題にされるわけだが、一卵性双生児はその類似性によって周囲の側の対応も類似したものになりがちであり環境も類似していることになる。他方、二卵性双生児では環境が相対的に異なってくる。したがって、一卵性双生児どうしの点数の相関の高さはすでに環境の類似による影響が含まれている。

また遺伝の影響をはっきりさせるとされる別々に育てられた一卵性双生児の事例が詳しく調べてみると類似した環境で育てられている場合が多いことも指摘されている。⁽⁸⁾

知能検査が知能を測定していると仮定して、知能と環境とのあいだに直線的な関係があると仮定したとしても、一卵性双生児を植物の育種実験でなされるような実験計画にしたがって系統的にさまざまな環境に一卵性双生児を配属して追跡調査を行うなどということは倫理的に不可能であろう。そしてそのようなことをすることに何らかの意味があるのだろうか。

このように知能遺伝説の問題は決着済みであると私は考えている。

決着済みの問題を再びとりあげるのは、最近、遺伝説信奉者たちのあいだに新しい動きがみられ、耳目をあつめるようなタイトルの書物や論文が何点か出版されているので一応それらをざっとながめておこうと思ったからである。反優生学的研究については本稿では、その一部にふれるにとどめる。いずれにせよ本稿には注釈つき文献目録といった意味の価値しかないことをあらかじめことわっておきたい。

シリル・パートは「いいやつ」だった

シリル・パートについては、行動遺伝学者たちが「遺伝規定性」を計算する上で特に重視している別々に育てられた一卵性双生児のIQの相関係数が、双生児のペアの数が15から21そしてしまいには53にまで増加しているのに、0.771のままで変化しないという考えられないような事実をケイミンに指摘され、さらに共同研究者ホワードとコンウェイなる女性の実在が疑われ、最終的にレスリー・ハーンショウ⁽⁹⁾による伝記が執筆され、そのなかでパートがデータを捏造したと考えざるをえないと作者が認めたことによって、すべての決着はついたかに見えた。

ところで、行動遺伝学に関連する分野の研究者たちにとって、偉大な先駆者の一人であり、しかもそのデータを信じ込んできた人物が何も調査をせずに次々と論文を発表していたということは認め難いことであろう。まさにこのようにして何編もの論文を書いた人物がいるという事実は、この分野全体を人びとにいかがわしいものと思わせるに十分である。

パート流の知能遺伝説を支持する人びとがおそらく待ち望んでいたであろうと思われる二冊の書物が90年代に入って出版された。ノッティンガム大学の心理学教授ロバート・ジョインソンの「パート事件」⁽¹⁰⁾とリーディング大学の社会学の名誉教授ロナルド・フレッチャーによる「科学、イデオロギーおよびメディア：シリル・パート・スキャンダル」⁽¹¹⁾である。これらはハーンショウの伝記を批判し、パートの名誉回復をはかってやろうという試みである。英国の一部の学術雑誌や新聞が書評にとりあげたが、合衆国では新聞も雑誌もこれらを無視したとのことである。

ハーンショウの伝記に匹敵するページ数のこれらの書物を、そのなかにパートの名誉回復のための決定的な証拠を期待して読む読者は裏切られる。なぜならこれらの書は、ハーンショウの伝記の細部について難癖をつけているだけであって最終的な結論は捏造の決定的な証拠はないのだから疑わしきは被告人の有利に、あるいは有罪と立証されるまでは無罪でなければなら

ないと主張しているにすぎないのだからである。

パートに有利な事実を努力して探すと私の見るところでは二つだけある。

一つはコンウェイという女性がロンドン州会の職員としてチャイルド・ケアの部門で雇われていたことが確認されたことである。フレッチャーはまたこの女性の出生証明書も確認したとのことである。これで助手の一人が架空の人物ではないことが確認された。ただし、ハーンショウは、コンウェイなる人物が実在したとしても、ロンドン州会が臨時に採用した人物であろうといっているのだから、彼女が正規の職員であったことがあり、もちろん紛れもなく実在していたという証拠は、確かに新しい情報である。だがこれによってハーンショウの解釈が全面的に覆されることにはならない。パートとこのコンウェイなる女性とのあいだに実際に接触があったとしてもそれは1920年代および1930年代のことになる。ところが問題は、彼女の名前が1943年の論文に最初に登場し、1955年の論文に登場し、それから1958年に単著の論文、その後の4年間に二編の論文、ノート、三編の書評をすべてパートの編集していた雑誌に発表して、この雑誌以外には彼女の名前は登場せず、さらにパートがこの雑誌の編集をやめた後にはブツツリと消息が途絶えてしまったことなのである。だからハーンショウはコンウェイがパートの「もう一つの自我」だったのだと結論したのである。

もう一つは、パートの論敵であったハドソンがパートの秘書ミス・アーチャーに助言してパートの残した箱の中味をすべて焼き捨てさせたという事実である。この出来事はなるほど謎なのだが、ハーンショウの伝記を読めばパートが戦後、ローデータをもっていなかったことを疑わせる証拠がある。それについてここで繰り返すのはやめておこう。

ジェンセンもまた数回にわたってパートのデータについて書いた。ジェンセンの解釈はこうである。パートは第二次大戦後にはフィールド・ワークはしていなかった。戦後発表した論文はすべて戦前の資料をもとにしたものであり、一つの資料を何回も書き写して利

用した。その過程でさまざまな写し間違いを犯したというのである。データは今日の学術雑誌の投稿基準からして不十分なものであり、破棄さるべきものであると考えている。彼によれば同等のデータは十分に蓄積されているからだというのである。ただし、なるほど、パートが過去のデータを続行中の研究であるかのように発表したのは正しくないけれども、捏造だけはないと解釈している⁽¹²⁾。

パートは結果として階級社会を固定するような政策を推進することに寄与したとはいえ、しばしばマス・メディアで、その弟子であるアイゼンクやアイゼンクの指導のもとで研究したことのあるジェンセンが人種差別的発言をしているため、彼らと混同されて誤り伝えられているけれども、パート自身は人種差別主義者ではなく、人種差別的な発言はしていないことは認めなければならないであろう⁽¹³⁾。けれどもこれだけ大部の弁護論を読んだ後でも、学問的価値のない論文を何編も執筆したエキセントリックな老人という印象は拭き取れないのである。

利害関係者の多数決による真理？

最近、知能遺伝説の信奉者たちが勇気づけられた出版物にシュナイダーマン (Mark Snyderman) とロスマン (Stanley Rothman) の「IQ論争、メディアと公共政策」⁽¹⁴⁾がある。彼らの主張はこうである。調査によると、エキスパートたちは知能テストが知能を測定している、知能は遺伝によって大幅に決定される、人種間に知能の差があるといったことを認めている。しかしマス・メディアは、エキスパートたちの見解とはかけ離れた歪曲された情報をもっぱら流しているというのである。

もう少しだけ詳しく要点をながめてみよう。

調査は American Educational Research Association のメンバー 120名、National Council on Measurement in Education のメンバー 120名、American Psychological Association の発達心理学、教育心理学、評価と測定および学校心理学の部門のそれぞれから合

計480名など1,020名にたいして1984年9月に実施された。これらの55%がその時点で知能あるいはテストについての研究を行っており、67%が過去2年以内に知能あるいはテストについての論文あるいは書物の章を執筆したことがあるなど知能あるいはテストに関連した活動を行っていた。

質問の1:「[知的]とラベルづけされるような種類の行動にかんして心理学者と教育者のあいだにコンセンサスがあると主張されてきました。あなたはそのようなコンセンサスがあることを肯定しますか、それとも否定しますか?」

どちらかといえば否定するを含む否定側39.5%にたいして、肯定する側は53%である。

質問の8:「知能テストによって測定されるものとしての知能は一次的な一般因子と特殊能力因子という副次的なグループによってよりの確に記述されますかそれとも分離した能力によってよりの確に記述されますか?」

これはテスト得点の因子分析におけるg因子とs因子というスピアマンの二因子解が適切だと思うかトンブソンやサーストンの多因子解が適切だと思うかという質問であるが、58%が何らかの形で一般因子解が適切だとし、13%多因子解が適切であるとした。16%はどちらの解を適切であるとするかにかんしてはデータが曖昧であるとした。

質問の12:「アメリカの白人母集団についてIQの有意なゼロでない遺伝規定性のための理にかなった証拠を提供してくれるとあなたが考える情報源のすべてをチェックして下さい。

- ・多様な家族成員の遺伝的関連度とIQの相関のあいだの比較、すなわち親族相関
- ・別々に育てられた一卵性双生児の研究
- ・一卵性双生児と二卵性双生児の比較をした研究
たとえば、一卵性双生児の子どもたちを比較するような双生児の家族研究
- ・養子研究]

25%がこの質問に回答する資格がないと答えたが、そうしなかった回答者の94%がどれかを選択し

た。別々に育てられた一卵性双生児84.4%、一卵性双生児の二卵性双生児との比較70.3%などとなっている。シュナイダーマンらはこの結果について「全体としてみるとこれらの結果はエキスパートたちが集団内のIQの差が少なくとも部分的に遺伝することを信じているはっきりした証拠である。これらの結果はまたケイミンの立場がどれほど心理学的なコンセンサスからかけ離れているかを示すものでもある」と論評している。

質問18:「IQにおける黒人-白人の差の遺伝規定性についてのあなたの意見をもっとも適切に特徴づけるのは次のどれですか?

- 差は全面的に環境変動に起因している
- 差は全面的に遺伝変動に起因している
- 差は遺伝変動と環境変動の両者に起因している
- データはどのような意見を裏付けるにも不十分である

資格なし (知らないまたは意見がないの意味)

45%が遺伝と環境に起因しているを選択し、15%が全面的に環境に起因しているを選択した。24%が十分なデータがないを選び、14%が無回答、8名(1%)だけが全面的に遺伝的に決定されているを選択したということである。シュナイダーマンらはこの結果をエキスパートたちの大多数がジェンセンを支持している証拠であると解釈した。彼らはいふ。「この質問に回答しているエキスパートの多数派が黒人-白人のIQの差において遺伝的規定要因が重要であると考えているという事実は、同じ仮説のジェンセンによる言明が遭遇した、学界と公衆からの圧倒的な否定的反応に照らすと目を引く。」そしてロバート・フリードリックス⁽¹⁵⁾が1973年にジェンセンの論文の結論部分の賛否をAPA会員に問うた調査に比較している。この時60パーセントが反対ないしどちらかといえば反対を選択し、28%が賛成またはどちらかといえば賛成を選択したのであった。だがこの質問の選択肢をよく見るならば、ワーディングに問題があることがわかる。ジェンセンの結論:「われわれの手にはさまざまな証拠があるが、一つだけで決定的なものは

ない。しかし全部をまとめてみれば、黒人と白人の平均的知能の差には遺伝的要因が強くかかわりあっているという仮説は、根拠のないものではないと考えざるをえない。私の意見では、証拠の重みは遺伝仮説に比べれば厳密な環境仮説の方とは整合的ではないということである。もちろん遺伝仮説が環境の影響や遺伝要因と環境要因の交互作用を排除するものではない。」⁽¹⁶⁾ まったくの悪文であるが、黒人-白人の知能の差はどちらかといえば遺伝的要因の影響を強く受けていると主張していると読みとることができるはずである。事実、多くの人びとがそう解釈したからこそジェンセンは批判されたのである。したがってジェンセンがどの程度支持されているのかを見るためには、差はどちらかといえば遺伝的要因の影響を強く受けているという選択肢と、差はどちらかといえば環境要因の影響を強く受けているという選択肢を入れるべきであったであろう。

その他にもいろいろと質問があつて知能とテストに関連するだけで40問にわたるのだが、世論調査結果の紹介はここまでにとどめておく。

彼らの結論は、テストのエキスパートたちがヘルンシュタインやジェンセンの意見に非常に近い意見をもっているのにたいして、新聞、雑誌、テレビは関連学会の見解を歪めて報道しているというものである。メディアの読者、視聴者は、ほんの二、三人の異端のエキスパートだけが個人および集団間の差に遺伝変動が重要な役割を演じていると考えているのにたいして大多数のエキスパートはそのような差は純粋に環境的な諸要因の結果であると考えているのだという間違つた結論に誘導されているというのである。

調査対象者は、テストの製作販売にたずさわらるびとを含むテストの利害関係者である。その意味では彼らがテストが生得的知能を測定していると考えていたり、それとの関連でg因子モデルを重視していることを知ると、まさにこうした要素がテストの権威づけに必要であるらしいことを推測させてくれて興味深い。しかし彼らは必ずしも知能テストを客観的に評価できるエキスパートではない。したがってこれらの人びと

の多数意見が支持している仮説がそれによって正当化されるわけではないだろう。

反応時間 (RT) は g 因子モデルを救えるのか

知能遺伝説の信奉者たちにとって彼らの研究のいかかわしさを暴露したことで憎悪的となっているグループは、ジェンセン批判を行うなかでスピアマンのモデルが知能遺伝説にはどうしても必要なのだということに鋭く看破した。ここでグループの結論を引用しておきたい。「一つのことでは私はジェンセンに感謝している。それはスピアマンの具象化された g が、いまだ人間集団間の IQ の平均差を遺伝決定論で正当化できる唯一の希望であることを例証してくれたことである。具象化という概念的誤りは出発時から災いを与えてきたし、サーストンの批判は、1930年代になされたと同様に現在でも有効である。スピアマンの g は必須の実体ではなく、多くの選択肢の中の一つの数学的解を示しているにすぎない。g の非現実的本質は、ジェンセンの論理体系および遺伝決定論学派全体の悪臭を放つ核である。」⁽¹⁷⁾

第一因子に付加量の高い g 因子モデルを採用せず多因子モデルを採用すれば、親族研究がどれほど複雑になるかは簡単に想像がつく。その複雑さは愚かな数字の遊びへの興味を阻害させるであろう。

彼らはスピアマンのモデルを採択せざるをえないのだけれども、数学的にはいずれも正しいいくつかの解の一つにすぎないということになると遺伝説そのものの根拠がいかに薄弱になってしまう。そこでアイゼンクたちが考えるのはスピアマン説を全面的に復活させることである⁽¹⁸⁾。スピアマンは g 因子=皮質エネルギーという仮説を唱えていた。「精神過程はまた全脳髓、とりわけ皮質のエネルギーをも利用している。これが一般因子なのである。」アイゼンクは、大脳のパワーと大脳のエネルギー代謝とが関連をもっており、大脳のパワーはさまざまな認知テストの g および単純および複雑反応時間と相関が高いと主張する。もし g と反応時間の相関が非常に高いということになる

ならば、g には実体がなくても g は有意な因子だということである。

この線に沿ったリンの研究⁽¹⁹⁾は、IQ テストをさまざまなグループに実施して北米、ヨーロッパおよびオーストラリアのコカソイドがほぼ100、モンゴロイドが100-106の範囲、アフリカのネグロイドがほぼ75、合衆国と英国のネグロイド-コカソイドがおよそ85と報告しており、さらにいくつかのグループについては反応時間を調べている。このなかで日本(444人)と香港(118人)の9歳児の知能検査得点と反応時間について結果は興味深い。イングランド、アイルランド、南アフリカの子どもたちに比べて、東洋人のIQは高く反応時間は単純反応時間も複雑反応時間ももっとも短くなっている。この結果は、大脳のエネルギーをあらわしているというよりは素早い反応をすることを訓練された成果であるように思われてならない。比較調査を行ったわけではないが、日本の子どもたちは幼稚園や保育園の段階からどれほど合図にたいして速く反応することを訓練されることだろう。それ以外に現在では「フラッシュ・カード」に「公文」で答も速くいうことを訓練されている。そして知能検査の点数は、定められた時間内にできるだけ速く問題をこなすことによって稼ぐことのできるものである。

知能検査全体と単純・複雑反応時間は、同じものを測定していることになっているというのが私の仮説である。g はそうなる一般的な反応速度因子だということになる。

讃えられる「信念の人」びと

1991年には、人類学者ロジャー・ピアソン(Roger Pearson)が科学的人種差別主義の包括的な擁護論「人種、知能および学界における偏向」⁽²⁰⁾を公刊して、人種的な意味あいをもつ一切の研究にたいする「マルキストその他の左翼の連中の強い反対」を非難した。学界とマス・メディアは客観的な学問的な探求を政治的な動機で妨害しているというのである。ピ

アソンは白人という人種が30年以上にわたって劣等な遺伝的系統によって危険にさらされているという意見の持ち主であり、1950年代には北方連盟(Northern League)の創設と雑誌「北の国の民(Northlander)」の創刊にかかわった。この連盟は「すべてのチュートン諸国民の利益と連帯」を目的とするものであった。ピアソンはさらに1978年には文鮮明に関連の深い世界反共連盟(WACL)のワシントンD. C.での大会を後援した。そして彼は右翼的政治運動とアカデミックな経歴とを結びつけることに成功したのである。

今日ピアソンは社会的、政治的および経済的研究のための協会(Council for Social, Political and Economic Studies)の会長であり、人間研究のための研究所(The Institute for the Study of Man)を指導し、雑誌“The MANKIND Quarterly”の公刊にたずさわっている。ちなみに、前の二つの組織と雑誌を出版している出版社、The Clivenden Pressの宛先は同じである。

ピアソンは、私たちのなかにある優生学とナチズムの連想を断ち切ろうと腐心しているふしがみられるけれども、優生学の目的は「はっきりと臆せずというが才能に恵まれた人種を繁殖させることにある」と述べており、この点ではまさにこの学問の始祖であるゴールトン(Galton)と同じであり、またゴールトンと同様に「消極的優生学」と「積極的優生学」を構想している。

ピアソンの書は、フランシス・ゴールトンに始まる英国および合衆国の遺伝主義思想が第二次大戦後にどのようにして衰退していったかを述べ、代わりに科学的ラッドライトとネオ・ルイセンコ主義者がアカデミズムのなかで勢力を拡大していったことを嘆く。ネオ・ルイセンコ主義というのは、知能遺伝説に反対し環境の役割を強調する人びとのことである。

他方で、アーサー・ジェンセン、ウィリアム・ショックリー、フィリップ・ラシュトン、その他の人びとがいかに左翼マルキストによる迫害の犠牲者となったかをドキュメントしている。そして迫害の犠牲者たちを褒め称える。

最後に先に紹介したシュナイダーマンとロスマンの調査に一章がさかれ、そこでは専門家の多数派の見解に反した偏向した考え方がマス・メディアを通してばらまかれており、またそれにしがって社会政策が決定されている現状を優生学的な立場から憂えているのである。

ピアソンの視点からすると不当な迫害を受けた人びと、そしてピアソンによって讃えられている人びとについていくらか述べておこう。

ジェンセンについては最初の論文の発表後の状況については彼の著書の訳書に詳しいので簡単に済ますことができる。ジェンセンは、いたるところで、学生たちのデモンストレーションに迎えられ講演をキャンセルしなければならなかった。たとえば1977年のアイゼンクとの講演旅行では、メルボルン大学で激しい抗議によって迎えられ予定の八大学のうち三つの大学が講演をキャンセルした。1982年には警察に守られてケント大学での講演を行わなければならなかった。また1985年にはカナダのウェスタン・オンタリオ大学での講義をデモンストレーターによって阻止された、などである。

この結果、知能遺伝説信奉者たちのあいだではジェンセンはアカデミックな自由を不当に侵害された英雄となった。批判者たちの作戦は、この点では不適切であったと思われる。

さて、ショックリーについてもふれておこう。

電子回析の研究でデイヴィッソン(C.J. Davison)とともにノーベル賞を受けた(つまりトランジスターの共同開発者の一人である)ウィリアム・ショックリー(William Shockley)は、ロバート・グラハム(Robert K. Graham)の精子銀行に精液を提供した。当人の言によると1977年のことであるのでショックリーにとって67歳當時のことである。プレーボーイ誌の記者はこの件に鋭く切り込んでいる。さぞや、ショックリーのIQは高いのであろう。カリフォルニア州で少年時代を過ごしたショックリーにとってスタンフォード大学のルイス・ターマン(Lewis M. Terman)によるIQ135以上の優秀児1500人

の35年にわたる追跡調査の対象にならなかったことは残念であったに違いない。彼の少年時代のIQは130でわずかに優秀児の群に加わるには足りなかったのだ。だが彼はノーベル賞で挽回したのだ。追跡調査の対象となった人びとの群れのなかにノーベル賞受賞者はいない。記者は質問する。さぞやあなたの精子によって生まれたあなたのお子さんたちは優秀なのでしょうね、といわんばかりである。息子はPh. Dを取得はしたものの凡庸な物理学者であり、娘は大学をドロップ・アウトしてしまっただけと彼はいう。だがそれは最初の妻があまりできがよくなかったせいだとショックリーは考えているようである。老いてひたすらアメリカ国民の劣生学的傾向の防止に偏執的にこだわり、そのために闘おうとするショックリーが記者の皮肉な質問に生真面目に応じる様子はプレーボーイ誌の読者の失笑をかったことであろう。

しかしIQの低い人間に自発的断種をすすめ、自分の精液をそれを望む女性に提供しようという考えはいささか傲慢であろう。

ショックリーの思考練習問題“thinking exercise”と呼ばれるものがある。「私は思考練習問題として自発的断種ボーナス・プランを提案する。ボーナスは、断種にたいして提供される。所得税の納税者は何も得るところはない。IQ100よりも下の1点にたいして1,000ドルという率でのボーナスは、可能性としては20人の子どもの産むことのできるIQ70の「魯鈍」にたいしては30,000ドルが信託されるわけだが、これは精神遅滞のケアの費用削減分、250,000ドルとなって納税者に戻って来ることになる。」⁽²¹⁾⁽²²⁾

何もコメントは必要ないであろう。

当然ながら、1968年以後、ショックリーが各地の大学で演壇に立つたびにSDSを始めとする急進的な学生のデモに遭遇することになり、70年代のあいだ大学に招待されても講演することはできなかった。このためショックリーもまた一部の人びとのあいだで左翼マルキシストの不当な迫害の犠牲者として英雄視されることになった。

最後に日本ではほとんど知られていないラシュトンにふれておこう。

最近もっとも物議をかもししたのは、カナダのウェスタン・オンタリオ大学の心理学教授、フィリップ・ラシュトン(J. Philippe Rushton)であるので、彼の「研究?」を少し詳しくながめてみよう。彼の論文の大半は問題の“The MANKIND Quarterly”に発表されているのだが、特に問題になったのは彼が同僚と共同執筆した「エイズへの罹患傾向における集団差：進化論的分析」⁽²⁴⁾と題する“Social Science and Medicine”に掲載された論文である。ラシュトンは、動物の生殖戦略がr戦略、すなわち卵の多産による子孫の確保からK戦略、少産のかわりに親が子育てに力を注ぐ戦略へと進化してきたと主張する。rの極には年に5億個の卵を産む牡蛎があり、Kの極には5ないし6年に一頭しか子を産まない大型類人猿がいる。いいかえるとr/K比は進化とともに小さくなっていくというわけである。ところでラシュトンによれば人種にもそのような違いがあるというのである。Kの極は東洋人であり、次が白人であり、人類のなかでもっともr戦略をとるように定められているのが黒人である。その生殖戦略のため黒人の場合には「第一次性徴(ペニス、ヴァギナ、睾丸、卵巣のサイズ)」が発達しており、「性的な早熟性(最初の性交年齢、最初の妊娠、妊娠回数)」という特徴を持ち、性交頻度(婚前、婚内、婚外)が高いというのである。まさにそれが黒人における異性間性交渉によるエイズの罹患率を高めているというのである⁽²³⁾。

当然ながらこの論文はカナダと合衆国において轟々たる非難と抗議をあげることになった。

今日、「人種」の概念が生物学的に極めて曖昧であり、これが社会的なカテゴリーであることは学問の世界ではコンセンサスとなっており、そのことは1967年の「人種と人種的偏見についてのユネスコ宣言」となってあらわれている。宣言はまさに次のように述べている。

「人種差別主義は、不変の生得的な心理的および文化的特徴によってもろもろの集団を序列づける科学的

根拠があると間違った主張をする。このようにして人種差別主義は、集団間に現在存在している関係を永続的に維持する手段として、既存のさまざまな差を不可侵のものであるかのようにみせかけようとするのである。」⁽²⁴⁾

ラシュトンの「論文」は科学論文の形をとった人種差別発言そのものであった。

これにたいしてもピアソンは、この広範な抗議の声を「今世紀初頭以来の移民勢力の着実な増加の結果」であると説明していささかも動じないどころか、ラシュトンをなおアカデミックな自由を不当に侵害された優れた学者としているのである。

優生主義者たちの巻き返しとバイオニア・ファンド

1950年のユネスコの人種にかんする宣言を想起しておこう。

その内容は、すべての知的能力は同等であり、混血によって生物学的退化が生じるという証拠はまったく存在しないし、国家的あるいは宗教的集団と人種とのあいだに何の相関もなく、人種とは生物学的事実というよりはむしろ社会的神話であるというものであった。

だが、一部の人びとにとってはそうではない。J. W. ジャミーソン (Jamieson) は、そもそものはじめから、1950年の宣言は多数の科学者の抗議の声を故意に無視して無分別にも公表された「身体的および生物学的平等性の夢想」なのだと指摘する。この宣言のせいで人間行動の遺伝的基礎を研究する科学者たちは長期にわたり政治的危険にさらされることになったというのである。けれども、遺伝学と心理学の領域における研究の進展によって、状況は変化したとジャミーソンは述べている⁽²⁵⁾。

1986年6月20日ホノルルで開催された行動遺伝学会の年次総会においてサンドラ・スカー (Sandra Scarr) はその会長講演のなかで次のように宣言した。「(1960年には) 行動科学者が行動の遺伝的変動性を研究したいと何故考えるのかを人は不思議に思っ

たかもしれない。学問的な観点からも政治的な観点からもまったく人気のないトピックであり、そのような研究を行えば1960年から1980年代の始めまでは世論をたきつけて怒りを燃え上がらせることになるのが常であった。だがその後、激しい抗議の声は止んだ。1970年代からいまだにしつこく生きながらえている社会的急進主義者たちのあいだに読者もっているレオン・ケイミン (Leon Kamin)、ステイーヴン・グールド (Steven J. Gould)、それにステファン・ローズ (Stephen Rose) のような二、三人の変人たちを例外として...」⁽²⁶⁾

知能遺伝説の信奉者が勢力をもりかえしているようにみえる背景にはPC (Political Correctness) 運動⁽²⁷⁾にたいする白人の不満といったようなものが背景にあるのかもしれない。そうだとすれば、まさにスカーに名指しされた三人のうち二人が参加している「われらの遺伝子のうちにあらず」⁽²⁸⁾のなかで述べられているように、知能遺伝説は生物学的決定論の一つとして、彼らのいうイデオロギーの定義にあてはまることになる。彼らはイデオロギーを「特定の社会の特定の時期における支配的観念であり、それらは既存の社会秩序の“自然さ”を表明し、その秩序を維持することを助けるもの」と定義した。PC運動は、まさに現在の秩序を自然でなく当然のものではないとして、人為的介入によって変化させようとしているのだから、遺伝的要因の役割を強調することは、現状の「やむおえなさ」を肯定することに力を貸すことになるからである。

だがこれらの知能遺伝説の教えを広めようとしている人びとはその読者および聴衆によってだけでなく財政的にも支えられていたのである。

キュールは、アメリカの優生学運動とナチズムとの関係を明らかにした著書「ナチ・コネクション」⁽²⁹⁾のなかで、これまで知られていなかった事実を明らかにしている。

上記のピアソンの出版活動は部分的にバイオニア・ファンドによって支えられているというのである。キュール (Stefan Kuhl) によると1986年1月1日

から1990年12月31日までのあいだに彼の主宰する人間研究のための研究所は21万4千ドルをこのファンドから受け取っているのである。日本円にして二千万なにがしであるが、これは「出版活動」だけにたいしてのものである。

バイオニア・ファンドは、1937年に、ハリー・ラッフルリン (Harry L. Laughlin) とフレデリック・オズボーン (Frederick Osborn) によって創設された。繊維業界の大立者、ウィックリフ・ドレイバーが主たる基金寄贈者であった。ラッフルリンとオズボーンは初期のアメリカにおける優生学運動で指導的な役割を果たした人物であり、第二次大戦前にはヒトラーの人種政策を支持していた人びとである。ドレイバーは1960年代まで合衆国下院非米活動委員会で活動し、黒人は遺伝的に劣っているのでアフリカに強制送還すべきだと主張していた人物である。ファンドの目的は「憲法採択に先だって13の最初の植民地に定住した白人」たちの子孫の繁殖を促進することによってアメリカ国民の素質の向上をはかり、「特に合衆国国民にかんしての人種改良」についての研究を援助することにあるとされた。

アーサー・ジェンセンは当然ながらこのファンドの支援を受けた。またノーザン・アイオワ大学の教育心理学教授、ラルフ・スコット (Ralph Scott) は、「強制バス通学とその教育可能性の遺伝的側面にたいする関係」の研究にたいして4万ドルの援助を受けた。ショックリーにもまた1960年代から1970年代にかけてその優生学にかんする啓蒙活動にたいして援助があたえられた。先にg因子のところでふれたアルスター大学の心理学者リチャード・リン (Richard Lynn) およびアイゼンクのロンドン大学精神医学研究所もまだこのファンドから資金援助を受けていた。

こうしてながめてみると、心理学における人種差別主義の大物たちのほとんどがこのファンドから援助を受けていることがわかる。

さらにキュールによると、1980年代の終わりから1990年代の初めにかけてジェンセンとショックリーの弟子たちは人種問題についての一連の新しい研

究を開始した。こうした研究のすべてはバイオニア・ファンドの後援を受けている。

もちろん、ラシュトンもその援助を受けている。

人種差別発言は、デモの出迎えを受けるという不都合があっても、しっかり金儲けになっていたということである。

本稿では、主に1980年代末から1990年代に出版された優生学関連の書物と論文をレビューするという形で、英国および合衆国の知能遺伝説の信奉者たちの動きの一端を紹介するとどめ、より詳細なレビューについては稿をあらためたい。

注

- (1) Blum, Jeffrey M., *Pseudoscience and Mental Ability: The Origins and Fallacies of the IQ Controversy*, Monthly Review Press, 1978.
- (2) Evans, Brian and Waites, Bernard, *IQ and Mental Testing: An Unnatural Science and its Social History*. The Macmillan Press, 1981.
- (3) Gould, Steven J. / 鈴木善次・森脇靖子訳『人間の測りまちがい』、河出書房新社、1989 参照。Rafter, Nicole Hahn (Ed.), *White Trash: The Eugenic Family Studies, 1877-1919*. Northeastern University Press, 1988 は、他にも異常に見せかけるための顔写真の修整がなされていたことを報告している。
- (4) Jensen, Arthur R., *How much can we boost IQ and scholastic achievement?* *Harvard Educational Review* 33, 1969, pp.1-123. 岩井勇児訳『IQの遺伝と教育』黎明書房、1979
- (5) Kamin, Leon J., *The Science and Politics of IQ*. Lawrence Erlbaum Associates. 岩井勇児訳『IQの科学と政治』黎明書房、1977
- (6) 最近のものでは、Jamieson, J. W., Introduction, In Jamieson, J. W. (Ed.), *Essays on the nature of intelligence and the analysis of racial differences in the performance of IQ tests*, MANKIND QUARTERLY

- MONOGRAPH, Number 4, 1988, p.7
- (7) Lewontin, R. C. The analysis of variance and the analysis of causes, *American Journal of Human Genetics*, 26 : 400-411, 1974.
- (8) Eysenck, H. J. and Kamin, Leon, *Intelligence: The Battle for the Mind*. Multimedia Publications, Inc., 1981. 斉藤和明他訳『知能は測れるのか』筑摩書房、1985などを参照。
- (9) Hearnshaw, Leslie Spencer. *Cyril Burt: Psychologist*. Hodder and Stoughton, 1979.
- (10) Joyson, Robert B. *The Burt Affair*. Routledge, 1989.
- (11) Fletcher, Ronald, *Science, Ideology and the Media: The Cyril Burt Scandal*. Transaction Publishers.
- (12) Jensen, Arthur R., *Scientific fraud or false accusations? The case of Cyril Burt*, In Miller, David J. and Hersen, Michel (Eds.), *Research Fraud in the Behavioral and Biomedical Sciences*. John Wiley & Sons, Inc., 1992, pp.97-124.
- (13) Lamb, Kevin, *Biased tidings: the media and the Cyril Burt controversy*, *The Mankind Quarterly*, Vol.33, No.2, 1992, pp.203-224.
- (14) Snyderman, Mark and Rothman, Stanley, *The IQ Controversy, the Media and Public Policy*. Transaction Publishers, 1988.
- (15) Friedrichs, Robert W. *The impact of social factors upon scientific judgement: The 'Jensen Thesis' as appraised by members of the American Psychological Association*, *Journal of Negro Education* 42, 1973, pp.429-438.
- (16) 注(4)参照。
- (17) Gould, Steven J. / 鈴木善次・森脇靖子訳『人間の測りまちがひ』、河出書房新社、1989、pp.401-402.
- (18) Eysenck, H. J., Thomson's "Bonds" or Spearman's "Energy": Sixty Years on, *Mankind Quarterly Monographs*, No.4, 1988, pp.9-24.
- (19) Lynn, Richard, *Race difference in intelligence: A global perspective*, *The Mankind Quarterly*, Vol.31, No.3, 1991, pp.255-296.
- (20) Pearson, Roger (Eds.), *Race, Intelligence and Bias in Academe*. Scott-Townsend Publishers, 1990.
- (21) Pearson, Roger, *Shockley on Eugenics and Race*. Scott-Townsend Publishers, 1992.
- (22) Smith, David J., *The Eugenic Assault on America*. George Mason University Press, 1993には著者がちょうどカリカック一族のその後の状況を調査中にゴッダードの「カリカック」一族の悪い血統の側の玄孫にあたる女性が中西部の評判の高い大学のオーナー・ステューデントとなりその芸術的な才能を評価されていることが新聞に報道されたと述べている。'feeble-minded' が未来永劫にわたって劣等な子孫を産み続けるわけではないと同様、ショックリーの精子から永遠にノーベル賞受賞者が生まれ続けるわけではないだろう。
- (23) Rushton, J. Philippe, *Population differences in susceptibility to AIDS: An evolutionary analysis*, *Social Science and Medicine*, 28, 1989, pp.1211-20.
- (24) UNESCO Statement on Race and Racial Prejudice, Paris, September 1967.
- (25) 注(6)の文献を参照。
- (26) Scarr, Sandra, *Behavior Genetics* 17 3 : 219-228 1987.
- (27) 澤田昭夫、P C 運動と「アメリカの分裂」
(1) 『書齋の窓』有斐閣, No.432, 1994.
- (28) Lewontin, R. C.; Rose, Steven; and Kamin, Leon J., *Not in Our Genes: Biology, Ideology, and Human Nature*, Pantheon Books, 1984.
- (29) Kuhl, Stefan, *The NAZI Connection: Eugenics, American Racism, and German National Socialism*. Oxford University Press, 1994.

新しい分離教育の潮流

三浦 高史 (兵庫県姫路児童相談所)

はじめに

1979年の養護学校義務化から15年が経過し、普通学級—障害児学級—養護学校という能力別々学体制は一つの制度として定着してきている。その中で今度は普通学級に在籍している子どもの選別が進められようとしている。それは能力の格差を問題にしようという動きである。戦後の教育のあり方として能力主義の対極には常に平等主義があった。小学校では主に平等主義教育が行われ、中学校では能力主義が力を持ち進路が割り振られてきた。高校進学が一般化してきた1970年代に入り中学は高校進学の前校化し、能力主義教育が徹底した。高校進学率は90%を超え現在は96~97%となっているが、この間高校の序列化は学力偏差値という選別の道具を得て徹底していった。その結果現在の高等学校は「学力別学校」になってしまった観がある。このような中学・高校の変質の中で小学校の平等主義も能力主義に圧倒されてきている。最近保護者の側からも要求されている学習障害児対策は「通級学級」を取り入れた新たな分離教育として実現されようとしている。今回はその建て前と本音について検討してみたい。

1 切り捨てられた子どもたち

1960年代に児童相談所では特殊学級入級判定を請け負い学校に出張して知能検査をしていた。当時の学校には障害児はほとんど入学しておらず、我々が検査するのは学業不振の子どもたちであった。検査をする中で私は二つの問題に気づいた。第一は早生まれの子どもが多いことであり、第二は片親家庭や貧困家庭

など社会的な立場の弱い家庭の子どもが多いことである。しかも特殊学級を積極的に設置しようとしていたのは、人口の流出で児童数が激減した過疎地域の学校であった。簡単に言えば、余剰教師の救済策として、学校にたてつく恐れのない家庭の学業不振児を障害児に仕立てて特殊学級に囲い込もうとしていたのである。1970年代に入ると就学猶予・免除による障害児の教育権の切り捨てが困難となり学校に障害児が入るようになった。養護学校の義務化をひかえた文部省=教育委員会はそれまで黙認していた学力促進学級を否定し特殊学級を障害児学級に純化させようとした。そのため、学業不振の子どもたちを特殊学級に囲い込むことが出来なくなってしまったのである。養護学校義務化が目前に迫った1970年代後半に入ると、教育関係者は公然と「落ちこぼれ」という言葉を口にするようになった。普通学級内の学業不振の子どもたちを教師たちは明らかに教室の「厄介者」と見るようになった。それまでは「お客さん」と遠慮がちに呼んでいた言葉をかなぐり捨てたのである。「落ちこぼれ」という言葉は、教育の質的变化を象徴するものであった。反発できる子どもたちは抗議の声を上げ、教師を襲撃し、学校を破壊して回った。校内暴力である。しかしこの抗議は、無秩序な破壊と暴力であり子どもたちの「暴動」であった。そのため彼らの不満は取り上げられるどころか社会問題として鎮圧の対象とされてしまった。1984年、戦後政治の総決算を掲げた中曽根内閣は、臨時教育審議会を発足させた。それは「学校の荒廃」をどうするかという国民の切迫した気持ちに答えるものであるかのように見えた。しかし臨時教育審議会の真の狙いは別のところにあった。最終答申を見るまでもなく臨教審には具体的な成果はなに

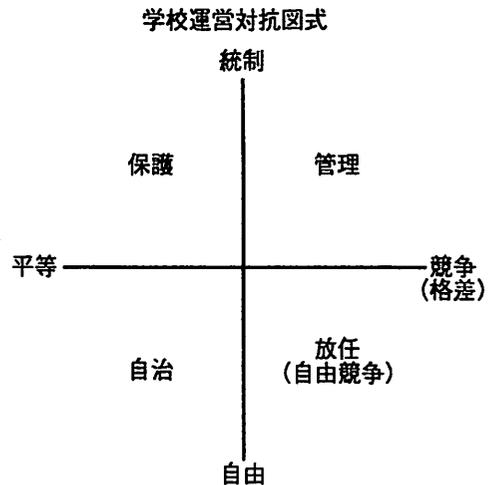
もなかったが、日教組対策としては効果をあげた。臨教審設置に際して校内暴力は「荒廃した教育を正常化する」という教育改革の格好の口実として利用された。社会やマスコミも子どもの暴動の意味を考えるより暴動を鎮圧して荒れた学校に平穏を取り戻すことを求めた。

2 残された学校管理体制

社会的な暴動に対して国家が行う対処のパターンは決まっている。まず外出禁止令や戒厳令を敷き、警察や軍隊を出動させて暴徒を鎮圧することである。当時の日本の学校にも校則という戒厳令が敷かれ、警察が積極的に子どもを検挙し体育会系の生徒指導担当教師が子どもたちを監視し威嚇して回った。つまり、校内暴力を鎮圧したのは、国家権力の暴力装置であった。その結果臨教審が設置された1980年代半ばには校内暴力はほとんど鎮圧され姿を消していたのである。通常暴動が鎮圧されると戒厳令は解除され、街角で警備に当たっていた警察官も兵士も姿を消すものである。ところが校内暴力が鎮圧された後も、学校には校則という名の戒厳令と生徒指導担当教師による監視と威嚇が残された。学警連携という学校と警察の定期的な連絡会議も残された。暴力による生徒の支配に歯止めのかからなくなった教師による体罰事件や、暴行殺人事件が起きたのもこの頃である。その後も散発的に事件が引き起こされているが、神戸高塚高校の校門圧死事件は現在の教育の体質を象徴するものではないだろうか。このように校内暴力が鎮圧された後も校内の自治は回復されなかった。再び学校の支配者となった教師が子どもたちに要求したのは、規則を守り、教師に従順で、ひたすら能力競争に頑張る子どもである。しかし言い替えばこれは、主体的な思考を放棄し、表面的にせよ教師の管理に従順で、受験競争で他の生徒を蹴落としながら生き抜く利己的な子どもでもある。

3 学校を見限る子どもたち

学校社会は常に矛盾した価値観を子どもたちに強いてきた。統制と自由、格差（差別）と平等、競争と友情というように対立する価値観を子どもたちに強いてきた。統制と自由、格差と平等という対立するイデオロギーは、戦後教育の中で拮抗し牽制し合ってきた。敗戦直後の学校と、異議申し立てができた1960年代後半から70年代半ばまでの学校には、教育の自由と平等がそれなりに力を持っていた。しかし構造不況を迎えた1975年以降、この対立関係が崩壊し統制と格差が必要以上に肥大化していった。これが管理主義教育である。縦軸に統制と自由、横軸に競争と平等を置くと次のような図ができる。



管理主義教育は校内暴力という暴動を鎮圧し、1985年に完成した。

つまり1985年以降の公立学校は、生徒の統制を強化し能力主義教育を徹底していったのである。究極の管理社会は、管理される大衆が自発的に管理システムに同調し管理を推進することにある。現在の能力競争を梃子にした教育管理システムは、個人がどんなに「嫌だ」と思っても、それに背を向けることが許されない状態になっている。競争について行けなかったり、競争に背を向けることは現在の社会からの脱落者となると思い込まされているのである。本年度発表さ

れた文部省の調査でも明らかなように、「乱塾時代」を凌ぐ塾通いは、学力競争から脱落させまいとする親心であろう。今や教育は管理される側が自発的に管理システムに同調し、学校の管理社会化を推進している。いじめは刑務所や軍隊など、管理され閉塞状況に置かれた集団に特徴的に現れるという。校内暴力が鎮圧された頃から多発しはじめたいじめは、閉塞状況に置かれた子どもたちの姿ではなかっただろうか。いささか極端な表現をするなら、義務教育とは子どもを対象とした「徴兵制度」であり、将来の企業戦士となるべく学校という兵舎で鍛えられているようである。1980年代半ばから学校ではいじめ問題が頻発し、子どもの自殺が相次いだ。またこれと並行して不登校問題が急増し、高等学校中途退学者の増加とともに社会問題化した。この頃から増えはじめた登校拒否児童は、1960年代に多く見られた能力主義教育に積極的に同調しようとする「よい子・できる子」ではない。多くはこれと違って得意なこともなく、学校の統制に従順なだけの保護的な対応の必要な子どもたちである。もう一度極端な表現をさせてもらえば、最近増加している不登校と呼ばれる子どもたちは「兵役拒否者」であろう。問題は、「良心的兵役拒否者」のように自己の信念に従って登校を拒否しているわけではない子どもが多いことである。気が弱く、学校の統制に従順ではあるが競争に付いていけないこれらの子どもたちは、しばしばいじめのターゲットとなり、いじめを契機とする登校拒否に陥ることも多い。学校はもはや気の弱い成績も振るわない子どもに保護的に対応してくれる場ではなくなったようである。彼らは身を守るために休憩時間を職員室付近で過ごすことが多いが、教師にはその意味が理解できていないようである。「保健室登校」という奇妙な登校は、保健室が学校に残された唯一の保護的な環境だからではないだろうか。

4 学校を離脱する子どもたち

私は最近、登校拒否とか不登校という言葉よりも

「学校離脱」という言葉の方が適当なのではないかと考えている。彼らには学校に対する「愛着」も「執着」もない。ボーダレスの時代といわれるが、1960年代の子どものように非社会的・反社会的という登校拒否と非行の境界線もなくなってきた。非行問題を起こしていた子どもが些細な事件を契機に家に閉じ籠もって学校に行かなくなり、学校に行かなくなった子どもが深夜外出を繰り返しているうちに非行問題を起こすという例も少なくない。かつて私たちの前に現れていた非行相談の子どもは、統制に反発し支配から自立しようとしていた。思春期特有の権威に対する反発があった。自由を求め差別に反発する彼らには、たとえ僅かでも自治的な学校運営に向かう可能性があった。彼らは学校を非難しながらも学校を離れようとしなかった。時には生徒会役員に立候補して学校の改革を訴えて教師を慌てさせる者もあった。しかし最近の非行相談に来る子どもの中には、学校に足を向けようともしない子どもが増えている。家庭にも学校にも居場所がなく、街を徘徊して健康ランドに寝泊まりしたり、公園でホームレスのように夜明かしをしている子どももある。あるいは子どもたちだけが寄り集まり、疑似家族集団を作っている場合もある。これは統制と競争が支配的となった学校と、学校化して子どもの拠り所としての機能を失った家庭の病を表すものではないだろうか。子どもの暮らし総体が「教育」の対象となり、家庭生活も社会生活も全てが学校化してしまっている。その問題の一つに現在の教育を批判し牽制する勢力の弱体化がある。すくなくとも日教組の凋落は健全な学校を作る上で大きなマイナスにしかならなかった。批判勢力のない権力は腐敗するものである。兵庫県で起こった管理職による高校入試の答案用紙改ざん事件はそれを象徴する事件ではないだろうか。子どもたちの心が学校から離れてきているが、聖徳学園短期大学の池田は独自の調査をし、登校拒否願望を持つ者が4割に達していると警告している。私は近い将来児童生徒の1割が登校拒否を顕在化させるのではないかと考えている。長期欠席者と休みがちの子どもを合わせると6~7%になる学校は珍しくない。しかし現場

の教師にはそれほど切迫感は感じられない。

5 学習障害はなぜ必要とされたか

登校拒否=不登校児童対策として文部省は「適応指導教室」を作ったり、登校拒否担当教師を配置したり、最近では臨床心理士を巡回させるという案が出されている。しかし対策が立てられた結果、相談に行かせれば自分には関係ないことと考えてしまう教師もある。

文部省や教育委員会が躍起になっても現場の切迫感が薄いのはそのためかもしれない。学校不適応児童対策のまとめに示された「今日、登校拒否児童生徒の増加は全国的にみて極めて深刻な状況にあり、登校拒否問題は現在のわが国の抱える最も重大な教育課題の一つであるといっても過言ではない。」という認識は一応正しい。しかし問題は「特別の子どもの特別な問題」という見方をなぜ「どの子どもにも起こり得る問題」に転換したのか明らかにしていないことである。この登校拒否=学校不適応児童生徒に対する対策の報告と前後して軽度障害児等を対象にした「通級学級に関する調査研究協力者会議」の「中間まとめ」が出された。この報告書が出されたことで学習障害が注目されはじめたといわれている。あるいは「中間まとめ」が出される前年1990年2月に「全国学習障害児・者親の会連絡会」が結成され、マスコミに取り上げられたことが契機になったともいわれている。しかし私は、神奈川県で起こった女子高校生コンクリート詰め殺人事件の主犯の少年が子ども時代に脳波異常があったことを取り上げ、犯行の背景に学習障害があると弁護側が主張したことに注目している。むしろこれが学習障害という定義も概念も曖昧な言葉が一人歩きをはじめた発端ではなかっただろうか。そのため、学習障害児対策を主張する人々の中に「学習障害児を放置していると、二次的な適応障害を起こして登校拒否や非行に陥る」と危機感を煽る人がしばしばある。私はこの考え方の中に「精神病質人格」を取り上げ保安処分の実現に熱心な人々との共通点を感じる。学習障害と

いう曖昧な障害概念は、教育現場が苦慮している色々な問題の解決に光明を与えるものであった。それは第一に、落ちこぼれという言葉で呼ばれる学力遅進児の問題であり、第二に、不登校問題を含めての生徒指導対策である。この二つを同時に解決する手段が「学習障害児対策」であり「通級学級」である。さらに加えれば、児童人口の減少にともなう余剰教師対策もあるだろう。かつて高度経済成長期に余剰教師対策として障害児学級が増したことと同じである。学習障害に文部省が積極的な姿勢を示したのは「一石二鳥」どころか「一石三鳥」に、これらの問題を解決できる可能性があるからではないだろうか。

6 学習障害対策を煽る人々

兵庫教育大学の隠岐は学習障害児を次の9タイプに分類している。

①読み・書き・計算、ことに文章の理解がうまくいかず、そのために扱い方に問題があるタイプ。

②構音に障害があり、発語が遅れ、おまけに不明瞭で、聞いたことがよく理解できず、トンチンカンな答をするもの、自分の考えをうまくまとめ(構造化)られず、要領よく話すことができないタイプ。

③大きな(粗大)運動、手先の細かい動かし方(巧緻運動)などがぎこちない不器用なタイプ。

④絶えず動き、さわり、いじり、つまずき、動くほどに粉塵をまき散らす“はた迷惑”なタイプ。

⑤1つのことに注意を集中できず、転々とする、注意のスパンが狭く、自分勝手なものに気をひかれるが、他人の指示を理解しようとしめないタイプ。

⑥強情で気分が変わりやすく、怒りっぽく、反動的でいじわるな挑戦的なタイプ。

⑦小心で物事にこだわり続け、きちょうめんだが不信任感が強く、自信を失し、おどおどしやすいが、反面くどくどと執着し、がんこでねばねばしたタイプ。

⑧意欲がなく、あきっぽくて、むら気で何事も中途半端にしかできない投げやりなタイプ。

⑨以上のどれかのタイプとともに、2次的かと思わ

れるさまざまな神経症反応として、不安定な眠り、夜驚、夜尿などの睡眠障害、緊張時の吃音、チック、不登校、乱暴などを呈するタイプ。

〔学習障害—LDの理解と取り組み—〕医師業出版)

これが隠岐のいう学習障害児のタイプであるが、臨床家としても、学問を生業とする学者としても、知性と品性を疑いたくなる表現である。その観察と記述は余りにも粗雑で偏見に満ちたものである。ただこの記述の④～⑧にシュナイダーの精神病質人格の類型に通じるものがあることがお分かりいただけるだろう。精神病質は「性格の異常のために、自己が悩むか、他者を著しく悩ませる人たちである」と定義されている。筑波大学の小田は「精神病質、とくに他者の権利を侵害する型は、社会の側からするニード(欲求)およびデマンド(要求)は存在しても、個人的なデマンドはあまり存在しない」という。つまり社会からは厄介ものと見られているが、本人は自分に問題があるとは思っていないという。長くなるので引用はしないが、隠岐は学習障害児の9タイプを7種類に分類して解説している。その解説は、教師を悩ませる教室の厄介者という見方があからさまである。さらに学習障害によって引き起こされる2次障害として、乳幼児期には「食事上の問題、不安定な眠り、がんこな夜尿、夜驚の頻発、奇妙な夢遊、多彩なチック(ボーカー・チック)と吃音、不登園と分離不安、選択性緘黙等の問題行動をあらわにすることが少なくない」といい、さらに児童・少年期には「登校拒否、家庭内暴力、手首自傷、自殺などのメランコリックな問題」をおこしやすい者と「校内暴力、暴走行動、遊び型の万引き、窃盗、非行、不純異性交遊、いじめなどにはしりやすい」者があるという。これでは子どもの問題のほとんどに学習障害児の疑いがあることになる。そして、このような二次障害を未然に防止するために学習障害児対策に取り組まなければいけないというのは、まさに保安処分的発想である。仮に彼らのいう学習障害児が存在し、その中から登校拒否や非行に陥る子どもが全く出ないとはいえないだろう。しかしこのような「恐怖喚

起型オルグ」を聞いていると適切な治療教育を施さなければ将来大変なことになると親を脅迫しているのと同じである。最近是非行より登校拒否になると不安を煽っているようであるが、非行問題を取り上げすぎると保護者の拒否反応が懸念されるための戦術ではないだろうか。彼らが行政関係者に対策を要求する際は、相変わらず非行問題との関連を取り上げて危機感を煽っている。

7 学習障害の診断はできるか

学習障害は「①知的水準は正常かそれ以上。②運動機能に大きな障害がない。③聴能、視覚に異常がない。④情緒的にも適応がよい(適切な環境)。にもかかわらず、聞く、思考する、話す、読む、書く、綴る、計算する等の学習過程にさまざまな障害がみられる」と定義されている。これは除外定義であり、結論は「脳の機能に障害が推定される」という定義とも呼べない代物である。これでは一時期流行したMBDと同じである。私もこれまで何人かの認知障害が疑われる子どもに出会ってきた。発達性運動失語と思われる子どもや感覚失語と考えられる子どもの指導を担当したこともある。しかしこれらの子どもは学習障害には含まれないらしい。むしろ教育界では学習障害は拡大解釈されようとしている。マイルド・ディスアビリティズと呼んで境界線～軽度の精神発達遅滞、軽度の行動障害、そして学習障害を含めて「特別の取扱いが必要な児童」と考えようとしている。つまり学習障害という明確な診断は必要ではなく「学習能力に落ち込みが認められる」子どもは、全て学習障害児にしてしまおうということのようである。「非定型的」あるいは「近接領域の子ども」という言葉を使う人もあり診断基準も概念も曖昧なまま範囲がどんどん拡大されている。これではクラスの「厄介者」と教師が思う子どもを「特別な援助が必要な子ども」に仕立てあげてしまうことにもなりかねない。

8 保護者の拒絶反応を低下させる言葉

学習障害の定義にある「知的水準は正常かそれ以上」という除外項目は学習障害を保護者に受け入れさせる「免疫抑制剤」である。それは自閉症が登場したときのことを思い出させる。脳の機能に障害があるとすれば知的な発達に関係なく問題は存在しているはずである。あえて「知能に遅れがなく」という言葉を使うのは、学力促進学級の復活を意図するものではないだろうか。障害児教育とすれば保護者の拒絶反応が予想されるが、学力のみを問題にした通級学級であれば拒絶反応も軽減されるからである。もう一つの疑問は、学習障害という言葉に飛びついて、学習障害児という「診断」を下しているのが圧倒的に教育関係者であるということである。学習障害が明らかに問題視されるのは教科学習が始まる小学校入学後であるからと言うが、その診断の方法はあまりにもずさんである。定義も概念も曖昧なものであるから診断がずさんなことは当然かもしれないが、私の聴講した研修会でコーディネーターをしていた神戸大学の坂本は、パネラーの一人があげた事例をいとも簡単に学習障害児と決めつけて話を進めていた。算数が苦手、国語の本読みが下手、作文が下手というだけで、子どもは学習障害にされてしまうのである。しかしなぜ読み書き計算ばかり取り上げるのであろうか。結局現在の社会で価値を持つ教科についてのみ学習障害とされているようである。もし運動能力が価値を持つ社会であれば逆上がりができない、走るのが遅い、体力が弱い子どもは学習

障害児にされるであろう。音楽的才能が重視される社会であれば、リズム感が悪い、音痴であるということも学習障害にされるのではないか。教育関係者は学習障害を社会的に認知させようとしているが、学習障害は心理学や精神医学の分野で診断や判定を行う障害ではなく、教育における価値の概念で語られるものであろう。

おわりに

最近保護者や学級担任などから「学習障害児ではないか」という相談が舞い込むようになったが、「落ち着きがない、乱暴である、勉強が出来ない」という3つが主な子どもの症状のようである。集団の秩序を乱し、教師の指導に従わない教室の厄介者というのを学習障害児にすることで排除したいという気持ちがありありと見える。従来は「家庭の躾が出来ていない」と親が責められていたが、学習障害児にすれば親にも教師にも責任がなく、子ども自身の責任でもなくなり八方丸く治まるからだろう。「知能に障害はないが教育上特別な配慮が必要のある子ども」であり「普通学級に在籍させたまま通級学級に通わせる」と保護者に受け入れやすくしているが、本音は別のところにあるようである。教育関係者は、子どもを学習障害児と決める前に、教育とは何かを問い直す方が大切なのではないだろうか。私には普通学級の教育から振り落とされた子どもたちをまたぞろ別枠に囲い込もうとしているように思えてならない。

差別問題への関心

多田敏行 (帝塚山大学)

1. 差別問題への取り組みの動機

筆者が、部落問題を中心に差別問題に関わるようになってから15年ほどになる。その関わりかたは、純粹に研究者としてというより、解放運動に寄り添う「周辺人」という立場にあったように思う。しかし、専攻が心理学ということもあって、すぐれて社会的問題であるはずの差別を個人のレベルから考える傾向が強く、意識や偏見といった狭い分野に関心は限られていた。運動理論などという問題には、まったく疎いが、差別にたいする怒りの感情は人並みにそなえていたつもりである。

こんな私にたいして、「どうして差別問題に関わるようになったのですか」と尋ねかけてくる人が時々ある。私が差別問題に関わることが不似合いで、怪訝なことに思われるのであろうか。私が大学教員であり、そして心理学の専攻者であるということも、殊更にこのような質問をさせるようである。人が、ある事柄に関心をいだき、関わりをもつようになるには、その人なりの動機が存在するはずであるから、私にもそれらしきものは存在するのであろう。しかし、それを分析し、事細かに他人に語るという所業などできるものではない。自分について語ることが面はゆいのみならず、正確な動機をつきとめる自信もない。心理学者の端くれであるから、動機の分析を試みてみたりするが、「合理化」した理屈にすぎないように思われる。例えば、私は比較的早く父を失い、青年期に病気で暫く療養したことなどのために、多少の貧困や挫折は体験している。しかし、戦中、戦後に少年期を過ごした世代としては、むしろ恵まれた環境の中で自分は育ったと思っているし、被差別の立場にある人たちに共感

を覚えやすいパーソナリティの形成要因があったかどうか判然としない。

また、被差別部落の存在は、物ごころついた頃から知っていたが、部落問題に取り組むようになった直接の契機は、勤務している大学での差別事件の発生であった。事件は、差別を受けた学生の卒業によって結末し、運動体による糾弾などの事態に発展することもなかったが、その後、教職員の間にも同和教育推進のための準備会のようなものが発足した。ところが、珍妙なことに、「政治的な問題もあり複雑なので、軽率に同和問題に関わるべきではない」などの意見も出て、二、三回の会合で準備会は消滅してしまった。意気込んでいた私には、集まったメンバーから部落問題について自分の無知さを指摘されたような屈辱感があったことを覚えている。そして、他人を当てにしているは何も始まらなと考へて、ひとりで部落問題に取り組むことにしたが、私が学内において、殊更にそれを継続しなければならぬ職務上の立場にあったわけではなかった。ただ、その数年後に発生した事件と合わせて、いずれも差別をうけた学生が神経症様の状態に陥っていたことは、心理学を担当する教師としても差別問題を等閑に付してはならないと考へる理由になっていた。

以上、差別問題に関わるようになった私の場合の経緯と動機について少し述べてみたが、これで差別問題に関わるようになった動機が明らかにされたなどは考へていない。しかし、さらに述べても、より正確にそれを表現できるわけではあるまい。ところが私は、人びとが差別や人権の問題に関心をいだくようになる一般的な動機は何かということを知りたいと切実に考へている。私自身が、部落問題を中心に人権啓発の仕

事にも関わってきて、過去の同和教育が、十分な効果をあげていないことを実感しているからである。差別や人権についての社会啓発活動では、人びとの内発的な動機に期待するのが基本であるとしても、同和教育や解放運動などによる働きかけが、まったく存在しないところに人権尊重の社会が現出するはずはない。現在、効果的な同和教育や人権啓発の方法をめぐっての論議が続いているが、最も重要なことは、どのようにして人権問題への関心を高め、学習への動機を生み出すかという点である。世間では「寝た子を起こすな」という意見が広くある。これは同和教育をむしろ「有害」であるとする考えと、同時に差別そのものが存在しないから同和教育は「無理」であるとする考えの二つの意味を含んでいる。私は、どちらかと言えば前者より後者の立場の人たちの問題が、今日の課題になりつつあるように思う。同和教育への動機づけについての考察を、この辺から始めたいのである。

2. 差別の存在についての自覚

深刻な差別を受けている者が、解放運動に携わる動機を改めて問われることはない。しかし、一見、差別・被差別の関係の中に生活していない者が、差別問題に取り組むようになるからには、それなりの理由が存在するはずだと一般には考えられ、その動機を尋ねられるのであるが、尋ねられても、簡単に答えられるものではない。それが明白であるとするれば、啓発活動についての効果的な方策も見いだせるであろうし、差別問題の解決への展望も見えてくるであろう。

唐突であるが、登山家のマロリーは、ある講演のあと聴衆からチョモランマに登る理由を聞かれて、「そこにあるから (Because it is there)」と苛立ちながら答えたという。一般の人が、差別問題に取り組むようになる動機についても、強いて答えるとするれば「差別があるから」というのも妥当な回答である。情緒的な動機は複雑で、正確に分析するのは困難であるが、まず差別の存在を認知しているという事実だけは否定できない。当時、未踏峰であったチョモランマの存在が

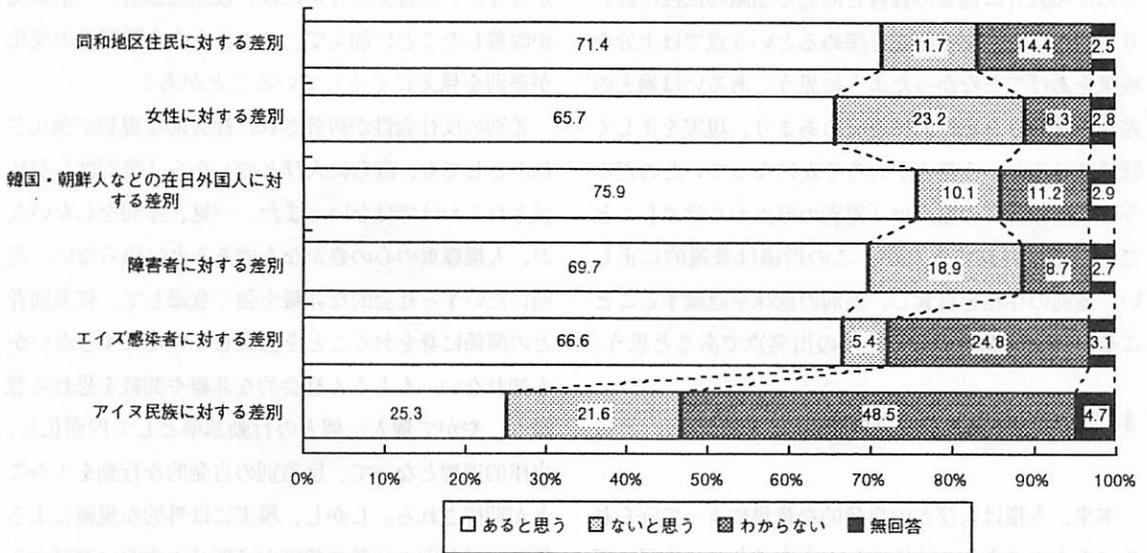
マロリーの登山欲をかり立てたように、許されるべきでないはずの差別の存在を認知することが、人びとが差別問題に目を向ける前提になる。あまりにも自明であるが故に、この事実を私たちは軽視してきたように思う。社会に確実に存在する差別であっても、それが人びとによって認知されているとは限らないのである。

図1(次頁)は、16歳以上の奈良市民(N=2982)を対象に「あなたは、結婚や就職など社会生活の中で、次のような差別があると思いますか」という質問をした結果である(「人権に関する市民意識調査」、奈良市・1993)。「あると思う」という回答は「韓国・朝鮮人などの在日外国人」が75.9%と最も多く、以下「同和地区住民」、「障害者」の順になっている。一方、差別は「ないと思う」という回答は、「女性」(23.2%)「アイヌ民族」「障害者」などで目立っている。また「アイヌ民族」や「エイズ感染者」にたいする差別については「わからない」と答えた者が多く、これらは自分の身近な問題とは考えられておらず、一般的に不十分な認識状況にあることがわかる。

述べるまでもなく、この結果は、それぞれの差別の存在についての客観的な事実を示すものではなく、市民の認知の状態をあらわしたものである。例えば、女性差別が「あると思う」との回答は65.7%であるが、他に比較して差別が顕著に存在しないということではなく、必ずしも差別の存在が自覚されているとは限らないということである。また、女性差別の存在についての認識には、男女の間で大きな差が出ているが、被差別の立場にある女性の場合でも、差別が「あると思う」の回答は71.6%であり、16.1%の者は「ないと思う」と答えている。いかなる差別についても、差別者の立場にある者はもちろん、現実には差別を受けている者でも、その事実を自覚しているとは限らないのである。

奈良県にかぎらず関西地方で、広く同和教育への取り組みがなされるようになってから30年以上が経過している。現在40歳以下の世代は、内容や程度に差

図1 差別に対する自覚 (奈良市「人権に関する市民意識調査」1993より)



はあれ、ほとんどの者が学校で同和教育を受けた経験をもっているし、それ以上の世代でも、地域や職場で同和問題についての講演会や研修会に参加したり、なんらかの形で啓発活動との接触経験をもっている者が多い。そして、これまでの同和教育や社会啓発は、部落差別の問題を中心に進められてきた。ところが、奈良市民に対する意識調査の結果にも見られるように、「同和地区住民」にたいする差別が存在すると認める者は、必ずしも多いとはいえない。現在、奈良県内では、同和教育が小学校から高等学校までカリキュラム化されて実施されているはずであるが、上の調査によれば、まさに「同和教育世代」の16歳から22歳の若者で、「同和地区住民」にたいする差別が「あると思う」と明白に答えているのは68.9%である。環境改善などの同和对策事業の進捗の結果、実態的な差別が解消に向かい「差別が見えなくなった」と言われるが、長年にわたって同和教育を受けてきたはずの若者の中には、部落差別が現存するという事実さえも納得できない者が珍しくないのだ。同和教育の形骸化と言ってしまうまでもそれまでであるが、教室の中で部落差別の現実を教えることがいかに困難な状況になっているかを如実にあらわしている。いちいち資料を示すことはしないが、差別そのものが解消したわけ

ではないし、「同和地区住民」が県民人口の5%以上を占め、人口比が全国で一番高い奈良県であるから、市民にとって部落問題は決して縁遠い存在ではない。その証拠を一つだけあげれば、上の調査でも、社会人なり結婚期をむかえた23歳から29歳の若者では、部落差別が「あると思う」との回答が12ポイント増加して80.9%になっている。教室では納得しなかった若者が、結婚問題などを中心に体験として差別の存在を実感するようになるのである。

差別の存在を認知することが、即、差別問題への関心に繋がるわけではないが、少なくとも差別は存在しないと考えている者に問題への関心は生まれない。そして、ひとは比較的身近に差別が存在する場合にも、あるいは自分が差別者や被差別者の立場にある場合にさえ、差別の存在を自覚できないことがある。まして差別の現実を認めたくないという衝動が働いたり、あらかじめ偏見が形成されていたりすると、事実をありのままに認知することができない。このような場合、しぶしぶに差別の存在することを認めたととしても、被差別者に深刻な痛苦や不利益をもたらすものであるという、差別の本質まで理解しているわけではない。

差別問題への関心は、差別の本質にたいする認識の

レベルに比例して強まると考えられるが、現行の学校での同和教育は通常の教科と同じく知識の伝授に終わり、問題にたいする認識を深めるという点では十分な成果をあげてこなかったように思う。あるいは過去の差別の残酷さを感性的に訴えるあまり、現実を正しく認識させるという営みがおろそかになっていたのだろうか。同和教育の原点は「差別の原点から学ぶ」ことであると言われてきたが、この指摘は普遍的に正しい。差別の存在を自覚し、差別の意味を認識することこそが差別問題への取り組みの出発点であると思う。

3. 「国民的課題」という御題目

本来、人権は人びとの自発的な意思によって守られるべきものであり、法律などの力を借りて、市民の行動を規制することにより保障しなければならないというのは望ましい姿ではない。確かに人権を侵害する差別行動は、反社会的行動であり、犯罪として処断されるべき場合もある。しかし差別行動には、積極的な形の攻撃行動だけでなく、一定の集団に属することを忌避したり、親密な関係を結ぶことを避けるなどの消極的な行動もある。ここでは部落差別を念頭に、個人の行動としての差別を問題にしているのであるが、今日では解放運動や同和教育の一定の成果として、差別の現れかたは消極的な形の行動へと変化している。攻撃性をあらわにした差別行動が全くなかったわけではないが、その多くは落書や投書などの匿名者による行動である。白昼の行動としては、一応の表面的な友好関係が維持されているのが普通である。しかし、決して心底からの親密な関係が結ばれているわけではない。心理的な隔壁は保たれたままであるから、結婚し家族として受容するとなると抵抗をしめす。差別問題に限らず、現代人はこのような浅い人間関係に慣れているから、ともすると、これが本当の親密な関係であると思ひ込んでしまう。したがって、自分に差別の心(偏見)が潜んでいても自覚できないし、被差別者の側も、相手のそのような態度に気づいていないことが多い。繰り返して同和教育を受ける機会のあった若者

が、部落差別は「ないと思う」とか「あるかどうかわからない」と答える背景には、被差別部落の生活環境が改善したことに加えて、このような人間関係の変化が差別を見えにくくしていることがある。

差別の反社会性が科弾され、社会的な規制が強化されたとしても、直ちに人びとの心から「差別性」が払拭されるわけではない。また、一見、差別をしない人が、人権尊重の心の豊かな人であるとは限らない。差別にたいする社会的な非難を強く意識して、被差別者との関係に身をおくことを回避しているにすぎないかも知れない。もちろん社会的な非難や制裁を恐れる意識も、やがて個人、個人の行動基準として内面化し、自律的道德となって、反差別の自発的な行動を生むことが期待される。しかし、現実には外的な規範による規制や反差別の行動の奨励が予期せぬ方向に進展することがある。外発的に動機づけられた行動は即効的な成果を求めるからである。

奈良県内の高等学校では、毎週、一回ホームルームの時間が同和教育の学習に当てられている。これに関連して奈良県教育委員会が実施した調査(「同和教育アンケート」・1991)によれば、生徒(N=5057)の44.6%が「部落問題の重要性はわかるが、いくら話し合っても解決に役立つ気がしない」という回答肢を選んでいる。因みに、次に多い回答は、「差別のない社会をつくるために大切なことだから、積極的に学習したい」(32.2%)であった。回答の結果について論じるまえに、上の二つの回答肢からも推定されるように、現在の同和教育は、学習の目的として「部落問題の解決」あるいは「差別のない社会をつくる」ということを強く打ち出していることが分かる。明確な学習目的をもたせることに異論はない。しかし、これが学習する生徒たちの一人ひとりの日々の生活において、部落解放に役立つ積極的な行動を、強く求めている印象を与えているとすればどうだろうか。部落問題の解決のためには、個人の意識の変革や行動が期待されることは当然であるが、それ以上に社会的、行政的施策を必要とする問題であるから、個人の努力のみによって解決できるものではない。「いく

ら話し合っても解決に役立つ気がしない」という感想が出るのは当然であり、むしろこのような回答を、調査でわざわざ引出している同和教育のあり方に問題がある。自分たちの行動が差別問題の直接的な解決に結びついていないという無力感は、学習の放棄へと向かわせるものであり、より効力感の得られる行動に向かうことを生徒たちに求めるのは無理であろう。

現行の同和教育に、部落問題の解決という実践学習的な位置づけが与えられたことは、それなりの必然性があった。つまり今日の同和行政や同和教育を基本的に方向づけた「同和对策審議会答申」(1965)では、「(同和問題を)未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べている。当時の被差別部落住民の経済的状態や生活環境、および過酷な差別の歴史を承知すれば、「同対審答申」の指摘が部落問題に関心をもつ人たちの共通認識となるのは当然であった。教室で被差別部落出身者の語る言葉は、級友たちの胸をうち、多くの者に贖罪の気持ちを生じさせた。そして一人ひとりが、差別の解消のために学習し、行動すべき具体的な課題が身近にあると感じられた。

ところが「同対審答申」から30年を経過した現在、「責務」や「国民的課題」という言葉は、新しく部落問題を学ぶ人たちに当時と同じ響きをもって受けとめられるであろうか。教室で、部落問題の解決に向けて「学習から行動へ」と呼びかけられた生徒たちは、自分は何をすればよいのかと反問せざるをえない。「周囲の人が差別的な発言や行動をした場合、勇気をもってたしなめなさい」と教えられたとしても、そのような場面に日常的に遭遇するわけではない。部落差別の様相が変化して、見えにくくなっている現在では、差別の存在を見抜く能力を培うことが先決である。自己の差別性はもちろん差別の正体を確実に把握できないでいる者にたいして、問題の解決を個人に課せられた「責務」であるとするような教育のあり方には無理があるし、自発性を基本にすべき人権教育としても望ましいことではない。

部落差別を中心とする、あらゆる差別の撤廃のために、いろいろな行政上の施策を講ずるのは国や自治体の「責務」であることに変わりない。しかし今日では、反社会的な行動としての差別の禁止にとどまらず、さらに広い範囲での人権の尊重が要請され、社会的弱者への「やさしさ(向社会的行動)」が強調されつつあることを考慮すると、これらの総ての行動を個人の「責務」や「国民的課題」であると、いつまでも教条的に唱えているのはどうであろうか。現在、制定運動が進められている「部落解放基本法」の草案や、各地の自治体で相次いで制定されている同様の条例でも、相変わらず人権の尊重や差別問題の解決への協力が国民(市民)の「責務」とされている。

本来、自由と平等を基本にする人権の問題を論じるにあたって、権力的なニュアンスをとまなう「責務」という言葉の使用には慎重であるべきだ。個人の権利は国家や市民によって承認され、尊重されるべきものであるが、権力者の場合に見るように、他者に義務を課することによってのみ保障されるものであってはならない。単に「差別のない社会」を求めるだけでなく、あらゆる人の権利が尊重される、温もりのある社会を築くためには、市民に義務や責任を強いるだけでは不十分であり、個人の自発的な向社会的行動が必須である。これは「同和問題の解決は国民的課題」という御題目から脱却することが、同和教育運動の新しい課題になっていることを意味する。

4. 「有難い効果」

「水平社宣言」の中に「過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾々の為めの運動が、何等の有難い効果をもたらさなかった」という行がある。これは同情や憐れみから発した慈善的行動が、部落差別の解消に役立たなかつたばかりか、同胞を墮落させる結果さえ生んだという事実を指摘して、自分たちの解放は、それを求めている自らの運動によるしかないのだと述べている部分である。「宣言」から70余年を経過した現在、住民の行政依存体質を中

心に、再び同じような反省が運動体自身の中にも聞かれるようになり、「水平社宣言」への回帰の主張がなされている。

ところで差別からの解放が、被差別者自身の主体的な運動を中心に進められない限り、種々の矛盾が生じる結果になることは明らかであるが、そうであるとするれば差別、被差別に直接的な関係をもたない一般の市民にとっては、被差別者の解放にどのような関わり方ができるのであろうか。同情あるいは単なる立場上の義務意識から活動に参加する者については述べるまでもないが、そのような動機を自覚していない者でも、解放運動や同和教育に参加するのは、被差別者のためであるという意識を強くもち、相手から感謝されることを無意識のうちに期待している場合が多い。そして自分たち自身は決して活動の主体にはなりえないのだなどという自覚もない。このような態度にとどまるならば、一時的に差別問題に取り組むことはあっても、長くその熱意を持続させることは困難である。先にみた奈良の高校生の部落問題学習についての無力感がそれであろう。学習行動を持続するためには、意識の変革がない限り、結局は他人事の域を出ないからである。

一般に「解放運動の究極の目的は自己解放である」と言われる。部落出身者など、現実には差別されている人たちにとって、解放運動や部落問題学習への取り組みが自己の解放を目的にしていることは当然である。しかし、どのような状態になったことをもって、自己が解放されたとみるかは単純に言えるものではない。実態的差別の解消のみでは不十分であることは述べるまでもないが、一見、社会から心理的差別も解消したかに思われても、個人、個人の心に被差別への不安が残存するかぎり、「自己解放」が達成されたとは言えない。いわゆる「エタである事を誇り得る」心理状態に達することによって完結されるのであろう。

一方、通常、差別する側にある者にとっての自己解放とは何か。「他人を差別する者は自分をも差別して

いる」と言う。つまり、他人にたいして偏見を抱く者は、必然的に同じ論理でもって差別される側にある自分を発見し、強い屈辱感を味わう。個人の独自性を認識し、人間を尊敬することのできない者は、自分についての「自尊心 (self-esteem)」も抱きえないからである。このように考えると、差別・被差別の関係は絶対的なものではなく、大多数の民衆は差別者であると同時に被差別者であり、また、いろいろな差別・被差別の関係が錯綜する社会の中にわれわれは生きていることになる。したがって「自己解放」とは、差別、被差別いずれの側に立つかによって異なる意味をもつものではない。偏見や不安などの諸々の囚われや、不合理な権威から自己を解放することである。

現代においても、世界には生命や財産を奪われるなど、基本的な人権が著しく侵害された状況の中で生きる大勢の人々がいる。また、われわれの身のまわりでも、さまざまな差別の実態が放置されている。このような事態を認識すると、その人たちのために何か解放に役立つ行動を起こしたいと考え、それが責務であると感じたりする。しかし、そのための具体的な行動を見いだせなかったり、取り組んだ行動が効果を生まなかつたりして、やがて情熱を失うことが多い。社会啓発や同和教育において、学習意欲を持続させることが困難である一つの原因もここにある。また解放運動など差別問題の解決のための行動が、被差別者以外の人びとが中心になってなされた場合、必ずしも「有難い効果」を生まなかったという事実も認識しておくべきである。

結局、他者に利益をもたらすことのみを動機とする「利他行動」として、差別問題への取り組みがなされる限り、被差別者にとって、ひいては援助者である自分にとっても「有難い効果」は期待できない。解放への取り組みは、自分以外の誰かのためになされるのではなく、「自己解放」を究極の目標とする場合のみ「有難い効果」がもたらされるのである。(1994年10月)

<「映画と本」で考える>

映画を読む試み(一)

—楊徳昌(エドワード・ヤン)の挑発・映画「恐怖份子」について—

武田 秀夫(霞国語教室)

ルネ・クレマンの「太陽がいっぱい」(だったと思うのだが)、それが単館で上映されるとの広告が新聞に出た。その広告中に淀川長治が短いコメントを寄せていて、それにいわく「この映画をまだ見ていない人がいるんですか。不思議な人がいるものですね」

私は笑った。うろ覚えだから正確な引用ではないのだが、「不思議な人がいるものですね」と、まじめなようなトボけたような調子でそういうことを言う淀川長治の表情が目に浮かんで、やたらと幸福な気持ちになったのだ。たしかに「太陽がいっぱい」を見たことがないなんて、「不思議な人」としか言いようがない。淀川長治のそういう言葉がユーモアとして通用したよき時代が、かつてたしかに存在したのだった。

ところで、今、「嶺街(クーリンチエ)少年殺人事件」(楊徳昌<エドワード・ヤン>)を見た人が日本に何人いるか。私は二度見たけれども。

三時間版を新宿のピカデリー2で、四時間版をシネマ・アルゴで見ることができた。行幸だったが、そのいずれの時も館内は閑散たるもので、二、三十人ほどの観客がいただけ。私はほとんど義憤にかられた。

「え? 『嶺街少年殺人事件』をまだ御覧になっていないんですか。不思議な人ですね、あなたっていう人は」

そういうことを言ってみたいのだが、そんな時代はもうやってきそうにもない。「映画芸術」1992年度ベスト・テン第1位、「キネマ旬報」第2位という栄誉を空しく背にして、「嶺街少年殺人事件」は須ゆの間に日本の映画シーンから消えた。ほんとうに、いったい何人の人がこの映画を見たというのだろうか。

試写室で映画を見る評論家と、大都市近くに住んで辛うじて見ることを得た少数のファンと。地方にあって切歯扼腕した人がずいぶんいたことだろうと胸が痛む。

だから、思いがけなくそれがレーザー・ディスクで発売されたとき、私は深い安堵と大いなる悲しみをもって思ったものだ。切歯扼腕の人々よ。あなた方とともに私はこの評論のみ高く世に知られることの少ない傑作を、以後、レーザー・ディスクでくりかえし楽しむことだけはできるわけである。自分の部屋で、ひっそりと。時代はどうしようもなく変わった。しかし、嘆いてばかりいても始まらない。ここから私たちは出発するしかない。もはや映画館で見なければ映画を見たことにならないなどというこだわりを捨てようではないか。その上で、この事態を逆手にとって、新しい映画の見方を実践し交換していこうではないか。本を精読するように、映画を見る。くりかえし前の場面に立ち返り、あるいは立ち止まって熟考し、メモをとり、やがて先へとおもむるに目を歩ませる、そういう映画の見方。映画を<見る>ことから、映画を<読む>ことへと歩を進めること。

そうしているうちに私たちは、そうした映画の見方に耐えうる作品を選別していくことになるだろう。作り手も、そういう孤独な観客の存在を意識し、<精読>に耐えうる作品を生み出すようになる。映画の作り方も変わってくる一。

へと、これほどはっきりした考えを抱いたわけではない。しかし、ビデオが普及しはじめたときから漠然と考えていたことが、「嶺街少年殺人事件」の日本における悲惨な公開のされ方、そして退場させられてい

く後姿を見るに及んでいっそうはっきりしたことはたしかだった。青梅から新宿まで二千円近く電車賃がかかる。行けば酒を飲むに決まっている。一日かけて映画を見に出かける体力、気力もとみに衰えていくだろう。そして、たとえばこの「牯嶺街少年殺人事件」が再び映画館で上映される可能性、万一そうしたことが実現したとしてもこの自分が映画館に駆けつけられる可能性の少なさを思えば、レーザー・ディスク代6901円(税込み)は実にリーズナブルな買い物ではないか。その上でおれは、元をとっておつりがくるほど、このレーザー・ディスクを使い込んでやる。子どものころ、阪妻の「紫頭巾」やスチュアート・グレンジャーの「ゼンダ城の虜」のあまりの面白さに、二本立、三本立をものともせず、粘ってもう一度くりかえして見て、それからようやく映画館を夕暮れに出たように一。

ところが驚いたことに、「牯嶺街少年殺人事件」のレーザー・ディスクを購入してまずは一度見たすぐ後に、同じ楊徳昌の「恐怖份子」が劇場未公開のままLD化されるというニュースが飛び込んできた。私はあっと声を上げ、新宿まで出かけて早速に購入し、万を持して数日後にこれを見た。休日の夜、晩酌を早めに切り上げて見たのだが、それが、先に述べたような映画の見方、<映画を読む>ことのはじまりになろうとは思ってもみなかったのである。

- ①未明の台北の町の俯瞰。青い闇の底に町の灯。それがにじんで流れる街路をパトカーが赤の警告灯を点滅させて走り抜けていく。そのサイレンの音。
- ②「恐怖份子」、と素気ない四文字だけのタイトル。サービス満点のアメリカ映画に慣れた目は、軽いショックを覚える。
- ③早い切り換え。粒子の荒い写真の大写し。恐怖のためか悲嘆のためか、大きく見開かれた女の目。
- ④早い切り換え。もう一枚の写真。正面を向いて何かを叫んでいる女の口。その叫びが聞こえないのか、

聞こえながら背を向けているのか、目を伏せた男の横顔。一枚の写真の中の女と男の間に、見えない亀裂が走る。

- ⑤「今何時?・・・もう夜明けか」と男の声が写真の画面にかぶさる。

「もうすぐ終わるの。・・・起こしちゃった?」

ベッドで本を読みながら若い女が言う。読書灯の輪。

目をさました若い男は洗面所へ立つ。

見向きもせず本を読みふける女。

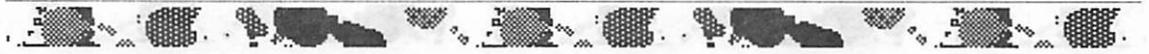
- ⑥顔を洗う男。固い水の音。洗面所にさがる目隠しの布。潮吹く鯨を圖案化したモチーフが格子に区切られた布一面に反復される図柄。かわいらしい鯨が、格子縞のそれぞれに閉じこめられている。ユーモラスな感じをねらったのだろうが、なんだか物悲しく、アパートの洗面所の雰囲気と微妙にズレている。

- ⑦開け放したベランダ。レースのカーテンを揺らす夜明けの風に乗って、先ほどのものと思われるパトカーのサイレンが聞こえてくる。こちらに向かって

- ⑧聞きつけてベランダに出る男。下をのぞき、何かを見出したらしく室内にもどり、望遠レンズ付きのカメラを手にとって外へ出ていく。冒頭の二葉の写真は、この若い男が撮って部屋の壁に貼っておいたものらしいことがこの時観る者に遅れて了解される。ベッドの女はいつのまにか本を読み終えたらしく眠り込み、出て行く男に気づかない。男も女に目をくられることもせずにドアから出て行く。

- ⑨夜明けの濡れた街路に男がひとり倒れている。その俯瞰。若い男がアパートのベランダから目撃したのはこれらしい。ここでもおくれて了解がやってくる。手足を投げ出し、うつむきに倒れている。すでに死んでいるのか。近寄る者もない。孤立した死体。

向かい側のアパートの窓の一つに、遠く、早起きの



女が一心に洗濯をしている。その半身。

⑩乾いた銃声が一発。つづいて二発。

どの窓も閉じたまま。動く人影はない。先の女だけがなおも一心に洗濯にふけている。その女を向こう側から赤く照らす朝日一。

私は実はこの部分を、レーザー・ディスクを見直しながら書いている。ほろ酔い気分で見た休日の夜から数日たった手前に、今度は素面で。ストップボタンを押し、何度も画面を元に戻し、メモをとりながら書いている。映画館にはやれない仕方で見ている。見ているというよりは、＜映画を読んで＞いるのだ。

カシャッ、カシャッと乾いたシャッター音が聞こえるかのように画面がぶつきらほうに切り換わる。その乾いたスピードとリズムに、最初見たときはついていけなかった。ホロ酔い気分の怠惰な私という観客を、それはわざと拒絶しているかのように思われた。なにを小癪な、と私は身構えたが、アタマとカラダが追いつかない。これではならじと画面に集中しようとするのだが、どうしても分かり切れない。

バトカーのサイレンの音、固い水の音、乾いたわずかの言葉の切れはし。そのほかに音はない。音楽ももちろんない。あるのは、無機的に無機的に画面を切り換えて、情緒のすべり込む隙を与えまいとする楊徳昌の意志だ。そう安易に了解が成立してたまるか、浅く分かった気になんかなられてたまるか。楊徳昌の画面のつくり、画面から画面へのぶつきらほうなつなぎはそう語っている。こう書いていて、私は、北野武の映画を思い出している。両者は、果たして互いの映画を見ているのだろうか。

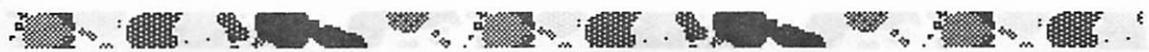
「シャッター音が聞こえるかのように」と言ったが、事実、しばらく後には、死体がある街路の横のアパート、ピストルがそこから射たれたと思われるアパートの裏手から飛びおりた少女が、くじいた足を引きずりながら路地を逃げていく、その姿を追う映像に、カシャッ、カシャッ、とシャッターの音が重なる。

壁をつたい、苦しげに足を引きずりながらよろめきのがれていくハーフの美少女。それをつけていく先の若い男のカメラが、傷ついた獣を狙い打ちする銃のように、カシャッ、カシャッとシャッターの音を立てるのだ。カメラを構えてあとをつける若い男の姿は画面に写らない。逃げていく少女から一定の距離を保って追う非情な、サディスティックなカメラが画面のこちら側、観客の側にあることを、乾いたシャッター音の連続が戦慄的に意識させる。「羊たちの沈黙」(ジョナサン・デミ)において、地下室の暗闇を逃げまどうジョディ・フォスターを、赤外線ゴーグル(?)をつけた男がいたぶるように追う場面が思い出される。あときはまだ追っている男の存在がゴーグルの内側からの映像を通して感じられたが、楊徳昌はシャッター音だけをを用いて、観る者の心に恐怖を喚起する。

やがて少女は、車の通りの激しい大通りの横断歩道を渡りかけ、力尽きて崩れるように倒れる。そのこちら側をトラックが轟音を立てて走り過ぎ、むこう側をスクーターが走り過ぎる。警笛もなく、急停車する車もなく、投げ出されたボロ切れのように、横断歩道上に倒れたままの少女の孤立した身体。

カメラのシャッターをカシャッ、カシャッと切りながらそこまで少女をつけてきた若い男は、そうなってはじめて救急車を呼ぶのだが、それもずっと後になって、実はそうだったのだとあきらかにされるにすぎない。

レーザー・ディスクの巻末に収められているインタビューの中で、＜無関心＞がこの映画のキーワードだと楊徳昌は言っているが、その言葉通り、この映画は冒頭から人と人とを隔てるおそろべき＜無関心＞の壁のイメージを速射砲のように観客に向かって撃ち続ける。画面の素気ない切り換え、説明を極力避けた寡黙なスタイルは、したがって、そうした映画が要請する抜き差しならない手法なのだが、濡れた情緒でなめらかに画面から画面が繋がれる映画ばかりを見慣れた私の保守的な受身の感覚に、その手法は、いわば砂を



喘ますような異和感を与えたのだった。

もう少しく映画を読んだ結果を記しておこう。

- ⑪街を走り過ぎるバトカー。そのサイレンの音。
- ⑫固いベッド(あるいは長椅子か)に寝ている女。目をあけ、起き上がり、腰をかける。放心したように。しかし考えこんでいるようにも見える。寝足りたという感じは少しもない固い表情。カメラが左へなめて隣の部屋へ。
- ⑬かなり明るくなったベランダ。出勤前らしく、Yシャツ姿の男が膝の屈伸運動をしている。部屋に戻り、背広をとり、コートを手にしかけて、それは置く。鍵を取る。靴をはきながら、男ははじめてカメラの方を(観客の方を)チラと見る。
- 「これ、洗ってくれ。もう暑いから。着ないから」男はコートを指さし、こちらを向く。画面を見続けてきた観客は軽いショックを受ける。あれ? だれに向かって言っているのだろうか。男は無人の部屋に戻って背広をとり靴をはきはじめたとばかり思っていたが、その間じゅう、カメラのこちらに人がちゃんと存在し、今その人間にはじめて男は目を向け言葉をかけたのだと知る。ああ、こんなふうには人はふるまえるものだろうか。そこに人がいるにもかかわらず、その人が存在していないかのようにふるまう。なんて非人間的な。が、考えてみれば、狎れ切った夫婦の日常なんて、そんなものではないか。食事をしながら黙って新聞を読む夫。つまらなそうにテレビを見ている妻。子どももいない。ベランダにおける屈伸運動から室内へと男の動きを追ったカメラは、観客の軽いショックをともなった思いに応えるかのように、男の視線、言葉の向けられた先へと切り返される。と、先ほどの女が、今はベッドから離れた椅子にいつのまにか座っている。そう言えば、隣の部屋にはめざめたばかりの女がいたのだった! 隣室の女の存在をあまりに見事に無

視した男の行動を追わされた観客自身、ほんのわずかに前に目にしたはずの姿を忘れてしまっていたのだ!

声をかけられた女は、しかし答えない。男に目もくれない。

「どうした、眠らないのか」

女は自分の前方わずかばかりのところに目をすえてはじめて答える。

「書き直したいの」

そしてゆっくりと頬杖をつく。

「締切りが近づくと、ひらめかないの」

男ははじめて正面を向いて女に言う。

「書き直すのかい」

と、目を下に向け、苦渋する女を思いやるかに見える。

「こんな、はじめてだね」

しかし、すぐに身体を出動する態勢に向けて立て直し、言う。

「リラックスして。小説なんて命がけの仕事でもあるまい」

ここにおいても、冒頭のシーンと同じく、女と男の間に走る亀裂、疎隔は痛いほど明らかである。

「リラックスして」という男の言葉の何という無意味さ、残酷さ。

⑭犬の吠える声。

アパートと覚しき建物の三階の窓からピストルを構えた腕が静かにあらわれる。

⑮先ほどからなおも放置されたままの路上の死体。脇腹に二か所、血が染み出ている。

⑯銃声。トドメをさそうというのか。

⑰死体を物陰にかかえていこうとする男。

⑱再び銃声。身をすくめて物陰に退避する男。死体の背中にも血が染み出ているのが見える。

⑲バトカーが到着する。犬の吠え声。車からおりる刑事。あくびをしながら、銃撃隊を呼べと指示する。

つまり、映画の冒頭、青い闇の色のまだ濃く残る未明の街を走り抜けていったパトカーのサイレンは、死体のころがる現場近くのアパートに住むカメラ・マニアの青年の耳に朝の風に乗って届き、青年を路上へと招き寄せ、その一方で、現場から離れた、パトカーの進路にあたる場所に建つアパートの一室に眠る女、小説が書けずに徹夜し、たまらずに仮眠をとった女の浅い眠りをさまし、一瞬のうちに気持ちの離れた一組の夫婦の姿を浮かびあがらせ、今、ようやく現場に到着したというわけだ。

最初に映画を見た時、しかし、こうした流れがさっぱりわからなかった。

カーテンの揺れていたあのベランダと、今は朝日の明るくさすこのベランダと、同じなのか、ちがうのか。ベッドで本を読んでいた女と、「小説が書けない」と固い表情で呟く女と、同じなのか、ちがうのか。洗面所で顔を洗った男と、今、Yシャツ姿で出勤しようとしている男と同じなのか、ちがうのか。路上の死体、洗濯にふける女、銃声、アパートのベランダ、二枚の写真、目ざめる女、眠りこむ女、洗面所で顔を洗う男、屈伸運動をする男、会話の成立しない言葉のきれはし。

カシャッ、カシャッと無機的に切り換わる画面を一心に追っているつもりでも、全てがバラバラで脈絡がつかない。酒のせいかな。おれのアタマがにぶいかなと焦る。

「ねえ、わかる？」

隣で見ていた妻がさく。妻は私ほど酒を飲むわけではない。アタマも私よりよほど鋭い。それが、やっぱりたまりかねたのだろう、「わからない」と言う。

「わかんねえ」

不機嫌にほくも答える。見る前に一抹の不安がなかったわけではない。それが現実になってしまった。「あのクーリンチエと同じ監督の作品だぜ」と妻をテレビの前に誘った私としては全く立場がない。

「面白い映画なの？ 本当に」と妻は始まる前に聞いたのだった。

「と思うけど、もしかしたら、とんでもない実験映画、ゲイジュツ映画かもしれない」

私はそう答えていた。「生煮えのゲイジュツ映画」が私は大嫌いなのだ。「牯嶺街少年殺人事件」に大いに感動し、友人には、「わが生涯のベスト3に入る映画を見たぜ」とまで興奮して吹聴しながら、一方で、はじめて知った楊徳昌という「台湾ニュー・シネマの旗手」(なのだそうである)が、「牯嶺街少年殺人事件」一作を見ただけでも、きわめて知的に映画を構成していく、モダンな手法の作家であることにも気づいてもいた。「牯嶺街少年殺人事件」ではそうした知的操作、実験的手法の痕跡が全く目につかないほどによく熟した作品になっていたのだが、私はひそかに、この若い映画作家は、さらに若いころにはその才気にまかせて観客の保守的意識へのサービス、映画の分かり易さなどというものには顧慮することなく、ずいぶん我儘に“ゲイジュツ映画”を作った前科があるのではないかと思ってもいた。そして「恐怖份子」なる映画は、「牯嶺街少年殺人事件」の5年前の作品であり、都会三部作(アーバントロロジー)の最終編だという。もしかしたら危ないと思っていたのだが、その危惧が現実のものになってしまった。

だが、私は辛抱した。妻に、「もう少し見れば、つながりが見えてくるだろう」と言って見つけようとした。さっぱり関係がつかめず、リズムに乗れないまま、しかし、なお見つけようという気をおこさせる何かはその映画にはあったのだった。

私は見つけた。そうしているうちにようやく何かのわかりかけ、たたみかけるような鋭い描写、光と影の交叉する映像に魅せられていった。

三組の男女がいる。

<カメラマニアの若い男と、小説を読みつづける同棲中の若い女>

<小説が書けなくて悩む作家志望の女と、妻の小説

など一冊も読んだことのない研究所勤めの男>

<ハーフの美少女と、ヒモのような不良青年>

映画の始まった時点では互いに無縁だった三組の男女をバトカーのサイレンの響きが糸のようにつないでめざめさせていき、やがて少女がかけた偶然のイタズラ電話が、<無関心>という毒に深く心をおかされた人物たちの間に思いがけない波紋を生じさせていく。そして映画は最後の惨劇へと加速度的にテンションを高めていく。

が、そのクライマックスにいたって、私は再び突き放された。

最後の惨劇の現場に駆けつけた刑事が、閉じたドアの錠に拳銃を撃ち込む。すさまじい轟音。壁に飛び散る血痕!と、その瞬間に、その刑事が自宅のベッドではっと目ざめる。刑事の夢だったのか?

朝の街路を幼い少女がひとり、ランドセルを背負ってトコトコと駆けて行く。カバンを手に出勤途上と思われる男を女の子は追い抜く。男はそのまま路上に駐車してあった車に乗り込もうとして鍵をドアの錠に差し込む。その瞬間に銃声。男は棒のように仰向けに倒れ、その頭を流れる血の海に浸したまま痙攣して死んで行く。嫉妬に狂った研究所勤めの男が、小説家志望の妻の不倫相手を遂に射殺した—とばかり思ったら、その直後に、朝の路上で出勤途次射殺されたはずのその男が、ホテルの部屋のドアから顔を出し、踏み込んで研究所勤めの男に射殺される。一体どうなっているんだ。なぜ二度も同じ男が射殺し、殺されねばならないんだ?

ホテルのベッドで不倫相手の男と同衾していた女はショックで精神に異常をきたし警察病院に収容された。と思ったら、二度にわたって射殺されたはずの男と病院に収容されたはずの女が同じベッドでめざめる!

ぼんやりと夢を反芻するかに見える女。

と、突然その女は吐気に襲われたらしく口を抑えて身をかかめる—。

一方、妻の男友達を射殺して町を彷徨しているはずの男は、驚いたことに、刑事の家の風呂場で頭を打ち抜いて自殺し、タイルの風呂の枠に頭をもたせた男の後頭部から流れる血が一滴一滴、風呂の水を赤く沈めて行く—。

すさまじい暴力的映像の連続にぎゅっと心臓をつかまれたまま、もう何が何だかわからない。

「わかった?」と妻がきく。

「よくわからないなあ」と私は答える。

そう答えながら、しかし、私は興奮していた。興奮しながら、よし、この映画をもう一度ゆっくりと徹底的に見直してみようと、非常に元気になっている自分自身を発見したのである。

それから数日後、妻が勤めに出たあとの昼間に、私は意気盛んに身構えながら、「恐怖份子」に立ち向かった。すると、全てが実にクリアーなのだ。こんなクリアーな映画がなぜあんなに分かりにくく感じたのだろう。

私は狐につままれたような不思議な気分になった。勤めから帰った妻に、私は、「見直したら、とてもよくわかったよ」と報告した。「はじめは全く無関係の三組の男女がいてね、それがバトカーのサイレンで夜明けにそれぞれのアパートでめざめる。それが少女のイタズラ電話によってだんだんマイナスの糸で結びついていってね...」

だが、そのクリアーになった映画の内容をもはやここではくりかえして叙述するのをやめよう。ディスクの巻末に収められてある楊徳昌のスペシャルインタビューから彼の発言をいくつか引用するだけにしておく。作品を作家自身が解説するなど邪道だとする保守的潔癖など、あっさり犬にくれてやろう。<映画を読む>試みにおいては、全てが食欲に利用されるのだ。

楊徳昌は次のように語っている。

「これは人間社会における無関心を問題にした作品です。・・・誰でも“恐怖份子”になり得ます。爆弾

を埋めるようなものです。そして、・・・いつ爆發するかわからない。・・・誰が被害を受けるかもまったくわからない。・・・一見無関係のようでも、破壊力は絶対に存在するのです。」

「この作品の結果は、わざと両義的なものになりました。・・・ひとつの結末として主人公が銃で他の人々を殺しますが、もうひとつの結末は、彼が銃で自殺します。この二つの結末は、実際には同じひとつの結末の表と裏なのです。最後の道としてこの二つの選択しかないというのは実に悲しいことです。」

「わざと曖昧にしました。曖昧であるからこそ、観客の想像力に働きかけられるのです。」

そして楊徳昌は、「最後に一言」というインタビューの言葉に応じて、次のように答えている。

「私の映画は観る度に発見があると多くの人が言ってくれます。ですからレーザーディスクの発売は本当に喜ばしいことです。ぜひ家で何回でも繰り返して見ていただければと思います。きっと毎回新しい発見があるはずですよ。どうか試してみてください。」

笑いながらそう語る楊徳昌のたのしい挑発に答えて、私は、この映画にとどまらず、さまざまのそれに備する映画をくりかえしく読む>ように見つけていくつもりである。

「恐怖份子」についていえば、まだまだ<曖昧>なところが私の中に残っている。が、<新しい発見>もまたいくつかある。その一つを例示して、いささか長くなったこの文章をひとまず打ち切ることにしようと思う。

クライマックス近く、ランドセルを背負った女の子が朝の並木道をひとりトコトコと駆けていくシーンが、最初に見たときも、その後も謎めいて私の内に残った。子どもが一人も登場しないこの映画において、なぜそのシーンにだけ子どもが登場するのか。しかもその登場のあとに、追い越された男がどこからともなく飛んできた銃弾によって路上に撃ち倒される一。

私の現時点における考えでは、このシーンは小説家志望の女の幻想を表現したのだ。女は結婚すれば何かが始まると思って勤めをやめて結婚し、幻滅の後、子どもさえ生まれれば何かが始まると再度望みを胸に抱き直すが、結果は流産に終わる。そして女は三たび、小説を書くことによって何かが始まることを期待しようとする。<ランドセルを背負った女の子>は、だから、女の挫折したかつての夢とつながる何かを象徴しているのだろう。ラストで女はいままた凶夢を反芻するようにベッドに座るが、突然、嘔吐に襲われたように口を手で抑える。それは別れた夫の惨死のイメージがもたらした嘔吐のように見えつつ、いま同じベッドにいる大学以来の男友達との間に新たな子をみごもったことを暗示しているようにも思いなされる。深読みにすぎだろうか。しかし、それにしても、もしそうだとしたら、女の夢はどこからどこまでか。刑事の夢はどこからどこまでか。わからないことはまだまだある。楊徳昌の<両義性><曖昧さ>をわざとねらったという挑発に、どうやら私はすっかり乗ってしまったようだ。

<「映画と本」で考える>

『1991年 アメリカ合州国の夏』を読んで

青木 照武 (極楽通信編集)

篠原睦治氏の<フィールド・ノート>と銘打った米
国ルポルタージュは、三つの分野に渡っており、Iは
障害者問題、IIは脳死と臓器移植、IIIは最近の黒人運
動を、各々とり扱っている。

障害者の権利問題については、一種の途惑いを覚え
ずにいられない。保護主義からの脱出を望みつつ、社
会参加を統合化の枠内で達成しようとする事は、何ら
かの健常者の援助と協力なしではやっていけない以
上、色々な制限と壁にぶつかると思う。しかし、最も
衝撃的だったのは、ジョブ・コーチと云う制度の導入
である。障害者ができるだけ職場で仕事ができるよ
うに、障害者の介護と作業指導を行う健常者のジョブ・
コーチも同時に雇用者に採用させると云う制度であ
る。障害者ばかりかジョブ・コーチと云う余分な人員
まで雇用することに、勿論雇用者側は難色を示す。

一方、私がかかわっている精神病者の場合は、この
ように健常者のように何々したいと云う発想は、そも
そも起こらない。健常者のように、仕事をしたい、結
婚したい、スポーツしたい、旅行したい等の発想は、
健常者のやる事なら何でも自分達にもやる権利があ
ると云う障害者運動の発想であり、そこから統合化運
動が生じたと言える。ところが、「病者」の場合は、寧
ろ健常者の世界に、傷つき失望し、挫折し、追放され、
病院や家族や職場などの健常者集団に対して不信と不
安と恐怖を抱いており、このようなものに統合されたい
とは積極的には思っていない。むしろ、働かない権
利を主張している病者グループもあり、健常者のよ
うにはなく、健常者と違って、健常者と同じような事
をしたくないと云う、統合化への否定的無為を主張す
る人達も多い。無為、彷徨、孤独、非妥協と云った、

反統合的側面をもつ病者運動は、障害者運動と重なら
ない面がある事を明記したい。

次に、脳死の問題である。もとを正せば、医療の進
歩により、脳死に対して人工呼吸器によって一時的に
心臓死までの期間を引延ばせるようになった事に端を
発している。どうせ不可逆的に心臓死を迎えるのなら
ば、こんな処置をとらねばいいものだが、延命と云う
のが医学の原則である以上、人工呼吸器の導入自体は
医学の論理で正当化される。更に、脳死状態がふえた
原因をたどれば、これも車社会による交通事故の件数
が主にふえた為で、文明化の過程として避けられない
面もある。

交通事故等による人工死(脳死)、それを延命させ
るための人工呼吸器、そこから不自然な生が生まれ、や
がて、金のかかる不自然な生を放置しておくよりは、
遺族にも医師にもリシビエントにも損にならないよ
うに、もとを取り戻すために、脳死者の臓器移植を行う
と云う経済原則が優先されるようになる。これで、遺
族は、高額な延命費を臓器提供費でチャラにでき、医
師は名誉を、レシビエントは延命を各々える。個人の
死でさえ無駄にしないで、有効に利用すると云う、貪
欲な経済主義を見せつけられる思いである。問題は金
になるか、ならないかである。篠原氏のルポによる
と、臓器移植には賛成だが、自分が臓器提供者になる
事に対しては拒否の人が多かった。素朴なエゴイズム
が現れていて、爽快だった。人がされて、他の人の延
命に役立つのはいいが、自分がされるのはイヤだと言
うのは、まさに正直である。更に、存命中にリヴィン
グ・ウィルを書いて、人工呼吸器をつけるのを拒否す
る手続きをする人達の多くが挙げている主な理由は、

延命処置による高額な医療費を家族に負担させたくないと言う、経済的理由である。医療社会において不自然な延命が普及するのは避けられないが、それが臓器移植によって他人の不自然な延命を助ける点で、その不自然さが免罪になると言うのが脳死の論理であろうか。不自然な死を迎えた者の臓器が売られ、不自然な生を望む者にその臓器が買われると云う、売買取引の上で成立しながら…。倫理さえ経済性に見合うと云うのが資本主義の正体だとすれば、従って脳死＝臓器移植こそはその典型と言えるだろう。

最後に、黒人問題の動向について。氏は、キング牧師の時代と違って、もはや黒人の白人地区への統合化ではなく、黒人自身が分離独立地区をめざしている事を挙げている。スクールバス通学に象徴される以前の少数の黒人の多数の白人地区への統合の運動は、白人の方が黒人を嫌がって住居移転したために、残された黒人達が多数住む地域が現れ、その地区では逆に黒人の方が多数となり、もはや白人社会に同化するのではなく、黒人文化自体を黒人だけで模索しようとする状況になっている。そして、白人即ちヨーロッパ文化のコピーに対し、黒人即ちアフリカ文化を際立たせている。問題は黒人がルーツをアフリカにたどる事自体が時代錯誤ではないかと云うことである。米国の黒人はみな白人の姓をまねた姓を殆ど名乗っているし、話す言語もアフリカ語などではない。だから、ユダヤ人のシオニズムと違って、決して米国の黒人にとって「アフロ・セントリズム」が成功するわけではないと思われる。クレオパトラもキリストも元は黒人だったと云

う事を、黒人地区の黒人教師が黒人生徒に授業で教えたとして、彼等の人種的プライドを煽ったとしても、米国の黒人は白人化した黒人であり、もとのアフリカ人に戻れるわけではない。あのマーティン・ルーサー・キング牧師にしても、その名前はドイツの宗教改革者の白人のルターにちなんで付けられているではないか。

統合化反対の動きがあっても、この動き自体が、以前の統合化で高等教育の恩恵を受けた黒人エリート層から起こっている矛盾を氏は激しく突いている。統合化によるエリート黒人と低貧層黒人の経済格差、その矛盾を感じたエリート黒人が今度は白人に代って自ずから低貧層黒人を再教育する。白人との同化で恩恵を得たが屈辱を覚えた黒人エリートは、その怨恨の代償に低貧層黒人に黒人意識を強化する教育を与える事で、自ずからのくやしさを清算しようとしているのではないだろうか。

特に氏はアトランタで取材しているが、そこはキング牧師の活動した町であり、しかも黒人人口の方が圧倒的に多いところであるので、アトランタの常識が他の地域の黒人の常識になるかどうかはわからないが、次のオリンピックがこの黒人の町で開催される事を思うと、また最近の熱っぽいマルコム X の再評価の波や、未だに統合どころか分離し続ける白人教会と黒人教会の現状を思うと、当然「アフロ・セントリズム」の風は吹き続くだろうと思われる。

(自費出版、篠原自宅・東京都日野市三沢850-7-305に、800円=切手可を送付すれば届く。)

<「映画と本」で考える>

『障害児教育のパラダイム転換—統合教育への理論研究』を読みつつ考える (1)

林 延哉

徒然につづりつつ・・・

1994年の初めに、堀正嗣さんの『障害児教育のパラダイム転換—統合教育への理論研究』という本が柘植書房から出版された。A5判500頁を越える分厚い本だ。書店で見かけて、目次を覗いてみると、4部構成のこの本は、「第一部 障害者問題認識における視座の転換」から始まり、「第二部 社会問題としての障害者問題」、「第三部 障害児教育の危機」と続き、「第四部 障害児教育のパラダイム転換」へと至る、書名通り理論的研究の書であるようだった。自分の興味・関心とも重なりかなり気持ちは惹かれたが、8240円という値段と500頁という量から、結局は買わずに書店を出た。

それから半年ほどたって、僕はこの本を知人から借りることが出来た。「『映画と本』で考える」というこのコーナーで、この本を取り上げたいということだった。たまにはきちんと本も読みたいと思って僕は引き受けた。「身の程を知らない」というのは、こういうことを謂うのである。

「たまにはきちんと本も読みたい」と思うと謂うことは、普段から本を読んでいないと謂うことであって、「読みたい」という願望は要するに「読めない」事実の裏返しなのだと言っていることを示している、そのことを自覚していないから、そんな話を引き受けてしまうのだ。

それでも、せっかく借りたのだし、図書館と違って2週間毎に貸し出しの手続きをしに出向かなくても借り続けていられるのだからと、とりあえず読み始めた。主に、通勤の電車の中で読むのだが、片道10分

程しか乗らないので、往復で1日20分の読書時間である。それでも、普段はバイクで通勤しているのを電車に変えて作った読書時間である。読み始めてみると、面白い。面白いのだが、内容は簡単ではないし、何しろ1日20分なので、少しも頁が進まない。余談だが、1日20分と謂っても行きと帰りでどうも「理解度」が違っていきそうな気がする。行きはそれでも内容が理解されているような気がするのだが、帰りは目が字面の上を滑っているだけで中身など全く理解していないことが自分でも分かるのだ。そのうち仕事を立て込んでくると夜が遅くなり、朝も寝不足でぼーとしてきて、朝の方の「理解度」も当てにならなくなってくる。そうなってくるとどうなるか、というと、そのために作った時間でありながら肝心の本を読まずに、別の雑誌等を読み始めてしまう。それは、決してこの本がつまらないからではないのだが、どうしても「もっと軽い本 (内容的にも重量的にも)」を求めてしまうのだ・・・。そんなこんなで、なかなかはかが行かない。

原稿の締切が近づくにつれて、この本はとてども手に負える本ではないな、という思いが強くなってきた。ただ、「『映画と本』で考える」コーナーは書評のコーナーではなく、ある映画や本を見たり読んだりして考える、その考えたことを発表するコーナーなのだから、というのが救いで、もしこれが書評だったらギブアップである。

1日20分の読書時間で考えたことを、徒然に述べていく、そんなことが許されるのであれば、書けるかもしれないと思う。今回は、第二部までをその範囲として、それ以降は、次回ということを始めたいと思う。

まだまだ「分離教育」は主流のように思えるが・・・

この『障害児教育のパラダイム転換—統合教育への理論研究』には、巻末に山下栄一さんの解説がついている。本というのは大体、解説やあとがきから読むものであって、解説やあとがきのない本はそれだけで敬遠してしまうものである。この『社会臨床雑誌』も、まず「はじめに」を読んで、次に「編集後記」を読み、それから本文を読む人が多いと思うがどうだろうか。最近のミステリー等もこのことは踏まえていて、あとがきや解説でトリックや犯人をあかさずはしないし、どうしてもその必要がある場合は「ここより二行後で犯人の名前が記載されているので注意するように」等と断り書きを入れるのが作法になっている。

さて、この解説の中で、山下さんは、1979年に断行された養護学校義務化に触れて、当時の自分を振り返りつつ次のように述べている。

「障害者」問題は何よりもまず差別問題として受け止められなければならないという視点に到達できた。その視点に立ってみると、養護学校義務化の問題の前提には、小学校・中学校等の普通学校が義務教育としてすべての子どもを受け入れるべきところなのに、初めから「障害児」を当然のように排除してきたというきびしい現実があった。すべての子どもが就学すべき義務教育の場から「障害児」のみは排除されてもやむをえないという考え方が社会意識として広まっていたところに、じつは「障害者」の置かれた差別状況の深刻さがあったわけである。そのことが理解できると、義務化反対という「障害者」の主張はむしろ当然のことだということに思えてくる。

掲げ足を取りつつ読めば、「義務教育」の場でなければ受け入れられなくてもやむを得ない、と謂っているようにも読める気はするが、今はそのことはあえて

看過し、彼が「義務教育の場でさえも『障害児』を排除するのは当然」とする社会意識の広まりに気づき、義務化反対は当然と思ったことに着目したい。と言うのも、あれから10年以上たった現在においてさえ、養護学校義務化を肯定的に評価し、養護学校を評価しようとする考えがあり、というより主流でさえあるように思えるからだ。例えば、全面的に養護学校を評価していないような意見でも、障害の程度別・能力別に、普通学級、特殊学級や通級学級、養護学校に振り分けたり、選択したりと言う考えをとっていることが往々にしてあるし、養護学校は障害児の進路の選択肢の一つとして重要視されている、というのはよくあることだと思うのだ。

だから「時代は『分離教育』から『統合教育』へだ」と謂われても、「本当に？」とどこか首を傾げてしまうところがある。国際障害者年10年を経ても、10年以上前に養護学校義務化反対として主張されたことはいまだに過去のものとはならず現代的意義を保っているように思える。国際障害者年は、一見すれば障害者の在り様に多様性を与えたように思えるが、しかし、そのことは差別問題としての「障害者」問題を見えにくくはしたが、解消も低減もしていないのではないかと、いう気もする。少なくとも日本では、だ。選択肢がある、と言うことは、「何故、選択させられるのか」、「何を選択させられるのか」という問題を提起する。選択には、選ばせる側と選ばされる側との権力関係が前提されている。選択肢が増えたからって、選択できるようになったからって、単純によかったよ良かったと喜んでいいのか、選択肢の増加を目的として仕事をしていいのか、ということは大いに疑問である。

誤解のないように謂っておくと、何ものつけから堀さんの「障害児教育のパラダイム転換」にけちを付けようとするのでは決してない。堀さんは、今まさに障害児教育は「分離教育」から「統合教育」へのパラダイムチェンジを体験しており、その中であってその転

換を必然のものとして理論づけようというのが、この『障害児教育のパラダイム転換』の目的でもあるのだから、当然現在においても「分離教育」賛美派、推進派、共感派は存在するのだ。その人達が駆逐されつつあるというのが現代なのだというのが堀さんの現状認識であり、その傾向にバックボーンを与え、拍車をかけたいということなのだろうから。そして、それは僕も同じ気持ちである。ただ、現状はまだ「分離教育」派が大勢を占めているのではないかと思ひ、現在の「統合教育」も、習いたての言葉で語るならば、「分離教育パラダイム」の範疇内で整合性を保ったものではないのかという疑問がある、ということである。

話のついでに論を進めてしまえば、堀さんの解説によると、パラダイムとはクーンという人が『科学革命の構造』という本で提起した概念で、「ある集団の成員によって共通してもたれる信念、価値、テクニックなどの全体的構成」「その構成中の一種の要素、つまりモデルや例題として使われる具体的なパズル解き」を意味するという。あるいは、「ある科学者集団で積極的に採用され、共有されている事柄の全て（専門母型）であり、その要素として、記号的一般化、モデル、見本例」を意味するのだという。この概念は、「科学の発展」を説明するために持ち出されたもので、科学の発展は、常識的に考えられているような、単純な事実の蓄積の上に起こったものではなく、新しいパラダイムによる古いパラダイムの克服の過程として理解されなければならないのだという。つまり、科学は普段、問題を解決するとき、そのとき持ち合わせている信念や価値、テクニック、問題解決方法を適用して考えているが、それが適用できない問題に直面したとき、持ち合わせていた信念や価値、テクニックの全体的構成自体を変化させて対応する、それが「科学の発展」なのだということなのだろう。ところで、パラダイム間の論争には常にどの問題を解くのがより有意義かという問題が含まれているのだという。ということは、何を問題とするか、その問題設定の基準もパラダ

イムに含まれているわけであり、従ってパラダイム転換によって対応しなければならないような、あるパラダイムに整合しない問題は必ずそのパラダイムの「外から」提起されるわけである。その「外から」の問題提起を、あるパラダイムが検討しなければならないようになるような圧力がそのパラダイムにかけられているわけである（でなければ、その問題は「専門外だから」と応答を拒めばいいのだから）。では、そのような圧力とは何かだが、思いつくのは、そのパラダイム全体が批判にさらされるような変化が、そのパラダイムが成り立っている場に起きた場合（すなわち、そのパラダイムが目的としてきた課題が不必要になった、あるいはじゃまになった場合）と、パラダイムを保持してきた研究者達がそのパラダイムに飽きてきた場合（「煮詰まってしまったり」、違う関心を持ち始めたり）だ。

「分離教育パラダイム」は、「障害児」を「健常児」の教育現場から排除することを正当化するために、「分離教育」の方が「教育効果」があがることを証明するという使命をもった「パラダイム」であった。「健常児」の教育現場から「障害児」を排除する目的は、「健常児」の教育現場の効率を上げるためであったのだが、正確には教育現場の効率を下げる子供を「障害児」として括りだし排除することによって対照的に「健常児」という概念も生まれたのである。括り出された「障害児」は、括り出されたことで目的は果たされたのであるが、その一部は再度教育によって労働力として利用できる可能性があり、「障害児」括り出しを正当化するためにも「分離教育」という概念が必要とされたのである。こうして、「排除→『障害児』→『健常児』概念の誕生→『分離教育』の誕生」という流れが成立するのだが、一般には、「『障害児』の存在→『分離教育』による教育効果の評価→別学体制の成立」という順序で捉えられている。

ところで、教育現場の効率を云々するためには、教育現場の目的、教育の目標がまず、問題にされなければならないのだが、公教育の目標は国家を支える労働

力の生産に他ならない。

では、「分離教育パラダイム」が「統合教育パラダイム」に転換するとはどういうことなのかだが、「排除することが批判にさらされた」ことと「排除することが必要でなくなった」ことと理解される。

ここでは、そのうち後者についての少し触れてみたいが「排除することが必要でなくなった」というのは、それまで教育現場の効率を上げるために排除されていたのが、排除しなくても効率を上げることが出来るようになったと言うことである。つまり、それまでの教育現場は、集団を基本として効率を考えるような形態になっていた、だから、集団は出来る限り等質であることが望ましかった、けれども、もしも、教育現場の単位が集団ではなく個人であるならば、教育効率は個人を単位に考えればよいことになる。要するに、排除される集団があったからこそ排除があったのだが、その集団自体が解消されてしまえば排除も存在しなくなるのである。つまり、個性(=個人の能力)を尊重した教育、細分化された別学体制、単位制高校、情報処理機器・コミュニケーション機器の発展による個人単位の管理、等々教育現場の基本単位が集団から個人へと変化していくにつれて、「普通学校」と「養護学校」、「健常児」と「障害児」という単純な二分図式は魅力も有効性も失ってきたということなのだ。普通学級という集団自体が集団としての意味を失い、個々人が同室しているだけという意味を持つだけになれば、そこにかつて「障害児」と呼ばれて排除された人々が同室していても別にどうということはないのだ。駅の待合室では、違う電車に乗る人達がいっしょくたになってまっている。教室は駅の待合室のようになりつつあれば、排除も分離も必要なくなる。それは、一見「統合教育」のように見えるかもしれないが、その実「統合」されるべきはずの集団自体が既になのだ。(駅の待合室に偶然居合わせた人同士の間関係の成立、ということも考えられはする。けれども、実際には、駅の待合室にいる人達の殆どは自分が乗る

列車へと方向付けられていて、他の人への関心は薄い。それでも、待ち時間が長ければ無聊を慰めるために話しかけるなんてこともあるかもしれないが、今のように次々と列車が着いては発車していくようでは、乗り遅れないように発車時刻表を常にチェックしているのがやっとならぬだろうか。)

話が先走りすぎてしまった。ここで書こうと思っていたことは、まず解説から読み始めた僕は、山下さんの話を読みながら、現在はまだまだ、「分離教育」が主流である、そして現存する「統合教育」も「分離教育」と整合性を保ち、「分離教育」を支える形に改竄された「統合教育」になっているのではないかな、という疑問を持ったのである。そして、そうではなく、障害児教育にパラダイム転換が起きている、そしてそれは後戻りできない必然なのだということを述べている本文に期待をまず持った、ということなのだ。

さて、「解説」を読んだから、次は本文へと入っていく。

まずこの本の目的から

本書では、第一部の前に、「本研究の問題意識と方法論」という序章が設けられている。そこでは、この研究の課題が、「障害児教育についての理論の基本的な枠組みの転換(パラダイムシフト)の意味を明らかにし、統合教育パラダイムに立つ新しい障害児教育の理論を構築する上での問題の所在を明示すること」(22-23頁、以下括弧内は断りのない限り本書のページ数)と述べられている。そして、そのようなパラダイムシフトの状況に於いては、「特殊教育の研究の中で積み上げられてきた教育の内容・方法についての知見は、新たな光の下で理解され直さなければならぬ」(27)という。また、この本では「障害児教育を『社会問題としての障害児問題』へのとりくみの

一環ととらえ、そのような視座から教育の意味を探究していくことになる」(28)。そして、そのような「本研究の立場からすれば、従来の特殊教育の学問的な成果を継承しつつも、そのような学問の存立根拠そのものを再検討することこそ重要」(28)になるという。すなわち「これまでの障害児教育研究においては、医学的・心理学的な障害の特性やその軽減・克服の研究と教授学及び訓育学としての狭義の教育学の結びつきを主軸としてきたといえる・・・そこにおいて立ち後れてきたのが、障害児教育に対する社会的研究であり」(26)り、そのような研究を進めなければならない。また、研究の客観性という幻想を指摘した上で、「障害児者の差別や抑圧からの解放に寄与するものとして、研究を進める」(37)という態度を明確に示している。すなわち、本研究の立場は、「障害児教育のパラダイムシフトの意味を障害児者の差別からの解放を志向する立場から探究しようとする」(43)ものなのだ、ということである。

堀さんの認識によれば、現在「分離した教育の制度と実践、および障害児教育の理論が批判を受けている。その背景には、デンマークに端を発するノーマライゼーション(Normalization)の思想が教育にまで適用された結果、統合教育(Integrated Education)という教育方法が生まれ、それが世界的に普及、浸透してきているという状況がある」(20)という。そしてその「障害児教育における基本的な枠組みの展開の背景には、重度障害者の生活の常態化や社会的インテグレーションを求める障害者福祉の動向、IL(Independent Living)運動や障害者差別撤廃に向けた当事者の運動の進展と言った状況がある。そのような状況の中で、伝統的な障害児教育の『パラダイム』は危機に見舞われ、その魅力は色褪せることとなっている」(23)のだという。

引用をつぎはぎで羅列したが、本書の目的・アウトラインが見えたであろうか。ノーマライゼーション思想を背景に、重度障害者の生活の常態化や社会的イン

テグレーションを求める障害者福祉の動向、当事者による自立生活運動や差別撤廃運動の進展があり、そうした動向を背景に、「分離教育」が批判され、それに変わるものとして「統合教育」が称揚され始めている。そうした動向を、障害者の差別や抑圧からの解放という方向から理論づけようというのである。そして、その第一部において、「障害者問題認識の今日的到達点としてのノーマライゼーション理論の意味とその理論的射程の解明」(44)が目指されている。

「障害者の根絶」論は、今も脈々と息づいている

第一部の冒頭で、堀さんはまず「『障害者問題解決』に関わる思想と実践」を4つに分類してみせる。「社会防衛的障害者問題観：障害者問題を障害者による社会に対する脅威としてとらえる立場(社会効用的な障害者観は社会防衛的障害者観の変形)」、「リハビリテーション的障害者問題観：障害者問題を障害の軽減・克服をめぐる問題と考える立場」、「ノーマライゼーション的障害者問題観：障害者問題を障害者に通常の生活を保障することだと考える立場」、「自立運動的障害者問題観：障害者問題を障害者の自立を実現するという問題だと考える立場」の4つである。そのうえで、具体的な思想と実践を批判的に検討していく。その第1は、「障害者の根絶」論である。

「障害者の根絶」論には二つの立場があるという。そのひとつは、障害者は社会に害を及ぼすという考えから障害者が生まれないようにする、または、現在生存している障害者を抹殺するという社会防衛的な観点であり、「優秀な遺伝的素質を保持し、劣等な遺伝的素質を除去しようとする思想」、すなわち、「優生思想」と密接な関係があり、重度障害者の「安楽死」や障害者の子どもを生む権利の否定などに行き着く必然性を持っている立場である。今一つは、障害は個人にとって不幸であるという立場から、障害の発生防止、軽減・克服を目指す立場で、この立場では人権の観点

から「障害者の根絶」が目指されている。そして、この二つの立場からの「障害者の根絶」論は思想的背景としては異なっているが、障害や病気を否定的にとらえ、それらが存在しない社会を理想社会とみなす点では共通していると堀さんは指摘している。

「障害者の根絶」論の歴史は古く、その起源はスパルタやローマといった古代国家にまでたどれるという。そしてそれは、階級社会の成立、古代国家における政治的・経済的支配と深いつながりがあるのだと指摘している。この本には、古代国家においてどのように「障害者」の排除が生まれ、制度化されていったのか、正当化されていったのか、古代国家の住人達はどのような意識を古代国家の中で培われていたのか等は書かれていないため、古代国家が障害者に対する差別的な思想やシステムの起源であるということの具体的な内実はいかにいしれないのだが、堀さんの指摘によれば「古代国家では、被支配階級は奴隷として労働に従事することにおいてのみ生存を保障され、支配階級は戦士として国家に身を捧げることによって市民として認められたのであり、農民としての、また戦士としての能力を欠いているとみなされた人びとは存在理由を認められなかった」(59)ということだという。つまり、労働力、兵力として役立つものは生存する必要はないということである。スパルタやローマといった時代においてすら、人間は国家・社会に対する貢献度に於いて図られていたというのには愕然とせざるを得ないが、案外、この数千年間ずっとそうだった、というより、古代と近代においてそうであり、その中間においては異なる形態を持っていたということかもしれない、とも思う。いずれにせよ、何故、古代国家においては、役立たずは死ぬ的に「障害者」が遇されたのか、というよりも、古代国家において排除されたのは誰なのか、何故なのかについて、もう少し詳しく知りたくはある。

堀さんの続く指摘は、このような古代社会における障害者の存在を否定するような思想と制度は、近代に

においても克服されていない、ということである。「近代社会においても、障害者問題とは障害者から社会をどのように防衛するかという問題として現れる・・・そして、その帰結がナチスによる優生思想の直接の適用である」(61)、「17世紀以降、労働可能なおとなを中軸とした社会の秩序が形作られ、この軸から逸脱するとみられる多様な属性をもつ人びとが特別な区分と処遇の対象とされることになる」(61)。

近代における障害者の存在の否定の主張は3つの側面を持っていると堀さんは謂う。そのひとつは「遺伝学の成立とともに現れてくる優生学に影響を受けた障害者観であり、遺伝的な面での民族の逆淘汰という思想」である。これは、現代の日本においても、優生保護法や羊水穿刺検査として日常化していて、「優生思想に基づく障害者の『生まれる権利』や『生きる権利』の否定は、今日においては問題が表面化しない形で普遍的に浸透している」(64)。羊水穿刺検査は、障害胎児の中絶の為に日常的に行われているが、これは、思想的には「障害者の根絶」論を意味している。

だが、近代における「障害者の根絶」の多くは、障害者を抹殺するというやり方ではなく、障害者を特別な場に収容し保護する形で行われていると堀さんは指摘する。すなわち、障害者に対する施設福祉である。そして、日本の知的障害者施設の草分けである滝乃川学園の創始者である石川亮一思想を批判的に検討する。彼は、知的障害者を知的な面のみならず、道徳的な面でも劣ったものと位置づけ、施設収容によって治安を維持することを提起しており、また、精神薄弱者を雑草や紙屑にたとえた上で、それを社会に役立てていくという考えを述べているのだという。すなわち、社会防衛の障害者観と社会効用的障害者観を彼は合わせ持っていたのである。

堀さんの指摘通り、現代においても、「障害者の根絶」論は僕達の日常の中に脈々と息づいていてなら克服されていない。

リハビリテーションは、「障害者の根絶」論と異なる
ところがあるのだろうか？

次に検討されているのは「障害の克服」論としての
リハビリテーションである。

堀さんは、この「障害を克服することによって障害
者問題の解決を目指そうという動き」のはじめを、1
8～19世紀頃の始まる障害児のための特別な教育に
見る。「そこでは、障害者の Disability は宿命的なもの
ではなく教育によって克服することが出来るし、しな
なければならないというヒューマンズムの思想が前提に
なっている」(70)という。僕のうろ覚えの知識で
は、ピネルが行った野生児についての鑑定に疑問を
持ったイタールが、心酔していたコンディヤックの感
覚論の実証を企図して行った野生児教育を—それは、
はかばかしい成果を上げなかったが—成功したと誤
解したセガンが精神薄弱児の教育を始めたのが、障害
児教育のはじめではなかったかと思うが自信はない。
そうだとすれば、特殊教育の起点は、学問的興味と誤
解ということになるが、そうであったとしても、そ
こでそのような教育が始められたのはヒューマンズム精
神に基づいていたのかもしれない。いずれにせよ、特
殊教育における感覚教育の重視は、イタールがコン
ディヤックに心酔していたことに起点があり、それは
経験論哲学の系譜につながっている。

1920年頃になると障害者に対する職業訓練や機
能回復訓練が発展してきて、また、医学の進歩によ
ってある種の障害が治療可能になったことによって、障
害を克服することによって障害者問題の解決を目指
そうという動きが生まれてきたのだと堀さんは指摘す
る。

堀さん自身が指摘している通り「障害の軽減・克服
という発想は障害の発生防止という考え方を前提とし
ている」(71)。「障害の発生防止」といっても具体
的には「障害児の発生防止＝出生防止」が中心であ
り、それが限界を持つために、生まれてしまった障害

者に対して、その障害の軽減・克服を考えるのであ
る。つまり、「障害」と「人間」が切り離され、「障害
を負った人間」という融合体として「障害者」が捉え
られる。そのうえで、「人間」の部分は「障害者」も
「健常者」も同等だが「障害」は軽減・克服しなけれ
ばならない対象であり、「障害」を負った人間は、そ
のために努力しなければならない、ということであ
ろうか。

堀さんは、「リハビリテーションの本来的な意義は、
障害者の存在を否定し抹殺の対象としていく考え方を
乗り越えて、人間としての尊厳の回復を目指したもの
であった」(73)とリハビリテーション思想を評価
する。その上で、「リハビリテーション規範の特徴は
『個人』に問題の所在を求める点にある。最大限の能
力の回復(発達)、有償雇用がその目的とされる。そ
のために専門家の役割が重視され、当事者は『患者』
『クライアント』の役割を担わされる」(73)、「リハ
ビリテーション・パラダイムにおいては、障害者
は・・・『病者役割』を担わされ、社会的な責任・義
務を免除され、その代わり障害の軽減・克服のために
努力する義務を課せられてきた・・・その結果、障害
者は医師・理学療法士・作業療法士・看護婦(士)な
どの医療スタッフや教師、ケースワーカーなどの教
育・福祉の専門家の意思に従属することを義務づけら
れてきた」(75)ことを指摘し、「リハビリテーショ
ン・パラダイムは、障害を『個人の属性』と考え、医
療モデルに陥っていく傾向が強かった点に限界があ
った」(77)とする。

「伝統的なリハビリテーションは、『能力の回復』と
いう観点から障害者を人間存在として把握し、『復権』
を志向してきた。そのことは確かに、軽度障害者にと
っては復員であった。しかし同時に、この『能力の
回復』という理念および『社会復帰』という理念が、
(1) 重度障害者をその対象から除外する、(2) 障害
者を病者役割の中に閉じ込める、(3) 障害の社会的
な側面を軽視するという点で限界を持っていた」(7

8)、「リハビリテーション・パラダイムをめぐる本質的な問題の所在は、リハビリテーション・パラダイムが、一方では、障害者の復権を志向する人権思想の系譜の中から出てきたものであるとともに、同時に、障害者に対する近代的な隔離・管理の制度と結びついたものであるという点である」(79)というのである。

「分離教育」から「統合教育」への流れの必然を後づけていきたい堀さんとしては、リハビリテーション・パラダイムが提起した「障害者の人間としての復権」(77)という思想を評価しつつ、障害を「個人の属性」と考え社会的な観点から捉えなかったことにその限界を見ようとしている。「障害者の根絶」論が「障害の克服」論によって克服されたという図式であろうか。しかし、堀さん自身が指摘しているとおおり、リハビリテーションは障害者に対する近代的な隔離・管理の制度とむすびついている。というも、リハビリテーション自体が、堀さんが前章で検討した「障害者の根絶」論に含まれる「社会効用的な障害者観」の肥大化であり、「社会防衛的障害者問題観」に裏打ちされているからのように思えるのだが、どうだろうか。まず隔離した、隔離して集めたが、ただ集めておくだけではいられなくなり、せつかく集めたのだから何かをしたいと思うようになる、折しも、やりようによっては障害者の一部は労働力として利用可能にもなるらしい、それならばそういう障害者に対しては何らかの教育・治療を行ってみようではないか、というところから始まり、それで社会に「復帰」出来た「障害者」がいたとすれば、それは「復帰」出来たという意味では「障害者」ではなく、元来「障害者」ではなかった人間が「障害者」とされていたのが再び「障害者」ではない人間に戻れた、救済できたということにもなる、というようにして始められ、人々の意識の中に根付いていったのではなかったか、とも想像してしまうのだ。リハビリテーション・パラダイムは「治療不可能・克服不可能な障害者」として括られる人間の範囲にある程度の変更を加えたが、本質的にはそれ以前の

思想と変わるところはないのではないか、堀さんが評価するほどに評価に値するものであろうか、という疑問も浮かぶのだ。

異化としてのノーマライゼーションには期待したいのだけれど

ついで堀さんが見ていくのはノーマライゼーション論である。この章は第一部の白眉である。堀さんは、ノーマライゼーションを二つの側面に分けてみせる。「同化的側面」と「異化的側面」である。「同化的側面」は障害者の社会への同化を基本的なねらいとする。「異化的側面」は、社会における「普通」そのものを問題視し、障害者の立場から「普通」を問い直し、作り変えようとするものである。そして、「ノーマライゼーションは障害者の通常社会への同化を一方では目指しつつ、他方、通常社会を批判しつくり変えようとするのである。このノーマライゼーションにおける異化と同化の弁証法的関係が十分に自覚されていないところに、これまでのノーマライゼーションをめぐる議論の混乱の原因があるのではないかと考えられる」(93)という。

同化としてのノーマライゼーションという観点からノーマライゼーションを見ていくと、「ノーマライゼーションは障害者(とりわけ知的障害者)の生活がノーマルではないという自覚から出発している。そこでノーマルな生活として想定されたのは健全者の平均的な生活であった」(94)という事実にもぶつかる。そして、そのような「従来のノーマライゼーション理論の弱点・・・それは、健全者の生活をノーマルとし、障害者の生活をそれに近づけることを第一の課題とすることによって、健全者の生活のはらむ矛盾、健全者と障害者の関係において生起する差別、そして、それらの基底にある近代社会の矛盾—人間疎外の問題、さらには障害者という存在が人間社会にとってもつ本質的な意味、そうしたものが理論化されなかった点であ

る」(95)と指摘する。「障害者の通常の社会への同化という戦略は限界がある・・・障害者の行為や特徴をノーマライズしていくという考えが行きつくところは、・・・重度障害者の存在の否定であるが、ノーマライゼーションの対象となる障害者もノーマライズに向けた専門的な営み、専門家主導の下に置かれる必然性が生じてくる。ノーマルとは何か、どうすればノーマルになることができるのかを判断できるのは専門家だけだ」(97-98)ということになることを指摘した上で、「したがって、問題の根本的な解決を求めようとするれば、『異化としてのノーマライゼーション』を追求しなければならない」(98)と提起するのである。それはすなわち、「“文化的に通常でない行為や特徴”が差別につながるような障害者と健全者の関係のあり方を問い直し、変革することであり、さらには社会的に“通常”とみなされている文化のあり方、生活のあり方、社会のあり方をこそ障害者の立場から問い直すということである」(98)。

では、このように称揚される「異化としてのノーマライゼーション」とは、どのような内実を持つものであろうか。その基本は、「関係としての障害」という考え方だと言う。この「関係としての障害」は少なくとも三つのレベルを区別する必要があるという(101)。「環境との関係における障害」、「対人関係における障害」、「社会的関係における被差別としての障害」の3つである。

最初の「環境との関係における障害」とはいわゆるアクセスの問題であり、物理的な環境整備によってHandicapが軽減されるといった内容のものである。このレベルが現在のノーマライゼーションの主流を占めているが、このようなものでは不十分だと堀さんは指摘する。これでは社会に対する異化作用は表層にとどまっただけで構造的なものにまで至っていないからである。障害者問題は、「対人関係における障害」「社会的関係における被差別としての障害」に規定されているのだ。

「対人関係における障害」とは、「障害が社会的な関係において“生きにくさ”として現象するあり方は、機能的な意味での障害の程度よりも関係の質に規定されている」(102)という事実が示すものである。

「健全者同様の生活の享受という点を強調してきた従来のノーマライゼーション理論の限界は、それが差別問題としての障害者問題をとらえるという観点が不十分な点にある」(103)。そして、それを「より具体的にとらえようとするれば、私たちが生活している社会がどのような構造で成り立っているのかということの問題にしなければならない。・・・そのような差別が成立してくる根拠となっている社会的諸関係はどういうことかということである」(103)。

こう指摘した上で堀さんは、それを考える手がかりとして、マルクスの『賃労働と資本』から「黒人は黒人である。一定の諸関係のもとで、はじめて彼は奴隷となる」という言葉を引用している。そして、「では、障害者を被差別者にするような関係とはどのようなものか」と彼は問い、「それを私は、マルクスの言う疎外と物象化の関係であると考え。すなわち、人間が類としての本質的なあり方をもはや実現することが出来なくなり、物質的な過程に呪縛されてしまっているということである。その結果、人間同士の関係も孤立して競争しあうよそよそしい関係になっている」(104)と答えるのである。

「類の本質からの疎外」ということで大丈夫なのだろうか、第一「類としての本質的なあり方」とはどのようなあり方なのだろうか、もしも人間に本来的なあり方が有るのだとすれば、なぜそこから人間は逸脱してしまったのか、その逸脱もまた人間の本来のあり方によるのではないか、というような疑問が浮かんだりもするのだが、とにかく堀さんは後述を約しつつここではそのことの指摘だけにとどめている。

堀さんはノーマライゼーション思想について、「今日の社会には多くの矛盾や葛藤や抑圧があり、障害者の社会参加はこうした問題との関連において議論され

8)、「リハビリテーション・パラダイムをめぐる本質的な問題の所在は、リハビリテーション・パラダイムが、一方では、障害者の復権を志向する人権思想の系譜の中から出てきたものであるとともに、同時に、障害者に対する近代的な隔離・管理の制度と結びついたものであるという点である」(79)というのである。

「分離教育」から「統合教育」への流れの必然を後づけていきたい堀さんとしては、リハビリテーション・パラダイムが提起した「障害者の人間としての復権」(77)という思想を評価しつつ、障害を「個人の属性」と考え社会的な観点から捉えなかつたことにその限界を見ようとしている。「障害者の根絶」論が「障害の克服」論によって克服されたという図式であろうか。しかし、堀さん自身が指摘しているとおおり、リハビリテーションは障害者に対する近代的な隔離・管理の制度とむすびついている。というも、リハビリテーション自体が、堀さんが前章で検討した「障害者の根絶」論に含まれる「社会効用的な障害者観」の肥大化であり、「社会防衛的障害者問題観」に裏打ちされているからのように思えるのだが、どうだろうか。まず隔離した、隔離して集めたが、ただ集めておくだけではいられなくなり、せつかく集めたのだから何かをしたいと思うようになる、折しも、やりようによっては障害者の一部は労働力として利用可能にもなるらしい、それならばそういう障害者に対しては何らかの教育・治療を行ってみようではないか、というところから始まり、それで社会に「復帰」出来た「障害者」がいたとすれば、それは「復帰」出来たという意味では「障害者」ではなく、元来「障害者」ではなかつた人間が「障害者」とされていたのが再び「障害者」ではない人間に戻れた、救済できたということにもなる、というようにして始められ、人々の意識の中に根付いていったのではなかつたか、とも想像してしまうのだ。リハビリテーション・パラダイムは「治療不可能・克服不可能な障害者」として括られる人間の範囲にある程度の変更を加えたが、本質的にはそれ以前の

思想と変わるところはないのではないか、堀さんが評価するほどに評価に値するものであろうか、という疑問も浮かぶのだ。

異化としてのノーマライゼーションには期待したいのだけれど

ついで堀さんが見ていくのはノーマライゼーション論である。この章は第一部の白眉である。堀さんは、ノーマライゼーションを二つの側面に分けてみせる。「同化的側面」と「異化的側面」である。「同化的側面」は障害者の社会への同化を基本的なねらいとする。「異化的側面」は、社会における「普通」そのものを問題視し、障害者の立場から「普通」を問い直し、作り変えようとするものである。そして、「ノーマライゼーションは障害者の通常社会への同化を一方では目指しつつ、他方、通常社会を批判しつくり変えようとするのである。このノーマライゼーションにおける異化と同化の弁証法的関係が十分に自覚されていないところに、これまでのノーマライゼーションをめぐる議論の混乱の原因があるのではないかと考えられる」(93)という。

同化としてのノーマライゼーションという観点からノーマライゼーションを見ていくと、「ノーマライゼーションは障害者(とりわけ知的障害者)の生活がノーマルではないという自覚から出発している。そこでノーマルな生活として想定されたのは健全者の平均的な生活であった」(94)という事実につづかる。そして、そのような「従来のノーマライゼーション理論の弱点・・・それは、健全者の生活をノーマルとし、障害者の生活をそれに近づけることを第一の課題とすることによって、健全者の生活のはらむ矛盾、健全者と障害者の関係において生起する差別、そして、それらの基底にある近代社会の矛盾—人間疎外の問題、さらには障害者という存在が人間社会にとっても本質的な意味、そうしたものが理論化されなかつた点であ

る」(95)と指摘する。「障害者の通常の社会への同化という戦略は限界がある・・・障害者の行為や特徴をノーマライズしていくという考えが行きつくところは、・・・重度障害者の存在の否定であるが、ノーマライゼーションの対象となる障害者もノーマライズに向けた専門的な営み、専門家主導の下に置かれる必然性が生じてくる。ノーマルとは何か、どうすればノーマルになることができるのかを判断できるのは専門家だけだ」(97-98)ということになることを指摘した上で、「したがって、問題の根本的な解決を求めようとするれば、『異化としてのノーマライゼーション』を追求しなければならない」(98)と提起するのである。それはすなわち、「“文化的に通常でない行為や特徴”が差別につながるような障害者と健全者の関係のあり方を問い直し、変革することであり、さらには社会的に“通常”とみなされている文化のあり方、生活のあり方、社会のあり方をこそ障害者の立場から問い直すということである」(98)。

では、このように称揚される「異化としてのノーマライゼーション」とは、どのような内実を持つものであろうか。その基本は、「関係としての障害」という考え方だと言う。この「関係としての障害」は少なくとも三つのレベルを区別する必要があるという(101)。「環境との関係における障害」、「対人関係における障害」、「社会的関係における被差別としての障害」の3つである。

最初の「環境との関係における障害」とはいわゆるアクセスの問題であり、物理的な環境整備によってHandicapが軽減されるといった内容のものである。このレベルが現在のノーマライゼーションの主流を占めているが、このようなものでは不十分だと堀さんは指摘する。これでは社会の対する異化作用は表層にとどまっただけで構造的なものにまで至っていないからである。障害者問題は、「対人関係における障害」「社会的関係における被差別としての障害」に規定されているのだ。

「対人関係における障害」とは、「障害が社会的な関係において“生きにくさ”として現象するあり方は、機能的な意味での障害の程度よりも関係の質に規定されている」(102)という事実が示すものである。

「健全者同様の生活の享受という点を強調してきた従来のノーマライゼーション理論の限界は、それが差別問題としての障害者問題をとらえるという観点が不十分な点にある」(103)。そして、それを「より具体的にとらえようとするれば、私たちが生活している社会がどのような構造で成り立っているのかということの問題にしなければならない。・・・そのような差別が成立してくる根拠となっている社会的諸関係はどういうことかということである」(103)。

こう指摘した上で堀さんは、それを考える手がかりとして、マルクスの『賃労働と資本』から「黒人は黒人である。一定の諸関係のもとで、はじめて彼は奴隷となる」という言葉を引用している。そして、「では、障害者を被差別者にするような関係とはどのようなものか」と彼は問い、「それを私は、マルクスの言う疎外と物象化の関係であると考え。すなわち、人間が類としての本質的なあり方をもはや実現することが出来なくなり、物質的な過程に呪縛されてしまっているということである。その結果、人間同士の関係も孤立して競争しあうよそよそしい関係になっている」(104)と答えるのである。

「類の本質からの疎外」ということで大丈夫なのだろうか、第一「類としての本質的なあり方」とはどのようなあり方なのだろうか、もしも人間に本来的なあり方が有るのだとすれば、なぜそこから人間は逸脱してしまったのか、その逸脱もまた人間の本来のあり方によるのではないか、というような疑問が浮かんだりもするのだが、とにかく堀さんは後述を約しつつここではそのことの指摘だけにとどめている。

堀さんはノーマライゼーション思想について、「今日の社会には多くの矛盾や葛藤や抑圧があり、障害者の社会参加はこうした問題との関連において議論され

なければならない・・・“社会のノーマライゼーション”という考え方は、このような問題との関係において議論されていないので、抽象的なものにとどまっている。しかし、ノーマライゼーションという思想の射程は、近代社会のあり方そのものを問い直す志向を潜在的には持っている(105)と評価する。異化としてのノーマライゼーション、すなわち社会改革を目指すノーマライゼーションは、僕も期待を持ちたい部分である。しかし、問題はその具象的イメージを描き得るか、現実化できるかである。それは、この本の続く部分で出てくるのであろうか？そして、たとえ異化としてのノーマライゼーションという側面を持ちつつも、同化としてのノーマライゼーションという思想も同様に内包しているのがノーマライゼーション思想の総体である。同化としてのノーマライゼーション思想は、リハビリテーション思想と何ら変わるところがない。同化としてのノーマライゼーションが異化としてのノーマライゼーション思想に超克されていく傾向にあるようには現状では見えない。それよりも、ノ-

ーマライゼーションの異化的側面を含んでいるということ を免罪符としつつ、また、その部分でそれを志向する人々の支持をとりつけつつ、現実には、同化的側面を中心にノーマライゼーション思想は普及していくのではないだろうか。ここでもまた、「分離教育」から「統合教育」への必然的な流れではなく、「統合教育」を取り込みつつ主流であり続ける「分離教育」という印象を抱かせる部分があるように思える。パラダイム転換は本当に起きてくれるのであろうか。

さて、次回は？

さて、そろそろ紙幅もつきつつある。次回は、第一部の最後、ノーマライゼーションと障害者自立の部分を見た後、「第二部 社会問題としての障害者問題」へと進んでいきたいと思う。当初の予定の半分も筆を進められなかったが、これも20分の読書時間のなせる技である。

「人間と農」

その4 誰もが農に向き合うために

明峯 哲夫 (農業生物学研究室)

「人間と農」にたどりつくまで

今号は最終回ですが、僕のやや個人的なことから書き始めることをお許し下さい。

1964年春、僕は北国のある国立大学に入学しました。ちょうど今から30年前のことです。僕は子供の頃からこの大学に行こうと決めていました。というのは僕の父親も、そのまた父親もこの大学の農学部を卒業したことを、幼い時から聞いていたからです。それに僕は小学生のとき、植物に大変詳しい先生に巡り会いよく植物採集に連れていってもらいました。少しずつコレクションが膨らむうち、僕は次第に植物のおもしろさや不思議さに魅かれ始めていました。植物の勉強をしに北国の大学に行こう。こんな思いがいつか幼い僕の心に住み着いていったのです。時がたち、願いが叶いかの大学に入学した僕は、2年後ほとんど迷うことなく農学部に進学することになりました。

こんな風にお話すると、僕は随分とおとなしい“優等生”と思われるかもしれませんが、実際は少々“変わり者”でした。いやむしろ“ヘソ曲がり”と言った方がよかったかもしれません。

時代は高度成長期、当時の大学は理工系ブームの真っ盛りでした。教養時代の級友たちの多くも工学部志望で、特に人気の高い電子工学科などはクラスで一番か二番の成績でなければ進学できないありさまでした。一方農業はすっかり“斜陽産業”と見なされ、農学部は学生たちに最も人気の低い“おちこぼれ”の集まる場所になりつつありました。でもそんな“おちこぼれ”たちの多くは、山やスキーや動植物が大好きなナチュラルリストたちであり、また“都の栄華”になじ

めず、“清き国”に憧れてこの北の大地にはるばるやってきたロマンティストたちであったのです。当時の僕もそんな“おちこぼれ”の一人だったと、今もなお私かに“自負”しています⁽¹⁾。

農学部に進学し研究室を選ぶときも、僕はちょっとしたヘソ曲がりぶりを発揮しました。父も祖父も植物の育種を専攻し、卒業後もその分野の研究者になりましたが、僕の関心は植物の生理や生化学的な側面にあり、育種の研究室とは別の研究室に入ることにしたのです。

この研究室で僕は、植物の培養組織の物質代謝に関するテーマを与えられました。植物の体から小さな組織を切り出し、それを適当な条件で培養すると急速に細胞が分裂し、一種のガン組織のような塊に成長します。この過程で組織の物質代謝にどのような変動が起こるかを明らかにしようというのです。

ささやかな卒論を書き上げ、大学院に進学した僕は、引き続きこのテーマで実験を続けました。当時植物の組織培養の研究は世界中で行われていて、これらがやがて“バイオテクノロジー”と呼ばれる“先端技術”を生み出す源泉の一つになります。

僕はもともと山を歩いたり、野球をしたりと、身体を動かすのが好きでしたから、朝から夜遅くまで働きづくめの、ほとんど肉体労働の世界ともいえる実験科学は、自分には大変好ましいものと考えていました。けれどもその僕は、実験科学をライフワークにする道を早々に断念せざるをえないことになりました。

1969年春。全国の大学に広がった学生反乱の波は僕の通う北辺の大学にも伝わってきました。教養の学生たちが入学式場を封鎖、占拠したという報を僕が新聞で知ったのは、学会に参加するため金沢に滞在し

ていた時でした。皮肉なことにも、この学会は僕の研究者としての実質的な“初陣”でありました。いよいよ闘争が勃発したという昂揚した気分と、研究者として生きていこうとしている自分が大きく試されることになるだろうという不安をなげきながら帰路を急いだのを、今でもはっきりと記憶しています。

まもなく学生たちが占拠していた大学本部に機動隊が導入され、学生たちの反乱は鎮圧されました。“占拠”を積極的に支持する一人であった僕は、研究室に戻り一人で細々と実験を再開しました。データを取り、仮説の正しさが少しずつ明らかになっていく楽しみに浸りながらも、頭の中ではここはもう僕の生きる場所ではない、と思い始めていました。時は70年代初頭。大気や水などの汚染や農産物の農業汚染がようやく社会問題になろうとしていました。農業問題は単に農業という毒物の問題ではなく、それを大量に使用せざるをえない農業技術の本質的な欠陥として考えなければいけないと、僕は何人かの院生の仲間たちと日夜議論していました。

疑いなくこれまでの農学の研究の枠組みそのもの、そしてその末端に連なる自分自身の存在が問われていると強く感じられました。既存のアカデミズムとは全く違ったスタンスを獲得しなければ、人間の健康を約束する食べ物の生産は不可能ではないか。“もうひとつの技術体系”と、それを創造する“もうひとつの学問的営為”が必要だ。20代後半にさしかかった僕たちの議論の結論は、決まってこのようなものでした。

博士課程修了まであと1年を残す1972年春、僕は退学届けを出しました。それまでズルズルと実験を続けていた僕でしたが、せめてもアカデミズムのパスポートである「学位」だけは取るまいと決めたのです。それは社会の変動に対応できない大学やアカデミズムに対する僕なりのささやかな抗議であり、そして何よりも自分自身の「退路」を断つ意味が込められていました。

北関東のとある農場に、僕は仲間二人と雇われることになりました。二軒の農家が共同経営するこの小さな農場は、山岸式養鶏法と呼ばれる独特の技術を展開

していました。僕たちは“もうひとつの農業技術”を探るには、民間の伝統的な農法をまず学ぼうと考えていましたから、格好の場を与えられることになったのです。

この農場は東京の消費者とタイアップして鶏卵の産直を行うことになりました。そのための鶏の飼育から消費者との折衝までを、見習いの僕たちが担当させられることになりました。今では産直は珍しくありませんが、当時はほかに事例がほとんどなく、農場側も消費者グループも一つ一つ事を手探りで進めていかざるをえませんでした。

僕たちは、農場が“ホンモノの技術”を安定して展開していくには、生産にかかるコストを消費者が全面的に保障しなければならないと考えました。消費者が自らの食べ物を確保するために、農場の経営に責任を持つということです。この仕組みを僕たちは“消費者自給農場”と名付けました⁽²⁾。けれどもこのような全く新しい試みを進めながらも、僕たちは“産直”の限界を感じ始めていました。

産直の意味を、都市に暮らす一人ひとりの立場から考えなければなりません。このような運動に参加すれば、生産者と信頼関係を結び、“ホンモノの食べ物”を手に入れることはできるかもしれませんが、でももし自分自身が直接生産に参画したいと願えば、産直運動では十分に叶えられません。

僕たちの農場にも消費者の人たちが“援農”に来ることはありました。けれども彼らの暮らしの中に生産の営みが日常化するにはあまりに距離が遠すぎ、また何よりも農場への遠慮がありました。都市に暮らす人々がもっと全面的に、主体的にかかわれる生産現場が必要ではないのか。こうして僕たちには“独立”の夢が急速に膨れあがっていきました⁽³⁾。

1974年春。その夢が実現しました。農場と交流していた東京の消費者グループが自己資金を集め、茨城県に自前の農場を建設したのです。僕たち3人は住み込みのスタッフとして新農場に移住することになりました。「たまごの会」の誕生です。

北関東の農場での2年間の修業で、僕は多くのこと

を学びました。その最も大切なものは、生き物にとって健康とは何か、という命題にある確信が与えられたことです。それは簡単に言えば、生き物は保護ではなく、鍛練によりその本来の生きる力を発揮する、ということでした。

僕たちが批判し、乗り越えようとしていた官製農業技術は、生き物たちを人工環境に囲い込み徹底して保護しようとする技術だと、あらためてその正体が見えてきました。農業は、保護の結果弱体化した農作物を病原菌から守る役割を果たしているけれども、本質的には、周囲の生き物を殺して農作物を無菌の世界に囲い込む手段であり、その結果いよいよ生き物を弱体化させる悪なものでした。

この農場で学んだ農法は保護の技術とは対照的なものでした。生き物を生きた環境に積極的に押し出し、生き物が持つ生命力をギリギリまで喚起しようとするものだったからです。

僕たちは家畜飼育、作物栽培のノウハウとして以上のような考え方・方法を学んだのですが、僕はいつしかこのおおらかな生き物観を、人間、特に僕のような都市生活者にあてはめて考え始めていました。都市とは人間を保護しつつ、やがて人間の生きる力を奪い取っていくものではないかと。おりに監禁された家畜やビニールハウスに閉じ込められた野菜の姿に、都市という巨大な牢獄に囚われた人間たちの姿が重なって見えてきたのです。

農法は生き物の生命力を解放するものでなければなりません。そしてその農法はまた、それを担う人間の生命力をも同時に解放するものでなければならない、ということに気付いたのです。農法とは、人間がよりよく生きていくために自然や生き物に働きかけるノウハウなのでした。もし農法がそのようなものならば、その農法は農民だけではなく、すべての人々に生きる力として与えられるべきなのです⁽⁴⁾。

たまごの会の運動は、都市住民自ら作り、運び、そして食べることを目指すもので⁽⁵⁾、多くの人々が(僕の言う意味での)農法を学ぶ絶好の場になるはずでした。けれども農場建設期の昂揚が過ぎ去ると、都市会

員が農場へかかわる熱意は徐々に低下し、その分、農場専従者の“生産者”としての負担が増していきました。

このような事態に対する評価や今後の運動の進め方をめぐり、会や農場内部で意見が分かれ始めました。農場スタッフの生産者としての自立や、地域の農家との積極的な提携を主張する立場と、都市住民の自立をめざすこれまでの運動スタイルにこだわる立場とが対立し、やがてそれは抜き差しならぬものとなりました。長い議論の末、会を二分し、それぞれの信ずるところをそれぞれやっつけようということで一応の決着がつかしました。

この時、僕はむしろ後者の立場に立ちました。けれども都市住民の自立を叶える根拠地としては、東京の都心から100キロ離れたこの農場はあまりにも遠すぎたという思いが僕には沸き上がっていました。都市のただ中に、街人が耕す農園を作ろう。1980年夏。僕たち一家はこうして住み慣れた農場を離れ、東京西郊の町国立への移住を決意したのです。翌年、幸いにも休閒農地を借り受けることのできた僕は、数家族の仲間とささやかな農園を発足させました。こうして「やほ耕作団」の活動は街人が自らの暮らしを紡ぐ根拠地として、現在まで存続してきたのです⁽⁶⁾。実験科学は放棄したけれど、学的な営為そのものを放棄するつもりはありませんでした。農民となることは潔しとしないけれど、ささやかな農業実践は継続してきました。都市に住み着いたからといって、消費者や都市住民に開き直すことはできません。そんなこれまでの“ヘソ曲がり”とも言える生き方は、いつしか僕をどこの世界にも帰属させない人間にしてしまったようです。アカデミズムにも、農村にも、そして都市にも・・・。

そして一方で僕は、農業に関連する様々な運動にもなじめないまま来てしまいました。有機農業運動は農民が自らの自立を求める運動だと考えたので、農民でない僕は主体的には参加できません。食べ物の産直運動もごく初期の頃に、その限界を見てしまいました。食べ物の安全性を求める消費者運動も僕にはなじ

めません。食べ物にとって安全性は確かに大切な属性ですが、それだけを優先して考えることは大きな落とし穴に落ち込むと、僕は考えてきたからです⁽⁷⁾。一人ひとりの人間、何よりも自分自身の生き方にこだわる僕は、農政全体の変革を追及する政治的な運動にもついこの足を踏んでしまいます。

農（農法）は人間を生き物や自然と結び付けるノウハウです。そのノウハウがどのようなものなのか、それが僕のこの20年余りのテーマでした。それを解くには、生き物や自然に対する認識だけでは不十分だと分かりました。人間はなぜ農が必要なのか。どのような農が人間にはふさわしいのか。要するに人間にとって農とは何か。これらが解かれなければならないのです。

植物学出身の僕には「人間と農」などというテーマはいささか荷が重すぎます。けれどもあえてそんなテーマで拙い文章を本誌に書かせていただくことになったのは、「人間」について様々なお教をいただきましたからにはほかなりません。

さて随分と長い脱線になってしまいました。本論に立ち戻ることにはしましょう。

採集・狩猟民に戻ろう！？

人間は本来農業が“嫌い”で、今も採集・狩猟の暮らしに郷愁を持ち続けている。これが先回の結論でした。そこでこうしたらどうでしょうか。世界中で一斉に農業を放棄し、採集・狩猟の暮らしに戻るのです。

この壮大な計画を国連に提案し、計画遂行のリーダーシップをとるのは、もちろん世界中で最も農業が“嫌い”で、めでたくも安保理常任理事国入りを手中に収めつつあるわが日本国においてはありませぬ。

現在の地球上には、採集や狩猟を許す森林や草原はわずかしかなりません。けれども地球上の農耕地と放牧地をすべて放棄するのです。ついでにトーキョーのような巨大都市も解体し、広々とした空き地にしてしまったらどうでしょう。そこに住んでいた人々には、恐れながらいったん過疎地にでも移住してもらいま

す。ただビルや高速道路などの莫大な残骸は、どこに捨てたらよいのか名案は浮かびませぬ。いずれにしてもやがてそこにはなつかしい草原や森林が復活し、野性の動植物が溢れかえってくるはずでせぬ。人間はこうしてそこを舞台に、採集や狩猟の暮らしを再現できるのです。

この計画には深刻な問題がいくつかあります。

まず、本当に草原や森林が復活してくるのかという問題。既に絶滅してしまった生物種は少なくなく、かつてのような豊じょうな生物世界の再現は不可能かもしれませぬ。幸いにも草原や森林が再生し野性生物が跳梁し始めたとして、それまでの50年、100年という期間、人々の食糧をどう確保するかという問題もあります。そして最も深刻なのは、既に述べたように（その3）、同じ面積の土地を利用する場合、農耕に比べ採集・狩猟は300から1000分の一の人口しか養うことができないという事実です。だからこの計画を完遂するには、人類は“精鋭部隊”をよりすぐらなければなりません。現在生きている地球人全員が採集・狩猟の暮らしを満喫することは、残念ながらできない相談なのです。地球上の各地域で人口の1000分の一程の人間（日本列島では約10万人）を選びましょう。いかに農業が嫌いかのコンテストでもやりましょうか。次に、彼ら及びその子孫が採集・狩猟の暮らしができるまでに必要な食糧を、集め貯蔵しましょう。農地の一部を残し、そこを耕し当面の食糧を自給する方法も考えられますが、何しろ農業嫌いのつわ者ばかりですから、ちゃんと耕せるかどうかいささか心配です。

こうしていくつかの難題を解決し計画通り事が進めば、人間はめでたくも再び採集・狩猟民になれます。けれどもそのためには、現在の地球の人口の大半の何10億という人間を断固として“淘汰”する覚悟が必要なのです。

以上の計画はもちろん全くの夢想です⁽⁸⁾。とすれば、人間は好むと好まざるとにかかわらずこれからも農の営みに依存して暮らしていくほかなりません。農耕により増えた人口は農耕によってしか維持できない

のです。けれども人間はその農が本質的に“嫌い”というのです。さてさてこの“矛盾”をどう解決したらよいのでしょうか。

「もっとゆっくり、無理なく」

農業を機械に押し付けるのは、これからはできれば避けなければなりません。機械が動くには石油が必要です。けれどもやがて石油は枯渇する時がきます。それに石油の消費は環境汚染を加速します。なるべく石油に頼らない生産や生活のノウハウを編み出すのは、人類全体の急務です。機械に頼るわけにいかないとすれば、かつてのように家畜や人間の力に依存する農業を復活させることを真剣に考えなければなりません。

とはいえ人間が徒手空拳で農業に立ち向かうべきだと、主張するつもりはありません。何しろ僕の“説”に従えば、現在の人間は農耕に不適應で、農に必要な身のこなしをマスターしていないのです。そんな“やわ”な人間を補佐するには、様々な道具はもちろん最低限度の機械は必要でしょう。石油、あるいはその代替エネルギーを全く使わないのは一つの理想ですが、必ずしも現実的ではありません。

人間の力に依存する農業というと、かつての過酷な農業労働が頭に浮かび、誰もが二の足を踏みそうです。けれどもかつて農業が過酷だったのは、人力に依存していたというより、それが“差別的な労働”、つまり特定の人間に押し付けられていたからではなかったのでしょうか。

人間はもう農業を“奴隷”に押し付けることも許されません。農が人間にとって“厭な”仕事だとしても、“厭な”ことこそみんなで分け合うべきなのです。

農の営みは結局、誰に押し付けられることもなく人間一人ひとりが自らの力量で行うほかないのです。とすれば農業は「もっとゆっくりと、無理なく」誰でも行える営みへ変身しなければならないのではないのでしょうか。そんな農を実現するため、農業は三つの「業(ごう)」から解放されるべきと、僕は提案したいのです⁽⁹⁾。

まず「工業」からの解放です。

農業に工業的な効率主義と技術が導入され、農業の生産性は飛躍的に上昇しました。けれどもその結果、農業はますます忙しく、単調で退屈なものになってしまいました。農業が環境破壊や食べ物自体の質を損なう元凶になったのも、化学肥料や農薬などの工業製品を大量に使い始めたからです。

次に「職業」からの解放です。農業が職業の一つになったとき、農の営みはそれを担う人間の暮らしから一人歩きを始めました。農の目的が、自給から利潤追求へと大きく変更されたのです。

そして最後に「分業」からの解放です。「職業としての農」も「奴隷労働としての農」も、他人のために強制された分業です。一方はお客さまに(厳密に言えば、お客さまの支払う金に)、他方は支配者により強制されるのです。他人の食べ物を作ることは、作る人も、作られる人も苦しめます。作る人には「重労働」が押し付けられ、作られる人からは「汗をかく」機会が奪われるのです。

以上の「三つの業」からの解放は、ひとこと言えば「産業(さんぎょう)」からの解放です。農業が「産業」としての位置からはずされ、素朴で軽やかなただの「農」になって初めて、人間は誰もがそれを「もっとゆっくりと、無理なく」楽しみ、我が身に引き付けられるようになるのではないのでしょうか。さてこんな提案をすると、現在の社会状況を一切無視した観念論と、一笑に付されてしまいそうです。

米の輸入自由化、食管制度の廃止、農業への補助制度の削減など、現在の農業をとりまく社会的状況は農業が産業として一人立ちすることを強く求めているようです。93年にスタートした農水省の「新農政」も、2000年には3,40万戸程の大規模個別経営体が、農業生産組合などの法人経営体と合わせて日本農業の最終的な担い手となることをねらっています。こうなれば、農業は市場原理・競争原理に耐えられる産業として一人前になるというのです。個別経営体として生き残れない100から200万戸の零細な農家は、まもなく離農を余儀なくされ、その農地は大規模

経営体に吸収されていくと予想されています⁽¹⁰⁾。

もしこのねらい通り事が進めば、農業はいよいよ一部のエリートの手で独占されることとなります。人間が自然と上手につき合うノウハウとしての農は、ついに多くの人の手に届かぬまま永久に失われていくことになるかもしれません。そのような事態は避けなければならぬのです。

今真に求められているのは、それぞれの人のライフスタイルに密着した小規模で自給性豊かな農の確立です。「その1」で紹介した街を耕す市民たちの様々な活動は、そんな農業の未来を例示する貴重な営みとは考えられないでしょうか。

“地球制覇”の果てに起こる悲劇

米国の著名なシンクタンク「ワールドウォッチ研究所」は『地球白書』という地球環境についての総合的な報告書を、毎年発行しています。この報告書は「多方面にわたる環境データをもとに地球の現状を報告し、持続可能な社会の建設のために提言を行うことを目的としており、その先見性と分析力は高く評価されています」

さてその『白書』最新版は、「1984年」という年が人類にとって歴史的転換点になるだろうと強調しています⁽¹¹⁾。

第2次大戦後、人類は歴史上未曾有の穀物大増産を経験しました。1950年から84年までの35年間に穀物生産量は2.6倍に増加し、この間の人口の増加率を大幅に上回ったのです。その結果、一人当たりの穀物生産量は40%も増えました。ところが「世界における穀物生産の伸びはこの84年を境に突然鈍化し、人口増加率を下回るようになった」というのです。つまり、この年まで着実に上昇してきた世界の一人当たり穀物生産量は、この年を期して低下し始めたのです。

こう語る『白書』に触発されつつ、最後に人間と農業との関係の近未来を考えてみたいと思います。

1万年前、農業を発見して以来、人間は森林を切り

開き、草原を起こし、山を崩し、砂漠に水を引き、あらゆる空間を耕そうと試みてきました。それは農業の楽しさに思わず引き込まれてというよりも、農業に手を染め増えてしまった人口を養うためいよいよ農業に身を任せていくという風だったと、僕は想像するのです。

ともかくにもその結果、現在の地球上には14億ヘクタールの農耕地と34億ヘクタールの放牧・採草地が広がることになりました。これらの面積は合計すると、地球の全陸地面積(149億ヘクタール)の32%にもなります。つまり人間という生物は現在、自らの食糧確保の空間として既に全陸地の3分の1を一人占めしているのです。

農業用地の設定は、もともとそこに生きていた莫大な種類の野性動植物を追い出し、その代わりに作物や家畜という特定の生物を増殖させることです。このような農業は、地球の生物種の多様性を著しく損ねてきました。人間によるやみくもな“開田”は、もうこれ以上許されないことかもしれません。

現実には『白書』は、耕地に転換できる肥沃な土地は地球上にほとんど残されていないと指摘しています。どうやら農業という営みは、空間的には現在ほぼピークに達したようです。むしろこれからは農業用地の減少が懸念されています。

日本列島で60年代に起こった急速な都市化と工業化は、第三世界ではいよいよこれから本格化しようとしています。日本列島では1960年から現在までに、全体の14%、83万ヘクタールの農業用地が消失しました。それらの多くは工業用地や住宅用などの都市的用地として転換されたのです。一方同じ時期に、お隣の中国では少なくとも3500万ヘクタールもの農地が減少したと推定されています。

問題は都市化や工業化だけではありません。今地球上の各地域で、既成農地の劣化という深刻な事態が進行しています。

農地の劣化は、多くの場合過度な化学肥料への依存が原因になっています。化学肥料を大量に投入し有機質が低下した土の粒子はバサバサに乾き、微小で軽く

なっています。そこで風の強い地域では風により、傾斜地では雨水によって大量の土が失われ続けているのです。また乾燥地域では土中の水分の活発な蒸発により、水に溶け込んだ化学肥料が土の表面に集積し、不毛の砂漠土と化しています。『白書』は、このような不適切な農法の結果、現在世界の5億5000万ヘクタール以上の土地で土壌劣化が起きて、次々と放棄されていると報告しています⁽¹²⁾。

戦後の穀物の大増産は、耕地面積の拡大の一方で、反収の著しい増加によってもたらされました。1950年からの40年間で穀物の反収は、米国のトウモロコシやヨーロッパの小麦は約4倍、日本のコメは1.5倍に増加しています。

反収を増加させた技術的要因は何だったのでしょうか。

まず第一に化学肥料の大量使用です。化学肥料に鋭敏に反応する品種も開発されました。もう一つの要因は、雨の少ない地域で灌がい施設が整備され、河川水や地下水の大量使用が可能になったことです。このように戦後の大増産とは、エネルギーや資源をふんだんに投下し、その一部を食糧として回収するという相当荒っぽい手法を惜しみ無く適用した結果だったのです。その結果が“大増産”だったのですが、それと同時に耕地の劣化、環境汚染、それに農産物の質の低下が同時進行していたのです。

この10年程の間、穀物の反収の伸びは急激に鈍化してきました。化学肥料をさらに多く与えても、作物はもうそれに反応してくれなくなったのです。20世紀末の人間は農業用地を確保するために、地球のスペースを極限まで占拠してしまいました。そしてその人間はまた、植物が本来持つ生産能力の限界まで利用し尽くしてしまったようです。人間は地球を制覇したのです。

それでも地球上の人間の数は増え続けていました。そして1984年。人間の数の伸びは、鈍化しつつあった穀物生産の伸びに追い付き、それを凌駕し始めたのです。このとき世界の人間一人当たりの穀物生産量は350キロでした。

これからはこの値をピークとして一年また一年と、一人の人間に分配される穀物の量は少なくなっていくでしょう。このままのペースで人口が増え続け、穀物の増産がこのまま低迷し続ければ、2030年には一人の穀物の分け前は1950年のレベル、つまり年間250キロにまで低下すると、『白書』では試算しています。ちなみに現在の日本人は1年間に300キロの穀物を消費しています。

穀物生産そのものが大幅に低下するわけではありません。だから今すぐに世界中で飢餓が蔓延するわけではないし、人間の生殖や成長そのものに大きなブレーキがかかるわけではありません。とりあえず人口は増え続けていくのです。人々の穀物摂取に確実にブレーキがかけられ、恐らく二度とアクセルが踏み込まれることはないままにです。

穀物摂取へのブレーキは、現在を生きる55億人の地球人に対して平等にかかるわけではないでしょう。穀物摂取には既に甚だしい不平等があるからです。例えば今、カナダや米国の人々は、年間800~1000キロの穀物を摂取していますが、インドでは200キロ弱、ハイチでは100キロの穀物しか摂取していません。穀物摂取に緩慢なブレーキのかかった人類にやがて悲劇が訪れるとすれば、それはこの穀物配分の不平等に起因するに違いありません。穀物を巡る争奪戦は徐々に激化していくでしょう。その時、リスクを背負うことになるのは“農業弱者”なのでしょうから。

“農業弱者”とは、充分の土地を持たぬ者(国)、農業には適さない土地しか持たぬ者(国)、そして金のない貧しい者(国)です。このような弱者(国)の多くはもともと、採集や狩猟、あるいは伝統的な自給農業を営んでいました。それが19世紀から20世紀にかけての西欧列強の帝国主義的支配の下で、換金作物の大規模栽培が強制されたのです。その結果人々の暮らしの自給性は失われました。おまけに主に熱帯地方や乾燥地方に分布するこれらの国では、過酷な自然と収奪的な大規模農業の影響が相乗され、土壌の劣化が着実に進行しているのです。現在既にこれらの地域を中心に、世界中で7億人の人々が栄養失調で苦しんで

いるといわれています。これからはほかでもないこれらの農業弱者に、より大規模な飢餓が襲いかかることになるかもしれないのです⁽¹³⁾。

農業により増えた人口を養うため人間はますます農業にのめり込んでいったと、度々お話ししました。人間は農業と、ある種の強迫観念により堅く結びつけられてきたのです。けれどもその関係は、まもなく成算されようとしています。農業が増やしたはずの人間を、もはや農業が養えなくなってしまうからです。もう農業は増産を約束してくれません。

この時は必ずやってくるはずでした。地球環境は有限であり、そこに生きる生物の成長力も有限であり、したがってその生物の一種である人間の技術も有限だったからです。だからその瞬間がやってくることそのものは人間にとって必ずしも危機ではありません。人間と農業との自転車操業のような関係の成算が、このままなら弱者の淘汰として起ころうとしていることが危機なのです。人間が採集・狩猟民に立ち戻ろうとするときの人間の大量淘汰は、全くの夢想にすぎません。けれどもその人間の大量淘汰が現実に起こるかもしれないのです。それは人間が農業民であり続けた一つの帰結としてです。

食糧増産という手段で解決できない飢餓がまもなくやってくる。それは弱者に襲いかかる。この危機を危機として捉え、それを回避する知恵を人間は持ち合わせているのでしょうか。穀物を平等に分配する仕組みを作り出さなければなりません。そして人口増加を抑制する何等かの方法も考え出さなければなりません。

けれども人間が最終的に解かなければならないより本質的な課題は、地球のキャパシティと均衡しうる人間の生産活動の質とレベルを具体的に探り出すということです。当然生産は減速しなければなりません。しかも少なからず。大切なことは、カタストロフィーがやってくる前に、人間自らの意志と力でそれをやっつけることができるかどうかです。

恐らくこのとき、“地球制覇”の手段と化したこれまでの農業は廃棄されることになるでしょう。それで

もなお人間が基本的には農の営みに依存して生きるほかなければ、そのときに至り人間は農業との間に全く新しい関係を結ぶことになるに違いありません。一体それはどんな関係なのでしょう。

94年秋。こうして原稿を書いている明日、晴れば僕たちは米の脱穀をする予定です。今年はどうやらまあまああふれよう。

ささやかな収穫をもたらしてくれたこの水田も、来年には土地区画整理事業の開始と共に耕作の舞台としての長い歴史を閉じます。ここにもまた新しい町並みが出現しようとしています。果てしない都市化の圧力は、生き物を育む空間の一枚たりとも許さぬ勢いです。残されたわずかばかりの畑に立ちながら、僕は人間と農の来し方・行く末にもうしばらく思いをめぐらせたいと念じています。(終わり)

注

- (1) 加藤幸子著『苺畑よ永遠に』(新潮社・1993年)で著者は、自らの体験をもとにこの北国の大学の農学部の子学生の生活を生き生きと描いている。
- (2) 「消費者自給農場運動」はもともと消費者運動家岡田米雄氏の提唱による。この鶏卵の産直も氏の仲立ちによりスタートした。
- (3) この北関東の農場での活動については、「ある農場からの報告」として『朝日ジャーナル』(1973年9月7日号)に投稿した。
- (4) 拙稿「農法と人間」(長須祥行編『講座・農を生きる』3・1975年・三一書房所収)
- (5) たまごの会の活動は、たまごの会編『たまご革命』(三一書房・1979年)、松川八洲雄監督・映画『不安な質問』(1979年・たまごの会映画製作委員会)などで紹介されている。
- (6) 拙著『やほ耕作団』(風涛社・1985年)、同『都市の再生と農の力』(学陽書房・1993年)
- (7) 拙稿「“自然食”運動と“健康幻想”」(『臨床心理学研究』26巻1号)、同『「食べ物」問題をめ

- ぐって」(『同』26巻4号)
- (8) ポール・シェパード著・小林秀雄他訳『狩猟人の系譜』(蒼樹書房・1975年)で著者は、農業を廃止し、すべての農耕地を「荒地」に戻し、そこを狩猟文化の学習の場にすることを提案している。食糧は化学工業により生産するという。
- (9) 拙稿「街人よ、耕せ」(星寛治他編著『米』(学陽書房・1994年)所収)
- (10) 原剛著『日本の農業』(岩波新書・1994年)
- (11) レスター・R・ブラウン編著・沢村宏監訳『地球白書・1994-95』(ダイヤモンド社・1994年)
- (12) 米国中西部での耕地劣化については、拙著『ぼく達は、なぜ街を耕すか』(風涛社・1990年)第2章参照。
- (13) わが日本国はいうまでもなく“農業弱者”である。

社会的装置としての育児日記 (2)

横山 浩司 (法政大学)

前回の小論⁽¹⁾においては、今世紀の初頭から30年間、およそ一世代の間の、近代的な育児日記の成立と拡大のありさまを見、また、その社会的装置としての意味について考察してきた。結論的な総括についても既に述べてしまったのだが、その後の経過の中での、心理学的な眼差しを多く孕んだ育児日記あるいは発育記録について、その書物化の意味についても焦点をあてながら、詳細をあらわにしてみようというのが、今回の小論の目的である。

児童心理学者・久保良英の育児日誌

[14] 1927 (昭和2)年10月4日、広島高等師範学校教授で、児童心理学者であった久保良英の三男良毅が、疫痢で死亡した。1919 (大正8)年生まれの享年8歳であった。そして、その翌年、久保は『愛児良毅の教養』⁽²⁾を出版している。

この三男は、久保が、学位論文の中の言語発達についての資料を得た対象児であった。その育児日誌をもとに久保自身が書き、母親の病床日誌と、家族、友人、恩師などが思い出を綴った文章を加え、さらに生前に撮ったおよそ200枚の写真から30枚ほどを併せて掲載したものが本書である。久保は、前書きで次のように述べている。

「思ひ出すまゝにだらだらと書き列べるよりも、児童心理の参考になるものを認めたらば、短い彼の生涯も多少は有意義になりはしないかと考へて、彼の育児日誌を取り出して整理をして見ました。しかし生存せる子供の日誌ならば兎も角、今の場合は冷静な科学者としての立場を取るには余りに痛ましき資料であり、筆を取っては泣き、筆を止めては泣くという有様で紙

を増すに従って主観分子が増々多くなってしまいました。しかし前半の科学的排列よりも、後半の事実的表現の方が、私にとりては真の思ひ出の気が致します。」

この後に、生まれてより満二歳までの運動・感覚・言語・感情・遊戯などについて、生後何日目にどうしたものが観察されたかが、欧米の学者の観察・記述と比較されながら客観的に整理されて記されている。

久保の言う「後半」、つまり満二歳以後の記述は、たとえば次のようである。

「三歳一ヶ月の半頃、父が日記帳を書いて居るのを見て、自分にもぜひくれといふので古いのを一冊与へた処が、各頁に次の如きものを書いた。何だか訳のわからぬなぐり書きではあるが、書きこむべき所に、比較的整然と記入したのに驚かされた。そして父が日記をつけるのを見ると、いつもそれを出して来て記入した。」

日記帳の欄内に文字風のものが書いてある図が挿入されており、次には「五歳頃より片仮名を教へた。夕食後机を出して一夜に五字づつを教へることにした。」と述べている。さらに入学してからの、綴り方のいくつかを示しているが、これらについては特に児童心理学的な、あるいは発達の観点からの説明はない。

「数」については、「数字に対する興味があったことは己に述べたが、計算に対しては特に興味を示すことはなかった。それでも入学前までは十以下の加減は自由に出来た。(丁度その頃父は幼児の数観念の発達を調査して居たので、十以下の加減の問題を彼に課して見たのである)。」また「音楽は好きで、まだ嬰兒の時に泣き止まない時など、母にピアノを弾いて貰ふと泣き止むほどであった。……入学後はピアノを弾くことの興味が急に増加した。」などとも述べて

いるが、これらについても、それが児童心理学的に捉え直されているわけではない。久保自身が前書きで「主観分子」が多くなったが「私にとりては真の思ひ出の気が致します」と述べている通りであろう。

[15] 久保良英は、アメリカ合州国のスタンリー＝ホールに学んで1916年に帰国し、児童研究所を創設したりした後、広島高等師範に赴任する。1917年から約20年間「児童研究所紀要」を発刊し、また1918年には、ビネー＝シモン法をもとにした知能検査法を、23年には合州国の国民知能検査にもとづいて団体知能検査法を作成している。こうした活動をしていた最中の、19年に生まれた三男良毅は、久保にとって格好の観察研究の対象であったのだろう。[4]で取り上げた高島平三郎の「伝記法あるいは発達記載法」を引き継ぎながらのこの時期の久保の意欲は、高島が妻に命じて育児日記を付けさせていたのとは違って、久保自身による記録(育児日誌)に向かったのである。だからその子の死は、久保にとって幾重かに痛いものであったかも知れない。

この書物のおよそ三分の一は「母の思ひ出」と題され、発病から死に至るまでの2週間と、生まれてよりのさまざまな思い出が記されている。それは例えば次のようなものである。

「(良毅は)感情の強い子で母が一寸でも横になると、ネンネ、イヤ、オッキ、と起こしてしまふ。蓄音機のレコードを求める時、「哀れな子兎」といふ、親から離された兄弟兎が、親を慕ってゐる模様を対話的にしたレコードをかけた処、夕方になって淋しがってゐる所へ行った時、オイオイ泣き出してしまった。」

「女の子の様に細い事にもよく気がつき、料理の古い本など見つけると口絵の御馳走の絵をみて、お母さん今度こんな御馳走をこしらへて頂戴などいってゐた。……」

久保の書いている後半のもの、この母親が書いたものとは、前者がいくらか知育的なものに多く目が行っており、後者は性格的なものが多いという違いはあるが、その記述のしかたはともにエピソード的で、

大きな差はない。育児日誌そのものが示されている訳ではないので、これ以上のことを分析するのは困難であるが、この書物は全体として、非常に曖昧で多重的な性格のものであるように思える。

[16] 育児日記について考察をしようとする筋道からははずれるが、取り上げている久保良英の書物の性格をめぐって、もう少し述べておきたい。

一方では、この書物は、前にその一部を紹介した「さゆりの露」⁽³⁾と同様なもので、子どもを亡くした親が、その子どもの思い出とともに、子ども自身が書いたものや写真を掲載して追悼するといった類の性質のものである。こうしたものがどれほどの数で出されていたのかはよく分からないが、手許には昭和7年(1932)に出された、「保、あ美」と題された四百数十頁のもの⁽⁴⁾がある。これは1914年に生まれ、1931年に死亡した高岸昌子という女性の父親が編集したもので、その中心は、本人の13歳から17歳までの日誌であり、それに家族や友人、教師による彼女の思い出や追悼の文、写真などが併せて掲載されている。

久保の「愛児良毅の教養」は、上の両者の間に出版されているわけだが、1920年前後から30年代にかけて、子どもが「我が子」あるいは「愛児」と呼ばれ、ひとつの大きな時代的な主題になったことを、こうした亡き子を偲ぶ出版という現象が示していると考えられる。死亡した子どもがまだ小さければ、育児日記や思い出が中心になり、大きくなっていけば、その子ども自身の日記や綴り方が中心になるのも自然なことであろう。育児日記や追悼の文を括弧にし、たとえそれが私家版であろうとも、「公」の形に似せた書物にすることによって、家族の「愛」が永遠であることの証であるかのように、「我が子」は、永久に「我が子」であることを宣言され、「我が」ものとして占有され続けるのである。

[17] もう一方では、久保の書物は、育児の失敗への警告書として出されたとも思える。実は久保は、

その次男を1918年に生後10ヶ月で亡くしている。これについて同書のなかで久保は、次のように述懐している。

「(次男の) あまりにあっけない死に方に両親とも一時は涙も出ないほどで、何だか生き帰りはしないかと小さい身体をとりまき、母は猶懐に抱き上げて居た……死亡診断書を見ると食餌性中毒症とのことで、若い両親の無知をつくづくと感じさせられた。その頃私は「親の為」と題した育児雑誌を発行して居たので、早速太田博士に御依頼して、同病のことを書いて貰ひ、再び私共の轍を踏まないやうに世の親達に御注意を申した次第である。」⁽⁵⁾

先に[8]で取り上げた『愛児の躰けと育て』(東京市社会教育課編、1924年)には「子供に思はぬ病氣や怪我をさせた実例」が実に54例、全体の約半数も掲載されている。また教育者であった大西伍一は、我が子を亡くしたことから、子を亡くした実例を多くの親の報告・手記から得て、1943年(昭和18年)「子に詫げる」⁽⁶⁾という書物として出している。こうした「愛児」の生命の危機を振りかざすことよって行なわれる警告あるいは脅迫は、1918年(大正7年)に18.9パーセントとピークにあった乳児死亡率が、戦後に欧米並になるまでは続いていたのである。ここでは、「愛児」の死は、それが幼い「愛されたもの」の死であるがゆえに公の場に引き戻されるのである。大西は「子に詫げる」の冒頭で次のように述べている。

「いふまでもなく子供は親の子であると共に陛下の御子であり、御国の宝であります。これをお預かりしてゐながら何のお役にも立てないで先立たせたことは誠に申し訳ない次第、殊に時局下に於て一入この感を深ういたします。私が本書を世に贈るのは些かわか亡児の追善といふ心持も無いではありませんが、それよりも広く御国の子の健全な發育を切望する氣持の強きを覚えます。……」

「亡児の追善」よりは国家あるいは天皇への死して後の奉仕とでも言うべきであろうか、ここでは書きとめられ書物となった子どもの死は、僅かに我がもの

しても留められただろうが、多くは国家に捧げられるものとなったのである。先の引用にあったように、久保が「児童心理の参考になるものを認めたらば、短い彼の生涯も多少は有意義になりはしないか」と述べたことも、こうしたものと同様な性格を示していると思われる。

児童心理学者・波多野勤子の育児記録

[18]「皇紀2598年」(1938年)の日付でかかれた『幼児心理学』⁽⁷⁾の前書きで、著者の児童心理学者・山下俊郎は次のように述べている。

「……長女の歩みを振り返り、長男の歩みを見守る事が、わたくしにとっては非常に大きな収穫を与へてゐる。自らの怠慢の為に、いま、で何等系統的な観察をして居ない事は心理学者として誠に恥しい次第であるが、それでも折にふれての観察は、この書の血となり肉となつてゐる。……」

ここで山下が「系統的な観察をして居ない事は心理学者として誠に恥しい」と書いた時に、彼の頭の中には、きっと久保良英のことがあったはずであるが、少なくとももう一人、波多野勤子のことも念頭に置いていたに違いない。実際に本文の中で、この二人の「系統的な観察」を引用もしているのである。

波多野勤子は、日本女子大学の児童研究所の所員をし、また東京文理科大学心理学科に学びながら、そしておそらく夫である波多野完治の援助あるいは指導を得ながら、1931年に生まれた長男の育児「記録」を付けていた。この記録は描画の発達段階を中軸にまとめられて、昭和11年に「子供の発達心理、一心理学者の育児ノート」⁽⁸⁾として刊行されている。

この書物は、15年戦争後の1948年に、さらに3章を加えて『わが子の成長と躰け』⁽⁹⁾という書名で出され、その後、1950年代に入ってから波多野は、「少年期、母と子の四年間の記録」、「幼年期、発達にはいろいろな型がある」、「赤ちゃんの心理、あなたのお子さんはすばらしくなる」、「幼児の心理、あなたのお子さんはすばらしくなる」といった一般向けの書

物をいづれも光文社から出している。本人がどのような意図を持っていたかは別にして、60年代の幼児教育・早期教育の基盤を作っていた一人であったことは間違いない。この出発点になったものについて、もう少し詳しく見てみよう。

[19] 波多野勤子による同書には、当時、日本児童社会学会の会長であった尾高豊作が序文を書いているが、その中心的な部分では次のようなことが述べられている。

「世間には、随分『育児日記』を記録する善きお母さんや熱心なお父さんが居られる。又外国の児童心理学者の中には、夫婦して『我が子』の発達を調査して、大きな貢献を学界に齎した人々がある。しかし、日本では、今まで心理学といふ学問が真面目に親心を満足させるに足るほど、子供の発達を世に示す記録がなかった。ところが、これは全く一つの偶然ではあるけれども、フランスの心理学者リポーに因んで名をつけられるやうな『我が子』の生活記録に成功された日本のお母さんがあった。……最早この一人の男児は単なる『我が子』ではなくて、最も正しく理解され観察され実験され教育されつゝあるところの社会的模範児であらう。私達は、その意味に於いて、波多野里望君の誕生とそしてその発達の記録を、我が国のあらゆる親や教師や児童研究家と共に、尊いものとする事が出来る。その尊さは、これを手本にし標本として、お互に子供を育て、見れば見るほど増すであらう。……」

もちろん尾高の序文は、こうした序文が常にそうであるように、過剰に讃え、希望や期待を、大袈裟に述べたものにすぎないのかも知れない。しかし実際のところ、この文章の後半部分から「正しい」とか「尊い」という修飾を省けば、本論が述べようとしていることを、ほぼ充足していると言ってもよい。かつての、偉人の子どものころや特別な「美談」の主が「社会的模範児」とされた時代を終えて、心理学者が教え導き、記録した、ある意味では「普通の」子どもが「模範児」となる時代に入ったのである。ただそうした動きは、

この後の十数年間は戦争の混乱によってまだ抑えられていたであろうが、戦後には、波多野の類似の書物が大大的に売り出される時に「あなたのお子さんはすばらしくなる」というキャッチフレーズがつけられ、その動きは一挙に加速されたのである。この小論では、すでに尾高には、それが見えていたのだということにしておこう。

[20] 波多野勤子は、同書の初めを次のように書き出している。

「里望は生れの小さい子であった。……『これちゃとても育つまい。』無遠慮にさういふ親類の言葉をきくにつけ彼の母親はどうかしてこの子を人並みの子供に、大きな子供にしてやりたいと願ふのであった。……彼の母親は彼の父親の学問の成長を願ふと共にこの小さい者の成長を心から願ふのであった。それ故に母親は以来凡ゆる努力を以て里望を育てはぐくんできた。周囲の者は、その様子をみるにつけ、『あれぢゃ母親がたまらない。』又『あの位苦労すれば五人位の子供が育てられる』と云って同情と幾分の嘲笑とをあげせかけた。しかし、母親はその態度をかへなかった。」

ここには、かつて田中芳子が抱いていたような、あるいは大西伍一が述べるような、国家主義や軍国主義の育児目的などは全く見られない。ただ、小さな子を、「人並み」に、そして「大きな」子どもに育てたいということに非常な努力を傾けつづける母親がいるのである。もちろん、それが非常な、持続する努力になったのは、「彼の父親の学問の成長を願ふ」気持ちも、また彼女自身の研究の達成ということもあつただろうが、後に紹介するように、何よりも「我が子」が丈夫に成長し、優れた才能を示すようになることへの期待が、その中心にあつたからである。波多野の文は次のように続く。

「いまや里望は満四歳四ヶ月、もう数へ年、六つになつてしまった。愉快なこっけいな、そしてエネルギーの満ちあふれた丈夫な子供になつた。会う人毎に『何てお丈夫そうな坊ちゃんでせう』といふ。母親は、

そのためにこの三四年を夢中でくらしただといへ、いまやその努力は十二分に酬いられてゐる。そして、子供を円満に育てたいための、観察や記録は、いまやいくつか厚いノートになって残された。」

波多野の毎日の育児記録がどのようなものであったか、その全体は示されていないが、次の文からおよその姿は推察されるだろう。「この記録では5ヶ月前は大体省くことにする。何故ならこの頃までの彼の記録は、殆んど毎日便通ときげんのよしわるしで埋まってるからである。尤もその内に、光りに対する反応だの、音に対する反応、等についての記録も多少あるが、これらは別の折に取り扱ふことにして、こゝでは大体百五十日以後の記録を見たいと思ふ。それはこの5ヶ月頃から彼はそろそろ人見知りをはじめ、彼の社会的生活の第一歩がはじまったからである。」

生後5ヶ月までの記録は、おそらく前にも紹介してきた育児日記と同様な、平凡なものであったのだろう。「社会的生活の第一歩」の始まる6ヶ月以後になって、おそらく夫である波多野完治の主張ともからんで、彼女の記録は、より意図的なものになっていったのである。だが彼女は、この記録の性質、あるいは彼女の育児への姿勢について、慎重に次のように述べている。

「彼の多くの記録の中に、特に実験的に行つたやうなもの一つもない、これは或る意味からいったら、この記録を不完全ならしめてゐるかも知れないが、これは彼の母親が、子供をスポイルすることをおそれて、わざと実験を行はなかつたものである。」

「実験室的実験」はなかつたかも知れないが、本当に実験的なことを行なつたのか、行なわなかつたのかは、判断が分かれるところである。当人が実験でなかつたといつても、他から見れば実験的に見えることもあり得るからである。しかし、おそらく波多野のした育児は、意図的で積極的な「実践」ではあつても、そこに「実験」の意識はなかつたのであろう。ただ、決して彼女は、育児実践に埋没はしないであつた。客観的、観察的な視線を保持し、記録をとり続けた。いやむしろ、彼女の育児ノートは、客観的、観察的な眼差

しを保持するための装置であつたといえよう。なぜこうした眼差しが確保される必要があつたのか。それは、彼女にとって育児行為は、明確な目的合理性をもつた営為として捉えられるべきであつたからである。

[21] たとえば、いわゆる赤ちゃんことばについて、波多野は当初、初めから大人のことばを教えた方が良いと思つていて、それを実行するつもりでいたが、実際には「普通の子のベビー語を多く採用して」しまう。これについて波多野は次のように説明している。

「ベビー語は第一に子供にいひよく、又わかりよいからである。……子供自身にわかりやすく、いひやすい言葉を持つといふことは、子供の毎日の生活を愉快にし、したがって子供の性格を明るくするのにも役立つだらうし、又大人にとつてもそれによつて、より早く、より正しく子供の心を理解することが出来るやうに思はれたからである。……けれども、これを使用するに際して、これをいままでのやうに猫の代りにニャーニャー犬の代りにワンワンと言はないで、「猫がほらニャーニャーってきましたよ」……といふ様に必ずその本来の名称も一緒につかつてやることにした。」

しかし一歳過ぎには、「鳥は総じてトトといはれてゐたが、鶏と小鳥類とをしきりに区別したがるので、小鳥類をこの頃から、バージュといはせることにした、トリのリがいへないので小鳥はコトイとなるし、又これがいひにくそうなので一層のこと発音しやすい英語を教へてしまつたのである。」といつたことも行なつてゐる。これが一貫しているのかどうか、子ども自身が本当に「区別したが」り、「いひにくそう」だつたのかどうか、考えてみたいところではあるが、今はそれはどうでも良い。いずれにしても彼女の行為は、いちいち合理的でなければならぬのであり、そのためにこそ「記録」が、反省と合理的な計画の保持に欠かせなかつたのである。

三歳半の頃、波多野は「(この頃の)被観察者、里

望を他の一般の子供と比較してみる時、劣っていると
思はれることは「足が弱いことと声帯が弱いことであ
ると考え、それらはいずれも「一人子ではあるし、大
切にされすぎてゐて、いつも誰かが、里望専門につき
そってゐる習慣になっていたため」であると分析す
る。そして彼女は「書生をつけて毎日出来るだけ歩く
練習をさせ」また「出来るだけ大声で唱歌を(書生と
一緒に)歌はせることを日課」とする。両方とも、一
月ほどで「結果は非常に良好」となる。観察-比較-
反省-計画-実施-結果の観察と、少なくともこの書
物のなかでの記述には何の無駄もない。

この頃の記録には、こんなものもある。

「蓄音機をかけてゐる彼に、「蓄音機は生きてゐるだ
らうか?」と問ふと「生キテキナイサ。」「何故」「ダッ
テ、コウヤラナイト(止金を動かさない)ウゴカナ
イモノ」「じゃ自動車はどうだらう?」「ソリヤ、生キ
テルサ」「何故」「ダッテ、ヒトリデ走レルモノ」「じゃ、
里望はどうだらう」「生キテマスヨ」「里望、それじゃ
里望のどこが生きてゐるんだらうね、頭はどうだら
う」自分で頭を動かしてみても「頭ハ生キテナイ」「手
は?」手を動かしてみても「ヤッバリ、生キテナイ」
「じゃ、どこが生きてゐるんだらうね」「足デスヨ、足
ハヒトリデ歩クモノ」これをピアジェの子供と比較し
てみると、興味が深い。」

また、三歳の初めの頃には、一から十三までの数
を、三歳の半ばには片仮名のほとんどを覚え、書くこ
とも8割はできるようになっていたと記されており、
そこに至る過程についても詳細な記録が載せられてい
る。三歳の後半には「片仮名を「子供の字」だとい
つて軽べつして、何といつても成人の様な字を書きた
が。」そして三歳九ヶ月、彼は桃太郎の絵本の日本一
という旗を見て、真似をして書く。「これが彼が最初
に覚えた漢字である。第三五画がそれであるが、これ
以来、彼はしばしばこれを書いて、「ボクモ スコシ
オトナニナツタデセウ」といつてよろこんでゐるの
であった。」という記述も見える。波多野の育児と記
録の姿勢がどのようなものであったかは、ある程度は
これらから推察されるであろう。

[22] 波多野勤子の育児記録について、もうひと
つ指摘しておきたいことがある。この記録は、客観的
記述を目指しているから当然のことなのだが、彼女自
身の感情的な動きは、ほとんど記されていないし、文
章の性質そのものが、即自的に感覺的・感情的である
ことがないことである。前に引いた文にもあるよう
に、自分のことは単に「母親が」とか「彼の母親は」
と記され、喜んだり、悲しんだりするのは「里望」だ
けなのである⁽¹⁰⁾。しかし、おそらく、たった一ヶ所
だけ、他とは非常に異質な文章が見られる。

「リポーはどうしているだらう?どこの親でも持つ、
子供の無事な顔をみるまでの不安で胸を一ぱいにしな
がら、日の暮れかかった道をいそいで歩いてきた母親
に、あ、きこえる、坊やの元気な声。でもこんなに遠
くまできこえる程大はしゃぎをしたのでは、又夜ねつ
きがわるくなりはしないかしら一走るように玄関を
あけた。……「どうしたの?」ときいたが、ま
だ答へられない坊やである。ただ笑つて母にまっは
つてくる。しばらく相手になってゐた、ずっと自分で母
のひざをすべり降りて走り出した。壁のところへ行
つて、おじぎをしては、一人で笑ひこけてゐた。影がは
じめて発見されたのだ、一歳と二ヶ月で。……」

予想もしなかったことがらであつたためか、それ故
よほど印象的だつたのか、この箇所だけに、彼女の気
持ちが直接に表現される文体が用いられている。最後
には、「影の発見」そして恐怖心の発生にと記述は進
んでしまうのだが。

波多野はこの記録の中で、己れを己れから引き離
し、そして己れを我が子からも極力引き離そうとす
る。そうすることによってのみ達成され得ると思われ
たことがあつたからである。それは一方では「一人の
子供に関するくわしい発達の有様」という学問的な成
果である。他方では、これは前者によって覆われてし
まっているのであるが、「我が子」のより良い発達の
達成であるのだ。前者のための方法は、実に合理的
に、そのまま、後者の目標の達成のためになっている
のである。序文で尾高豊作がいった「社会的模範児」

は、こうした育児記録の精神を媒介にして成立したのであるが、この書物の公刊は、波多野自身を新しい時代への「社会的模範母」としても提示しているのである。

ふたつの育児日記

[23] 波多野勤子は、自身も夫とともに研究者であったが、ほぼ同時代に、やはり同様な「知識階級」に属する家庭の二人の母親による、育児日記をもとにした書物があるので、これらについての若干の考察をしておこう。この二人とも、おそらくは波多野の著書も含めて、心理学者による育児指導書や児童心理学の書物を読みながら子育てに向かっていたものと思われるからである。

一人目は飛田しげ子といい、当時、成蹊学園の訓導であった飛田多喜雄の妻である。その著書は「子に学ぶ母の記」として、1941年に、一般向けの書物として主婦之友社から出されている⁽¹¹⁾。

まず夫、飛田多喜雄が42年に出した『国の子の家庭教育』⁽¹²⁾の一部を引いておく。これはかなり強い、国家主義的な育児・教育思想を示しているものだが、今ここでは、そうした意味での思想的な傾向については論ずるつもりはない。むしろ、もっと日常的で具体的な方法について、彼がどのように考えていたかだけを見てみる。

彼はくりかえし、「親の努力と丹精によって(育児の目あては)かなふ」こと、そのためには「身を以て示す」ことだと言う。こうしたことから、彼は家庭教育の主たる担い手である母親に「教育者としての母」の自覚に立つことを求め、そのためには次の6つのことが必要な条件であると述べている。

第一、子供を敬愛する。ただし子供の成長に役立つかどうかを反省して、意識的に愛情を注ぐ。

第二、知性を磨く。育児、心理、衛生、生理、教育、これらの知識が身につけていること。

第三、積極的な努力をすること。躰けに積極的になり、子供の身につくまで、十分に手続きを尽くすこと。

第四、根気のよいこと。そして努力して効果があがらない時は、自らを省みること。

第五、強い実行力。何事も手がたく実行して見せると、子供の意志も強くなる。

第六、健康で明朗であること。時には母は子供の友であり、喜々として共に動けば、子も明朗闊達になる。

これらは、「(こうして)身を以て子に範を示しつつ、無条件に不撓不屈の愛育道に突進すること、それが母たる道であります」という大袈裟なことばで締め括られているが、そうしたことばは内容的には何等の意味もない。むしろ、「子を知る親たれ」と言って、「その子の能力或ひは素質を正しく知るといふことが大切です。」そのためには「科学的な調査=知能検査」をしなさい、「かうした検査は児童研究所とか教育相談所に行くとしてくれます」と述べる部分こそが具体的な指示になっている。妻のしげ子の育児方法はこうした下で形成されていたのだと見るべきであろう。

[24] 飛田しげ子の著書は、1933年生まれの子の長男と37年生まれの子の次男の日記を下地に置いて、それをまとめた発達一覧表やさまざまな育児への反省を加えて作られている。日記はたとえば次のようなものである。

「(九ヶ月頃の日記から) 坊や、今日の夕刻はどうしてあんなに泣いてしまったのでせうね。耳も遠くなるばかりの泣声、でも私は、下唇から血の出るほどぎゅっと唇を噛みしめて、坊やの泣き止むのを心淋しく待っておましたよ。いつでも坊やは眠る前になると泣く。このおっぱいがお口の中へ流れ込まないうちはむづかる。それが悪い癖だと思ふからこそどうか直したいものと、本にもあるやうに放っておけば……気づくと、もうちっともしてみられずに坊やの御機嫌をとってしまふ。……」

そしてこの後に、彼女は「こんなことをよくもしつづけたものと、今なれば呆れはててしまひますが、当時の私としてはなぜ子供が育児の本の通りにあてはまっていてくれないのか」と思っていた、しかし「本の通りにしたいと思ひ込んだのなら、なぜもっと

徹底的に知識を求めて、よい指導者を得るまで努力しなかったのでありませう。」と述べ、さらに「若さゆえにと言ふにはあまりに私自身の性格的な欠点がひしひしと悔いられ、「知らない」といふことの恐ろしさを思はずにはられません。」とも述べている。夫が示した第一から第五までの条件を、こうして彼女は發揮しているのである。

日記の形ではないが、彼女は長男にも次男にも、かなりな早期教育を行っていたことを記している。たとえば次男が生後二歳九ヶ月の時に「早教育をするなら今からできると感じさせられる」と思い、十ヶ月の時から「早教育の具体案を練り、少しく実施する。」として、「絵本による言葉の学習、質問による学習、日用品の名称、カードによる文字の学習……」などを行っており、また満三歳には、おそらく家庭用のものであろうが「メンタルテスト」も行っている。

この飛田しげ子の著書では、育児日記そのものはおそらく相当に改稿されている。だが、この書物全体が、母親の育児記の姿をとることによって、反省や計画、積極的な育児、早教育の可能性などを、具体的に示しているのである。とりわけ、心理学的な知識は、彼女に「早教育をするなら今からできる」と見る眼差しをもたらし、メンタルテストで測定することを教え、性格の形成についての細かな要因について気遣うことを彼女に導入している。この育児記は、彼女のまさに勉強ノートになっているのである。公刊されたこの書物を読む者が何を思い、何を始めるかは、容易に想像がつくだろう。1945年までの僅か数年ではあるが、彼女はこの時代の「国家的模範母」として公の場に留められたのである。しかし、彼女もまた、少なくとも次男の時には、前出の波多野による書物の影響も受けて、こうした意識と行為を形成したのかも知れないのである。

[25] 波多野勤子の書物の読者共同体⁽¹³⁾が、本格的に成立するのは1950年代以降であるが、上に見たように、同時代的にも一定の広がりを持っていると思われる。

波多野の書物が発行されたのと同じ、1936年6月に生まれた子どもが満一歳の時のある母親の育児日記に、次のような記述がある。

「六月四日、波多野勤子というひとの『児童の発達心理』をよむ。面白い。また『子供の取扱い読本』といふのをよみ、今日からは、泣いても断然放っておくことにする。……今日は放っておいたら、朝と午後に大泣きした。……やっぱり可哀想になり抱いてしまった。泣いたせいかよく眠る。目がさめたあとはもうケロリとして御気嫌がいい。」

ここに出てくる『児童の発達心理』は前出の『子供の発達心理』のことであろう。また『子供の取扱い読本』とは、尾高豊作による一連の読本の初めに出た一冊である⁽¹⁴⁾。この母親は、この他にもいくつかの育児書や児童心理学の書物を読んだり、育児関係の雑誌をとったりしていた。言語発達の様子や子どもの質問や思考法、叱ることと褒めること、性格、子どもの嘘、などなど、波多野の書物に出てくることを含めて、実に多くのことを子どもの生活の中に見出している。ただその記述は、前出のものなどに較べると、次に示すもののように、淡々としている。あるいは、ただ子どもの出来事を楽しんでいる、といったふうに取りれるものも多い。

「二月六日、だいぶ前からであるが、欲しいもの、取ってもらいたいもの、食べたいもので、名前のわからないものは、なんでも「ギーギー」という。この「ギーギー」が始まると、こっちは頭をひねって、その場合場合のギーの意味を発見しなければならない。すべてに通用する便利な言葉を、荘ちゃんも発見したものだ。」

「(満二歳の頃) 荘ちゃんが、往来などで転んでも起きずについて、……わざと何時までも転んだままの姿勢で笑っている。……通りがかりの人が、笑いながら見てゆくのが大分御得意らしい。……それを見ていながら、また、荘ちゃんを見ながら、側を通ってゆく大人の人達の表情を見ながら、ふと、大人は、こういう子供の世界を羨んでいるということがはっきり感じられた。ひょいとどうにかした感情の

時、荘ちゃんのやるように、大東京の真中で大の字に転がって、青空を見たり、走る自動車を横目で眺めたりしていたら、どんなに気持ちがのびのびと楽しいことであろうと思う。」

二番目のものは、もちろん童心主義の子どもの見方に過ぎない、と指摘することは容易である。しかし、この母親が、一方では子どもへの期待や育児の不安を抱き、他方では、波多野のような客観的な子どもの見方を持ちながら、専門書に頼り、専門家の指導を直線的に求めては行かない動きを持っているところに興味が惹かれる。

[26] 上に引用した書物は、滝沢文子による「子に生きる母の日記」⁽¹⁵⁾であり、初版は1940年に僅かな部数で出されたが、すぐに絶版になり、そして戦後の1948年に改版が出されているものである。また、その続編が1951年に「幸福な母」という書名で刊行されている⁽¹⁶⁾。これらの書物の編集は、彼女の実兄であり、評論家であった古谷綱武が行っており、また夫は、当時、新協劇団にあった俳優、滝沢修である。彼女は結婚する前に、家族で欧米に三度、渡ったことがあるようである。

これらの背景もあったのであろうか、初めの引用に示したように、一方では育児書などを読んで「今日から断然そうする」といった決心をしながら、他方では、ことがらや方法を吟味する「私」の眼差しがこの日記には頻繁に登場する。

「『子供の取扱い読本』などを読んでも、やたらと叱ることは考えものだという気がする。私は、つまらないことにいちいち叱言をいわない主義だ。……私もこの子供の躰け方には割に賛成だ。……親が疲れすぎることもいけないと思う。叱らなくてもいいことを、自分の疲れのために疍に障って叱ることも、とでもあるから。」(一歳七ヶ月頃)

「婦人之友の幼児展覧会⁽¹⁷⁾を見にゆく。大して得るところがなかった。よいと知っていながら、なかなか実行できないでいることが示されているだけ。しかし、ねかせる時に枕をするしないについて疑問を持っ

ていたが、やはりしない方がいいらしいので、断然止すことに決める。」(昭和十三年七月二十八日)

「『ウンコタレ』などと近くの子供同志で喧嘩していていると、荘ちゃんも一緒になって『ウンコタレ』なんていつている。こんな言葉を覚えてゆくのはいやだが、仕方あるまい。」(八月六日)

「何と荘一は町の子に育ってきたのだらう。大人になるまでやきいも知らなかったり、二十四の齢になるまで、お風呂屋を知らなかったりした私との、何と差のあることであらうか。……私はそれもいいと思っている。どのような環境のなかでも、自分で自分を守り生かしてゆけるような人間になってもらいさえすれば、私は満足なのだから。私の荘一は、今のところ、私の理想通りに成長していつている。」(十二月七日)

滝沢文子の育児日記には、これまでのものと同様な性格のところもちろん多くあるのだが、同時に、子どもに向かう自分を、もう一度、子どもから引き離して見つめる眼差しを確保し、表現する場にもなっている。これには、戦時下の状況と、彼女と夫が置かれた社会的な立場との軋轢で不自由になっている自分を、育児日記という場で回復しようという意味もあったのかも知れない。ただ、いづれにしても彼女は、専門家でありかつ母であった波多野勤子の書物や、他の専門家による育児指導書などを読みながらも、それにただ従うシロウトの母親にはならなかったことは確かである。そうした位置を作りだすのに、彼女の周辺の思想的な雰囲気も後押ししたであらうが、育児と育児日記の場の交叉の中から、また彼女と子どもの交叉の中から彼女自身が作りだしていったものが、その中心にあるように思える。だから、戦後になってからではあるが、彼女は次のような文を表わすことができたのだらう。

「女らしさという言葉がもつ意味は、日本においてはほとんど無限といってもよいほどの拘束を女にあたえているのである。……愛する自分の家族のために、身を粉にして働くことは、決していやな気持ちばかりでない。時として、こういう縁の下の方力もちである

ことに、言い知れぬ喜びと誇りさえ感じることもある。しかし、こんなふうではいけないと私は強く思う。」

「自分自身の精神の面では、これからはつとめて自分をはげまして、良人や子供たちのための犠牲と献身の上に自分の生活をうちたてまいということであった。……私がこのようなことを考えるようになった原因は実にたくさんある。ごく簡単にいえば、どんな意味でも良人と対等によるこび、かなしみ、語りあえる妻、またたえず成長してゆく子供たちにひと足もおくれることのない聡明な母でありたいとねがったからだった。……日本の主婦たちのみじめな老年の半分の罪は日本の女自身にあるような気がしてならない。」(1951年「幸福な母」より引用)

滝沢文子がこのように書いていた頃に、波多野勤子の書物のヴァリエーションはつぎつぎと出されており、戦後の「新しい」時代の「社会的模範」として受け取られていった。そして、本当の意味での新しい育児記が書かれるまでには、まだこの後、四半世紀もかかるのである。

註

- (1) 前回の小論の誤りを訂正しておく。「親こころ子こころ」の著者田中芳子を、「今日の東芝電気の創始者田中久重の息子、不二の妻」としたが、これは誤りであって、正しくは「今日の東芝電気の前身、田中製造所の技師長田中林太郎の娘」とすべきであった。なお不二はその夫であり、田中家の養子になっている。(今津健治「からくり儀右衛門」ダイヤモンド社、1992年の家系図による。)よって[3]にある「義父母」は「父母」に訂正しておく。
- (2) 久保良英、昭和3年(1928)『愛児良毅の教養』中文館書店。なお、この書名にある「教養」とは、教え養う、つまり教育と養育の意味である。
- (3) 上野他七郎編、大正7年(1918)『さゆりの露』私家版
- (4) 高岸音治郎編、昭和7年(1932)『保、美』私家版。
- (5) 久保はこの後に、「丁度この頃に三男の良毅は腹に宿ったやうである。良毅の陰性は実にその当時の両親の寂しい心持を受けついたのであるまいか。」と述べている。近代的心理学の理論や方法論を学んだ久保が、我が子についてはこうした俗論を受け入れていたことに注目しておきたい。
- (6) 大西伍一、昭和18年(1943)『子に詫がる』翼賛図書刊行会
- (7) 山下俊郎、昭和13年(1938)『幼児心理学』巖松堂書店
- (8) 波多野勤子、昭和11年(1936)『子供の発達心理』刀江書院
- (9) 波多野勤子、昭和23年(1948)『わが子の成長と躰け』真光社
- (10) 「里望」という実名については、1950年以後に出された『少年期』『幼年期』では仮名になり、「赤ちゃんの心理」「幼児の心理」はもはや育児記録の形をとっていないので、固有名詞はない。
- (11) 飛田しげ子、昭和16年(1941)『子に学ぶ母の記、誕生から学齢までの新育児法』主婦之友社
- (12) 飛田多喜雄、昭和17年(1942)『国の子の家庭教育』新潮社。なお彼は敗戦直後の47年には『幼児の言語教育』(巖松堂)を出しており、これも妻しげ子の育児に大きな影響を持っていたと思われる。
- (13) 読者共同体という用語はChartier, R.の用語を念頭に置いてはいるが、正確にはもう少し広い意味で考えている。今回の小論では十分に論議する余裕はないが、今後の論の展開可能性として示しておきたいと思う。
- (14) 尾高豊作編、昭和10年(1935)『子供の取扱読本』刀江書院。なお、昭和11年(1936)には姉妹編として『子供の指導読本』『子供の愛育読本』が出され、これらは、戦後の昭和23、24年(1948、49)にほぼもとの形で復刊さ

- れている。波多野の著書とともに、戦後にまで連続性を持ったものの一つである。
- (15) 滝沢文子、昭和23年(1948)『子に生きる母の日記』真光社。この出版社は(9)の波多野勤子の書物を同年に出版している。
- (16) 滝沢文子、昭和26年(1951)『幸福な母、三人の子とともに』乾元社
- (17) 1938年(昭和13年)に目白の自由学園で開かれた幼児生活展覧会のこと。

自己教育力とカウンセリング (Ⅳ)

中島 浩籌 (YMCAフリースクール)

I 承前

臨時教育審議会が「第3の教育改革」として生涯学習体系への移行を打ち出してから、単位制高校の創設、観点別評価など様々な「改革」がなされ、議論もまきおこっている。学校へのカウンセリング導入もまたそういったことの一つであろう。

3回にわたって論じてきた本論文のねらいは、カウンセリング導入が生涯学習体系への移行とどのような関係をもっているかを明らかにしようというものである。臨時教育審議会は、生涯学習体系における初等中等教育の果たすべき役割として自己教育力の育成をあげている。その自己教育力とは何であり、それとカウンセリング導入はどのような関係にあるのか、また、その二つの組み合わせはどのような問題を引き起こしていくのか、どのような変化を教育にもたらすのか、こういった点について明らかにするのが本論文の目的である。

「自己教育力とカウンセリング (Ⅰ)」(『社会臨床雑誌』第1巻第1号)では、学校カウンセリングと管理の問題について論じてみた。

一部の教員には、カウンセリング的な視点が広まっていけば管理教育は一掃されていくのではないかという期待がある。しかし、カウンセリングもまた生徒管理の技術である。生徒が提起する様々な問題を生徒の“内面”“心”“自己”といった問題へとすりかえていく技術であり、生徒を学校へと適応させる技術である。したがって、カウンセリングの導入は管理教育を一掃するどころか、新たにソフトな管理技術を導入することになり、その結果、学校の中の管理を強めることになってしまうだろう。

「自己教育力とカウンセリング (Ⅱ)」(『社会臨床雑誌』第1巻第2号)では、自己教育力の育成とカウンセリングの導入はどのように結びついているか検討し、カウンセリングマインドの浸透によって学校の中にひろまるはずである共感的コミュニケーション・相互信頼的コミュニケーションとは何であり、どんな問題をはらんでいるのか、考えてみた。

「自己教育力とカウンセリング (Ⅲ)」(『社会臨床雑誌』第1巻第3号)では、自己教育の育成とカウンセリングの導入の組み合わせはどのような教育の変化をもたらすのかという点について考えてみた。

自己教育力の育成という施策は従来の知識注入型教育をあらためようという視点をもっている。これはどういうことなのか、問題と答えという言葉を使って検討してみたつもりである。

従来の注入型授業では、生徒が問題を発見したり、解決方法を導きだそうとする試行錯誤の過程は重視されない。答えを導き出す方法や、正しい答えを教えることが肝心なのである。しかし、自己教育力を育てるためには、問題の発見や試行錯誤の過程が大事となる。

教育相談が重視する受容・共感という態度においても同様なことが言えるだろう。生徒がかかえているさまざまな問題に教師が答えを導きだしたり、押しついたりはしない。生徒の問題をそのまま受けとめようとするのである。

しかし、どんな問題でも受け入れられるというわけではない。学校システムそのものを問うような危険な問題は遠ざけられてしまう。それとなく“心”“内面”といった問題に入れ替えられてしまうのだ。

そこで起こっていることは、問題のコントロールで

ある。自己教育力を育てる教育においては答えの押しつけは避けられるのかもしれない。しかし、生徒が考えるべき問題はきちんと管理されていく。問題のレベルでのコントロールが行われていくのである。そういったことを前回は論じてきた。

では、なぜこういうことがおこっていくのだろうか。また問題のコントロールとはどういうことなのか。今回はこういった点について考えてみたいと思う。

II なぜ問題解決能力の育成がさげられるのか

なぜ関心が解答ではなく問題の方に向きはじめているのだろうか。なぜ、解答を簡単に与えるような教育ではなく、問題に創造的に取り組み、解決方法を主体的に探らせていくような教育が求められているのだろうか。こういったことを要請する社会的背景をまず考えていきたい。

「問題解決」への関心はブームとなっているらしい。問題解決の方法について書いた本はよく売れ、問題解決法をテーマにした社員研修は頻繁に行われているという⁽¹⁾。このことは、どうやって解決していいかわからない様々な問題に直面して悩んでいる社員が多いということのあらわれであろう。また企業側も、既知の問題をマニュアル通りに処理していくような人よりも、複雑で困難な未知の問題を「主体的に」解決していくような「問題解決能力」の高い人を求めはじめてきているということでもある。

「今の大学生は言われたことはやるが、それ以外のことはできない」とか「東大生もマニュアル人間でしかない。もっと主体的・創造的な人間を育てる教育をしなければ」といった発言が企業家の中から聞こえるようになって久しい。こういった発言の中にかいま見られるのは、ものごとに創造的主体的にあたっていくトップエリートが求められはじめているという社会状況の変化である。

では、どうしてマニュアル人間ではなく、創造的問

題解決能力をもったエリートが求められるようになったのだろうか。

経済史研究家で社会学者でもある山之内靖は、あるシンポジウムで、「絶えず学習し、問題解決に迫る。そういう能力をもった人間が現代社会におけるエリートの位置につく」⁽²⁾と指摘している。

非常に複雑化し、激しく変化する現代社会では、人々は今まで経験したことのない問題に直面することが多くなる。会社などの組織は、変化しつつある状況、変動する市場に適合するため会社の組織形態そのものを大きく変化させることも多くなった。売れなくなった製品をあきらめ、まったく違う商品の開発・販売に取り組む、そのために会社システムを大きく再編成する。そういったことはめずらしいことではない。

そんな中で、職場も個人も今までに経験したことのない事態の中で行動することが多くなってきているのである。そこでは、できあがったマニュアルにそって行動すればよいということにはならない。直面している問題に主体的に取り組み、解決していかなければならない。そういった人間が求められだしているのだ。

山之内は次のように言う。「つまり、事態が変化し、何か変なことが起こったときに、図書館に行ったり、世界中の情報を集めたりして調べる。そしてどういふふうに対処したらいいかという方法を探る。つまり「学習する態度そのものを学習する」。そういう生き方を身につけた人間を形成し、存続させないことには、現代のシステム社会は成り立たないのだ、というわけです。」⁽³⁾

複雑化し激しく変化する社会にあっては、学習態度を身につけてものごとに主体的に取り組む、高い問題解決能力をもった人間が求められている。そういう人が多くいない限り、組織は変化し複雑化する社会に対応できないのだ。変化する社会のニーズに合わせて新しい商品を開発し販売方法を模索するだけでなく、会社のシステムも変化させ再生させていかなければならない。そういった困難な問題を解決しうる力をもったリーダーが多くいない限り会社は存続していけない。そういう時代なのだ。そこで、高い「問題解決能力」

をもった人間、「学習する態度」を身につけた人間の育成が急務となってきているのである。

生涯学習システムは、そのような要請にそうものである。生涯学習は、絶えず発展する科学技術の吸収と激しく変化する社会に対応できる個人の育成という要請に応じて生まれたといってもいいだろう。

1965年にユネスコでの生涯教育提案をまとめたラングランは、すでにこの二つの社会的要請に応える必要性を唱えていた。1990年代の半ばに入った現在は、その要請はますます高まっているといえるだろう。そういった要請に応えるためにも、生涯教育を整備し、問題に創造的に取り組ませ、解決方法を主体的に探らせていくような教育を作っていこうと文部省は模索しているのである。

当然のことではあるが、問題解決に主体的に取り組ませる教育が求められる理由として、教育制度内で起こっている事態もあげておかなければならない。

「校内暴力」「いじめ」「不登校」と続く学校内の出来事は、従来の注入型授業と管理教育がいかに生徒に嫌われているかを明らかにしてきた。この点については既に多くの人々が指摘し論じてきていることであるし詳述は避けようと思う。ただ、文部省もまた注入型授業・管理教育の限界は認めており、問題解決型授業を推奨しはじめているということをつけ加えておきたい。

いずれにせよ、教育制度内の事態と社会の要請に答え、「問題解決能力」を高め、「学ぶ態度」を身につけた人間を育てるために、問題を発見し、問題解決に主体的に取り組ませる教育が行われようとしているのである。

Ⅲ 問題のコントロール

「問題解決能力」を育てる教育は解答よりも問題に、そして解決への努力に関心を向けていくのだが、そこで起こることはどのようなことなのだろうか。

(1) 社会からの要請

前回（『社会臨床雑誌』第1巻3号）に見たように、問題解決学習の中で生徒による問題の発見が重視され、生徒が自ら問題を立てていく過程が評価されるとしても、生徒が立てた問題全てが教師によって受け入れられるというわけではない。

生徒が取り組むべき問題・課題はやはり教師によって、あるいは社会の要請によって与えられるのである。

1992年に出了れた生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は、生涯学習の中で取り上げる課題について次のように述べている。

急激な変化を逃げつつある我々の社会において活力ある社会を築いていくためには、「生涯学習の中で、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培い、課題解決に取り組む主体的な態度を養っていくことが大切である」⁽⁴⁾。

では、その現代的な課題はどのような基準で選択していけばいいのか。答申は言う。

「多様な現代的課題の中から、学習課題とするものを選択するに当たっては、それが心豊かな人間の形成に資すること（豊かな人間性）を基本としつつ、特に、その課題が社会的観点から見てどれだけの広がりを持っているか（社会性・公共性）、どれだけその学習が時代の要請に即応しているか、緊急・必要であるか（現代性・緊急性）などの観点から行われることが重要である」⁽⁵⁾

豊かな人間性、社会性・公共性、現代性・緊急性という三つの基準で選択される課題・問題とはどのようなものだろうか。

答申は、例として生命、健康、人権、豊かな人間性といった抽象的なものから、高齢化社会、まちづくり、科学技術、情報の活用、知的所有権、国際貢献・開発援助といったかなり具体性をおびたテーマまでさまざまな問題を挙げている。

このように、生涯学習の中で主体的に取り組むべき

問題はまったく自由に生徒が選んでくるものではない。社会性・公共性、現代性・緊急性といった視点で教師が選択するものであり、そこには社会の要請が強く働いているのである。

(2) 解決困難な問題から解決可能な問題へ

「問題解決能力」を育てる教育においてももう一つ起こっていることは、容易に解決できない問題を解決可能な問題へと切り替えるという作用である。

問題解決学習の中で良い問題と評価されるものはどんなものか。前回でも詳しくみたように、「新しい学力観と問題解決」という本の中で、算数教育の研究者矢部敏昭は良い問題の条件として以下の点を挙げている。

まず、学習者が問題の解決を欲していること、次に、問題の解決に既習事項を生かすこと、多様な解決アプローチがあること、そして問題を解決したことが他の問題解決へと応用していけること、といった点である⁽⁶⁾。

これらの点が含んでいることは、生徒にとっての必要性と共に、問題解決が次の問題解決へとつながっていくという連続性である。良い問題は、既に身につけた解決方法を利用して新たな問題を解決し、その解決方法がさらに次の問題へと発展・応用していけるという連続性である。この連続性は解決能力を高めていくためには必要不可欠だと言うのである。

要するに、良い問題とは解決の道筋がみえるものだ。他の問題の応用へと続く道筋がみえるものである。どうやって解いてよいか分からない解決困難な問題は生徒を混乱させるだけだ。次につながることもなく、解決力もつかない。まったく良くない問題である。解くことができないような事態に陥ってしまうのは問題の立て方が悪いのである。その場合は解決の道筋がみえるように問題を組み替え、良い問題の中で考えていくように指導しなければならない、というわけである。

こういった指摘はよく言われることであるし、当たり前のことのようにも思われる。しかし、そう言って

しまってよいのであろうか。

学校の授業の中で数学の考え方や社会のしくみを学んだりする時はそれでよいかもしれない。しかし、私たちが社会の中で出合う問題はそうはいかない。解決が難しいものであっても考えなければならない問題は沢山あるのだ。「学校の中で生活していくことにどのような意味があるのだろうか」とか、「現在のような大学で学問するとはどういうことなのか」「大学へ進学することにどんな意味があるのか」といった問題は簡単に解決できる問題ではない⁽⁷⁾。だからといって「これは問題の立て方が悪い」とか「そんなことぐだぐだ考えたって答えはでない。そんなことにこだわったって仕方がないよ」と切り捨てられるものではない。

しかし、「解決能力」を高めるための教育でまずやることは、こういった解決困難な問いを解決可能な問いへと組み替えることである。

複雑すぎる問題は整理・分解し単純化しなければならない。いくつか条件をつけて問題を限定していかななければならない。つまり「教師になろうとする場合には」とか「写真家になりたい場合は」といった条件をつけ、「大学に行く意味は？」と考える。そういうふうに様々な条件をつけ、問題を分解し、分類し、それぞれの場合に分けて解決を模索する。こうすれば解決は可能となるのだ。そこで、どれかの条件を選択して、その場合どうなるかについて調査し資料を集めていく。そして答えを導きだす。こういったように解決可能な問いへと切り替えていくプロセスを学んでいくことが「解決能力」を高めていくことなのだ。

また解決困難な問題を全く違う解決可能な問題へとすり替えてしまうこともある。カウンセリングの過程においてみられるように、学校・教師についての疑問を生徒の“心”“自己”といった問題へとすりかえてしまうこともその一つであらう⁽⁸⁾。

こういった幾つかのやりかたで解決困難な問題を解決可能な「良い」問題の立て方へと切り替えていく、それが解決能力を身につけていくためにまず学習していかなければならないというのである。

このような解決可能な問題への切り替えは単に教育制度の中だけでなく他の社会システムでも共通して存在する。システムを混乱させるような複雑な問題に直面した時、システムを維持するためにまずすることは、その問題を解決可能な問題へと切り替え、それに対処することである。問題を解決可能にすることが課題処理の第一歩なのだ。とくに複雑化し絶えず変化する現代社会にあってはそれが要求されており、その要請が教育へと向かってきているのだ。

こういったシステムの論理を分析してきたドイツの社会学者N・ルーマンは、複雑な問題を解決可能な問題に切り替えたとしてもその複雑な問題は残っていくと指摘する。

「第1に、解決できない問題をできる限り等価で解決可能な問題へと変換しようとするなら、代償を払わざるをえなくなる。すなわち、先に述べたように、「・・・であるかぎり」という抽象的観点をひきうけねばならないのだ。この観点が部分的で前提つきのものであり、他でもありうるのだということが明らかになってくる」。このような抽象化などの作用のゆえに「決定過程は根源的なプロブレマティーク（問題設定）から離れてゆく。問題を解決しようとするればそうならざるをえないのだ」⁽⁹⁾

「大学へいく意味は？」といった問題は、「・・・の場合は」といった条件による限定で（ルーマンの言葉を使えば「抽象化」によって）解決可能になるかもしれない。しかし「大学とは？」といった問題はそのまま解決されずに残っていく。むしろそういった条件をつけることにより最初の問題意識からは離れていくことになりかねないのである。

以上みたように、「解決能力」を育てようとする教育においては、解決困難な問題は解決可能な問題へと切り替えられていく。しかし、最初の問題は未解決のまま残っていくのである。

(3) 危険な問題をコントロール可能な問題へ

解決困難な問題を解決可能な問題へと切りかえるプロセスではどのようなこと起きているのだろうか。

フランスの哲学者ジル・ドゥルーズは、問い・問題と質問とを区別し、「差異と反復」の中で、次のように説明している。「質問は、それ自身、答えとして役立つ、あるいは役立つべき、先行的に存在すると仮定されたひとつの命題の、中性化された分身なのである。発言者は、彼が出したがっている答えに合わせて質問をつくるということに、彼の全技術を投入する」⁽¹⁰⁾

質問は導き出したい答え（ドゥルーズのいう命題はここでは答えと考えてよい）を予想してなされるものである。まず答えを設定し、それが引き出されるように質問を用意する。学校の授業で教師が生徒になす質問はまさにそれである。あらかじめ正解を考えておき、そこへと生徒の思考を導いていくために質問を配置する。こういった質問は答え優先の問いである、といえるだろう。答え、解決方法が先にある、それにあわせて質問がつけられるのだ。

それに対し、問うという行為は解答を先行させたものではない、とドゥルーズは言う。授業の場と違って、私たちが現実の生活の中で出会う問題は解答が用意されているものばかりとはいえない。苦しみながらも自分で答えをひねりださなければならない問題が多いのである。

ことに、私たちが前提としてしまっていること、常識としてしまっているものを問うような問題には答えも解決方法も用意されていない。正しいと思われること、常識とされていることを疑う以上、利用できる解決方法などないし、どこから解き方を学習してこることもできない。私たちが考え合いながら問題に立ち向かっていく以外ないのである。

こういった分けをもとに考えてみると、解決困難な問題を解決可能な問題に切り替えるということは、問うという行為を質問的な行為に切り替えてしまうことを意味する。

私たちが日常生活の中で当然のことと受け入れていることを問うという行為は、危険な力をはらんでいる。そのことが私たちの立つ基盤をゆるがしかねないからである。これに対し、常識にのっとりて解答を導

きだせる問題、すでに熟知している解決方法を応用して対応していける問題はそのような力は持たない。安心してことに当たれるし、先の見通しも立てやすいのである。そうしてみると、既成の秩序・常識を疑う問題を既知の解決方法を利用して解決しようとする問題・質問へと切り替えることは、秩序・常識を疑おうとする問う行為がもつ力を鎮めてしまうことになりかねないのである。問うという行為のもつ力を窒息させることになるのだ。

前号でも指摘したように、「校内暴力」や「不登校」問題の中で提起されてきた「なぜ学校に行かなければならないのか」「学校生活にはどのような意味があるのか」といった問いは既成の秩序・常識を問うものであった。それだけ危険な力をはらんだものでもある。

こういった問題への対策として導入されつつある学校カウンセリング、生涯学習の中に位置づけられたカウンセリング的教育は、このような危険な力をもった問題を他の既知の問題へと切り替える作用をそれとなく実行する。生徒の主体性を重んじるこの教育の中で、既に検討してきたように、学校秩序そのものを問うような危険な問題は「自己」「内面」といったよりおとなしい既知の問題へと切り替えられコントロールされていこうとしているのである⁽¹¹⁾。

Ⅲ 問う行為の解放

私は『社会臨床雑誌』において4回にわたって、『臨床心理学研究』に掲載されたものを含めると計8回にわたって学校カウンセリングの問題を考えてきた⁽¹²⁾。そこで明らかにしてきたことは以下のような点である。

学校カウンセリング、カウンセリング的教育の中で強調される受容・共感といった態度は生徒のかかえる問題をそのまま受けとめてくれるように思われる。しかし、受容的言語行為の繰り返しの中で、生徒が提起していた問題は別の問題へと切り替えられていく。最後は生徒の“内面”“心”“自己”といった問題へと関心を向けられていくのである。その意味で、カウンセ

リングとは問題をすりかえる技術である。

勿論、カウンセラー・教師が意図的に問題をすり替えていると言おうとしているのではない。カウンセラー・教師の意図がどうであれ、カウンセリング的言語行為は生徒の感情・内面を問題にしていこうという戦略を持っているのである。生徒の感情に共感し、生徒が感じていることをそのまま受け入れていこうとする態度・言語行為は、結局は生徒の“感情”だけに焦点を合わせていくことになるのだ。

当初の生徒の問いかけには、学校や教師のあり方、家族、社会のあり方、さらには生き方といった私たちが当然のこととして前提としてしまっていることへの疑問が含まれていることが多い。問題のすりかえは、そういった問いかけを未解決のままに放置していくことにつながっていくだろう。

生涯学習体系の中でカウンセリング・マインドが広がり、全ての生徒を対象とする教育相談が行きわたっていく時、カウンセリングのもつ問題点も教育システムの中に広がっていくことになる。

そこで行われる教育、自己教育力をそだてる教育においては、正しい答えを生徒に押しつけるような注入型の授業は避けられていく。そして生徒が「主体的」に、自ら問題を立て、それに取り組んでいくことを重視しているように見える。

しかし、それは「問題解決能力」を育てるためのものであり、生徒の問題はその目的にそって教師によって配置し直されていくのである。そこで起こることは、生徒が立てた様々な問題を既存の解決可能な問題パターンへと切り替えていくことであり、既成の問題解決方法によって答えられるものへと組み替えてしまう過程である。その過程において、問う行為がもつ力は鎮められ、窒息されてしまう。

問う行為を既知の問題パターンや既存の解決方法のつながりから解放していかなければならない。問う行為がもつ力を窒息させてはならないのだ。生徒の問う行為をカウンセリング的教育の中でのすり替えから解放し、提起された問題をそのまま受けとめていかなければならない。そして、その問いは私が生きている場

の問題とどうつながっているのか、提起された問題が意味するものは何なのか、と互いに考えていくことこそが肝要なことなのではないだろうか。

(了)

<注>

- (1) 『問題解決の心理学』安西祐一郎著 中公新書 P 3
- (2) 『レギュレーション・パラダイム』海老塚明・小倉利丸編 青弓社 山之内靖レポート「社会派の系譜とレギュレーション理論」 P 228
- (3) 同上 P 227
- (4) 『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』生涯学習審議会 1992 年答申 P 26
- (5) 同上 P 27
- (6) 『新しい学力観と問題解決』矢部敏明著 明治図書 P 26 参照
- (7) 『社会臨床雑誌』第1巻第3号 拙文参照
- (8) 『社会臨床雑誌』第1巻第1号 拙文参照
- (9) 『目的概念とシステム合理性』ニクラス・ルーマン著 勁草書房 P 245~246
- (10) 『差異と反復』ジル・ドゥルーズ著 河出書房新社 P 243
- (11) 『社会臨床雑誌』第1巻第1号 第1巻第3号 拙文参照
- (12) 『臨床心理学研究』Vol27No1 Vol27No3 Vol28No2 Vol29No1 拙文参照

母子関係論の素顔 (その2) 「おかえりなさい言説」について—統一

小沢 牧子 (和光大学)

0. 承前

「子どもが学校から帰ってきたとき、おかえりなさいと迎えてやらなければいけない」(おかえりなさい言説と名づける) という強迫観念が、学童をもつ母親たちを支配してきた。この言説は、「3才までは母の手で」や「幼児期の育て方で人の一生が決まる」という言い方とともに、とくに仕事をもつ母親たちに、不安や迷い、さらには罪悪感を与え続けてきたものである。

世の中に流布されるこの種の言説の背景には、時代のなかの母子政策とそれを支える専門家の意図がある。また母子政策は、その時代の女性・教育・労働など、他の政策と連動している。「おかえりなさい言説」は、働く母親たちを政・財界の人々が望むようなありかたに当てはめておくために、“有効”な作用をもたらしてきた。その結果国家は、安い労働力と、育児の全責任をひきうける家庭と、その両者を思いどおりに手に入れることができた。母親たちは、この安上がり政策に二重に“寄与”してきたのである。

前稿では、主として1960年代の複合的な諸政策を分析しながら、この言説が社会に浸透してゆく構図について明らかにしようとした⁽¹⁾。本稿では、1970年代以降に重点を置いて、その後の展開を追うこととする。

前稿における項目は、以下の通りである。

1. なぜ「おかえりなさい言説」か
2. 「女・子ども」も労働力であった
3. 「カギっ子」という言葉の登場とその背景
4. 高度経済成長期と母子政策

5. マスコミにおける専門家発言—1960年代の朝日新聞記事を中心に

6. 男性学者による固定的母親観

7. 子ども自身への問いかけから

1. 「主婦の友」にみる働く母親像

女性向け雑誌は、他種の雑誌に比してその時代の女性たちの意識のありようをより強く反映していると同時に、意識を先導する役割をも持っている。すなわち女性の価値観の形成に向けて、暗黙のうちに影響を与えていく機能を含んでいるのである。したがって、母親向け・主婦向けの雑誌を見てゆくことによって、その時代の母親たちの迷いや問題点のありかをとらえることができると同時に、記事を作る女性たちの意識の方向性を知ることができる。この種の雑誌は、一般商業新聞と比べると、その時点での女性の感覚や意識に対してより敏感で、時代の方向性を先取りしている場合が少なくないからである。

ここでは、働く母親たちの子どもに対する迷い、特に「おかえりなさい言説」に関係を持つ女性向け記事を中心に見てゆく。

対象とするものは、「主婦の友」の1950年代以降1980年代までである。

前稿で述べたように、「高度成長」は自営業所帯、特に農家所帯を急速に解体して、被雇用者所帯＝核家族を激増させていったが、1950年代は、その始まりであった。働く「主婦」が増えてゆく。この時代の「主婦の友」において、働く女性に関してもっとも多くみられるタイトル、つまり象徴的なことばは、「共稼ぎ」である⁽²⁾。

- ・若い夫婦はこんな工夫と努力をしている — 共稼ぎ新家庭の生活設計 ' 53年1月号
- ・共稼ぎ新家庭の家計の実態 ' 54年8月号
- ・共稼ぎ若奥様のお小遣い白書 ' 55年7月号
- ・共稼ぎ夫婦のお弁当拝見 ' 55年7月号
- ・共稼ぎ一年生の生活報告 ' 56年4月号
- ・共稼ぎの幸福 ' 56年11月号
- ・共稼ぎ生活の明暗 ' 57年10月号
- ・家庭でできる共稼ぎのヒント ' 58年7月号

このように、この時代「働く主婦」の代名詞が「共稼ぎ」に代表されていたことが伺える。もちろんそれがすべてではなく、「働く若奥さま」の甘辛対談('55・2)や、「職を求めるお母さん」たち('56・2)の表現もみられる。

しかし注目すべきことは、この時期の記事には、「子どもをどうするのか」という主題が非常に少ないことである。わずかに'55年3月号に「幼児を抱えて働く婦人の実態」⁽³⁾があるのみであり、まして学校から帰ってきた子ども云々についての「おかえりなさい言説」がらみのテーマは見当たらない。「共稼ぎ」といえば、子どもを持たない夫婦か、または祖父母同居前提の働きかたのように見えてくる。働きながら子どもをどうするか、また母親が子どもを“預けて”働くこと自体が子どもに悪影響があるのか、という類の記事が増えてくるのは、もうすこしあとのことである。

1960年代

'60年代になると、「共稼ぎ」はややすたれて、代わりに“働くママ”という表現が登場する。夫と妻が共に働くというところへ、子どもが加わって、子どもの問題が表面化してきたという形である。

- ・働くママは幼児をどうしたらよいか ' 62年11月号
- ・働くお母さんは子どもをどうしているか ' 64年8月号
- ・私は働きに出る若いママ ' 65年4月号
- ・ママの就職 ' 65年5月号

- ・外で働くママの家庭教育 ' 65年12月号
- ・働くママの育児の苦心 ' 69年5月号

さらに本稿との関連で重要なことは「カギっ子」という言葉の登場である。前稿で、働く母親の激増と留守番をする子どもの問題が大きなテーマとなり、それが「カギっ子」という言葉に託されたのは1963年であることを指摘したが、そのことは「主婦の友」にも反映されているのを見ることができる。この言葉の同誌への登場は、1964年であることからわかる。

- ・カギっ子をどう守ったらよいか ' 64年11月号
- ・共働きの問題点を考える — カギっ子と働く母の実態 ' 70年5月号

1960年代について補足的に指摘しておきたいことは、この時期、学校選び・入学試験・早期教育・知能テスト・学習塾・能力開発などの記事が目に見えて増えてくることである。「入試準備と母親」('61・2)「早期才能教育」('61・8)「子どもの学校選び」('61・12)「子どもの頭は3才までによくなる」('62・9)「中学から大学まで学校を選ぶ八つのカギ」('64・10)「入学一か月前の知能テスト」('67・3)「優良児をつくる五育児法」('68・1)「一生の基礎をつくる3才までのしつけ — 人間は3才までにつくられる」('68・11)「お母さんにできる幼児の能力開発」('71・4)「3才までにこれだけを！」('72・1)…。この種のテーマは、'50年代にはほとんど見られない。

“子どもの育ちは母親次第”という、現在まで強く親たちを支配しつつけている流れが始まっている。知能テストのブームは、当時の朝日新聞にも報じられており、「知能テストが大はやりですが…」という見出しの家庭面の記事('63年)には、「…最近の幼児雑誌の巻末には、必ずといっていいほど、知能テストの項目がついています。東京・愛育研究所へ、テストを受けたいと申し込む希望者は、年々多くなり、(中略)最近は満5か月でというのものもあるほど。いささかオーバーなテストブームですが…」とある⁽⁴⁾。子ど

もの能力育成競争のムードが専門家たちがらみで作られ、母親たちがそこに巻き込まれ、あるいは積極的に乗っていく層も出現するなかで、働く母親たちの迷いが深くなってゆく時期であったといえるだろう。

1970～80年代

本稿のテーマである働く母親と子どもの「心理的な」問題が『主婦の友』誌上で本格的な論議となってゆくのは、1970年以降であろう。「子どもをどうするか」という問題を越えて、「子どもを預けて働くのは、子どもに悪い影響があるか」というテーマが主題となるのである。これこそ本稿の「おかえりなさい言説」と結びついているものであり、男性専門家たちを中心とする「働く母、強い母は、子どもの非行の原因」⁽⁵⁾のような、「母よ家庭へ帰れ、(または母よ、ほどほどに働け)」の声が強められることと相まっての論議であろう。

・働くお母さんは子どものためにならないか

’72年4月号

・子どもを預けてがんばる共働きママ10人の悩み

’73年6月号

・共働き育児の問題点—私はこうしているこう考える

’74年1月号

これらの記事は、方向性として、働く母親を支持し応援しようとする姿勢で作られている。「…社会全体として、働きたい人が働きつづけられるような、女性が自分自身の生き方を選べるような条件を作っていかなくは…そうする以外に根本的な解決はない」「せいいっぱい生きることが最良の育児」などの、編集サイドの文字が加えられている。

このようにひとつの新しい流れ—働き続けることは当たり前—がはっきり作られると、続いてそこに対抗する流れ—反動作用—が生まれるのが常である。たとえば「私は専業主婦でいつづけたい—脱主婦が叫ばれているけれど」(’79年6月)のようなものである。この現象は、母が働き続けるという状況が、世の中の意識上、また仕組み上、確立したことを

逆に示している。また、反作用としての記事ではなくとも、バランスをとる形で、迷いを表明する記事も作られる。「ハートの痛む“留守育児”」(’80年4月)などである。子どもの登園拒否は愛情不足?などの母親の揺れがとりあげられ、「学校から帰ったとき“おかえりなさい”と言ってくれる人がいない、というのもショックなのだ」という、型通りの表現が出てくる。また、「お母さんが働いていて寂しいでしょう。かわいそうね」という、子どもをとりまく言葉についての問題もとり上げられている。さらに、これに直接関係する記事ではないが、男性による「母親教こそ日本人の心の原点だ」(’81年5月)のようなタイトル文字も見える⁽⁶⁾。

’80年代には、このように記事の多様化が目立つ。いろいろな生き方が事実上あらわれそこに対応していく紙面作りのように見える。しかし、「働き続ける母親像」が世の中に位置を得たことが、明らかに読み取れる。

本稿と直接関係をもつ記事は、’85年4月号の「ただいま」と帰ったとき、お母さんがいない」である。「働くお母さんがいつも胸を痛めているのは、子供が“ただいま”と帰ったときに、“お帰り”と言ってあげられないことのようにです…」と書き始められている。「ボクたち、ほんとうはお母さんにいてほしい」がメインの見出しである。しかし結論部は見出し通りではない。数人のインタビュー記事のあと、最後の部分は働く母親を支持する作家(沖藤典子)による次の言葉「…いまのようにすべてが満たされている世の中では、幸せの条件が一つくらい欠けたくらいでちょうどいいんです。それをバネにして成長することを信じてほしいですね」で締めくくられており、「お母さんの価値観次第」という編集部のコメントが添えられて、ここでも“人それぞれ”の結論を付している。

’85年には、もうひとつこの種の記事が連続して出ている。「子どもを預けて働くのは母親のエゴでしょうか?」(’85年11月号)である。「3才までは母親が育てないと情緒が安定しない?」「小学校に入って“ただいま”“おかえり”がないと、非行に走

りやすい？」などのフレーズが、特集ページの冒頭にちりばめられている。

この前年の'84年版「婦人労働白書」によれば、主婦3042万人のうち50.3%が働いており、家事専業者を初めて上回っている。すなわち有職主婦と専業主婦が拮抗している時期である。それだけに、子どもを預けて働くか、子どものそばに居るべきか、主婦とよばれる女たちが迷う時代でもあったのであろう。⁽⁶⁾に記したように、「親子の絆」論の“ブーム”も起こっていた。上記の后者の記事は、「働きたいミセス特集」の中のひとつである。

'86年6月号に「お母さんが働いている子どもの放課後の友達」がある。これは「働くミセス特集」の中に位置づけられている。取り上げられている子どもの放課後の生活を見ると、学童保育、学習塾、スポーツクラブ、児童館と多様である。のちの項に述べるように学童保育所も、親たちの運動の積み重ねによって世の中に定着しつつあり、'80年代後半には「おかえりなさい言説」も、さすがに後退しはじめていように見える。しかし、後の項に記すように、この言説は政治家の発言などを通して、折々に浮上してくるものであり、けっして克服されたとは言えない。

以上、「主婦の友」が取り上げてきた、この言説にかかわるテーマを、かなり幅広く拾いながら追った。働く母親の問題をとくに積極的かつ前向きに扱うようになったのは、1972年以降であるように思われる。それ以前には、いわゆる“カギっ子対策”のような取り上げ方が目立っている。そして『朝日新聞』においても、同様な変化が同様な時期において見られる。次に、前稿にひき続いて『朝日新聞』のその後の取り上げ方を見る。

2. 『朝日新聞』に女性の視点が登場するまで

「共かせぎと子ども」の見出しが'64年4月の家庭面に見られる⁽⁷⁾。独立記事ではなく、全国婦人会議の取材記事としてである。おそらくこの種のテーマでは、最初の記事であるだろう。母親が働くことの意

味を積極的にとらえる視点ではなく、「働かなくてすめばそれに越したことはないのだが…」のトーンである。女性助言者の発言も「夫ひとりの収入で余裕のある生活ができる社会になることが望ましい。」と要約されており、託児については、「外へ向かって発言することも大切だが、何から何まで他人に頼らなくてはならないというのは、他力本願にすぎはしないか。自分たちの生活は夫婦ふたりでよく見つめるべきである。いつまで共かせぎするか、いつやめるか、子どもがいくつになったら再就職するかなど、計画的に運ぶべきである…」という（自助努力で解決すべき）発言が多く支持を受けた、という締めくり方がされている。

「カギっ子」という言葉が1963年頃に世に登場したことはすでに述べたが『朝日新聞』には、1965年11月に、「ふえるカギっ子」の記事がある⁽⁸⁾。これもサブタイトルは、「願いは“ママ家において” — 危ない遊びや非行も心配」とあり、「嘆かわしい事態である」という色彩が依然として濃い。付されている男性評論家のコメントも、「暮らしを豊かに…という動機で働く家庭は問題。そうでない家庭（注：働かなくてはやってゆけない家庭）のカギっ子の救済を、国家はなすべき」という意味合いのものである。「おかえりなさい言説」に結びつく性質の記事であり、母親が働かなくてはならないのは気の毒な家庭という扱いはである。

同'65年12月に、「危険な子どもたち — 非行化の周辺」という連載があり、そのなかに「ママさん労働 — 野放しのカギっ子 — 政府の対策も遅れがち」という見出しを付した回がある⁽⁹⁾。ここでも働く母親の動機については、「働かないと暮らしが立たない」か、「もっと豊かな暮らしをしたい」かのいずれかしが発想されていない。女性も社会につながりたいという動機は視野に入っていない。「暮らしが立たない」という理由以外で働くのは望ましくないという見方が一般的だったのだろう。「母の不在 — “おかえりなさい”の欠乏 — 非行化」のステレオタイプな図式が推測される。

さきへのべた『主婦の友』の同時期の記事と比較すると、同誌のほうが『朝日新聞』よりも、女性の働く動機について、より実状に沿った把握をしており、より好意的であることがよく見える。女性記者が作る雑誌と、男性記者中心の新聞の違いでもあろう。

’67年2月には、学童保育の記事が現れる。「学校で“カギっ子”を保育—教室が子供部屋に—働く親の心配が減る」⁽¹⁰⁾。学童保育事業が、文部省の補助予算のもとに、全国200か所でおこなわれているという報道にからめてのものだ。ところが、この学校内に設置された学童保育は子どもに人気がなく、利用者が少ないという記事が同年5月に載る。「ボクいやだな—解放感ないのが原因—校外施設のほうは大もて」⁽¹¹⁾。このころから学童保育の記事が増えて、そこが子どもの放課後の居場所のひとつとして位置づき始めたことが伺える。

「カギっ子」をめぐっては’68年5月5日の子どもの日に、総理府関係の調査報告が載っている⁽¹²⁾。「カギっ子調査—さびしいけれど—働く母の立場は理解」。小5—中2の子どもたちの聞き取り調査で、「仕事をやめて家にいてほしい」が19.6%、「やむを得ない」「男女同権だから」などの賛成が半数である。

’70年10月には、全国学童保育研究集会(第5回)がかなり詳しく報道されている。「カギっ子見守るために—幅広い市民運動続けて」⁽¹³⁾。児童のいる所帯の43.5%、699万世帯が共働きで、学童総数の33.3%、483万人が「カギっ子」。うち学童保育を利用できる子どもはわずか2万9千人で、各地域で切望され展開されている学童保育所づくりの運動が紹介されている。

このように、働く母親の増加に伴う報道記事が増えてゆくなかで、男性学者による「女は家庭へ」を暗に主張する記事も現れるが、それについては前稿に転載した。「子の非行—母の役割—夫をたて、子の手本に—男まさりがマイナスにも」⁽¹⁴⁾。

’70年3月—4月に、パートタイムについての連載記事がある⁽¹⁵⁾。取材を受けた母親たちの談話に

は、子どもの帰宅時間に合わせて職探しをする様子や、学校の先生から働くことを批判されて悩む事態が示されている。「若い先生は理解がありますが、年配の先生は母親は家にいたほうがいいというので、考えこんでしまいます。何とかわが子をよく見せようという親の気持ちもあります。…担任の先生から“子どもが落ち着きがなくなったのは、お母さんが勤めに出たからではないですか”と言われ、つらい思いをしました…」また教師の談話として、「子どもが友達を何人も呼んできて、留守中の家が彼らの巣になると非常に危険なので、それだけはぜひ防いでほしい」と、親不在—非行の図式が想定されている。子どもも家庭の一員としてがんばっているという現実へのまなざしが見られない。続いて記者の文章として、「主婦は…“ただいま”“おかえりなさい”というのが母と子の望ましい姿であることを知っている。そして、カギっ子—さびしさ—生活習慣の乱れ—悪い友達—非行、というコースへの不安もある…」と、常套のパターンがみられる。

’71年に、ようやくこれまでのパターンに変化が起きる。全国婦人会議の報道記事として、「ゆれ動く“母性”—“子育てに専念”に疑問—施設不足が活動押さえる」の見出しが載る⁽¹⁶⁾。これまで長く続いた「母=育児」のパターンを破る最初の記事であり、「母性」をめぐる論議の皮切りとなるものである。「母親である前に女性、女性である前に人間」「育児は女だけの仕事ではない」、「仕事を持たない母親も、気軽に出かけられるための託児施設を」など、’90年代の現在まで引き続いて論じられている諸テーマが一気に登場している。「美化された母性」というような見出しは、当時、新鮮な問題提起であったであろう。

その後の変化は早い。’71—’72年は、流れを分け隔てる年である。同71年には、このほかにも「あすへの保育シリーズ」があり⁽¹⁷⁾、病児保育や夜間保育の問題を、「働く母には絶対必要—お役所はもっと理解を」などのサポーター的な見出しで扱う。また11月には浦和市の「育児を考える市民会議」の活動を、「家族の自立めざし共同保育—“ヨイコ”は

言えない」等の内容を含んでいる。長い年月にわたって固定化されてきた「母性神話」への異議を提出するもので、限られた紙数のなかにも内容の濃い文章である(転載記事1参照)。この時期にいたって、ようやく大きな価値観の変化が、女性たちの運動・発言によってもたらされたことがわかる。「母は家で子を育て、子を迎えるもの」という固定的な観念は、このように、'70年代に入って急速に揺らいでゆく。「おかえりなさい言説」も、それに伴って次第に相対化されてきたことは確かであろう。ただしそのためには、次に述べる学童保育の充実が、現実に必要な条件であった。

3. 学童保育と「おかえりなさい言説」

「ただいま」「おかえり」のやりとりが、子と母の関係になくはならない記号として世の中に刷り込まれ続けている一方で、働く母親たちとその夫たちが、地道な運動を積み重ねていた。「つくり運動」と略称されている学童保育所づくりの運動である。

この運動の歴史は長い。「カギっ子」という言葉が世に登場する前年1962年7月にはすでに、「東京都学童保育連絡協議会」が発足しており、運動ははるかそれ以前から始まっていた。

学童保育の歴史は、大阪からスタートしている。もっとも古い記録は、1948年大阪市住吉区で、セツメント活動として、学校を使って始まったものである⁽²³⁾。その後'56年頃から、市民館・隣保館・児童館などを使いながら広がり、'68年によく民生局の補助を獲得している。

一方東京都では、'56年に北区の父母10人ほどが、生活協同組合の6世間を借りて発足させたのが始まりで、「学童保育」という言葉もこの時期に生まれたようである。その後学童保育所づくりの民間運動は、野火のように広がり、'62年に先述の協議会が発足する。これは全国学童保育連絡協議会('67年設立)の前身であり、'74年には機関誌「日本の学童保育」を創刊している⁽²⁴⁾。

その他、'60年代～'70年代初めにいたる流れの中には、次のようなものがある。

- ・1963年 渋谷区が渋谷学童館を建設
東京都民生局「学童保育補助事業」開始
- ・1967年 第1回学童保育研究集会開催(東京)
大阪市学童保育推進協議会設立
- ・1971年 文部省、いわゆる「カギっ子」対策事業を、校庭開放事業へと解消
- ・1972年 東京都、学童保育指導員を正規職員化

政治家・専門家・マスコミなどが「おかえりなさい言説」を流布させるなかで、学童保育にかかわる民間運動は、太い流れをつくりながら、その言説への対抗的な力を生み出してきた。事実として、母親以外の大人が「おかえりなさい」と子どもを迎える学童保育所は、着々と増えつづけたのである。全国保育連絡協議会の調査によれば'93年4月時点で、全国977の市区町村に、学童保育所は7516カ所となっている⁽²⁵⁾。宇都宮市では、'92年に、学童保育を全児童対象の「子どもの家」に切り替える方針を立てている⁽²⁶⁾。母と子がバラバラに家のドアのなかに孤立させられ、「おかえりなさい言説」はその状況を固定化させようとするが、一方では「共同で子育てを」、「母だけでなく地域の大人たちによる“おかえりなさい”を」の流れが、しだいに強められてきたのである。働く母親、父親たちの学童保育を通してのつながりは、地域社会の共同性の灯が消え去らないための作用をも果たしてきた。“丁目ごとくらしいに、子どもの家を”の声も聞こえる⁽²⁷⁾。働く母親が増えてゆくなかで、子どもと親の関係のありようも変わっていく。常に親の保護のもとに「おかえりなさい」と迎えられるものとイメージされてきた子どもたちは、親たちと共同で家庭を動かしてゆく存在となっている。ある母親は、さきに帰宅していた子どもから、「おかえりと言われるのは、いい気分やろ」と言われて嬉しかったと語ってい

る(28)。また、父親たちの子育て意識も次第に変わりつつある(29)。

「おかえりなさい神話」を事実として返上してきた背景に、学童保育運動を進めてきた人びとの力が大きかったことが、記憶されなければならない。

4. 「母は家庭に」の文部大臣発言 — 拝啓、塩川文部大臣殿

どのような動きも直線的には進まない。揺りもどしは常にある。重要なのは、揺りもどしをかける動きへの対応力である。

1987年5月、時の文部大臣から、「子どもが義務教育を終えるまで、母親は家庭に」という旨の発言がなされた(転

載記事2参照)。「末っ子が義務教育中にもかかわらず、職を持っている母親が半数を越している。…男女同権で外に働きに出たというのわかるが、それは建前で、ほんとうは家庭に戻ったほうがいいと思う。…仕事に出るにしても、子どもが成年になってからにしてほしい」というものである(30)。

京都市内で開かれた、文部省主催の教育改革推進懇談会の席でのことであった。メインの会議が終わったあとのフリートークの場で、おそらく気がゆるんで、つい本音が…というものであったのであろう。

しかし、公の場での文部大臣の発言であることには変わりがない。’80年代はすでに、このような事態への即座の反撃を用意する時代となっていた。この発言は即日、読売新聞大阪版の夕刊に掲載され、働く女性たちの反論を呼んだ。2日後の同紙家庭欄は、「拝啓塩川文部大臣殿—働く母親より—仕事を選ぶ自由侵さないで」(婦人部・野間祐子記者)を掲載する(31)。野間記者は、小学生・中学生合わせて3人の子どものいる暮らしの中での体験を記しながら、家で子どもを育てるだけの人生では、80年の女の一生を生きられないこと、自分の世界を持つことなしに子どもとの良い関係は保てないこと、働く母親が当たり前になっている現況で子どもたちの意識も変わってきていること、円高不況、雇用不安、老後の心配等々のなか

で、働かざるを得ない社会であることなどを述べて、文部大臣は母親たちが働く自由を受け入れ、そのための条件整備をこそ、と結んでいる。

反響はさらに続く。同1987年10月には、大阪市内で「拝啓！塩川文部大臣殿—子どもと女性の未来を考える」と題するシンポジウムがひらかれる。乳

転載記事2



塩川文相

「母親は家庭に戻れ」

文相、教育改革懇で発言

1987年5月16日
読売新聞(大阪版)夕刊

塩川文相は16日、大阪府内のホテルで開かれた文部省主催の教育改革推進懇談会で、女性の社会進出について、子供が義務教育期間中、家庭に居た方がいいと述べた。男女雇用機会均等法の制定など、女性の進出が急増中であるが、塩川文相は「母は家庭に」という旨の発言をした。

懇談会には、大阪府内のホテルで開かれた文部省主催の教育改革推進懇談会に、女性社会進出の重要性を訴える声もあがり、塩川文相は「母は家庭に」という旨の発言をした。

懇談会には、大阪府内のホテルで開かれた文部省主催の教育改革推進懇談会に、女性社会進出の重要性を訴える声もあがり、塩川文相は「母は家庭に」という旨の発言をした。

幼児発達研究所(社団法人)の10周年記念シンポジウムである。同研究所の鈴木祥蔵所長がコーディネーターで、パネラーは4名。「心理学における“母性信仰”を問う」(小沢敦子・心理学)、「塩川発言に女たちはどう反応したか」(吉井佳容子・読売新聞婦人部

記者)、「0才からの子ども同士の育ち合い」(吉田洋子・乳児保育)、「子育ての共同化をすすめるために」(関本紀美子・フリーライター)。シンポジウムの呼びかけには、次のような文字が見える。「“育児は女の天職論”は、浮き沈みしながらも常に女たちをつかまえ、子どもをも女をもバラバラにしてしまいます。子どもたち、女たちが手を結ぶ“鍵”はどこにあるのでしょうか…。」。“塩川発言”へのリアクションはまことに早く、かつ念入りなものであったと言わねばならない。

このシンポジウムの記録は、主催した乳幼児発達研究所発行の月刊誌「はらっぱ」⁽³²⁾に掲載されたが、そればかりではなく、翌月号には、このシンポジウムを受けた特集が組まれた。「保育所の役割—シンポジウム“子どもと女性の未来を考える”より」⁽³³⁾。世田谷区で自主保育グループ活動を12年続けてきた矢郷恵子、児童扶養手当の改悪に反対する兵庫連絡会の山口絹子、公立保育所保育の手束光子、大阪同和保育連絡協議会の玉置章子、社会福祉専攻の立場から大谷強らが、働く母親と子ども、保育の現状と願いを、さまざまな角度から語っている。このようなテーマをめぐって、多様な取組みが積み重ねられてきたことを、このような“事件”を通してあらためて知ることができる。

さらに「座談会—保育所育ちは語る」には、20代の若い男女の声が収められている⁽³³⁾。子ども時代を振り返って「カギっ子」体験の寂しさや自由さ、友達との暮らしの楽しさなどが、こもごもに語られているが、将来母親となったときも働くという意見が大勢を占めている。「女の人が働くのをどうこう言うより、もう当然と思ってる」(28才女性)「母にとっては仕事をしていることがとてもいい作用をしている」(25才男性)など。

「おかえりなさい言説」はこのように、文部大臣発言として'80年代後半にも浮上したが、これまでと異なっていたのは、批判的対応の早さと強さであった。長く人びとを取り込んできたこの言説の神話性がようやく風化しつつある気配を、この出来事を通じて

知ることができる。

5. 結び

なぜ「おかえりなさい言説」が、当の母親たちを含めて世の中に侮りがたい力として浸透したのかを、最後に考察しておきたい。そこには3つの要因が考えられる。

第1点は、近代の日本社会が学校教育に強く依存し、学校を権威化し、親たちがそこに抜きがたく取り込まれてきたことと関係しているだろう。学校教育と家庭教育は両輪であると言われながら、実はそうではなく、学校が上にあり、家庭は学校の下請け機能を担ってきた。現在においてもそれは変わっていないと言える⁽³⁵⁾。

日本の良妻賢母思想を論じた小川静子は次のように言う。「…ははおやが担うべき家庭教育とは、学校の方針に合わせ、それを支えてゆく、いわば学校教育を補完するものであった。その意味で、学校教育の下請けをする存在として、「母」の登場が求められたといえるだろう。つまり、家庭教育の担い手たる母親は、学校教育を通して「賢母」となることができ、その「母」が行う教育が学校教育の補完物となってゆくという意味で、家庭教育は、当時(筆者注：明治時代)の家庭教育論においては、完璧に公教育体制の中に組み込まれてしまったのである」⁽³⁵⁾。

小山の論は明治時代を中心にしたものであるが、上記の内容は、'90年代の現在にもそのまま通用する。いやむしろエスカレートさえしている。「学校で成功すること」は、いまでも多くの親の最大の関心事である。

前述の塩川文部大臣の発言をみても、学校関係者がまず母親の「おかえりなさい」態勢を強く望んでおり、それが母親たち自身においても「母親のつとめ」として内在化されていったことは、否定しがたい。

第2点には、前項で述べたことであるが、資本側が求めた「短時間労働、低賃金・低保障、頻繁な契約更新」の条件に、母親パートタイマーほど便利なものはなかったということである。その条件を維持し、そこ

に沿った親の意識を作り出す上で、「おかえりなさい言説」は限りなく有効であったのである。

第3点目に、この言説の内容が全く具体的で、日本人にとって常に重要な「形式性」を明確に持っていたことを挙げなくてはならない。「親と子の望ましい関係」などというものは、実に個別的・状況的で、一般化できないものである。それだけに、具体的な形式を求める親の側の心情的な受け皿があるのであろう。質ではなく形式に強く依拠する日本社会において、「おかえりなさい」と子を迎えるというこの言説の形式性は、学童を持つ親たちを中心として、社会に普及する適合条件を十分に満たしていたのである。

このように見てくると、この言説は、母親たちを外と内から巧妙に支配し管理することに成功した、体制の側による効果的な「ヒット言説」であるように思われてくる。それゆえに、母親をはじめとして、人びとはこの言説の呪縛性に深くからめとられ、そこからの解放に、長い年月と多くのエネルギーとを割かなければならなかったのである。(「「おかえりなさい言説」について」の項、完)

<注>

- (1) 小沢牧子「母子関係論の素顔—その1 “おかえりなさい言説” について」社会臨床雑誌第2巻1号 1994。
- (2) “共稼ぎ” は、’50年代の記事に多く見られるが、’90年代の現在は「共働き」に変わっており、「ダブルインカム」や「ツインカム」のカタカナ言葉も登場している。この変化の背景には、非シングル・有職女性のとらえ方についての議論や認識の変化が存在している。
- (3) 体験記をもとに3つの形を紹介している。1) 近所の人に子どもを預けている場合 2) 保育園を利用している場合、3) 職場に託児所がある場合。2) では、公立保育園は2~2.5倍の入所競争率で、3~4年待っても入れない状況があること、3) で

は、1937年に設立された、日本専売公社(東京)の託児所の様子が記されている。

- (4) 朝日新聞 1963年8月7日
- (5) 同 1968年9月1日
- (6) 作家の遠藤周作からの聞き書き記事。「母親に宗教的な感情さえ抱くのは、日本人だけ」のような小見出しがある。しかし同時に、仕事を持つ母親と子供たちの聞き書きが併載され、「いまのままのお母さんでいい」の見出しも見える。これらは、「特集：母と子の絆—いま、これでいいのか!」のなかの記事である。1982年にシンポジウム「親と子の絆」(日本生命財団主催)が開かれ、84年に同名の書(創元社)が出版されたり、’85年にM. H. クラウスとJ. H. ケネルによる「親と子のきずな」(邦訳・医学書院)が出るなど、’80年代に入って親と子の絆ブームが起っていた。
- (7) 朝日新聞 1964年4月16日
- (8) 同 1965年11月3日
- (9) 同 1965年12月10日
- (10) 同 1967年2月28日
- (11) 同 1967年5月28日
- (12) 同 1968年5月5日
- (13) 同 1970年10月16日
- (14) 同 1968年9月1日
- (15) 同 1970年3月~4月の連載。問題編(税金、賃相場、企業の保育など)と生活編(夫の立場、お金の使いみち、気がかりなど)から成る。
- (16) 同 1971年4月16日
- (17) 同 1972年9月27日より。第1回「病児保育室」、第2回「夜の保育所」第5回「カギ子園児」など。
- (18) 同 1971年11月13日
- (19) B. フリーダン、三浦富美子訳【新しい女性の創造】大和書房 1970
- (20) 井上輝子・江原由美子編【女性のアータブック】によると、1970年アメリカでウーマンリブの動き盛ん、’71年8月ニューヨークでウーマンリブ誕生1周年の女性デモに6千人、とある。

- (21) 朝日新聞 1973年5月5日
- (22) 第1回我妻堯「中絶と母体」、第2回小沢遼子「男不在」、第3回原ひろ子「母性愛」、第4回佐々木静子「実子と養子」、第5回村松博雄「中絶と社会」。
- (23) 横田昌子「保育所から学童保育へ」日本の学童はいく1974年6月号
- (24) 西元昭夫「学童保育の歩み-1」日本の学童はいく1974年6月号
- (25) 全国学童保育連絡協議会「学童保育の実施状況調査結果について」日本の学童はいく1994年9月号
- (26) 宇都宮市学童保育連絡協議会「学童保育を全児童対象の“子供の家”に」日本の学童はいく1993年9月号。宇都宮市のこの施策の背景には、“留守家庭児童”がいまや特別なものではなくなってきた事情や、昨今の生涯学習社会化政策などがあるであろう。しかし連絡協議会の父母側は、市の一方的な事業計画に反対し、「子どもの家」の白紙撤回と、学童保育事業の充実を求めている。
- (27) 深谷鶴作・山科三郎編著『共働きの子育て』学習の友社1981。
- (28) 北浦和代「働く親の共同の子育てを支えながら」日本の学童はいく1994年5月号
- (29) たとえば、「男も女も育児時間を！連絡会」が1980年に結成される。同会編『男と女で [半分コ] イズム-主夫でもなく主婦でもなく』学陽書房1989。
- (30) 読売新聞 (大阪版) 1987年5月16日夕刊
- (31) 同 1987年5月18日
- (32) 『はらっぱ』57号1987年12月号
- (33) 同 58号1988年1月号
- (34) 同上誌
- (35) 母親たちが毎日のように子どもたちにかける言葉「宿題やったの、忘れ物ないの」も、その現れのひとつである。
- (36) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房1991。

「早期発見・治療」問題から反優生・共生の模索へ — 日本臨床心理学会改革20年を振り返る(5) —

篠原 睦治 (和光大学)

「学会改革20年を振り返る」も、その5(最終回)になった。今回は、前回のタイトル「『障害児』差別と共生・共学の模索」と内容的に連動しているの、前回を受けて、すぐに、「Ⅷ.『学校を見限る』論争とその後」に入ることにする。

Ⅷ.『学校を見限る』論争とその後

第二回社会臨床学会総会第2分科会では、「学校って何だろう、もういらぬのか?—関係を求める中で考える」を討論している。本分科会司会者・武田利邦は、その報告の冒頭で、「学校を登校拒否と障害児・者の学習権保障という二つの視点から考えてみよう、というのが、この分科会の最初の意図だった。この意図はうまくいかないという意見もあったし、かつて、日臨心時代に残された宿題でもあった。」と記している。(74)

ここでは、日臨心時代には、「障害児・者の学習権保障」の主張が「登校拒否」問題とぶつかってきたように読めるが、当時の論争はそうだったのだろうか。振り返っておく必要がある。

「どの子ども地域の学校で共に」の運動を作り出した「がっこの会」の渡部淳は、80年代の半ばになって、「『登校拒否』概念の見直しを」と呼び掛けている。(75) その末尾で、渡部は、「一緒に学校を変える闘いを」というよびかけが、「文部省の書店」でしなくなっている「学校へ行かせる説得手段のひとつ」となっていないかと考えていく。そして、「(子どもたちが)学校を見限るのはもっともだ」と述べる。さらに、「一方の子どもには学校に行こうと言い、他方の子どもには見限ってしまおうと言う」矛盾は、

「主要には文部省によって作り出された」ものだと指摘している。

そして、渡部は、「今すぐ論理的に矛盾を乗り越えるのではなく、学校を見限った子どもや親たちの話を聞きたい、いろいろ学びたい、乗り越えるのはその先だと思っています。」と結んでいる。

日臨心運営委員会は、この提案をめぐって議論を重ね、第21回総会(1985年11月)で、「公教育を見限る?—登校拒否体験を聴くことから」という分科会を持つことにした。(76) 渡部は、発題部分で、「地域の学校」を拒否された「障害児」たちが、それでも行くことを表明して、「自主登校」する事態に言及して、「もっと自由な、自分流の(学校への行き方)自主登校の仕方があっていいのではないかと僕は思っています。辛いときには休んだり遊んだりしたらいいと思います。大切なことは休んで何をしていたかを、学校や同級生たちにピラなんかで伝えていくことではないか、そんな闘い方だってあると思います」といった具合に、ひとつのイメージを提示している。

篠原は、渡部の提起に逡巡しながら、「公教育を見限る?ちょっと待ってよ!」と発題している。「ぼくらの願いは『関係の創造』だったと切り出し、その希望と現実を『地域の学校』に見いだそうとしている。「地域の学校」は「文部省の書店」である一方で、「民衆の生活世界としての学校」として普段に暮らす人々によって(全部ではないが、部分的にしろ)意味付け直されてきた経過がある、そんな歴史と現実を発掘したいと発言している。そして、そんな文脈が現実にあったからこそ、「どの子ども地域の学校へ」の願いと運動がなんとか成立してきたのだと主張している。

「登校拒否を考える子どもの会」の篠原史は、「登校

拒否体験を通して見えたもの」と題して発題している。そのなかで、彼は、学校、教師、友だちなどがいやできらいで「登校拒否」をする、ということがあっても、それは一つのきっかけにすぎないとし、「もっと違ったところに、自分の口ではよく説明しきれないような、どこかに学校に対する拒絶感を持っていることが多い」と述べている。別のところで、「本人は意識としては、学校に行きたいと思っているけれども、どうしても行けないということですね」と言い換えている。

こうして、篠原史らは不安と苦悩の中で生活する。彼らは、自分たちの居場所を求めて、上記の会を作る。そこで、「子どもたちをおおっている『学校に行かなきゃ』という意識のすさまじさを見せ付けられる。ひとりひとりの中で身体化し、苦痛となってしまった『学校信仰』を共々にどのように解き合っていくかという難題が突き付けられたのだが、この間に、渡部も篠原(睦)も直接的に答えることはなかった。

篠原史は、「本人のペースでもって、立派に、立派にというのは単に学校に戻って欲しいという意味でなくても、学校を見限って、学校信仰から抜け出して生きるということも、ものすごく圧力になるわけです。もちろん無理矢理、学校に戻されるのも圧力ですけどね。そういう出口のない状況があるということです。」と反論している。

討論になって、フロアーから井上は、篠原(睦)を批判して、「現実として、登校拒否の子どもというのは、関係が強制されるということで、強制されるコミュニケーションというか、そういうことで非常に心が傷ついて、ボロボロになっていると言ってもいいかもしれませんけど、そういうことを考えると、一休みして学校に來い、という発言がどうしても理解できない。」と述べている。

日臨心時代、「学校を見限る」論争は諸事情でこの分科会を以て終わっている。実は、その後、似て非なる議論はしている。すなわち、第24回総会(198

8年11月)の分科会で、「『登校拒否』にとって教育相談とは？」を論じているのだが、このときの司会は、まとめの言葉として、「学校に行かせようとするのか、学校をどうするかというのは、大きな問題で、学校に行かせるか行かせないかというところを抜きには考えられない部分だと思います。学校に最終的に行ってほしいという立場をとれば、一つの効果的技法として、学校に行かなくてもいいよ、という言い方も成立するわけです。ですから学校をどう考えるのか、学校に行ってほしいのかどうかという立場を抜きには、この問題は語り切れない部分があると思います。」と曖昧に述べている。⁽⁷⁷⁾

つまり、ここでは、「登校拒否」のみを焦点化している。しかも、「教育相談」の場の中で論じている。こうして、「学校に行かせる・行かせない」ことを考える親や臨床家の立場でしか、「登校拒否」問題は語られていないことになる。「学校を見限る」論争は、渡部もわざわざ断っているように「学校に行く・行かない」を考えることではなかったはずだ。⁽⁷⁵⁾ましてや、「学校に行かせるか・行かないか」といった、大人が子どもを扱う方法や目的に関する議論からはもっとも遠かったのである。

ほくの整理で言えば、「学校を見限る」論争は、一つには、「登校拒否」問題と「障害児」差別との両方を引き起こし作り出している学校化社会総体をどう捉え直すのかの討論である。ところで、この分科会では、「登校拒否」体験者の側から、ほくなどの発言に対して「生き方や関係の強要・拘束」になっているという批判が出た。彼らの主張の背景には、整理して言えば、「自由・選択」そして「個性・主体の尊重」「多様な生き方・教育」ということがありそうだ。

とすれば、これらは、ほく(ら)が、「どの子ども地域の学校へ」の願いや運動にそって、批判的、反省的に論じてきたテーマである。ほく(ら)は、養護学校義務化を「普通児」と「障害児」を判定を介していよいよ作り出し、両者を分断し、後者を隔離する思想・制度であると批判したが、その文脈で、「義務化」反

対にそつても主張された学校選択権を批判し、(昨今の臨教審路線をはじめとして、いずれの教育改革路線にも通底してうかがえる)「教育」主義とそこでの「個性化・多様化・自由化」の提起を批判してきた。⁽⁷³⁾
(79)

つまり、ほくは、「教育」効果が期待できない、「個性」を測り出せない、「無能」な、などと判定された「重い障害児」たちとの「関係の創造」、「共生・共学」の願い・主張は、これらの提起と矛盾し、緊張的關係にあると思わざるをえないのだ。したがって、ほくは、「登校拒否」問題と「障害児」差別の二つのテーマを、「文部省の出店」としての学校の表裏的問題・現象的矛盾として捉えるには無理があると考え。

もうひとつ、気掛かりなテーマとして、「登校拒否」体験者側が語った身体化し苦痛となった「学校信仰」をどのように解き合っていくかということがある。これは、すぐれて臨床的であるだけに、「病理」論に引き込まれがちなきわどいものである。それは、「登校拒否=心の病気」とする精神病理学・臨床心理学(者)の言い分を批判的に検討しながら、ひとりひとりも、日常の身体的世界(「身」と「心」と場・関係の、同時的・循環的で力動的な生き合う生活世界)において、休み癒されつつ「学校信仰」から解放されていく、そんな手立てを模索することなのである。

社臨の場に移って、「学校を見限る」論争は、石川憲彦の「『登校拒否』から見えてくる学校・『障害』から見えてくる学校」という形で再開された。⁽⁸⁰⁾「どの子ども地域の学校へ」の文脈で、荒川哲郎が「『障害者観』を問う」を書いている。⁽⁸¹⁾

第二回総会分科会では、「学校って何だろう、もういないか?—関係を求める中で考える」ことをした。⁽⁷⁴⁾第三回総会では、分科会「学校の現在—『障害児』問題と『不登校児』問題をクロスさせつつ」(仮)で考えることになっている。ほくのここでの論点整理が今後の討論に寄与できればと願っている。

<注>

(74) 社臨誌2. 2, 1994. 8, pp. 13-

17.

(75) 臨心研23. 2, 1985. 10, pp. 44-52.

(76) 臨心研24. 1, 1986. 6, pp. 84-114.

(77) 臨心研26. 4, 1989. 3, pp. 43-70.

(78) 日臨心編「戦後特殊教育・その構造と論理の批判」(1980. 4, 社会評論社)

(79) 篠原「『障害児の教育権』思想批判—関係の創造か発達保障か」(1986. 1, 現代書館)

(80) 社臨誌2. 1, 1994. 1, pp. 2-10.

(81) 社臨誌2. 1, pp. 19-26

IX. 学校教育とカウンセリングの問題

第23回総会シンポ(1987年10月)では、「いま、学校教育相談はどうなっているか」を討論した。臨教審第二次答申(1986年)が強調した「学校教育の改善のためのカウンセリングの充実」に問題はないかということで、学校現場の「教育相談」の現状と問題を考えた。⁽⁸²⁾

そのシンポを契機に、中島浩壽は、「学校カウンセリング体制強化への批判」を行いながら、「教師の側からのカウンセリングへの期待をどう捉えるか」と「学校をどう捉えるか」との二つの問いを設定して、それをめぐる体験と思索を開始している。⁽⁸²⁾そして、今日においてもそれらの問いを追い掛けている。つまり、中島は、雑誌『臨床心理学研究』に「学校カウンセリングの問題設定と教育コミュニケーション」と題した論文を四回にわたって連載したが、学会改革の終焉を機に中断した。⁽⁸³⁾⁻⁽⁸⁶⁾まもなく、『社会臨床雑誌』になって、「自己教育力とカウンセリング」と改題して再開し、本号で四回の連載を終わっている。⁽⁸⁷⁾⁻⁽⁸⁹⁾

中島は、『臨心研』掲載論文(IV)の中で、「カウンセラーがはっきりした目的を持たずに行う言語行為、思わず相手に反応して出てくる言語行為であっても、

内容の再陳述、感情の明確化等と言われるカウンセリング独特の言語行為の積み重ねは問題設定をすりかえていく役割を果たすということである。(つまり一篠原挿入) カウンセラーが明確に意図しなくても、話題はクライアントの主体のあり方へと向かってしまうのだ。」と述べ、「このように、言語行為のやりとり→主体構成、という側面にかかわる技術を学校カウンセリングが精密にねりあげてきているという側面こそ見ていかなければならないのだが、多くの教師は主体→コミュニケーションという側面しか見ようとしなない。

そこから【学校カウンセリングは自由で民主的だ】というイメージが生まれ、「管理的な教師—生徒の関係を変えるかもしれない」という期待が生まれてくるのだ」と、原理的な批判を行っている。⁽⁸⁶⁾

中島は、このように、クライアント(生徒)の主体に管理・教育を巧妙に託していくカウンセリングのからくりを丁寧に析出していったのだが、ここまでで、「教師の側からのカウンセリングへの期待をどう捉えるか」に答えている。

そして、もう一つの問い、「学校をどう捉えるか」と関わってのカウンセリング論は、『社会臨床雑誌』になってから、本格的に始まっている。そこでのキー・コンセプトは、生涯学習体制、そのために学校教育が育てておきたい自己教育力、それを涵養する方法論としてのカウンセリングないしはカウンセリング的教育、の三つである。

つまり、中島は、既に論じた「カウンセリングにおける主体構成」論が「自己教育力」を媒介にして生涯学習体制に連動していくことを論証しようとしている。そして、学校教育における「諸問題の管理」の期待される新たな有り様を指摘していく。つまり、彼は、「(カウンセリングまたはカウンセリング的教育において)危険な力を持つ諸問題は捨てさせられ、『自己』『内面』といった諸問題へと切り替えさせられる。それも自ら選びとるようにしむけられる。カウンセラー・教師は意識していなくとも、行われていることは問題の取捨選択であり、諸問題のコントロールである。」と述べている。⁽⁸⁹⁾

こうして、中島は、今日の学校教育を「管理的・注人的教育から主体的・自主的学習へ」とテーゼ化して撃とうとしても、それはもはや時代遅れであると一貫して論証している。「生涯学習社会体制における学校」に関する新しい問題提起がここに示唆されている。

〈注〉

(82) 臨心研25.4, 1988.3, pp. 61-99.

(83) 臨心研27.1, 1989.7, pp. 27-37.

(84) 臨心研27.3, 1990.2, pp. 9-17.

(85) 臨心研28.2, 1990.9, pp. 62-70.

(86) 臨心研29.1, 1991.6, pp. 69-76.

(87) 社臨誌創刊号, 1993.4, pp. 72-80.

(88) 社臨誌1.2, 1993.9, pp. 65-73.

(89) 社臨誌1.3, 1994.1, pp. 83-88.

X. 学校現場と性格テスト批判

1979年2月に、ほくたちは、心理テストの自己点検作業の総括として『心理テスト—その虚構と現実』(日臨心編)を出版した。そのとき以来、1989年秋まで、心理テスト問題を論じる機会を持つことがなかった。その間、10年のときが経っている。

つまり、この年の11月、第25回総会で、シンポ「いまふたたび、性格テストを考える」を持っているが、⁽⁹⁰⁾ 司会者、山下恒男は冒頭の発言で、「今回もまた、自分たちが考えに考えて、このシンポジウムをやろうというのではなくて、結果としては周囲の運動に触発されてという経過になっていることは否定できません。」と言っているが、このときは、東京都練馬

区の親たちが、学校がわが子たち(中学生)に毎年実施してきた性格テストとその実施を問題にして、専門家も一緒に考えてほしいと日臨心関係者に持ち込まれたことが契機になっている。ここでも、「される」側の問題提起を受けて、「する」側が腰を上げる、そのときまでのパターンを踏襲している。

山下は、続けて、「もちろん自分たちとしても、なんかやらなくちゃいけないという感じを持っていたわけですけど。」と付言しているが、このように、「性格テストを考える」ことは、「される」側の問題提起と「する」側の自己検証的対応の中で再開されたことになる。ほくは、このような場合がすべてであるべきとは考えないが、それにしても、このような内と外とのリアルで緊張的な関係があることで、日臨心が設定してきたテーマの現実感と新鮮さが保証されてきたことを、この際、今後のために想起しておきたい。

さて、このシンポに先んじて、小沢牧子は、論文「学校現場における性格テストについて—私生活検査体制への批判」を発表している。⁽⁹¹⁾ 小沢は、80年代前半に幾つかの新しい性格テストが集中的に発行されていることに着目し、これは、「校内暴力」をめぐる学校現場の動揺に対応して、テスト業界が、行政の学校に対する予算的バックアップを幸いに、売り込んできたものである、と指摘している。そして、「『性格テスト』と呼ばれてきたものは、現在は生徒の生活管理の道具となっており、それはすでに性格テストと呼ぶべきでなく、個人の私生活検査と呼びかえるべきだろう。」とテストの内容分析を踏まえて批判している。さらに、「性格テスト・私生活調査をやめるとき、学校現場に生じてくるものはおそらく、生徒の内面にかかわる情報を手にできないという、教師や学校管理者の不安であろう。逆に言うならば、性格テストは、学校現場における大人たちの、子どもたちへの怖れと不安を背景として登場してきたのだ。」と述べている。

一方、篠原は、日教組養護教員部の要請を受けて、学校現場の心理テスト実施状況に関する全国的な調査を行い、「学校現場における心理テスト・カウンセリ

ングの諸問題—特に養護教員の立場から」を報告し論じたが(1992年8月)、⁽⁹²⁾ その一部を紹介すると次のようになる。

80年代以降の知能テスト、性格テストなど心理テストの重要な関心は、知能、学力、そして学習環境・態度などになっている。学校の目的がこの点に集中しているからだが、そのため、性格や人間関係のテストは、学力向上の促進または妨害要因を明らかにする目的にそって限定的、手段的に作成されている。かくて、学力不適応児は同時に学校不適応児である。

そして、このように規定された学校不適応児から、学力不振、登校拒否、非行などの問題行動が生まれるというのが、多くの心理テストの前提(作成・解釈の原理)になっている。したがって、これら問題行動の早期発見・対応の手掛かりを効率的かつ的確に得ることが出来るというのが、テストの重要な目的になっている。

少なくとも、これらは、テスト業者・作成者の論理だが、一方で、この論理を受け入れる教育現場の意識や現実があることも忘れてはならない。

ところで、昨今の心理テストは、コンピューターの導入によって、結果処理を迅速にできてきているが、同時に、結果の数値も細くなってきている。特に、知能、学力の偏差値化は従来通りだとして、新たに、行動・性格に関する偏差値まで算出するようになっていく。このように、心理テストにおける類型化、序列化は、多面的・全面的になっており、その数値化・客観化が強調、宣伝されている。⁽⁹²⁾

小沢が指摘する(性格テストなど心理テストによる)私生活検査体制は以上のような心理テストの構造と論理によって支えられている。「私生活検査体制」は、学校教育が子どもの全生活を管理・支配する意図と現実を補完・充実するシステムであることが分かる。

ところで、第25回総会シンポで、小沢と共に発題したサイコロジスト、横田正雄は、(既述の)練馬区で生じた性格テスト問題にかかわりながら、「性格

テストの問題点」に言及して、特に「現在のプライバシー保護の流れからみたら非常に問題がある」と指摘している。つまり、「業者テストに至っては、生徒のテスト結果を保管していますし、コピーしようと思えばいくらでもできてしまうわけです」とか、「性格テストの結果というのは個人情報ですから、基本的には生徒にフィードバックされ開示されるのが原則ですが、練馬区では一部不完全な形でしか返されていません」とかを強調している。⁽⁹⁰⁾

上述の文脈に照らして言えば、本人および親への情報開示は、学校教育が子どもの全生活を管理・支配する意図と現実を見抜いて抗議する契機であるかも知れない。しかし、それは、同時に、その意図と現実を「下」から引き受けさせられて支える機会になる危険がある。小沢は、教育支配の意図と現実は処々にうかがえるとして、「性格テストはやめるべきだ、ではなく、正しくは、性格テストもまたやめるべきなのである。」と主張しているが、⁽⁹¹⁾ したがって、「性格テストの問題点」は、テスト結果の情報開示の不十分さにあるのではない。その問題点は、それに先んじるテストの実施そのものにそって摘出されなくてはならないのだ。つまり、テスト批判の作業は心理テストを要請する「教育の現実」を批判的に検討する契機であり入り口である、という自覚こそが求められている。

さらに、このときのシンポでの、「プライバシーが侵害されている、保護されるべきだ」という主張を別の観点から想起しておきたい。つまり、ほくは、この主張の仕方に疑問を持ってきたのだが、それは、(当日のほくの発言で言えば)「この言葉は日常的にも使われてきましたが、そのことがお互いをお互いを閉じていく関係を生んでいないか。公開しあって、横につながって、お互いをさらしあう関係に対して、非常に警戒的になる状況の中で、その状況を正当化するために、“プライバシーの保護”という言葉を使っていないだろうか。」という疑問である。

そして、もう一つの疑問は、「[される]側の“プライバシーの保護”論が、結果として、教師や医者など、[する]側の保護と自己保身という形に転化してい

ている」という現実をめぐってである。⁽⁹⁰⁾

こうして、ほくは、昨今の“プライバシーの保護”論と「情報開示」の主張に対して消極的、懐疑的である。

〈注〉

(90) 臨心研27. 2, 1989. 9, pp. 2-41.

(91) 臨心研27. 2, pp. 62-74.

(92) 日教組養護教員部編『健康白書No. 7子どもをめぐる各種検査の実態と問題点』(1992. 8) pp. 14-77.

XI. 母子保健法「改正」の動きと「子産み・子育て」問題

80年代半ば、政府は、母子保健法「改正」の意向を明らかにした。三浦高史は、いち早く、この動きを批判して、次々と論文を発表した。つまり、それらは、「母子保健法「改正」と障害児政策」(1985年6月)⁽⁹³⁾、「先取りされる母子保健法「改正」— 遺伝相談の意味するもの」(1986年9月)⁽⁹⁴⁾、「母子保健行政と健全育成問題— 一才六か月健康診査をめぐって」⁽⁹⁵⁾である。このタイトルから察せられるように、三浦は、母子保健法「改正」に描かれる事態を先取りする現在とその思想に一貫して着目している。

三浦は、この「改正」問題を、(80年代に入って展開する)日本型福祉社会における「社会的荷重の軽減」という意味での「心身障害児対策」という観点から論じている。この「改正」は、その観点から、「心身障害の発生予防」と「心身障害児の選別と管理」を推し進めるものあると言うのだ。「遺伝相談」、「胎児診断」、「一才六か月健診」などがその具体化だが、ある識者は、それらの結果に関わる判断は、「(父母の)権利と責任において決定されるべき性質の問題」だと強調している。三浦は、(胎児診断に言及して)この主張のまやかしを指摘し、彼らは、「[障害児の誕生が両親とその家族に深刻な苦悩と打撃を与える]現在の

社会を前提にして妊婦と夫の「権利と責任」において(その中絶を一篠原挿入)迫っている」のだと分析している。(93)

さらに、三浦は、アメリカにおける、「重度障害新生児」を「死なせる」権利の主張と、リビング・ウィル(健康時の意志)にもとづく末期治療・延命治療の中断(尊厳死)の合法化とに触れて、「いつ死ぬのかということが自己あるいは近親者の意志によって決定されるようになってきていると言われている。障害の発生予防と尊厳死の問題は、(良質の労働力となる資質を持った人間を維持し増やすことを目的とする一篠原注)人口政策という視点からすれば一体のものであるということができると指摘している。(94)

三浦は、こうして、「良質の生命」(クオリティ・オブ・ライフ)の要請の下にある「自己決定権の重視」という主張とシステムの中で、それゆえ都合よく「能力主義・生産力主義的人間観」が還流していることを批判する。(94)

また、同論文の「おわりに」、三浦は、真田孝昭の「知能理論と優生思想」(1985年6月)を想起させている。(96) 真田は、「心理テスト・その虚構と現実」のなかに「確かにピネーの遺伝・素質論についての言及があるけれども、英米仏の知能テストのほとんどの背景にある優生学思想についての説明・批判が欠けているという感想をもって」この論文を書き出している。

そのすべてを紹介できないが、三浦も着目している「スピアマンとg因子問題」だけを紹介しよう。スピアマン(英)は、g因子(一般知能)を着想し、それは大脳皮質全体のエネルギーに対応しており、ほぼ全面的に遺伝によって決定されるとしている。そして、彼の主著「人間の能力」(1927年)において、そのような「知能を正確に測定することができるようになって、全体としての国民の知的な地位がたえまなく着実に向上する一方、各人に対する適切な処遇が可能となる。その人物にふさわしくないとされている優先権が原因となって生じてくる階級的憎しみが完全に除去できそうなどころまできているように思わ

れる。完全な正義が、最大の能率と結び付こうとしているのである。」と確信をもって発言している。

真田は、これを論評して、「この『一般知能』のように単一の数値で表現される何かがなければ、遺伝について論じることは、はなはだむずかしくなってしまうことに注意しておかなくてはならない。優生学的な論証のためには、g因子はどうしても必要なものであった。」と述べている。

ところで、上述に引用したスピアマンの文章を、「知能が正確に測定することができるようになって」の箇所を「知能」だけを「クオリティ・オブ・ライフ(QOL)」に置き換えて読み通すとき、三浦が批判した「生命科学・生殖医学というものが生み出したもの」(94)と重なってくる。

このような「IQからQOLへ」の今日的流れには、優生思想が根深く通底しており、それは拡大、再生産されていたのであった。こうして、三浦は、「もはや何かができるということが無批判的に歓迎する時代は終わったと言ってもいいのではないだろうか。つまり、我々は、何ができるかというのではなく、何をしてはならないかということを実際に考える時代に生きているのである。」と今日の課題の方向性を指摘している。(94)

日臨心は、三浦等の提起を受けて、母子保健法「改正」問題検討小委員会を設置するのだが、この委員会には、三浦も参加した。委員の一人、高橋伊久子は、「母子保健法に反対しよう—日々の暮らしの中から」というエッセイを書いている。(97)

この文章は二つのことを訴えている。一つは、母子保健法「改正」批判の作業は、「改正」によってさらにその内実を徹底することになる母子保健法そのものと、同法の下ですでに先取りされている「改正」の現実に対することである。二つは、「(「障害児」が)「生まれられない」ということは、「生ませない」力と「生みたくない」力が一緒にになっている事」であるという認識に立って、わたしたちの「日々の暮らし」の点検をすることである。この高橋の提起は、検討小委員会

がなすべき課題のひとつにもなった。⁽⁹⁵⁾

もう一人の委員、戸恒香苗は、臨床家として、この線にそって次のような発言をしている。何回か、母親と語り合っていくうちに、「今まで見えなかったものがワーンと見えて来た気がしたりする（ことがある—篠原挿入）。けれど一方で、問題の所在が家族の関係だけで完結してしまう落とし穴も見えてくる。それでも、家族の要は母親で、子どもにぶつかるのも、父親にぶつかって関係を変えていくのも、あなたよ、と私は言っている。子どもに何かあると、なぜ母親だけが責められなければならないのかと腹を立てているにもかかわらず、結局、子どもと一番かかわる時間も長く影響も大きい母親に変わることを要求している。官制の母性キャンペーンに反発しながらも、私も紙一重のところで、子育てを母親のせいにして、夜遅く帰る父親よりも、自分の問題として引き受けていこうとする母親に日々会い続けている。」と。⁽⁹⁶⁾

高橋の言う「日々のくらしの点検」とは、臨床家としての仕事の場と、親としての「子育て・子育て」の場とに關してである。

ほくらは、この問題意識に立って、座談会「日常の中の「子育て・子育て」を考える」座談会を持っている。⁽¹⁰⁰⁾ 語り合われたいくつもの話題のうち、ここでは、専門家と親たちとの間に生起する諸問題に限定して紹介する。

出席者は、(発言順に紹介すると)「障害」者の母親で障害のある子もない子と一緒に生きることをめざす地域のグループ「赤いくつ」を運営する石川もと、保健所の保健婦として石川らにつきあいつつ地域活動をする原由紀、看護婦をしながら四人の子育てをしている町田三代子、三人の子育てをしながら専門家とのいろんな体験をしている福岡早紀子、小児科医として個人開業をしながら「どの子も地域の学校へ」をめざす「すべーす遊」に関わる池亀卯女、障害をもつ長女など三人の子育てをしながら近所の親子とつきあう伊部純子、そして、小沢牧子と篠原が参加している。

この座談会でのひとつの重要なテーマは、「専門家

なんだからちゃんと見てくれて、間違っことはしないだろうという信仰がある。その信仰の強さは一般的なものではないか」(小沢)という問いをめぐってであった。つまり、専門家に対する絶対視(信仰)の相対化、そこからの脱出の手立てをさぐるということだが、伊部は、この事態は「今の時代に生きている人間だから」起こっているのだとし、「専門家や専門性というものが整っていない時代」であれば、「人間、暗く生きていたかっていうと絶対そうでない」と想像する。

言い換えれば、専門家幻想・信仰から自由になった日常の子産み・子育てをどう作り出していけるかということが、「今の時代」の問いである。

それにしても、われわれは、今日、専門家・専門性をどのように体験しているかを語り合わなくてはならない。座談会では、母親たちは専門家によって「ていねいに診られる」ことを望むし、そうでないとき、専門家への疑問、不信が生じると語られた。一方で、「母親とか、子どもを取り巻く具体的な人間関係以外の人間たちが、なぜ子どもをよく診る必要があるのか」という感想(伊部)も出されている。

石川は、「問題を抱えている人は、本能的に専門家を避けるっていうかそんな気がしますね。で、むしろ何でもなくスクスクと育っている人が、大丈夫、大丈夫、とか、隣の子より優れてるとか、いうことを言われたくて専門家を求めている。で、そういう同士が固まっちゃうと、もう排斥というか。だから気楽に言えないってところがますます重なってくるし。」と述べているが、母親たちは、競争意識の中で、専門家によるプラスのお墨付きをもらいたがっているが、その分、わが子にマイナスのレッテルを貼られそうな母親は警戒する、という裏表の関係を指摘している。つまり、専門家を媒介にして、日常の中の母親間がいよいよ分断されていっていないかというのである。伊部の(すぐ上で述べた)感想は、石川の指摘する仕組みの中で体験する不快と対応している

このような「専門家依存の経験の積み重ね」の一方で、池上は、「親としての日々の経験の積み重ね」は

そこだけにあるのではないということに着目する。つまり、母親たちは、子どもが大きくなっていったり、次々と子どもが生まれたりする中で、日常のいろんな人々と出会わざるをえないのだし、「そこに、こういうお婆さんもいるんだなあとか、こういう若い人もいるんだなあっていう関係が作れていければいい」と考えている。池上は、町医者としてそのことを支援したいと願いつつ、自分の課題としては、「専門家が、もっと医学的知識を持たなくちゃいけませんよって言うんじゃないくて、いや、医学的知識がなくても大丈夫だよっていうことを、うまく言えなさいいけないなと思っている。」

以上簡単だが、(座談会で示唆された) 専門家幻想・信仰から自由になっていく手立てを、「する」側と「される」側との両方から探ったが、付加的に言えば、篠原は、もともと「専門家に近寄らないで生活してる人々」もいると指摘し、「今の親たちは、専門家の中に支配されている、専門家に毒されているって言っちゃってる感覚は、もしかすると、医者立場とか心理の立場から見てるから、っていうことはないだろうか」と自省的に発言している。

ところで、そのように発言する篠原のひとつの体験的根拠には、自らも関わった行政主催の「父親教室」は閑散としていたということがあるのだが、しかし、この現象は、むしろ、父親が「子産み・子育て」を母親に任せつつ、その分、母親が専門家に依存していくという事態の裏返しとと言うべきかもしれない。

この座談会の後、小沢牧子は、「乳幼児政策と母子関係心理学」を書き、「育児領域における母親中心思想と母性に関する意識が、どのようなしかけの中で作られ、個人レベルへの啓蒙がなされてゆくかを、主に児童政策・母子保健政策との関連で」論じ出したが、⁽¹⁰¹⁾ 学会改革の終焉で中断した。しかし、その作業は、社臨誌になって、「母子関係論の素顔」と題して再開され、(その1)は、「おかえりなさい言説」を批判している。⁽¹⁰²⁾

特に、小沢は、後者の論文で、「男性学者による固

定的母親観」を指摘しているが、横山浩司は論文「社会的装置としての育児日記」で、小沢と同様の問題意識に立って、明治以降、近代国家になって、男性専門家が母親たちに彼らの書いた育児書を読ませ、同時に育児日記を書くことを勧めてきた経過を指摘し、そのような育児日記は「近代家族の内部に位置づいた強力な社会的装置」になってきたと論証している。⁽¹⁰³⁾

こう考えてきたとき、本項で紹介した座談会の反省として、語る人たちが女たちに偏っていたことそれ自体を問題にしなくてはならない。次の機会には、「する」側と「される」側と、そして、老若男女揃って、語り合いたい。

<注>

(93) 臨心研23. 1, 1985. 6, pp. 17-23

(94) 臨心研24. 2, 1986. 9, pp. 28-35.

(95) 臨心研25. 2, 1987. 9, pp. 39-48.

(96) 臨心研23. 1, 1985. 6, pp. 54-63.

(97) 臨心研24. 1, 1986. 6, pp. 77-78.

(98) 臨心研24. 1, pp. 127-129.

(99) 臨心研24. 2, pp. 75-76.

(100) 臨心研26. 1, 1988. 6, pp. 33-68.

(101) 臨心研26. 3, 1989. 2, pp. 2-36.

(102) 社臨誌2. 1, 1994. 4, pp. 45-54.

(103) 社臨誌1. 3, 1994. 1, pp. 9-19.

XII. 「早期発見・治療」問題の総括から「脳死・臓器移植」批判へ

1987年10月、ぼくらは、日臨心編で「『早期発見・治療』はなぜ問題か」を世に問うことになった。⁽¹⁰⁴⁾これは、70年代当初に気づいたことだが、就学児健診や三歳児検診が子どもたちを早期に選別して隔離するということを批判することから始まっている。追って、そこから(羊水診断など)「障害の発生子防」対策へさかのぼる経過にも批判的に注目している。本書は序章で、このテーマにそって、80年代半ばまでに行ってきた(誌上や総会シンポなどでの)問題提起や論争を振り返っている。

そして、体外授精、科学的産み分け、そして、アメリカにおける障害新生児抹殺の実態と仕組みなどの諸問題にも着目して論じていく。

その中で、ぼくらは、通して還流している優生思想を指摘していくのだが、70年代当初から80年代半ばへの時期は、「不良な子孫」を生まないという“消極的”優生思想から、それに加えて、「優秀な子孫」を作るという“積極的”優生思想への急激な移行の時期と言えそうである。

本書は、それらのことを詳らかにしたのだが、加えて、小沢牧子は、「産む性の問題としての早期発見・治療」を論じ、「障害」予防を迫ることで女性管理を強化する実態と問題を明らかにした(第7章)。また、山下恒男は、「早期発見・治療」の思想的背景としての進化・優生思想を論じ、そこで成立してきた負性としての「障害」を必然として捉え直す思索を展開した(第8章)。

本書の終章で、篠原は、「新たに提起されたテーマ」を整理している。それは六点にまとめたが、その②で「昨今マスコミを賑わせている『脳死・臓器移植』の問題を本書が随所で提起してきた『生死』観とかかわって考えると、どういうことになろうか。

まず、個体レベルでの「生命の質」をめぐる論議(体外授精問題、障害新生児の抹殺問題)を思い起こしてほしい。つまり、「脳死」は、脳機能の不可逆的停止を「死」とみなそうとするものだが、その不可逆性の判定は確かかという疑問の前に、われわれには「脳機能の停止=死」とする科学的・常識的定義その

ものの問い返しが求められている。それは、「人間の誕生=意識・自我・(生産能力)の成立」という図式が、この「死」においても採用されていることから、「生と死」を貫く批判的検討課題ということになる。」と問題提起している。(なお、本書では、「生産性」としたが、ここでは、「生産能力」のほうが適切な表現であると考え直した。)

つまり、ぼくたちの問題意識からすれば、「脳死・臓器移植」問題は、優生思想の点検という観点から格好のテーマである。しかし、理由はそのことに留まらない。「脳死・臓器移植」の実施と合法化という政治的・社会的事態がぼくらの面前に突き付けられてきたからである。

第24回総会(1988年11月)では、本書の出版を記念して、「〈全体会〉日常の中の優生思想を考える」ことをした。前半では、米本昌平と山下恒男が「先端医療とバイオエシックスをめぐる」公開対談をした。⁽¹⁰⁵⁾

米本は、アメリカの事情を紹介し論じてきた人だが、「バイオエシックスは先端医療の社会的受容の手続きに関する研究」であると定義して、⁽¹⁰⁶⁾現代医療への政府の過剰介入を排して、正当な意志決定の論理を確立していくためにメディカル・プロセッションの責任と倫理が問われていると主張した。⁽¹⁰⁵⁾

山下は、このようなバイオエシックスに違和感を表明して、「バイオエシックスを優生思想の一つの表現と言ったら言い過ぎかもしれないが、それが先端医療革命を合法化するものとして登場したのは間違いないと考える。したがって、バイオエシックスは優生思想に対抗する原理とはなりえない。バイオエシックスに代わりうるものは、私たちの中にある優生思想と同根の、個としての身勝手さや、一見すると非合理的な死生観、本能的とも言える共生意識ではないだろうか」と問題提起をしている。⁽¹⁰⁶⁾

私たちの意識・身体・生活の中に同じ根を共有して絡み合って混在する、優生思想と共生意識をほどいて仕分け、後者で前者を撃とうと言うのであるから、刺激的で魅惑的な問いであると言わなくてはならない。

このときの〈全体会〉は、後半で、「〈シンボ〉優生思想とわたしたちのからだ・生命」を持っている。このシンボは、「脳死・臓器移植」問題に通底する優生思想は今日の自然食・健康食運動や反原発運動にも還流していないか、とすれば、優生思想の諸問題をこれら三つの切り口から考えてみよう、ということで、開かれた。(107)

発題者、明峯哲夫は、「食べ物」運動が陥りがちな「安全な食べ物のつまみ食い」性を指摘し、「つまみ食い」で生きるということは、自分が拠り所とする固有の風土・環境を持っていないということです。ある地域に住んでいながら、実際にはその“空気”や“水”を摂取していることにはなっていない。自分の体に取り入れている環境はモザイクなのです。こういう食べ方、生き方の中に、優生思想が忍び込んでくるスキがあるのではないかと、自然と人間、人と人がつながりあった暮らしの中で、「食べ物」を作る、食べる、という提起をしている。(107) なお、明峯は、この提起をめぐって、改めて「人間と農」を社臨誌上で連載している。(108) - (110)

ほくは、「不幸な子どもを生まない」運動と重なってくる反原発運動を批判し、これを乗り越える反原発の論理の構築を主張した。ほくは、反原発を主張する漁民たちの声を聞きながら、普段の原発活動そのものが「海と、魚群と、海と共に暮らす人々との、三つの相互的な関係を解体させる」ことに気づいた。一つの気づき方である。こうして、「今日、社会総体を貫いている『優生と分断』のひとつの契機として、原発設置・推進があつてしまっている。だから、確かに『反原発』である。」とその発題を結んでいる。(107)

三人目の発題者、まゆずみただしは、「脳死という考え方の中には、身体の他の部分が機能しなくなったり、欠損していても人間と言えるが、脳が死んだら人間が人間でなくなるという、一つの人間の身体の中の序列という問題もある。手足よりも腎臓や肝臓が、さらに、それよりも心臓が、そして、一番大事なのが脳だと言うように、身体の各部分に対して序列が付けられてしまっている。そして、その序列が一個の人間と

いう身体にまであてはめられて、この人は社会的に価値のある人、ない人というふうに序列が付けられている。」と発言している。(107)

その後、脳死・臓器移植に反対する市民会議も生まれた。山尾謙二は、同会にかかわりながら、臨心研誌上で「脳死・臓器移植を貫く優生思想」を論じている。(110) 山尾は、欧米と日本の論議を広く紹介しながら、論点整理をしているが、その末尾で次のように述べている。

「優生思想は、この社会の『効率』や『生産性』という物質的欲望の価値尺度で人間存在を質的・量的に切り刻んでいく方向をめざすものにほかならない。

『脳死・臓器移植』は、その思想の上に成立し、その思想をさらに強化しようとしている。いま21才の息子は、出生時に〈10年も生きられれば上等ですよ〉と宣告した医師の“科学的事実の予想”を蹴とばして、そのしたたかな毎日の生活を送っている。〈重症のダウン症の新生児を殺してきた医療〉〈ダウン症児の胎児を殺してきた医療〉が同じこととして『脳死』を言い出しているのではないかと。〈ダウン症の生命を奪う〉ことで現実に『臓器移植』を成り立たせているのではないかと。〈息子の生と死〉と〈私の生と死〉のかかわりの中から、『脳死・臓器移植』を撃ち続けていきたい。」と。

山尾は、「障害者」と呼ばれる息子の立場に身を寄せつつも、「障害者の親」の立場に安住することなく、彼と共に生きる、もう一方の当事者であろうとしている。その当事者性は、彼でなくてほくでも成り立つ一般性を持っている。

追って、岩生純子は、「生と死の奪い返しを—脳死・臓器移植問題から」を書いているが、(112) その中で、ナチスの優生思想を論じている。そこには、養護学校教師の、養護学校から教育不適格者として排除された子どもたちの記録が例えば以下のように紹介されている。

〈事例734〉は、ユダヤ人で「生まれつきの精神薄弱」である。そして、彼女に関して、「わずかな集

中力と授業での興味のなさ。身体的に不器用で鈍感である。彼女の大きな不安は特に体育において認めることができる。授業上の進歩はごくわずかで、することは疑わしく思われる」と。また、彼女の「断種手術は大病院あるいは婦人科で行われた」が、その後の「このユダヤ人の運命は不明である」と記されている。

岩生は、この「教師の記述の表現は、いま学校で、「障害児」と言われる子どもたちに対して教師が表現する言葉とまるでそっくりです。734番の女の子は、私が知っている沢山の女の子たちです。そして、私の娘の朝子でもあるのです。」と感想を述べている。

岩生も「障害児の親」だが、山尾と同様の当事者性を担おうとする。それゆえ、「この女の子は、生きているとしたらいま68才です。でも、私には、とても生きていとは思えません」と、想像と共感の世界を痛みの中で膨らませている。そして、ナチスの優生思想の今日性(日常性)をほくたちに明確に想起させている。

こうして、本項および前項で論じたテーマは、社臨が引き継ぐ重要なテーマの一つとなった。早速、創立総会シンポ(1993年4月)では、「生老病死を考える—日々の暮らしの中で」とタイトルされて議論されている。⁽¹¹³⁾その後、秋葉聰が「脳死社会における諸問題(一)(二)」を論じているし、⁽¹¹⁴⁾⁽¹¹⁵⁾第二回総会分科会では、「いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える—脳死・臓器移植、尊厳死にかかわって」を論じている。⁽¹¹⁵⁾また、この分科会に先んじて、戸塚辰永が「強制断種法と「障害」者の歴史」を書いている。⁽¹¹⁷⁾この総会では、「臓器移植法案の国会提出に抗議し、本法案の否決を要望する」決議を採択したが、⁽¹¹⁸⁾林延哉は、これを受けて、「臓器移植法案提出に対し、あらためて「脳死=臓器移植」に反対する」を書いている。⁽¹¹⁹⁾

<注>

(104) 日臨心編「『早期発見・治療』はなぜ問題か」(1987. 10, 現代書館)

- (105) 臨心研26. 4, 1989. 3, pp. 71-84.
 (106) 臨心研26. 2, 1988. 10, pp. 16-19.
 (107) 臨心研26. 4, pp. 85-113.
 (108) 社臨誌1. 3, 1994. 1, pp. 2-8.
 (109) 社臨誌2. 1, 1994. 4, pp. 27-34.
 (110) 社臨誌2. 2, 1994. 8, pp. 67-74.
 (111) 臨心研28. 3, 1991. 1, pp. 55-72.
 (112) 臨心研29. 2, 1991. 10, pp. 74-87.
 (113) 社臨誌1. 2, 1993. 9, pp. 19-45.
 (114) 社臨誌1. 2, pp. 54-64.
 (115) 社臨誌1. 3, pp. 26-35.
 (116) 社臨誌2. 2, pp. 29-33.
 (117) 社臨誌2. 1, pp. 11-18.
 (118) 社臨ニュース第13号, 1994. 5.
 (119) 社臨誌2. 2, pp. 112-120.

Ⅷ. おわりに

「日臨心学会改革20年を振り返る」は本号で5回になる。前半の3回は、学会改革の終焉を導いた「精神医療分野における資格・専門性」問題を軸に振り返った。後半の2回は、「共生・共学」問題とその関連領域を論じた。おわりに「共生」それ自体の内実と課題について触れておきたい。

ところで、ほくは、80年代を通して、5回の対談を重ねてきた。三好哲司とは「『どもり』と『書痙』の生活とからだ」を振り返って、⁽¹²⁰⁾⁽¹²¹⁾村瀬学とは「生きあい響きあう“ことば”のありようを求めて」、⁽¹²²⁾浜田寿美男とは「子どもの生活世界を捉え直」そうとして、⁽¹²³⁾暉峻淑子とは「近代への視角—社会・身体・発達にこだわって」、⁽¹²⁴⁾そして、栗原彬

とは「近代社会の「共生」を探る」ために、語り合っている。(125)

これらの対談を踏まえて、ぼくは、岡村達雄と山下恒男と「「共生」論を検証する」鼎談を行った。(126) (127) ぼく(ら)は、「どの子ども地域の学校へ」の願いと運動の中で、当初「共生・共育」、(128) (129) そして次第に「共生・共学」をよく使ってきた。(130) 「障害」児と「健全」児の分断・隔離をいよいよ強行していく「養護学校義務化」攻勢に抗して、これらの言葉は、問題提起(アピール)性を持っていた。

発達保障(「義務化」徹底)を主張する人たちは、これを「普通学級への放置」にすぎないと非難した。「義務化」に反対する人たちのなかには、それではいけないということで、「共に」を前提にした「個別指導」などを提起し試行する人たちが出てきた。ぼくは、この試行の分離・分断性を警戒して、あえて、「(普通学級における)同一時間・空間、同一テーマ・教材」を主張した。(131)

この鼎談では、このことが一つの話題になった。ぼくは、「生活する者同士のリアルな実感としてある不公平感とか差別されている感じとかを越えていく、一つのプロセス」として、どんなときにも、どんなふうにも「特別扱いしない」という意味で、この提案をしていた。

岡村は、このことに疑問を呈して、この提案に貫通する「同一性」が「差異・多様性、自由・選択」とどう絡み合うのかを解かなくてはならないと発言している。また、「普通学級」そのものが作為的、恣意的な基準によって編成されているのであって、現にある制度としての同一空間性それ自身が支配性を帯びているのだと指摘している。

こうして、岡村は、ぼくの言い分のリアリズムを認めながらも、それが自分たちを内に縛り、閉じてしまう恐れを表明する。そして、同一空間に生起する矛盾、対立、不和、葛藤にこそ直面していかななくてはならないと述べている。

この辺りで、再び、ぼくは、岡村と思いを重ねていく。つまり、ユートピアとしての「共生」世界を描く

のでなく、「せめぎあう共生」という生活現実を生きる他ないのではないかと。山下は、「同一空間の中で修羅場をくぐる」ともっとリアルに表現した。

岡村は、さらに、即事的、即物的な現実性とか具体性の中で、集約的に体験する共有する世界や共存の感性を大切にするだけでなく、同時に、観念や想像の世界における共生も模索する、という発言をする。閉じられた空間からの越境、旅、交流のテーマもあると言うのである。こうして、ぼくらは、同一時間・空間の内と外で、異質のもとと出会い続け相互浸透しつつ、「共生」の生活と文化を壊しては創る、ということなのだと考えていく。

ぼくらは、「共生」ばかりの中で、このことばが風化し、新鮮味を失っていることを自覚し、その言葉にこだわらないで、かえって、そのイメージを膨らまして、その内実を模索することではないかと考えるが、同時に、「健全」児と「障害」児の分断・隔離に抗する中で作り出した「共生・共学」のことばをその歴史と思想性と共に想起し続けたいとも思う。

ところで、今日、在日韓国・朝鮮人など、在日外国人の多くの子どもたちが、もともとは日本人だけの学校に通い出している。岡村は、(民族教育の問題と障害児教育の問題をまったく同次元で考えるということではないにせよ)この事態で、「近代の学校そのものが異質なものに直面させられているという点ではまったく同じ問題として、共に生きるなり共生という内実が問われている」と提起している。ぼくらは、「共生・共学」論をめぐっても(岡村の表現で言えば)「現在の状況とリンクして、我々の思想のもう一つの鍛え直しが求められている」のである。

いよいよ、この連載を閉じる。日臨心から社臨への継承課題を掘り起こしながら、社臨での展開を期待する幾つかのテーマをぼくなり整理できたかと思う。言うまでもないが、これは、ぼくの「学会改革20年」の総括である。と同時に、多くの点で、“移り住んできた”人々と新しく社臨になって参加した人々に共感を得つつ共有してもらえれば励まされる。

といて、ほくは、この総括が社臨の広がりイメージを限定するものであることを決して望んでいない。その意味で、いろんな会員による「学会改革の読み方」と「社臨のあり方」が種々様々に披露されていくきっかけになればうれしいことである。

社臨編集委員会は、先号の「はじめに」の中で、「わたしたちは、限りない独自性と多様性にどのくらい許容的で鷹揚であるかを自他に問い続けたい。と同時に、相互と共同を展望して、その間の対立とせめぎあいどのくらい粘って飽きることがないかにも賭けたいと願っている。」と記したが、ほくも、そのことを心に留めたい。

この連載を書いている間、ほくは、当時への未練を断ち難く、懐かしがったり、また、悔しがったりもした。そんな気持ちがあちこちににじみ出ているかも知れない。でも、いまはさっぱりしている。時間が経ったからということもあるが、今日、社臨の場が日臨心の場ではもはやかなえられないことを可能にしつつあることを実感するからである。「日臨心よ、長い間ありがとう、そして、さようなら」。(終、1994. 10. 27)

<注>

(120) 臨心研20. 4, 1983. 3, pp. 6
0-81.

(121) 臨心研21. 1, 1983. 7, pp. 7
0-82.

(122) 臨心研23. 2, 1985. 10, pp. 1
19-142.

(123) 臨心研24. 2, 1986. 9, pp. 8
8-113.

(124) 臨心研25. 1, 1987. 7, pp. 5
9-78.

(125) 臨心研26. 2, 1988. 10, pp. 5
2-87.

(126) 臨心研27. 3, 1990. 2, pp. 5
1-73.

(127) 臨心研28. 1, 1990. 7, pp. 5
1-78.

(128) 篠原「『障害児』観再考—「教育=共育」
(1976. 9, 明治図書)

(129) 日臨心編「戦後特殊教育・その構造と論理
の批判—共生・共育の原理を求めて」(1980.
4, 社会評論社)

(130) 篠原「共生・共学か発達保障か—80年代
日教組全国教研の争論」(1991. 1, 現代書館)

(131) 篠原「同一時間・空間、同一テーマ・教材」
をめざして—「新」学習指導要領及びその日教組
「検討」を批判しつつ、『季刊 福祉労働』25, 1
984. 12, pp. 125-159.

精神医療の現況における厚生省コ・メディカル国家資格化の問題

赤松 晶子 (東京足立病院)
我妻 夕起子 (東京足立病院)
三輪 寿二 (東京足立病院)
寺田 敬志 (根岸病院)

はじめに

1994年4月、厚生省保健医療局長の私的諮問機関である臨床心理技術者業務資格制度検討会(以下、検討会)は、'90年12月から8回に及んだ審議結果を「検討会取りまとめ」(以下、取りまとめ)として発表した。検討会の作業は終了し、今後、心理職の国家資格制度化の検討は、公衆衛生審議会精神保健部会が担うことになり、厚生省は、'95年2月頃には、心理職に関する資格法案を国会に提出する予定でいるようだ。その取りまとめをめぐって関係諸団体はさまざまな要望、見解を表明している。

また、保健・医療分野のワーカー職においても、「精神保健福祉士」(仮称)という名称で、精神医学ソーシャルワーカー協会(以下、P協会)が行政と絡みつつ、国家資格化施行をすごいスピードで現実化しようとしている。ワーカー職資格化も心理職との抱き合わせで、'95年2月の国会提出を狙う勢いである。後述するが、心理職諸団体の錯綜する状況から推測すれば、ワーカー職の資格化がより早期に実現する可能性さえうかがわれる。

こうした動きには、厚生省のみならず、関係諸団体の思惑と利害が渦巻いている。これらの現状に対して、精神医療に従事する4人の日本社会臨床学会(以下、社臨と略す)運営委員が、批判論文執筆を担当することになった。

これまで、社臨として、心理職国家資格化の動きに対して反対を唱え続けてきた経過があるが、上述の

ような、P協会が主導するワーカー職の国家資格化をも射程に入れ、コ・メディカル国家資格化の問題として論じたいと思う。

I. 精神医療状況の流れ

1960年代、精神医療の「革命」と言われた薬物療法が開発され、一般的な精神科治療方法として普及していった。それまでの脳に損傷を残すショック療法に比べ、薬物療法は精神医療に光明を与えるものとしての印象を投じていたが、ショック療法が、薬物療法に変わっても、抑制的、対症的といった本質が変わったわけではなく、「薬づけ」医療を生ぜしめた。それは、差別視にもとづく「精神障害」者の隔離という社会的要請を受けつつ、病院が経営がらみ担い続けるものとなり、長期入院状況を増長、定着化させることになった。そうした背景には、高度経済成長期の日本の中で、安価な労働力として「精神障害」者を求める社会経済的要請に応えることや製薬資本と医療界の癒着があった。他方、そうした状況にともない、社会復帰が唱えられようになり、コ・メディカルスタッフ導入のきっかけがつけられた。

1969年の精神神経学会の内部告発に始まる精神医療改革の動きは、1970年代に入って、それまで「隔離・収容」を旨としてきた精神医療・精神医学の、「病」・「治療」などの諸問題を根底的に把え返し、精神医療・精神医学の新たな構築を目指す機運を示してはいた。そうした機運のなかで、保安処分立法化反対

に至る告発運動を市民も含む形で展開していた。

同じ時期、1969年、日本臨床心理学会（以下、臨心）においても、学会の懸案であった「臨床心理士資格認定」案をめぐる、「臨床」は患者に役立っていたか？、「誰のために資格をとるのか？」の内部告発から、その資格案を否決した。1970年代、臨心は、「精神障害」者がどのような差別状況に抑圧されてきたか、の激しい告発を受け、「される」側に学ぶ姿勢で「臨床心理学」の自己点検作業を続けていった。

1980年代、新宿バス火災事件より保安処分の法制化が再燃し、一時期はそれに抗する「精神医療従事者懇談会」の動きもあったが、社会状況、精神医療状況が改められることはなかった。こうしたなかで、臨心でも1969年以來の改革路線から「把え直し作業は終えて、先を考えるべきだ」との意見が出るようになった。また1983年には、臨心を脱会していった旧理事たちが中心となって、日本心理臨床学会（以下、心臨）が設立され、協会認定資格制度を確立していった。

1984年の宇都宮病院事件を契機に、国際的批判にさらされた日本の精神医療体制は、1988年、精神保健法施行に至り、そこでは、「精神障害」者の人権擁護、地域化が謳われてはいる。しかし、その法「改正」は、国際的な外圧により制定が急がれたものであり、精神医療に対する「精神障害」者の声をすくいあげていくものではありえなかった。この間、医療総体は、医療総需要抑制策を根幹に、高齢化社会に備えるため保健・医療・福祉再編成が進むなか、「治る—治らない」、「生かす生命—生かさぬ生命」を選別し、機能別振り分けへと尖鋭化してきている。精神医療は改革どころか、これまでも増して、医療総体の底辺に取り残されていく危惧に包まれ、高齢化社会に向かって、老人病棟、老人施設への転化が進められている。

確かに、こうした流れのなかで、授産寮やグループホームなどの中間施設への助成、作業所への助成、また、病院治療における外来治療の診療報酬の引き上げなどによって、幾分、精神医療の地域化は進んだよう

にも見える。しかし、それは、長期化する人たちは安上がり療養棟へ、「処遇困難例」というレッテル貼りをされた人たちは「処遇困難例」病棟へ（これは保安処分的処遇と言ってよい）、といった「隔離・収容」や保安処分的処遇と表裏一体になった地域化であり、その地域化そのものの内実も問わなくてはならない諸問題が山積している現状である。

そうした現状のなか、医療総需要抑制策を根幹とする医療・保健・福祉再編成を支える人材確保のために、コ・メディカルの国家資格化が、いま進められているのである。

II コ・メディカル国家資格化をめぐる関係諸団体の動向

1. 「臨床心理技術者（仮称）」国家資格化の関係諸団体の動向

取りまとめの主旨は、「精神保健の分野において、臨床心理技術者による心理業務（心理検査や心理療法等）の中には、これらが適切に実施されない場合には患者の精神面において重大な影響を及ぼすおそれがあるもの、つまり、医行為⁽¹⁾に該当するものが存在する可能性が高く、精神医療に係わる医療関連職種として、その資格制度化が必要となる」というものである。

この取りまとめをめぐって、多くの関係諸団体が要望書や声明を出している。検討会委員に寄せられた要望書は10件を越えると言われているが、ここでは、そのうち6件についてその主張を概観したい。

1) 心臨と日本臨床心理士会（以下、心理士会）

心理士会とは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、認定協会）により認定された「臨床心理士」の団体であり、心臨はその認定協会の母体となった学会である。したがって、両団体の要望・主張は殆ど一致している。

その主旨は、医行為及び診療補助職ということと、

厚生省の作成した「大学学部カリキュラム案」に関して、「臨床心理学の医学への帰属を強いる結果となる」ことを懸念し、両団体の会員の職域と業務の対象が、厚生省所管の保健・医療・福祉領域だけでなく、教育・司法・産業をも含んでいる事情に基づき、「精神保健の分野に限定した資格制度化は、我が国民の社会生活に係わる分野にも重大な影響を及ぼす」という危惧を表明している。

しかし、両団体とも「資格化」そのものは必要と認め、実際、認定協会資格を実践しているのである。つまり、両団体にすれば、すでに、「臨床心理士」という認定協会資格を4000名近くに与え、今後も審査料として一件80000円の収入が見込まれている。

しかし、今回の厚生省国家資格化が実現すると、精神保健分野の現任者やここに就職を希望する者にとっては、認定協会資格はその価値が小さくなる。認定協会資格の価値低下そのものへの危惧もあるだろうが、むしろ、その結果認定協会資格の経済的マーケットが狭められることは認定協会資格を支える両団体にとって死活問題であり、これが両団体の要望・主張の背景となっていることは確かであろう。

2) 臨心と全国保健・医療・福祉職能団体(以下、全 心協)

全心協は、臨心の運営委員や会員が中心となって、'93年6月に設立された臨床心理技術者の職能団体である。この団体が、今回の厚生省心理職国家資格化後を睨んで設立されたことは間違いないところである。したがって、これら両団体の要望・主張は重なり合い、補完しあうものである。

臨心は、資格制度化について、「運営委員声明」('94.2.28)を出している。その要旨は次のようなものである。「今回の資格化は、国主導による戦後保健医療制度の再編政策の中に位置づけられる」という認識を踏まえて、「今回の資格化を否定することは、本学会が模索しながら実践してきたこれまでの臨床活動を失すおそれもあると判断した。また一方で、医療現場で現在無資格の心理技術者を資格制度に組み入

れることで、医事法制上の整合性を得てその配置を拡大するものと認識し、ぎりぎりの選択として国家資格化を全面的に否定しないと結論に達した」とするものである。そして、提言として、「現在までに心理職が担ってきた業務が制限されないこと、関連する他職種との共働性を侵さないこと、医師の指示を受ける診療補助行為の範囲を明確にすること、卒後研修には臨心の行う研修も含めること」の4点を挙げている。

全心協は、その設立総会で、「心理職の国家資格化の早期実現を求める」という主旨の決議文を採択している。今回の資格化についても厚生大臣宛て要望書('94.5.6)で、「取りまとめは、当会設立時の決議に基本的に沿うものであり、賛成の意を表する」とした上で、「医行為の範囲を明確にすること、医師の包括的指示について明示すること、資質の維持向上のための養成システムを確立すること、現任者に配慮し経過措置を講ずること」などの4点の要望を出している。

臨心が20年余に亘る自己点検、臨床の把え直しに幕を下ろして、資格推進路線に変更していった経緯から考えても、両団体が要望を出しつつも、基本線で今回の国家資格化に追従していることは明らかである。

3) 日本医師会(以下、日医)と日本看護協会(以下、 日看協)

日医は、「日医FAXニュース487号」紙上ににおいて、「取りまとめ」の要旨とその経過を簡単に報告し、「このような新しい職種が医療現場に入ってくるには、卒後、卒前の十分な研修が必要になってくる。制度化のためにはさらに突っ込んだ検討が必要だ」というコメントを付け加えている。

かつて日医は、認定協会が文部省所管の財団法人認可を受けた際、日医新聞('90.9.20)で、「臨床という言葉は、医学用語と考えられる。今回の認定資格の説明を見ると、診断、治療という言葉が、安易に使用されているが、医師法に抵触しないか。厚生省は、文部省に対して、『臨床』という語句を除くこと、また、その活動分野から、医療保健、福祉等厚生省所

管に係わるものを削除することを強く要望し、日医もこれに全面的賛意を表している」という厳しい抗議を行っている。

一方、日看協は、厚生省保健医療局長宛での要望書のなかで、「心理職の資格制度化に反対するものではないが、保健婦助産婦看護婦法の業務独占の解除には反対する」という主旨のことを主張している。

やはり、これら両団体においても、自らの権威、権益に抵触しなければ、国家資格化に対して特に問題を見いださないとする姿勢である。

2. 「精神保健福祉士（仮称）」国家資格化の動向

1) 精神医学ソーシャルワーカー協会の国家資格化への経過

P協会は1964年に誕生しているが、その設立趣意書には「強固な組織によって山積する身分制度などの懸案に対して、積極的に自らの地位を高めるための努力を払わなければならない」とあり、身分制度委員会が設けられ、陳情活動等も行ってきた。

こうした経緯で言えば、1972年の「社会福祉士法制定試案」は身分安定のためには格好の機会だったと言えなくもない。しかしながらP協会はこれに反対を表明した。理由は、ソーシャルワーカー間に1種、2種と階級差の設定があったこと。もう一つは、精神医療の実態が未だ「精神障害」者にとって福祉の実現をはかるにはほど遠い状況があり、そのなかでPSWが身分資格制度をもったとしても、専門職として責務を果たしにくい。むしろ、現状は、資格制度以前にPSWの待遇改善を含む社会福祉全般・精神医療全般の基礎整備を優先すべき、との理由からであった。

そして、P協会を揺るがす「Y問題」が起きた⁽²⁾。P協会は、この問題の総括を精神医療の中での治療関係、即ち患者とPSWが置かれている立場性を捨象したまま「専門性の検討」を課題とした。この課題にそって、P協会では提案委員会が設けられ、「PSW自身が自ら専門職と言われるにふさわしい専門性を構築するために」、(1) PSW業務指針の構築、(2) 精

神障害者福祉論の構築、(3) 倫理綱領の制定の「3点課題」を設け、資格制度そのものは暫くは表面化せずにはいた。

1987年、政府が福祉と医療に関わる一定の職種に対し、法定資格制度化の方針を発表、資格制度化を強く望んでいた医療ソーシャルワーカー協会（以下、M協会）が政府との窓口となった。同年社会福祉士法及び介護福祉士法制定。この後、医療福祉士法の制定については、PSWとMSWとの統一を図って欲しいとの政府の要望があり、主としてM協会を窓口としつつ交渉が進められた。M協会は、ソーシャルワーカーの基本は社会福祉にあり、PSWもMSWも同一の資格を制定すべきで、現時点では、社会福祉士法の他に資格制度を設けるべきではない、との見解を示していた。しかし、P協会は、M協会の、見解とは異なり、社会福祉士法では不十分であるとしていた。

1993年、P協会は総会において「国家資格化の実現に向けて活動を展開する」との決議がなされ、厚生省との折衝の中、1993年暮にPSWの資格化についての窓口は精神保健課にするとの回答を得るや、「PSWの単独立法化」を進めるべく動きだした。この動きには、反対者や疑問を呈する者などがかなり存在するにも拘らず、理事会はごり押しを進めている。

1994年6月に予定されていた総会に先立ち、4月10日臨時総会を開催した。しかも会員に知らされたのは3月末であった。急な開催であり、年度替わりの時期でもあって、欠席者が多いにも拘らず、この臨時総会で議案は押し通された。「理事会一任」とのお墨付きを総会承認で得ることが目的であったことが明らかに見て取れる。

その後、衆参議員や各関係団体等との交渉を進め、6月からは厚生省の厚生科学研究費の交付をうけて「精神科ソーシャルワーカーの国家資格化に関する研究」が始まった。また、議員立法化にむけての話し合いも持たれている。この中で、P協会はPSWの医行為は福祉業務の一部と考えており、まったく新しい概念を提案する方向でゆきたいと発言したとのことであるが、参議院法政局からは従来の法律の延長線上にあ

るものしか提出できないと言われている。そして意見一致を見ないままに、今後は臨時国会に向けて事務的な詰め作業を行い、法律案として提出すべく段取りを進めると言う。

2) 『精神科ソーシャルワーカーの国家資格化に関する研究』報告書』から

本年6月より厚生省の厚生科学研究費の交付をうけて「精神科ソーシャルワーカーの国家資格化に関する研究」が始まった事は前述したが、10月7日付でその報告書と、「精神保健福祉士の国家資格化の検討(試案)」が出されている。

その試案では、「『精神保健福祉士』とは、厚生大臣の免許を受けて、精神保健福祉士の名称を用いて、精神医療及び社会福祉に係る専門的知識及び技術を持って、精神障害者の保健、医療及び福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うとともに、医師の指示の下に精神障害者に係る診療の補助を行うことを業とする者を言う。」と定義されている。そして、「診療の補助を行うことを業とする」とされ、「相応の裁量権」は、「医師の指示の下」ということになっている。

「精神保健福祉士の業務」としては、「受診援助、入院援助、退院援助、療養生活上の指導援助、グループワーク」が挙げられ、これらを診療の補助に含まれるとして「PSWの業務のうち、医行為に該当するものについては、医師、看護婦の業務独占にかかわらず、PSWもこの業務を行えるように規定を整備する。」とし、「医行為の一部であるから、医師の包括的指示の下で行うこととする。」としている。「医行為」に含まれない業務として、「社会生活上の指導援助、家族問題調整、地域活動業務、人権擁護業務」を挙げている。

受験資格については「学校教育法に規定された大学(短期大学を除く)において、厚生大臣の指定する課程を修めて卒業した者」を基本としつつ、その他の者については、一定の指定養成施設において必要な知識及び技能を習得した者、及び一定の実務経験を有した

上で所定の研修を終了した者などの要件を設定する。」としている。

P協会では、1982年、医療ソーシャルワーカーの資格制度について、「基本5点」⁽³⁾をまとめている。「基本5点」自体、資格・専門性を自己点検する姿勢が脆弱であることなど、本質的に検討の余地が多々あると思われるが、P協会では資格制度に関してはこれを基礎とするはずであった。しかし、研究会にはP協会理事も加わり、また委員の長はP協会の会長であるにも拘らず、その結論として出された「精神保健福祉士の国家資格化の検討(試案)」は、その「基本5点」からも大きく後退したものであった。

1972年、「社会福祉士法制定試案」にP協会は反対を表明したが、その当時より本当に社会状況はよくなったのか。P協会は、PSWが資格を求めうる社会状況への変化についての新たな認識も示さず、また、資格化の抱える問題性の検討も行なってもいない。これでは、協会の一部の者の思惑のみによって、PSWの資格化が進められていると評されても致し方ない状況であろう。

Ⅲ コ・メディカル国家資格化の問題点と批判

1. コ・メディカル国家資格化の問題点

前に述べたように、心理職・ワーカー職の国家資格化は、厚生省主導の下での医療総需要抑制策を根幹とする保健・医療・福祉再編成のなかに位置づいている。コ・メディカル国家資格化は、それに関係する諸団体の権威・権益が相争う場と化しており、それら関係諸団体から、当事者である「精神障害」者は見えにくくなっている。つまり、「精神障害」者が、資格化を含んだ再編成の当事者であるにもかかわらず、その場から排除され続けている。

この事態こそが、今回のコ・メディカル国家資格化の基本状況である。

1) 地域医療における医師権威構造の完成と管理化

コ・メディカルは、国家資格化によって、「医師の指示下」での診療補助職として法的に位置づけられることになる。つまり、医師を頂点とするヒエラルキー体制はますます確固たるものとなる。しかも、この権威性は、病院医療の範囲にとどまるものではなく、保健・医療・福祉再編成のなかで、医師は地域における権威性を獲得していく。

これまで、「する」側は「される」側を抑圧してきた歴史がある。その頂点に立つ医師の権威が、さらに強大なものになることは、「される」側にとって矛盾であり、反動的でさえある。その矛盾が、「包括的指示」で解決できるものではなかろう。

そして、この権威構造の法的完成は、その制度を通して、厚生省官僚の管理強化をも結果することを押さえておく必要がある。

2) 看護婦不足解決のためのマンパワー対策

保健・医療・福祉の再編成を果たすために、現在、深刻になっている看護不足の解決を図らねばならない。不足部分をマンパワーと称して、今回のコ・メディカル資格化で、解決しようとしているのである。しかし、総体としての人員が増すわけではないから事態は変わらないだろう。これは、短期的な応急処置的なものでしかない。

3) 選別・分断

「処遇困難例」病棟や「療養型」病棟など、病棟の機能分化が進められている。その機能分化は、それぞれの「精神障害」者に適合した「治療」を、という根拠が立てられてゆくが、実質的には、保安処分的処遇であったり、いわゆる「まるめ方式」による安上がり医療状況を意味している。いずれにせよ、機能分化が「精神障害」者の選別を合法化することは確かである。

この方向性を推進する過程では、心理検査の結果は、「精神障害」者を評価・分類する客観的資料と位置づけられることになるだろうし、病棟の適合の判定に、PSWも引っぱり出されることとなるであろう。

そうなれば「精神障害」者にとって、コ・メディカルは判定者となる。

そして、選別は容易に分断につながる。軽症の人—重症の人、能力のある人—能力のない人など、「する」側が「される」側内部の分断を引き起こし、定められた業務分担のために「する」側内部の分断が引き起こされる。そして、「する」側の「専門」分野によって、「される」側は自分を切り売りしなければならなくなる。この相談は心理職に、あの相談はワーカー職に、といった具合に。「される」側は、そうした関わりを求めていたのだろうか？

国家資格化は、さまざまに分断されてゆく関係を持ち込むものに他ならない。

2. 誰のための資格化か？

精神医療の諸状況のなかでも述べたように、一見、精神医療の地域化が進んでいるように見えるが、それは表裏一体で「隔離・収容」や保安処分的処遇とセットになっていた。しかし、さらに、その地域化ということ自体の問題性や困難さがある。この問題について具体的に考えてみる。

まず、退院そのものの困難さがある。長期にわたる入院生活のなかで、家族との関係も薄くなり、単身でのアパート生活という道がわずかに残ることが多い。しかし、人との関係が狭くそして薄くなっているために、アパートを借りるのに必要な保証人が見当たらず、地域に戻る場を持っていない状況があり、この「される」側の状況は変わっていない。むしろ、医療とそれを支える制度そして社会の要請こそが、「薬づけ」も含めて、長期入院化を成り立たせてきたのである。その問題は問われていないのである。

また、退院の問題を解決できたとしても、今度は「精神障害」者ゆえの周囲の無理解・偏見・差別に突き当たる。「精神障害」者であることが周囲に知れると、そのことで偏見の目で見られて居づらさを感じさせられることも多い。同じ理由で、「精神障害」者ゆえの就労の困難さがあり、そのため、退院しても行き

場がない。そこで登場するのが、保健所や病院のデイケアやナイトケアであり、地域の作業所である。しかし、デイケアやナイトケアは、医療と保健の内部に「精神障害」者を抱え込むのであり、作業所もまた、そこに通所する者の生活を経済的に支えうるものでは決してなく、また、そこから就労の道が開かれているわけでもない。厳しく言えば、「精神障害」者の日々の生活を監視・管理していく役割を果たしていく危険性すらある。このように、「精神障害」者の生活の幅を狭小化する要因である「精神障害」者への偏見・差別視は、「される」側の状況を根強く構成し続けているのである。もちろん、「精神障害」者に関わる側も、この偏見・差別視から自由ではない。それどころか、関わる側こそ最も差別者でありうる。

関わる側の差別視を生む要因のひとつに従来からの「精神病」観がある。そして、それに基づいた「治療」のありようがある。それらは、精神医療改革や臨心の自己点検作業のなかで、把え直しの課題とされたものであったが、現在は放棄されていると言わざるを得ない。人格そのものに関わる「慢性的病氣」、自覚的に自分を把えられない「病識欠如」状態、「了解不能」がその本質などといった「精神病」観。人格の全てを明け渡さねばならない「治療」、社会通念に従うことを一方的に求める「治療」、本人の意思に反してでも症状を抑えるために投与される多量の薬、そして、その副作用のために起きる思考や身体の弛緩といった内実を持つ「治療」。これらの把え直しは、「する」側自身の批判的な自己点検を必要不可欠とするものであるが、これらの諸課題も残されたままである。

総じて、「される」側の状況は本質的に変わらない、というよりも、悪化しているとさえ言えるだろう。精神医療の流れが、「される」側の状況の変革を第一義に据えつつ展開されてきたとは考えられない。事実、精神保健法への「改正」の際も、その当事者である「精神障害」者側からの意見や要望がそこに反映されるシステムはつくられなかった。現在、進められている精神医療の展開は、医療総需要抑制策を根幹としつつ、「される」側は自らを取り巻く周囲との諸関係を

分断され、選別され、管理されていくのである。

「される」側の状況が変わらないにもかかわらず、臨心は、“患者の生活は良くなってきた。自分たちの立場の安定を考えねば...”と、1991年、改革路線から資格化推進路線へと進んでいった。1972年に精神医療の貧困な実態への認識から資格制度に反対したP協会も、1993年には、「精神障害」者の状況の実態については何も言及することなく、資格推進へと歩を進めていく。つまり、「する」側が、自らの所属する諸団体の立場、利害、思惑のなかで、「する」側自身（行政、病院、学会などの諸団体等）の状況の好転のみを求めていく動きこそが、現在の精神医療の姿であり、このなかに、コ・メディカル国家資格化も位置づいている。

いったい、こうした経緯のなかで進められているコ・メディカル国家資格化とは、誰のための資格化なのか？

1991年、臨心が20年余に亘る改革路線から資格化推進へと路線変更したことを契機に資格化反対を主張した者が中心となって社臨を設立した。社臨は、臨心改革路線の「される」側に学ぶ姿勢を継承しつつ、「される」側との共存・共生を多様な視点と新たな思索を含み込んで追求しようとしている。「される」側の差別状況、「精神病」(者)観の把え直し、「治療」の把え直しなどについて、「する」側の自己点検を通して、検討と思索を深めていくことは、基本的な姿勢であると我々は考えている。

その立場、理念からは、「される」側の状況変革へのトータルな構想もなく、行政・官僚を含む「する」側の都合や権威・権益の維持および拡大のために推進されているコ・メディカル国家資格化は到底首肯できるものではなく、コ・メディカル国家資格化に反対することを表明する。

注

(1) 医行為。「医行為とは、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害をおよ

ぼし又はおよぼすおそれのある行為」と述べられている。

(2) Y問題。1969年、川崎で受験勉強中であった19才のY氏について両親が精神衛生相談センターに相談したのをきっかけに、Y氏とは話す事は勿論、会うこともないまま、相談センター、保健所が動き、警察の手を借りて自宅に居たY氏にいきなり手錠を掛け精神科の病院へ連行。診察もせず、片親の同意だけで(未成年者のため両親の同意が必要)入院させてしまった事件。その後Y氏は病院を訴えて裁判を起し、相談センターでPSW協会々員が関わっていたことから、PSWの役割をめぐって協会をゆるがす問題提起となった。

(3) 基本5点。PSW協会では1982年、医療ソーシャルワーカーの資格制度について以下のように「基本5点」をまとめている。

1. 「医療ソーシャルワーカー」の理論的・実践的専門性の基盤は、これをあくまでも社会福祉学においたものでなくてはならない。したがって、法文に表わす定義にはそのような内容になっている必要がある。

2. 社会福祉方法論における接近法の基本には「自己決定の原則」があり、この原則に込められた人間観は社会福祉学における基本哲学とも言えるものである。ソーシャルワーカーがこの原則に則って業務が遂行できるよう、いささかも支障をもたらない内容の法文となっていなければならない。

3. 本協会は組織活動としての基本方針を「『精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的社会活動』を中心に据えた組織とする」とした。

これは、われわれPSWが社会福祉専門職としての実践を進める際に、その中に精神障害者の人権擁護の視点を据えることを明確に宣言したものであり、更には精神障害者が被っている様々な人権侵害状況からの回復、即ち社会的復権をもその目的に据えることを宣言したのである。

そして、そのような専門的立場に立つマンパワーとしてのPSWの組織として、本協会が存在してゆく

ことを、内部で確認し社会的に宣言したのである。この宣言は現在、国がすすめている精神衛生法改正の主旨と強い関わりを持って来る。

世界的な注目のもとにすすめられている、精神衛生法改正に関わる最大の課題は、何と言っても人権擁護の視点をどの様に具体的に盛り込めるかであったし、また如何に実効あるものにするかであったと言えよう。そこでは、精神衛生法の改正の柱の一つである、精神障害者の社会復帰の促進をはかる上においても、また当然その他の局面に置いても、人権感覚の優れたマンパワーの確保によって充たされる必要のあることが求められているのである。

この基本方向については、当協会の「宣言」と合致するものであり、われわれの見解の正当性について確認すると共に、基本方針の遂行にあたって意を強くするものである。今回の精神衛生法改正にともなう精神障害者の社会復帰事業の充実・促進にあたっては、本協会とその会員であるわれわれPSWが重要なマンパワーとして、その中心的な役割を担わなければならないようになってきたと言えよう。

よって、われわれのこの基本方針が専門職制度の制定にあたって、いささかも妨げられるようなものになってはならない。

4. 本協会の会員資格は福祉系4年制大学ならびに大学院を卒業したもので、現に精神医療の現場に従事している者、を原則としている。

今回の精神衛生法改正にあたって、「精神科ソーシャルワーカー」の配置については、必置制の導入と共に、任用資格について、最低でも本協会の会員資格をその基準とするよう国に要望してきたところである。理由については、その要望書(「精神衛生法の改正に伴う、精神医学ソーシャル・ワーカー(P SW)の専門性および任用資格についての要望」)にあらわしてきた。

われわれの資格制度導入にあたっての国家試験資格については、本協会の会員資格である福祉系大学卒業者を原則とした内容をその法文にあらわすことが必要である。

5. 我々の業務には、対象となる人の人間としての営みの瞬間々々に生々しい関わりをもつことをその特徴としている。そのため我々の業務には相応の裁量権が与えられていなければ十分にその役割や機能を果たすことができない。しかし、このことは我々の間においては、敢えて解説を加える必要のないことではあっても、専門資格制度の法文の内容、特に業務規定の内容にそのことが我々にとって満足できる範囲で反映されるかどうかについては、我々の専門

的業務が社会的にどれだけ評価され、その有用性が認知されているかにかかっていると行ってよい。また、国際的な視野に基づいた共通の視点を持つことも必要であると考え。業務規定をあらわす法文の中に、業務の裁量の幅が出来る限りひろげた内容となるよう求めていくことが必要である。

以上の基本視点を元に、ソーシャルワーカーに対する国の資格制度導入の動きに対して、本協会は国や関係団体と対応をすすめてゆくこととする。

< “この場所” から >

「現実」という言葉と精神医療

今給黎 光子

私は、精神科で看護婦として働き始めて3年目になります。私の精神科に対するイメージは、精神科病棟の実態というルポルタージュや、汚い大人の社会では生きられない純真な少女の物語という両極端な情報に左右されたものでした。ですから、「話の通じない人に、いきなり殴られるかもしれない」とか「誰にもわかってもらえない思いを抱えた人をわかってあげたい」という、ごくありきたりな気持ちからスタートしました。

しかし、私の目の前にあったのは「現実」でした。患者さんという人達は、弱くて、かわいそうな人なんかじゃない。それぞれの現実の中で、どうやって生き抜いていこうかと切磋琢磨している生活者でした。幻覚や妄想も彼らにとっては現実、すばらしい効果と限界のある精神病薬の現実、医療者一人の力量の現実。たくさんの現実を前に、私の幻想は見事に吹っ飛び、腕まくりしてこれらの現実に立ち向かう日々を送っています。

しかし、どうも精神科医療者の間では、「目の前の現実」をどう捉えるかに、人によって様々なズレが生じます。そのズレのために、どうも仕事がやりにくくしょうがない。例えば、患者が「こわい」という。それに対して、「何かにおびえている。幻聴や幻覚がある」「治療者に威圧感を感じている」「幼児期に受けた親の態度をメタファーしている」「だれかの注目を集めたい」などと、いろいろ。額を突き合わせ、唾を飛ばしあって話し合ったところで、所詮、表現されたものを他人が読み取るというのは非常に抽象的な作業です。それに輪をかけて、「信頼関係をつくる」「受容し共感する」「癒し」、「イド」だ「エゴ」だの、わか

るようでわからない、もしくは超曖昧な概念を容易に使う。目の前にあるはずの「現実」は遠のいて見えなくなる。挙げ句の果てに、「精神科の病気は目の前に出して見せられないから」。そうかもしれないが、下手すると究極の言い訳に聞こえてしまう。「精神科治療の効果は20年経ってわかるようなもの。だからこそ、患者と共に歩むことが大切、患者の言う事も聞いておいた方が良いし、そうやって信頼関係ができて医療に長くつながるんだから」。良心的で誠実そうな言葉だけれど、どうも欺瞞臭い。「はくの診察時間以外は暇なんだから、患者さんには、できるだけ快適に生活してほしい」。なんて気前のいい。

いつも親切で優しく、何を言っても頷いて聞いてくれる人々がいて、病室はホテルみたいで、好きな時に食事、お風呂も24時間、マッサージつき、レクレーションも各種揃っている病院。時々世間に出て気晴らしもして、何か困っても電話一本で病院がアフターケア。診察室での治療他に必要なのは、極楽のような環境だと思っている人には、看護婦がホステスに見えるのも無理はない。

「患者さんのために」と自分の言葉や行動を正当化したがる人は、信頼とか共感とかで患者をコントロールしたり、自己愛の道具にしているように見える。優しさとか共感とか、「正しい」言葉を敷き詰めて、「善」を唱えていると安心らしい。基本的に人間は自分のエゴに基づいて生きていて考えている方が、無自覚な迷惑は少ないのではないかと思うのだが。

また、医療者と患者の関係は「病気」を介在した関係である。拒薬している患者から、「あなたに、薬を飲まされる苦しみはわかる？ あなたも飲んでみなさ

いよ」と言われても、自分が必要と思うなら、「私は、あなたに必要だと思うから、飲んでもらいたい。これが仕事だし責任もある」という立場は変えようがない。なのに処方している本人に、「嫌だったら飲まなくていいよ」とか言われたら、患者は「飲まなくていいような薬なんて、始めから出さないで下さい」と思うのが普通ではないだろうか。患者にとっても、なりたくてなった「病氣」ではないと思うが、「病氣」に対する「治療者の責任」は、医療者と患者の相互にあり、その度合は「病氣」の重さによって暫時変化するものだと考えている。しかし、「どこにどう責任を負うのか」を常に明らかにしておかないと、容易にパワーを持つ人の都合で物事が動いてしまう。「ん～、精神科は難しいからね」というしか能のない人ほど、おいしく使えるパワーを乱用するんだな、これが。

うまく事が運ばないとすれば、話し合うのが一番の方法だと誰しも考えること。しかし、「アナタ、ホントニ、ニホンゴ、シャベツテマスカ？」と言いたくなるほど、目の前にいる人は、精巧な面を被った火星人間じゃないか（多分、相互にそう思っている）というコミュニケーション障害が頻発。所詮、現実というものも個人の認識によって形作られるのだから、「何が正しいか」という議論はもとより、「現実には何が起きているのか」の現実認識さえ、言葉にしてみると実は危

ういものだったということを知った。これが、時間とエネルギーを注いだ私のせめてもの収穫である。以来、火星人が「信頼関係」と言ったら、「え～と、餌づけてことね」、「共感」と言ったら「相手の感情も自分の感情も区別できなくなる」と、言葉の認識変換をして疎通をはかるという、コミュニケーション技術を習得しつつある。

看護婦の仕事は、「生活を見る」という意味でも現実的なものです。食べ物や空気を取り入れる、排泄し汗を出す。笑う、泣く。風呂に入る、眠る。生きている限り当然の「ナマ」なものを扱うので、その「ナマナマしさ」の余り「汚い」と嫌われる仕事でもあります。私は、「汚いものは強い。だけどやらなきゃ仕方無い」という了解の仕方でも看護という仕事をしていますし、「ナマ」なものを扱いたからおもしろいと思っています。私にとっては病氣も「ナマ」なものです。病氣の勢いとか向きを読むのは、自然との対決みたいにも思うこともあります。負けが悪くて、勝ちがいいのかどうかわからないけれども、何につけてもはっきりしていることは、「イキイキしている方の勝ち」ということかもしれない。そして、職場でのサバイバルの秘訣は、「腑に落ちません」「そう見えます」と自分の感じることは大事にすること。確かな現実、そこにしかないのかもしれないのだから。

< “ここの場所” から >

教室における関係性への一視点

向井 吉人 (東京都羽村市立松林小学校)

小学校三年生の教室にいる。近ごろ、給食の準備をしている時間に、私の教卓の周りに集まって来て、家庭でのことや友だちのことを話したりする。カセットデッキのスイッチを入れに米たり、膝へ乗っかって「おうまさんしてエ」と言う女の子がいたりする。スイッチを入れると、音楽会で演奏した「天空の城ラピュタ」のテーマ曲「君をのせて」がかかる。教室いっぱい聞こえるようになっていたので、近くにいらぬ私はたまらず、そっとボリュームをさげる。

話しかけて来る子とやりとりしながら、「おまえは赤ちゃんか?」と言いつつ、件の女の子をひざにすわらせて、足を上下左右に動かす。ひざに体温がつたわって来たり、嬉しそうな声を聞くと、なんだかこの娘の父親にでもなったかのような気分させられる。

このような関係のもちかたを、わずかな時間でもできたりすると、教室という場所での子どもとの関係性に、家庭的なもの、対的なもの、あるいはエロ的なものを感じることができる。学校というシステムの中で、学級担任を経験した者ならだれでも、多かれ少なかれ感受しているにちがいない感情ではないだろうか。

担任の子どもが我が子のように見えるときは、例えば、学校全体での集会などの時である。遅れて来たり、おしゃべりしていたりしていると、叱りつけたり、ハラハラしたりして眺めていることに気づく。こういう心理を利用して、「〇年〇組、少しうるさいよ!」などと言って集会を運営したりなぞする輩がいる。みんなの前で恥をかかされた親になってしまう。身体やケガで保健室に行った子がいると、養護の先生に「お世話になりました」と言ったり、学校全体にか

かれるイタズラや大けがをしたりすると、「私の指導が行きとどかず、ご迷惑をおかけしました。」などと謝ったりもする。これって、まさに、親のことばづかいではないだろうか。

また、子どもの方も、音楽や図工などの専科の授業のために教室を出ていくとき、「行ってきます」と、家を出ていくときのように言う。もちろん、私が教室に居れば、「ただいま!」と言って帰ってくる。こういう現象の根拠はどこにあるのだろうか。

しかし、学校における教室という場所は、いうまでもなく、子どもの年齢に応じて、最低限の知識を修得させ、集団(社会)生活についてのルールを学ばせるところである。学校教育の制度的意味がここにあり、さらに、現実とのさまざまな矛盾をはらみつつ、いわゆる「教育問題」を現象させている。このシステムがもたらす規範性を<共同性>としてみる。すると、教育における子どもとの関係は、時間割にしたがいながらの教科学習や学級活動、クラブ活動、そして学校行事などが想定できる。そのなかでは、子どもは「児童」であり「生徒」であり、指導-被指導、管理-被管理の権力的関係性になる。私たちは、「教師」となり権力の視線をもつことになる。その視線を「評価・評定」などと呼んでいるが、中学校の「内申書」、小学校の「ゆきとどいた教育」は、権力的まなごしの日常化とでもいえる思想ではないだろうか。

教室における授業という時間をスケッチしてみる。まず、「忘れ物」のチェックがある。チェックしなくても「忘れました」と言ってきたり、教科書やノートを使う場面になるとおのずとわかってしまう。はじまると、となりの子とおしゃべりしたりすると注意され

てしまう。黒板で説明してくれているときは「こっちを見て！」とどなられたりもする。消しゴムを落としたので拾おうとしたら、「なにやってるの！」とおどかされた。子どもの方から言えば、このようなことは、日常茶飯事であろう。授業の時間は、強く狭い規範が教室を支配している。

そこで、このような<共同性>と、冒頭からスケッチした<家族性>というか、<エロス性>との二重性が、教育における関係性のありかたではないかと考えることができる。

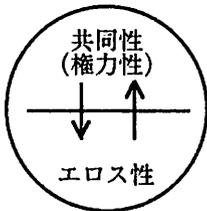


図1 教室における関係性

これを図示してみると図1のようになるが、教室を「学校」にまで、拡げてもたぶん妥当ではないかと思われる。ごく一般的な理解として、学校は少しずつ<共同性>を大きくしていく過程であると言えそうだ。特に、小学校では、一年生に「六年生のお兄さん、お姉さん」などと呼ばせる。家族のアナロジーが健在なのである。また、教師と子どもとの関係性を想定して、どれだけ勉強以外の面倒をみなきやいけないかを考えれば、一年生、二年生は、エロ的なつきあい、母親的・父親的つきあいが相当求められていることが、体験的に了解できる。

しかし、<共同性>と<エロス性>の度合は、いつも一定しているのではなければ、段階的に変化しているのではなさそうだ。私の教室における実感を反すうしてみると、<共同性>と<エロス性>を強弱させながら、子どもとつきあっているような気がする。そのあたりの気分を図示してみると、図2のようになろう。つまり、<エロス性>の強いかわりかた<共同性>の強いかわりかたがあって、それは休み時間と授業時間という区別ではなく、刻々と変化する内面の関係性を示そうとしている。

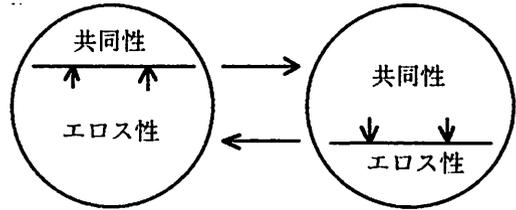


図2 内面における関係性

この内面のありかたは、子ども一人ひとりについても言いうるのではなかろうか。子どもも刻々と変容させながら、いわば、教師の顔色をうかがいながら、<エロス>と<共同>とのバランスを測っているにちがいない。けれどもまた、一人ひとりについて、しばらくつきあってみると、<エロス性>の度合あるいは<共同性>の度合の強さ-弱さがあることがわかってくるのだろう。良し悪しは別として、私などは、白髪のせいもあって「おじいちゃん」にされたりするくらいだから、子どもからみれば、<エロス>でつきあえる教員と思われているのかもしれない。

さらに、子どもどうしの関係性を投げ込んで考えてみると、また、めんどうになるのだが、小学校の高学年になると<エロス性>が大きくなっていくともいえる。親友とよべるような関係やおしゃべりを愉しむという関係は、エロスの交換である。<共同性>の支配が大きくなりつつある学校にあって、教員の<エロス性>もまた解体している現在、子どもどうしの<エロス性>が露出してきているのではないか、とすることができないだろうか。同様に、これは私の直感にすぎないが、「学校の怪談」の流行は、死や靈魂、血、殺人といったエロスへの渴望とみるできないだろうか。

*このほど、私家版で今までに書いた子ども論をまとめた『関係性へのまなざし』(126ページ)を作りました。1000円+送料で承ります。

連絡先：〒196 昭島市田中町3-5-14-30
1 電話0425-45-5997

< “この場所” から >

“ゆうゆう” 誕生顛末記 — 「居場所」 にこだわって —

嶺 昭子 (ゆうゆう)

大勢の仲間と一緒にリサイクルショップのある集いの場“ゆうゆう”をオープンして4カ月が過ぎました。

今日は久しぶりの秋晴れのせい、お客様も入れかわり立ちかわり。出したばかりの秋冬ものが好評のようです。看板娘のチカちゃんが「いらっしゃいませ」のジェスチュアで愛敬をふりまいています。奥では聴覚障害の鈴木さんにバッチワークを教えながらスナミさんが自己流手話で大奮闘。鈴木さんは私達に正しい手話を教えてくれるのですが、盛りを過ぎたオバサン達の脳ミソはそれを吸収しきれず、つい自分流に変えてしまうのです。「そろそろ、お茶にしようよ。」誰かが呼んでいます。私は、お向かいの草取りを頼まれてやっている“ゆうゆう”唯一の男性、人気者のクロちゃんを呼びに行き来しよう。

4月下旬、社臨総会の分科会「居場所づくり」で「誰でもがいつでも気軽に来られて‘ただいだけ’でもいいという場所がほしい」と発言しました。あの時点では“ゆうゆう”は影も形もなかったのですから、半年後にこうして新しい場所で新しい仲間たちと、お茶を飲んでいるなんて信じられない思いです。

私たち市民ネットワークちば（以下ネット）では3年前、「もう待てない！ 私たちで作る地域福祉」というシンポジウムを開いたことをきっかけに、地域での「居場所」を考えてきました。私自身、個人的にも「居場所」には強いこだわりを持っていましたが、それは現在、大学4年生になる娘が肢体不自由の障害を持ったことと関係があります。

障害が比較的に軽い、一生懸命がんばれば健常児に近づける、しかし、健常児ではないのです。さりと

て障害児と言うには、それを理解してもらいにくい。小さい時から今に至るまで、いつも健常者と障害者のハザマで心身ともに自分の居場所を求めてさまよっていたように思います。娘が障害にこだわらずに生きられる処はないのだろうか……これが私にとっては「居場所」につながっているような気がします。

“ゆうゆう”誕生の直接のきっかけになったのは、娘の養護学校の後輩で重度の心身障害を持つチカちゃん存在でした。

高等部を卒業後、施設のデイサービスに通っていたチカちゃんにとって、そこは好ましい場所ではなく、次第に元気をなくし、しまいには車椅子に乗ることさえ拒むようになりました。母親の高地さんは考えた末に、いくら通う場所があってもチカちゃんが生き生きできないところに無理に行かせるよりは、負担は重くなるけれど在宅で過ごそうと決心したのです。

高齢者の在宅介護と同じく、重度障害者の在宅も女性（母親）の負担の上に成り立っています。私の場合、娘の障害が軽いので介護の必要もなく、自分の時間を自由に過ごすことができます。子供の障害が重いか軽いかの違いだけで母親の生活が全く違ったものになる。（どちらが有意義かは別として）それは、私にはとても理不尽に思えました。第一、母親が疲れてしまつては、子供が生き生きできるわけはありませんもの。

個人で負うには重すぎる負担のほんの少しでも、みんなで支え合うことができないだろうか。チカちゃんにふさわしい場所はないのだろうか。高地さんも含めてネットの仲間と話し合っていくうちに、障害の有無に限らず年齢や性別などそれぞれの違いに関係なく、

誰でもがそこでホッとして元気になる場所が欲しい、という共通の思いが育っていきました。それが、社臨の総会での発言につながったのです。

総会から数日後の4月末のある日、「場所が見つかりそうよ。」という突然の仲間の声に、それっ飛び出したのが“ゆうゆう”づくりの始まりでした。

「思いついたらすぐやる、やりながら考える。」のが得意なネットのメンバーです。いくつかの場所を見ながら、地域に開かれた場所→ボランティアだけでなく、不特定多数のなるべくたくさんの人が出入りする→お店→元手がかからない→リサイクルショップ、そこまで考えるのに時間はかかりませんでした。

なにしろ、降って湧いたように突然、場所が見つかってしまったのですから、5月半ばの正式契約までの半月は、追い立てられるような日々でした。

まず、場所の名前は…世の中の忙しい流れに捕らわれず、ゆっくりゆったり、ホッとするイメージで“悠々”…“ゆうゆう”。運営は“ゆうゆう”に関わる人達が主体的に行う。ネットは当座の資金面などサポートする立場。

運営資金は、千葉市独自の福祉政策「ワークホーム制度」を利用する。これは養護学校卒業後の進路のひとつとして考えられたもので

- ・ 8帖以上の居室があること
- ・ 障害者が5人以上集まること
- ・ 週5日以上、1日5時間以上開かれていること

という比較的ゆるやかな条件を満たせば認可され、年間約400万円の補助金が出る制度で、10月の来年度予算編成に間に合えば、4月から開設できるのです。

今、千葉市には11カ所のワークホームがあります。

私たちのワークホームの内容としては、障害をもつ人とそれを手助けする人でリサイクルショップの仕事全般に関わる。ワークホームが核となり、いろいろな

人が集まるところにしたい。

関わる人については、まず賛同書を作り、ワークホームを利用したい人、お手伝いをしてくれる人、趣旨に賛同する人など、いろんな形で参加を募る。

5月中に店内の改装、6月中に地域へのアピール、リサイクルの品物集めなどの準備。7月2日オープン。

次々に決まっていくスピードに高地さんは呆気にとられ、「ネエ、本当にやるの?」なんて言ってるのです。

高地さんにとって、「障害に直接関係のない人達」がなんでこんなに一生懸命かわかるのか、こんな無鉄砲なやり方で本当に実現できるのか、初めのうちは疑心暗鬼の毎日だったようです。

それからの毎日はオープンに向けて全力投球。

内装を始め看板に至るまで、中古品や廃物を利用してすべて手作り。地域に向けて、品物集めやアピールのピラを撒く人、リサイクルショップの勉強をする人、障害福祉について調べる人などそれぞれの持つ才能(?)、特技が花開き、試行錯誤しながらも無から有を作り出す期間は、仲間のつながりを強める時間でもありました。

話し合いを重ねながら“ゆうゆう”の基本姿勢としては、

利用する障害者も手伝う人も、する側、される側という関係でなく、関わる人はみんな“ゆうゆう”の仲間。

誰かのため、~のためでなく、自分がやりたいと思って関わる。この2点を大切にしたい。

賛同者も100人を上回り、地域の反応は私達の予想をはるかに越え、品物を提供してくれる人、問い合わせなどの対応にてんてこ舞いのうちに、7月2日のオープンを迎えました。

障害を持った人は、チカちゃんひとりというスタートでしたが、こんなイイ場所だもの、5人のメンバーはすぐ集まるだろう。私達はそう思っていました。

まずは順調なすべりだして少しずつお客様も増え、関わる仲間の輪も広がっていきました。

養護学校関係者、福祉関係の人などの見学も多くなり忙しい夏でしたが、実は私達の子想もしていなかった大きな誤算があったのです。

利用希望で見学にくる人の多く（ほとんどが保護者）が、「ここでは、何をしてくれるんですか」、「1日の時間割は?」、「作業の内容は?」という質問をします。

「する側、される側」、「一律の作業」だけは絶対にやめよう、みんなで話し合っ一緒に作り上げていこう、と考えていた私達はそれを言葉をつくして説明するのですが、なかなか理解してもらえません。福祉はだれかにやってもらうもの、という感覚が知らず知らずのうちに常識になっている一面を見せられた思いです。関わっている人のほとんどが、障害と関係がないことも不安と戸惑いの原因になったようです。みんな異口同音に「いいところね」とは言うものの、なかなか参加しようという人は現れず、手伝う人の方が多いという笑えぬ状態でした。

ワークホームの申請のタイムリミットは近づき、さすがの私達も少々焦ってきました。認可が1年伸びるかどうかは資金面で大きな影響があり、「ゆうゆう」存亡の危機です。しかし、補助金をもらうために人を集めるのでは本末転倒。

考えた末、その時は出稼ぎでもすればいいか、とハラをくくりました。心にゆとりがないと本筋を見失う、そんな事を考えさせられる時期でした。

不思議なものでこちらの気分がゆったりすると、だんだん人が集まり始めワークホームの条件が整ってきて、10月初め、滑り込みセーフで仮申請を出すことができました。

そして、ワークホームとして認められる4月に向けて、次のステップを踏み出したところです。

以上が時間的には6カ月という短い間、一見、軽挙妄動とも思える行動の積み重ねでできた、“ゆうゆう”誕生の顛末です。

言葉にすると、あっけないほど簡単にも思えます。しかし、私はこの半年を「たくさんの人の心」が、ひとつのことに向かって凝縮していった濃密な時間だった、と実感しています。そしてその時間の中で、関わる人ひとりひとりが実に活き活きと輝いていました。

その余韻は、今も“ゆうゆう”に流れ、その活気がまた人の輪を広げていることを感じます。

ここでは、誰もが世間の常識や固定観念に捕らわれることなく、自由にものを考え、自由にものを言える。

それぞれが肩の力を抜いて、楽に自分自身でいられる。

集まってくる人の安らいだ表情を見ながら、障害をもつ人もさることながら、普通の人にとっても本音で生きられる場所って本当に少ないのだな、と思う毎日です。

今、私は「地域福祉の拠点として……」なんて大上段に振りかぶる気はさらさらなく、「居場所づくり」というのさえ、ある種のおこがましさを感ずるようになっていきます。

ただ単純に、誰でもがここに来て何かに（だれかに）出会い、生きているのがちょっと楽しくおもしろくなればいいな、と思っているのです。

“ゆうゆう”は人の「心」を合わせてできた場所。人の「心」と「心」が出会う場所。

極言すれば、「居場所」とは具体的な場所ではなく、「心と心が出会うこと」かな……?

そんな想いを強くしているこの頃です。

お問い合わせの際には次のところにどうぞ。お待ちしております。

千葉県若葉区平城台北1-4-7 ゆうゆう
でんわ 043-237-0760

< “この場所” から >

たかがPTA・されどPTA

味岡 尚子 (全国PTA問題研究会)

PTAとは気ながなものです。そう言えば、10年前も同じようなことで議論をしていたなあ、などと思えることがしばしばあります。今日の社会のように、スピードの時代、無駄を省き効率主義の世の中では、“PTA”にはもううんざり、と嘆いている人が多くいます。「いじめ、体罰、不登校など、子どものいろいろな問題を解決するには、PTAなんかにも力にならない。」と実感してのことのようです。しかし、嘆いていても何も解決しません。

PTAは、学校の付属機関ではなく自主的な任意団体であるという、基本的なことが、PTA会員の共通認識になっていないまま、今日に至っています。このことが「PTAは、子どもの問題を解決できない」と言われることの一つと言えるでしょう。

東京のある小学校PTAの話です。授業参観後の子どもたちの言葉が、PTA新聞発行中止の原因になりました。

「子どもたちの自然な言葉の中には、当然肯定的な意見もあれば批判的な意見もあるはずです。子どもたちの心の中にしても『今日先生はいつもと違っていった』とか『本当はあんなじゃないよ』とか『素敵だった』とか様々な声が聞こえてくるのが当然なはずですか。その声を何故削除しなければならぬのでしょうか。誰でも思う自然な言葉を書くことが何故いけないのでしょうか。それが教育ですか。それが教育的配慮ですか。子どもの自然な声を並べた文章を一体どれほどの権限で止めるのでしょうか。

「学校を批判する文章を書かれては困る」と言うなら、学校が批判を許さない存在であること自体が間違いなのです。」と広報部長は言っています。

このようなことは、多くのPTAで起きていることです。ほとんどの場合は発行する前に、学校で配付する印刷物は全て目を通すから見せるようにと、管理職に言われたら、親たちは、発行できないと思ひ込んでしまうのです。そして見せても何も言われぬようにPTA新聞をつくるというように自己規制をしてしまうのです。

一方で、少数のPTA会員であるかもしれないけれど、親と教職員が一緒になって、PTAが本気で動けば、学校や教育を、地域や社会を、よくできると、夢を抱きながら活動している人たちもいます。

学級PTAで、ちょっと勇気を出してドキドキしながら我が子についての悩みを話す。そんなことがきっかけで、子育ての視点を広げたり、親と教職員、そして子どもたちとも繋がっていき、問題を解決したということも、数多く報告されています。

はじめに言ったようにPTAは、ほんとに気ながなものです。よくPTAは制度化されていないことが、うまく機能していかない原因とか、親と教職員がそもそも一緒になった組織に無理があるとか、言う人がいます。いろんな場でいろんな運動をしていくことこそ大切だと、私は思っています。学校は、地域の住民が子どもたちの教育のために必要ということで、できた場だということをおまえば、同じ学校に通っている子どもの親たちが直接子どもたちの教育に関わっている教職員と共に、協力しながら、子どもたちを育てていきたいと思うことは、素直な気持ちです。

この素直な気持ちが、萎えるには原因があるはずで

す。その原因を見つけ、取り除いていく作業が必要です。また萎えそうな時には、自分自身が勇気を出したり、仲間に支えてもらったりすることも大切です。これこそPTAの場で培っていく大事なことの一つです。

「子どもの権利条約」を批准発効させたいま、絵に描いた餅にしないために、法制化していかなければいけないこともいっぱいあります。PTAは、「子どもの権利条約」の精神を文化として、会員一人ひとりの心の中にストンと落とししていかないと、みんなのものになっていかないでしょう。家庭、学校、地域の子どもたちのつぶやきや叫びを受けとめ、子どものしあわせって、いったい何なのか、ということから語り合っ、おとなの教育責任を果たしていくことが、PTAの活動だと思っています。

PTA活動を実践することが、結果として私たち自身が自立と共生を求めて、しっかり生きていくことになり、次の世代を担う子どもたちへのメッセージになると思っています。

私の所属している全国PTA問題研究会は(みんな

全P研と呼んでいます)子どもたちが、自分らしく生きることができるように、活動をしている実践的研究団体です。「地域の問題は地域住民の手で」という考えで活動するのがPTAです。全P研は、子どもをとりまく教育環境やPTAに関する問題を広く取り上げ、学習し、情報交換などを行っています。

具体的には、

- ① 年10回、会誌「PTA研究」を発行。
- ② 今夏、24回目を終えた、年1回の全国研究大会を開催。
- ③ 毎月第三土曜日に開催しているPTA実践講座での情報交換。
- ④ PTA相談や公開研究会などの開催。

これらの活動を通して、全国のPTAへ、PTA会員へ、メッセージを送り続けています。とても地味な活動ですが、ご関心をお寄せ下さる際には、次のところに、ご自由にお問い合わせ下さい。

全国PTA問題研究会(03-3439-0170)、または、味岡自宅(03-3424-8310)。

< “ここの場所” から >

“共生” を考える

工藤 定次 (タメ塾)

タメ塾という塾を始めて、20年が経ようとしている。

“来る者は拒まず”

という方針から、時代の要請によって多少の変化をして来たが、今は、不登校の子どもや社会拒否の大人たち、自閉症と称される人々や子どもたち、その他の障害を持った人々や子どもたちなどが、常時5、60人が集まっている。年齢は、小学1年生から、30歳まで幅広く、統一性はほとんどないに等しい。

タメ塾には、男子寮が1棟、6畳のアパート風の部屋が16、女子寮と称するマンションが2戸、部屋数6、学習室が5ブロック、野菜のカット工場(約12坪)が寮に隣接して1棟、もつ焼き“大吉”という店舗(約15坪)が、塾から歩いて5分ほどの所に1棟ある。スタッフは、私を含めて11名。

朝8時から塾の1日がスタートする。野菜のカット工場である。主たる野菜は、ゴボウ、セロリ、カブ。ゴボウは、カットゴボウ、手切りゴボウ、機械切りゴボウ、泥ゴボウの袋詰め、と多様である。1日に約150キロから200キロといったところか。カブは、葉を3分の1ほど切り落とし、皮をむき、半切りにして塩水につける。セロリは5センチの長さに切り、それを更に1センチに切り分ける。時には、ジャガイモや里イモの皮むきも。スタッフ2、3人に子どもたちが7、8人の工場。稼働時間は野菜の量にもよるが、朝8時から夕方4時頃まで。暖かい季節は少なく、寒くなると多い、という季節によって差がある。

その間、10時からは“タメ屋”という弁当が作られる。スタッフ1名に、主には女の子の塾生が手伝い、20個から30個作る。約2時間の作業である。

又、週に3回、朝10時半から12時まで、スポーツタイムがあり、水泳、卓球、サッカー、マラソン等が行われている。

1時から始まる、学習はほとんどの塾生が参加して、4時半まで行われている。中学校の内容を学習しているのが、2グループ。高校的内容を学習しているグループが2つ。自由教室と称し、何でもやっているグループが1つ。年齢はいずれもオープンである。又水曜日はカルチャーの日と称し、英会話、絵画、書道、和太鼓、の4グループが、プロの講師によって運営されている。土曜日はサークルの日で、各々の興味により、バンド、つり、プロレス、ワープロ等の活動を行っている。

夕方5時から、一般の塾生の学習、働いている人のための学習とともに、もつ焼き大吉がオープン。学習はどここの塾でもやっているようなものではある。もつ焼き屋は、スタッフ1名と、塾生が焼き方として1名。仕込みが3名とで行われている。夕方5時から10時までの5時間。巷の焼き鳥の一杯飲み屋と思って下されば結構。素人だけの飲み屋でもあり、実にノンビリしていて、目下大赤字。

ざっとタメ塾の活動は右のようなもの。何をどうやっているのやら、雑然としていて、整合性は無い、というのが正直な感想だと思うが、私には、私なりに脈絡があるつもり。どれも、これも

“生きる”

ということにつながっているのである。野菜のカット工場も、もつ焼き大吉も、私は私なりに考えた行動。社会では、なかなか受け入れられにくい人々や子どもたちに、ある程度の訓練がしてあげられれば、という

想いととも、万が一、世間という社会で受け入れられなければ

“共に生きて行く”

糧を得て行こう、という想い。

和子ちゃんと呼ばれている一人の女性。年齢は20歳。和子ちゃんは北陸のとある県の子で17歳の時にタメ塾にやって来た。最初の対面は、とある精神病院の面会室であった。一眼見たときに

“この子は早く病院から出るべきだ”

と思った子である。その旨を母親に話し、約2週間後にタメ塾へ。性に興味のある時期でもあり、毎日テレクラやホストクラブに電話をしたり、男性に身体を預けたり。2、3ヶ月は“事件”の無い日は無い、という毎日。正直言って、根気の勝負だ、と思った。身体を預けることの無謀さと、品性の無さ。性の大切さ、を何度も何度も繰り返した。砂に水をやるような無力感さえ持ったものである。だがやってみるもので性の想いは何とか治まった。しかし、今度は食への反動。吐くまで食べる、と言う日が続く。それも何とか治まった。その他にも色々。

“この子は一人では生きては行けない”

という私の想いは確信に近いものとなっていった。

そんなある日、和子が19歳の暮に、1本の電話。母親が突然亡くなった、という知らせだ。和子の母親は、夫は別居中で、この夫は、一切自分の子どもたちに(和子には3歳下の弟がいる。)関心が無く、自分だけの生活を考えているだけの人間。私は、和子の母の墓前に

“和子のことはどうか御安心下さい。私と女房が共に生きて行きますから”

と誓った。

先日、寮の門前でヒメさん(女房)の怒声が。寮生の窓がいくつか開けられる。余りの声の大きさに、何事が起きたのか、という興味から開けられた窓。私も

立上がり、寮をのぞいてみる。和子がヒメさんに叱られている光景が眼に入る。私とヒメさんの眼が合う。

どちらとも

“ニヤリ”

それでお終い。

帰って来たヒメさんに

「随分な大声じゃん。」

「叱るべきときは、キチンと叱っておかなくちゃね。これからずっと一緒に生きて行くんだから…。」サラリ、と言つてのける。そう、言葉にしまえれば実に簡単なのだ。

“一緒に生きていく”

すなわち

“共生”

の内実はこれなのだ。私はたったこれだけの言葉を、何年間も、何十年間も腹に落とすのに時間がかかったが、ヒメさんは何とも凄いな。

“オヌシ、デキル。”

と思わず胸中で叫んでしまった。

世間の人々は

“共生”

に関してアレコレ言う。それはどれも正しい精神から発せられているに違いない。だが、その内実は、どうも逃げ腰の精神が多くあり過ぎて、論に走るのだろう、との不満が私の中には在った。自らの生活を賭けずして、犠牲にせずしての

“共生”

などありはしないのだ。だが、

“一緒に生きて行く”

ことだけが

“共生”

の精神であるはずがないことは解る。だが、今の私には、否、私たちには

“一緒に生きて行く”

ことしか出来ない。それが共生の内実だ、と信ずる以外にない。

和子だけではなく、4、5人ほどの人々と恐らく

“一緒に生きて行く”

ことになろう。

“ずっと食べて行けるんだらうか”

という不安はある。ずっと私に在り続けている不安である。だが少しずつ、その不安も変化してきている自分に気付く。

“まっ、何とかなるだらう”

との予感が大部分を占めてきているからだ。

人間、所謂何かの不安はあり続けるものだと思つた風を装うことにした。それで随分と気が楽になった。タメ塾には、タメ塾の生き方があり、方向があれば良い、と思うようになった、今日この頃ではある。

タメ塾をのぞいてみたい方、どなたも歓迎です(電話0425-53-2575)。

投稿のお願い
日本社会臨床学会編集委員会

1. 日本社会臨床学会は、学会機関誌「社会臨床雑誌」を当分の間、年3回発行します。また、学会機関紙「社会臨床ニュース」を必要に応じて随時発行します。
2. 学会機関誌・紙への投稿はいつでも広く募っています。別に、特集などを予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。
3. 原稿枚数は、400字詰め原稿用紙30枚程度とします。それを越える場合には、編集委員会にご相談下さい。なお、〈「映画と本」で考える〉欄及び〈“この場所”から〉欄については、5～10枚程度とします。
4. ワープロ原稿の場合、プリント・アウトしたものに加えて、フロッピーを届けて下さい。その際、ご使用の機種により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。
5. 投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。
6. 掲載させていただいた方には、掲載誌・紙5部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、編集委員会にご相談下さい。
7. 投稿原稿は原則として返却しませんので、コピーをお手許に保存してください。
8. なお、編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

編集後記

何年か前に「バグダット・カフェ」という映画をビデオで観た。無意味なシーンがあったり、すこぶる深い意味をもつシーンがあったりしたが、それらは全て沈黙が支配するシーンであった。僕の映画への評価は、セリフや筋立ては全くといっていいほど気にせず、その映画を代表する凝縮した沈黙シーンがあるかどうかによって決定されてしまうのだが、さらに欲を言えば、無意味なシーンが映画に溶け込んでいると妙に興奮する。

僕は当時とてもその映画に感動して、誰かれ構わず、その映画を観るよう勧めた。しかし、律義に観てくれた友人たちの返答は、決まって「“主題歌だけは”すばらしかった」というものであった。彼らのうちの何人かは、かなり映画にうるさい人だったので、僕はすっかり映画に対する感性への自信を失い、それ以来、映画について沈黙を守るようになっていった。

つい先日、ひょんなところで、この映画を褒める人にやっと出会った。その人は、「温かい映画だった」と表現した。

僕は、その映画の一般的評価を知らない。そして、そうした評価に気をとられなくても済みそうだ。
(三輪)

本号で、明峯さん、中島さん、横山さん、そして、篠原の連載が終わる。最初から連載をお願いしたものもあるし、ほくのように、一回の予定が延び延びになったものもある。著者の皆さん、ご苦労様でした。これだけの連載に変わって、新しいものが登場していただけるものと楽しみにしている。

間もなく、本号のすべての原稿は三輪、篠原の手元を離れる。かくて、林さんのところで版下作成となる。彼のところでは、追って、ニュース16号、雑誌3巻1号などの編集、製版の仕事が駆け込んでくる。宜しく。

「三重の集會」、「京都総会」からもプログラムなどが届く。テーマと人々の広がり手が手に取るように伝わってくる。うれしく励まされて、編集の仕事に張りがいよいよ出てくる。ほくは、3巻1号のために、「らい」文学者、高比呂志さんとの対談を急いでまとめなくてはならない。そして、原稿をせっつく編集者に再変身しなければならない。そんなことをしていると、正月明けになるにちがいない。そう言えば、去年もこのパターンだった。読者の皆さん、著者の皆さん、来年もどうぞ宜しく。感謝。(篠原)

昨日、今日と暖かい日が続いてとても嬉しい。「夏は暑く、冬は寒いのが自然なんだよ」とは思っても、寒いのが好きじゃない僕は、やっぱり冬でも暖かい方が嬉しい。それに、こうやって編集後記を打つ指もかじかまないし。

でも、隣の部屋では彼女が、寒くなるとでる気管支炎の咳に苦しみがら何とか眠ろうとしている。医者からもらった咳止めは強力な薬で、のめばピタッと咳は止まるが、切れた後はなおひどくなる気がするし、だから、一日に何回ものめない。彼女の実家の母が、かりん酒を持たせてくれる。こちらの方は、咳がピタッと止まらないけれど、喉の痛みを和らげてくれるし、安心して飲める。でも、労働者である彼女は、朝からそれをひっかけていくわけにはいかない。

版下作成は今日がタイムリミット。まにあうか否か、コンピュータの演算速度にかかっている。(林)

社会臨床雑誌 第2巻第3号 Vol.2, No.3

発行年月日◆1994年12月25日

発行者◆日本社会臨床学会(代表 寺田敬志)

事務局: 神奈川県海老名市中央2-5-34-703 林 延哉気付

電話: 0462-34-5447

郵便振替: 東京7-707357(または、00170-9-707357)

銀行口座: あさひ銀行花畑支店普通472-1032602

印刷所◆有限会社ケイエム・プリント

東京都文京区白山3-3-13

電話: 03-3813-7921

小さな字でごめんなさい！ 1巻1号から2巻3号までの掲載リストを作ってみました。ご参照下さい。(編集委員会)

「社会臨床」に仮託するもの(山下直男).....	社会臨床雑誌, 1.1
社会臨床論序説—生活における臨床とは何か—(野本三吉).....	社会臨床雑誌, 1.1
社会臨床学からみた都高解放理論(八木晃介).....	社会臨床雑誌, 1.1
「高齢化社会」の反教育学(斎藤寛).....	社会臨床雑誌, 1.1
資格社会論—資格社会現況—(佐々木賢).....	社会臨床雑誌, 1.1
精神医療のなかの心理治療(三輪寿二).....	社会臨床雑誌, 1.1
「臨床家の知」と「臨床の知」の思索(矢野泉).....	社会臨床雑誌, 1.2
「他者理解」と「臨床」(生越達).....	社会臨床雑誌, 1.3
「登校拒否」から見えてくる学校・「障害」から見えてくる学校(石川恵彦).....	社会臨床雑誌, 2.1
強制断絶法と「障害」者の歴史(戸塚辰水).....	社会臨床雑誌, 2.1
「障害者観」を問う(児川哲郎).....	社会臨床雑誌, 2.1
「学習障害」について思うこと(林延敏).....	社会臨床雑誌, 2.1
野田事件—青山正さんの裁判の上告書に關して(中島直).....	社会臨床雑誌, 2.1
日本の精神医学は同性愛をどのように扱ってきたか(増嶋雅紀).....	社会臨床雑誌, 2.2
養護教諭教育と健康観(大谷尚子).....	社会臨床雑誌, 2.2
思われ、思われる「現場」(榎本俊雄).....	社会臨床雑誌, 2.2
「臨床」の相互性は成立するのか？(赤松昌子).....	社会臨床雑誌, 2.2
臨床移植法案提出に対し、あらためて「脳死—臓器移植」に反対する(林延敏).....	社会臨床雑誌, 2.2
「障害者の観」の存在証明に關する社会学的考察(石川直).....	社会臨床雑誌, 2.3
反響する知能遺伝主義者たち(真田孝昭).....	社会臨床雑誌, 2.3
新しい分級教育の潮流(三浦高史).....	社会臨床雑誌, 2.3
差別問題への関心(多田敏行).....	社会臨床雑誌, 2.3
自己教育力とカウンセリング(I)(中島裕壽).....	社会臨床雑誌, 1.1
自己教育力とカウンセリング(II)(中島裕壽).....	社会臨床雑誌, 1.2
自己教育力とカウンセリング(III)(中島裕壽).....	社会臨床雑誌, 1.3
自己教育力とカウンセリング(IV)(中島裕壽).....	社会臨床雑誌, 2.3
日本臨床心理学会改革20年をふりかえる(その1)(篠原隆治).....	社会臨床雑誌, 1.2
日本臨床心理学会改革20年をふりかえる(その2)(篠原隆治).....	社会臨床雑誌, 1.3
日本臨床心理学会改革20年をふりかえる(その3)(篠原隆治).....	社会臨床雑誌, 2.1
日本臨床心理学会改革20年を振り返る(4)(篠原隆治).....	社会臨床雑誌, 2.2
日本臨床心理学会改革20年を振り返る(5)(篠原隆治).....	社会臨床雑誌, 2.3
「人間と鳥」その1(明彦哲夫).....	社会臨床雑誌, 1.3
「人間と鳥」その2(明彦哲夫).....	社会臨床雑誌, 2.1
「人間と鳥」その3(明彦哲夫).....	社会臨床雑誌, 2.2
「人間と鳥」その4(明彦哲夫).....	社会臨床雑誌, 2.3
脳死社会における難問題(一)(秋塚徳).....	社会臨床雑誌, 1.2
脳死社会における難問題(二)(秋塚徳).....	社会臨床雑誌, 1.3
社会的価値としての育児日記(横山浩司).....	社会臨床雑誌, 1.3
社会的価値としての育児日記(2)(横山浩司).....	社会臨床雑誌, 2.3
母子関係論の素顔(その1)(小沢敦子).....	社会臨床雑誌, 2.1
母子関係論の素顔(その2)(小沢敦子).....	社会臨床雑誌, 2.3
「この場所から」新たな「別枠体制」に抗しながら(三浦高史).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」研究態度と「専門性」について(中城透).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」自立自働への助力の難しきこわさ楽しさ(伊藤友直).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」「指導困難校」と目される高校での実践活動(渡辺八郎).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」こだわりづけることをバネにして(福川三枝子).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」「がんばる」ということでよいか(長安めぐみ).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」「都市と人間」(明彦哲夫).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」「土曜日は、楽しい日？」(榎橋義男).....	社会臨床雑誌, 1.1
「この場所から」高校がなんぼのものというのだ(阿部夏人).....	社会臨床雑誌, 1.2
「この場所から」ある日突然に(大平由子).....	社会臨床雑誌, 1.2
「この場所から」「社説」と私たちを繋ぐもの(北村美佳).....	社会臨床雑誌, 1.2
「この場所から」指導状と致し私(榎本三枝子).....	社会臨床雑誌, 1.2
「この場所から」「確しとしての自己表現」を地域の中で持ってみて(鈴木美穂).....	社会臨床雑誌, 1.2
「この場所から」パネル・ディスカッション「障害をもつ僕たちの学校教育」の討論に参加して(山口悦子).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」近年高校入試事情—「偏差値」から「内申」へ—(深瀬正史).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」この場所まで(保田晴之).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」「教育依存社会」の渦中で(天野秀徳).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」わが子らの「登校拒否」からの出発(島内知子).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」薬を「飲まされる・飲む体験をめぐって(古井英輝).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」ゆきといた教育 青しい学校(村田乃伽子).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」『何もしい塾』と目われて10年が経りました(池見恒則).....	社会臨床雑誌, 1.3
「この場所から」『振り分け』の当事者を演じて思うこと(原島勲).....	社会臨床雑誌, 2.1
「この場所から」ウィメンズセンター岡山(市場恵子).....	社会臨床雑誌, 2.1
「この場所から」ご案内・大東市「とらいあんぐる」(谷奥克己).....	社会臨床雑誌, 2.1
「この場所から」日本会社本位主義の模式としての学校化社会を疑る(武田利邦).....	社会臨床雑誌, 2.1
「この場所から」3つの課題をめぐって(梅村淳).....	社会臨床雑誌, 2.1
「この場所から」「専門性」の足場はどこにあるか(伊藤由子).....	社会臨床雑誌, 2.1
「この場所から」一高校教員のつぶやき(上田達夫).....	社会臨床雑誌, 2.2
「この場所から」定期健康診断実施のO.A化にもまれて(山本栄子).....	社会臨床雑誌, 2.2
「この場所から」『現実』という言葉と精神医療(今給黎光子).....	社会臨床雑誌, 2.3
「この場所から」教室における関係性への視点(向井吉人).....	社会臨床雑誌, 2.3
「この場所から」“ゆうゆう”医師臨床記(横田昭子).....	社会臨床雑誌, 2.3
「この場所から」たかがPTA・されどPTA(味岡尚子).....	社会臨床雑誌, 2.3
「この場所から」共生を考える(工藤定次).....	社会臨床雑誌, 2.3
「映画と本」で考える『十二人の恐れる男たち』と『Q&A』を観て(武田秀夫).....	社会臨床雑誌, 1.1
「映画と本」で考える『臨床の知とは何か』を読んで(小沢敦子).....	社会臨床雑誌, 1.1
「映画と本」で考える『マルコムX』と談々の卒業式(飯田淳).....	社会臨床雑誌, 1.2
「映画と本」で考える『このつとりたちさずさんで』と『ざんげの夏』(津田正夫).....	社会臨床雑誌, 1.2
「映画と本」で考える『共同性』を求めて、名コンビの面白さ—佐々木賢、松田博公『教育—消費社会の文化変容—』(北斗出版、1992) —(三浦修).....	社会臨床雑誌, 1.2
「映画と本」で考える『もうひとつの』フォーリング・ダウン—映画『フォーリング・ダウン』を観て(木村英).....	社会臨床雑誌, 1.2
「映画と本」で考える『個性能力論』をえる視点—浜田寿英男著『発達心理学再考のための序説』—(宮崎隆太郎).....	社会臨床雑誌, 1.3

「映画と本」で考える「覚醒の春・向井承子さんの仕事―『看護婦の現場から』『看護とともに生きる』を読む（永畑退子）	社会臨床雑誌, 1, 9
「映画と本」で考える「江戸人の心性で今日のわれわれを読み解く―三橋修『コネクション』考―江戸の心性史―（河瀬光）	社会臨床雑誌, 1, 3
「映画と本」で考える「『I need you』といわれなくなったとき―映画『ザ・シークレット・サービス』をみて（野村謙子）	社会臨床雑誌, 1, 3
「映画と本」で考える「『十二人の怒れる男』の敬語（長谷川宏）	社会臨床雑誌, 1, 3
「映画と本」で考える「他者回返と男たちの夢―『仕立屋の恋』（水田宗子）	社会臨床雑誌, 2, 1
「映画と本」で考える「悩んだ末に、やっぱり『霧の中の娘たち』（池田祥子）	社会臨床雑誌, 2, 1
「映画と本」で考える「山下恒男の『子どもという不安』（現代書館刊）を読む（佐々木賢）	社会臨床雑誌, 2, 1
「映画と本」で考える「『ポランティア』と『環境保護運動はどこが間違っているのか？』を読んで（平井秀典）	社会臨床雑誌, 2, 1
「映画と本」で考える「『木と市長と文化会館、または7つの偶然』を観ながら・・・（根本育代）	社会臨床雑誌, 2, 2
「映画と本」で考える「『冬の娘阿』（不知火書房）に出会って（渡辺幹夫）	社会臨床雑誌, 2, 2
「映画と本」で考える「『シンドラーのリスト』を見て（曾木悦）	社会臨床雑誌, 2, 2
「映画と本」で考える「映画を読む試み（一）（武田秀夫）	社会臨床雑誌, 2, 3
「映画と本」で考える「『1991年 アメリカ合州国の夏』を読んで（曾木照成）	社会臨床雑誌, 2, 3
「映画と本」で考える「『障害児教育のパラダイム転換―統合教育への理論研究』を読むつづき考える（1）（林延敏）	社会臨床雑誌, 2, 3
「日本社会臨床学会設立総会報告」記念講演◆精神としての社会科学―民衆理性からの快狂―（梁原郁）	社会臨床雑誌, 1, 2
「日本社会臨床学会設立総会報告」シンポジウムⅠ◆「心理臨床から社会臨床へ」をめぐる	社会臨床雑誌, 1, 2
「日本社会臨床学会設立総会報告」シンポジウムⅡ◆生・老・病・死を考える―日々のくらしの中で―	社会臨床雑誌, 1, 2
「日本社会臨床学会設立総会報告」基調提案（日本社会臨床学会設立準備委員会）	社会臨床雑誌, 1, 2
「日本社会臨床学会設立総会報告」日本社会臨床学会会則	社会臨床雑誌, 1, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」記念講演：アイデンティティと共生の哲学（花崎孝平）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」シンポジウムⅠ「心理臨床から社会臨床へ」をめぐる（パート2）（三輪寿二）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」シンポジウムⅡ：出会いとしての「異文化」（楠原彰）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」分科会1：学校って何だろう、もういらぬのか？（武田利邦）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」分科会2：いること、逃げること（天野秀徳）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」分科会3：事例にすること・されること（平井秀典）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」分科会4：精神医療の場は人を癒し・生かしているか？（寺田敬志）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第2回総会報告」分科会5：いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える（林延敏）	社会臨床雑誌, 2, 2
「日本社会臨床学会第6回学習会『死刑制度の問題性』を考える」記録	社会臨床雑誌, 2, 2
厚生省「臨床心理士」国家資格化を批判する（日本社会臨床学会設立準備委員会）	社会臨床雑誌, 1, 1
厚生省「臨床心理技術者」国家資格化を批判する（日本社会臨床学会運営委員会）	社会臨床雑誌, 1, 3
第1期日本社会臨床学会運営委員会中間総括案（日本社会臨床学会運営委員会）	社会臨床雑誌, 2, 1
精神医療の現況における厚生省・メディカル国家資格化の問題（赤松晶子、我妻夕起子、三輪寿二、寺田敬志）	社会臨床雑誌, 2, 3
社稿へのご案内（1）（我妻夕起子）	社会臨床雑誌, 1, 3
社稿へのご案内（2）（佐々木賢）	社会臨床雑誌, 2, 1
社稿へのご案内（3）（戸畑香苗）	社会臨床雑誌, 2, 2

月刊 むすぶ

—自治・ひと・くらし—
94年11号 (No.287)

あーす書房
TEL(075)721-3619
10坪の中に未来がある

地球・自然・人間
を見つめる
情報ステーション

お申込み直接
送料込まじゅう

回シナンテ社
京都市左京区田中門前町96-2
☎075-721-0647 (Fax 兼用)

特集	大阪	大阪	大阪	東京	東京	京都	富山	資料
差別？ 表現の自由？	糾弾は相互変革の思想 障害者解放運動の現場から	差別と表現の自由を考える 部落解放運動の現場から	多文化社会における出版の自由に向けて 出版物の回収要請の事例から	「差別的表現」と図書館	「差別的表現」をめぐって	「差別」をめぐって	新聞の性差別的表現とのつきあい方	(社)日本てんかん協会の抗議文と声明文、 (株)角川書店の回答書とそれへの反論
	橘 敏雄	みなみあめん坊	湯浅俊彦	堀 渡	池野 亮	石川 淳	斉藤 正美	

1冊 700円

武田秀夫 著

定価一、九五〇円

茱萸と荒海

子どもの主題による
四十一の変奏

43歳で教師を辞めた著者は、私塾「覆国語教室」を自宅にひらいた。新米教師時代への鋭い自己検証から、塾での日常風景なども織りまぜながら、教育は今日のようにして可能なのか、教師であり続けることの意味とは何かを、軽妙な、おなじみ「武田節」の語りを通して鮮やかに考察している。文芸批評、映画批評にも精通する著者による超(スーパー)教育エッセイ。

村田栄一 著

定価一、九五〇円

授業からの解放

フレネ教育運動の試み

ヨーロッパでの10年に及ぶフレネ派教師たちとの交流を通して、押しつけ型ではない教育の実際の姿を描きながら、日本的強制教育の問題点を明らかにし、のびやかな教育の可能性を探る。

斎藤次郎 著

定価一、九〇〇円

「子ども」の消滅

子ども文化の細部に目を凝らしながら、近代が発見した「子ども」という輪郭が稀薄化し、おとなと子どもの境界が消失しつつある時代の意味を探る。著者久々の本格的評論集である。

斎藤次郎 著

定価一、五〇〇円

母親の条件 父親の条件

《増補版》

子育てに迷っている若いお母さん・お父さんに向けた育児指南の書。

門野晴子 著

定価一、七五一円

学校休んで、一息ついて

全国親子の一日ハッピー

学校に痛めつけられた親子を全国に追った渾身のルポルターージュ。

きらら
雲母書房

〒189 東京都東村山市恩多町4-16-6-A102
TEL. 0423-91-1881 FAX. 0423-95-3077

*定価はすべて税込価格です

世織書房

〒240 横浜市保土ヶ谷区天王町1-12-12
TEL 045-334-5554 振替 00250-2-18694

子どもたちが語る登校拒否

四〇二人のメッセージ
石川憲彦十内田良子十山下英三郎編 菊・三九一四円

子どもたちが語る登校拒否

ウオーリーの物語II 幼稚園の会話
V・ペイリー著/ト部千恵子訳 A5・二七八一円

佐藤学監修 幼児教育記録集I

戦後教育学の枠組を問う
教育学年報1 教育研究の現在
年報2 学校II 規範と文化

天野郁夫/寺崎昌男/安川哲
夫/田原宏人/廣田照幸/高木雅史/大田直子/今井康雄
D・タイヤック 他
A5・三六〇五円

学校の公共性を論議づける
教育学年報2 学校II 規範と文化

年報2 学校II 規範と文化
佐伯胖/M・カツツ/寺崎昌男/
竹中暉雄/清川郁子/森重雄/今井康雄/矢野智司/村山史世/柿沼秀雄/森田伸子 他
A5・三八一円

付・公募論文要領 A5・予価三七〇〇円

栗原彬教育のなかの政治/黒崎勲教育と教育行政/片桐芳雄小学校と国民統合/森田尚人発達観の歴史の構成/佐藤学教室という政治空間/藤田英典教育が持っている政治性の理論的検討/S・ポール教育、メージャー主義、そして「死者のカリキュラム」/D・ホルガン市場と教育要求/刈谷剛彦能力主義と「差別」との遭遇/田原宏人不自然な偏差値/神山正弘シカゴ教育管理改革の研究/青柳宏「読み書き」における物語性について/立川明アブタクシオンと授業/松下良平「他者」との共生のための道徳教育/島光美緒子ベスタロッチの言語・道徳・愛/田辺敬子イタリアの教育と教育学研究/書評西平直著「エリクソンの人間学」田中每実評

教育学年報3 教育のなかの政治

●森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編による研究者必読の書

マツト死事件 見えないいじめの構図

朝日新聞山形支局著 真相が不明のまま事件は迷路へ……。学校で起きた事件は、なぜ、迷路にはいりこむのか。
定価一、八五〇円

息子殺し 清じさせたのはだれか

斎藤茂男著「殺さないでくれ」と叫ぶ息子をめつた刺しにした両親。その滅刑を嘆願する署名。なぜ、世論は子殺しに同情的か!? 定価一、八五〇円

教師たちの犯罪 若いのが壊されていく

大島幸夫著 一日に二人の少年が自殺する……。死を選んだ少年の背後にあるものは何か。三人の少年の死を追って真相を究明。 定価一、八〇〇円

男と男の恋愛ノート

伊藤悟・十條瀬龍太著 「男ふたり暮らし」の続編。悪戦苦闘の暮らしづくりのなかで自分を見つめ、相手を発見していく。 定価一、八〇〇円

男ふたり暮らし ぼくのゲイ・プライド宣言

伊藤悟著 ゲイである著者がパートナーに出会うまでの軌跡をつづる。少数派である同性愛者が異性愛者へ送るメッセージ。 定価一、八〇〇円

癒しのセクシー・トリップ

わたしは車イスの私が好き 安積遊歩著 幼少から否定されてきた、障害のある自分が、そのセクシユリティをとり戻す過程のなかで、自己信頼を回復する。 定価一、八〇〇円

ワークシツプからだでも、おはなし

親子のふれあい体操 松井洋子著 ひとりごと、吃音……と時代の歪みを身体とこころで受けてしまふ子どもたち。体操をとおして、まず人と関係を拓く。 定価一、八五〇円

「子どものおとなの関係」誌 毎月五日発売 定価八〇〇円
定期購読 受付中



1月号・これでよかつたのか

「戦争」と平和教育

☆藤岡信勝氏提唱の歴史ディベート「大東亜

戦争は自衛戦争であった」を検討する。

12月号・早期教育といつ迷信
「子どもの能力は三歳までに決まる」はホント?

11月号・教師たちの燃えつき現象
教師、辞めたいなと思うことのあるあなたへ

現代書館

東京都千代田区三崎町2-2-12
電話03(3261)0778 振替東京2-83725

*定価は悪税込み

武田秀夫

セイレーンの誘惑

賢治の心の闇に差す漱石の影。賢治は漱石の影響をどれほど受けたろうか。これまでほとんど気が付かずにいた漱石の影を綿密な考証によって明らかにした好エッセイ。両者の同心象を見る。
2000円

石川憲彦

治療という幻想

障害の医療からみえること 医療技術の進歩は治療という幻想を肥大化させる。しかし、障害を直すとは、捨て去り、操作し、抹殺することではなかったか。障害の治療・克服・軽減を謳う医療・教育・福祉への警告。
2000円

山下恒男

子どもという不安

情報社会の「リアル」 現実の子どもとオトナが抱えている子ども観との亀裂が修復不可能なほど拡大し、オトナに不安を生じさせる存在となっている子ども。その変貌の背景をみつめ子どもとオトナの関係を再考する。
2000円

篠原隆治

共生・共学が発達保障か

80年代日教組全国教研の争論 障害児の「発達保障」論一元支配から「共生・共学」の理論・実践との激しい論争の場へ揺れ動いてきた障害児教育分科会の経緯。
2000円

北村小夜編

障害児の高校進学・ガイド

「うちらも行くんよ」14都道府県の取り組み 大部分の同級生が当たり前に進学する中、障害があっても遅れていても高校に行きたい。選抜制度に風穴をあける各地の取り組み。
2000円

子どもの権利条約と障害児

子どもの権利条約の趣旨を徹底する研究会編 分けられない、差別されないために 子どもを権利と自由の主体と規定した条約を障害児の視点から読み、教育・保育・医療・福祉、子どもと大人の関係をとらえ返す。
1000円

障害者・保育・教育の統合誌

季刊福祉労働65号

特集・How to自立の基礎づくり 年金・手当・生活保護、介護保障、住宅、各種器具等、当事者から見た制度点検。〈現場からのレポート〉スウェーデンの高齢者福祉現場／アメリカの精神科患者権利擁護プログラムと当事者活動。
1000円

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, 2-5-34-703, Tyuo, Ebina-Shi, Kanagawa-Pref. 243-04, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____ The Editorial Committee, The Japan Rinsho Association _____ (1)

A Sociological Discussion on the Re-Established Identity of Parents with Handicapped Children

_____ Ishikawa, J. _____ (3)

Counterattacking Intelligence-Hereditarians _____ Sanada, T. _____ (11)

A Newly-Appeared Trend of Separate Education _____ Miura, T. _____ (21)

Our Concerns Toward Discrimination Problems _____ Tada, T. _____ (27)

Film & Book Reviews

Takada, H.(33) Aoki, T.(40) Hayashi, N:(42)

People and Agriculture (4) _____ Akemine, T. _____ (52)

A Baby-Care Diary as a Social Apparatus (2) _____ Yokoyama, K. _____ (61)

A Critique of Self-Instruction Potential and School Counseling (4)

_____ Nakajima, H. _____ (72)

Critical Sketches on Theories of Mother-Child Relations (2) _____ Ozawa, M. _____ (79)

Thinking Back to the Past 20 Years of the Reformation of Clinical Psychology (5)

_____ Shinohara, M. _____ (90)

Problems of Co-medical Personnels to be Nationally-Licensed in Today's Psychiatric Fields

_____ Akamatu, S., Azuma, Y., Miwa, S. & Terada, T. _____ (104)

"Where We're At"

Imakiire, M.(113) Mukai, Y.(115) Mine, A.(117) Ajioka, S.(120)

Kudo, T.(122)

Invitation to The Conference on "Handicaps" in Mie Prefecture _____ (0)

The Information of The 3rd Convention of the Association _____ (131)

Guidelines for Contributors _____ (125)

The Editor's Comment _____ (126)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.